

平成 23 年 ( 2011 年 )

# 深川市議会会議録

第 1 回 定例会

第 1 回定例会 平成 2 3 年 3 月 3 日 開会

平成 2 3 年 3 月 2 3 日 閉会

深 川 市 議 会

## 平成 2 3 年第 1 回深川市議会定例会目次

会期日程.....	3 1
議決結果表.....	3 3
出席議員.....	3 7
説明のため出席した者.....	3 8
事務局職員出席者.....	3 9
意見書.....	4 0
一般質問通告表.....	4 4
 第 1 号 ( 3 月 3 日 )	
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	5 4
日程第 2 会期の決定について.....	5 4
日程第 3 諸般の報告.....	5 4
( 1 ) 議長諸般報告.....	5 4
( 2 ) 市長一般行政報告.....	5 4
( 3 ) 教育長教育行政報告.....	5 5
日程第 4 議案第 1 9 号 北空知圏振興協議会規約の一部を改正する規約について.....	5 5
日程第 5 議案第 2 5 号 町の区域の変更について.....	5 6
日程第 6 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度深川市一般会計補正予算 ( 第 7 号 ) .....	5 6
議案第 2 7 号 平成 2 2 年度深川市介護保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	5 8
議案第 2 8 号 平成 2 2 年度深川市国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	5 8
議案第 2 9 号 平成 2 2 年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	5 8
議案第 3 0 号 平成 2 2 年度深川市農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....	6 0
議案第 3 1 号 平成 2 2 年度深川市下水道事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	6 0
議案第 3 2 号 平成 2 2 年度深川市土地区画整理事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	6 0
議案第 3 3 号 平成 2 2 年度深川市水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	6 0
議案第 3 4 号 平成 2 2 年度深川市病院事業会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	6 1
〔 議案第 2 6 号 〕	
質疑・松沢一昭君.....	6 2
答弁・坂本企画総務部長.....	6 2
質疑・田中昌幸君.....	6 2
答弁・通市民福祉部長.....	6 2
質疑・北名照美君.....	6 3
答弁・通市民福祉部長.....	6 3
再質疑・北名照美君.....	6 4
答弁・通市民福祉部長.....	6 4
質疑・北名照美君.....	6 4
答弁・通市民福祉部長.....	6 4
答弁・松浦建設水道部長.....	6 5
質疑・松沢一昭君.....	6 5
答弁・松浦建設水道部長.....	6 5
質疑・北名照美君.....	6 6
答弁・松浦建設水道部長.....	6 6
再質疑・北名照美君.....	6 6
答弁・松浦建設水道部長.....	6 6
質疑・田中昌幸君.....	6 6
答弁・坂本企画総務部長.....	6 7
再質疑・田中昌幸君.....	6 8
答弁・坂本企画総務部長.....	6 8
日程第 7 議案第 3 5 号 深川市公平委員会委員の選任について.....	6 9
日程第 8 議案第 3 6 号 深川市固定資産評価審査委員会委員の選任について.....	6 9

日程第 9	議案第 37号	深川市固定資産評価審査委員会委員の選任について.....	7 0
日程第 10	議案第 38号	深川市固定資産評価審査委員会委員の選任について.....	7 0
日程第 11	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について.....	7 0
日程第 12	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について.....	7 1

第2号(3月4日)

日程第 1	議案第 4号	平成23年度深川市一般会計予算.....	7 4
	議案第 5号	平成23年度深川市介護保険特別会計予算.....	7 4
	議案第 6号	平成23年度深川市国民健康保険特別会計予算.....	7 4
	議案第 7号	平成23年度深川市後期高齢者医療特別会計予算.....	7 4
	議案第 8号	平成23年度深川市農業集落排水事業特別会計予算.....	7 4
	議案第 9号	平成23年度深川市地方卸売市場特別会計予算.....	7 4
	議案第 10号	平成23年度深川市下水道事業特別会計予算.....	7 4
	議案第 11号	平成23年度深川市土地区画整理事業特別会計予算.....	7 4
	議案第 12号	平成23年度深川市駐車場事業特別会計予算.....	7 4
	議案第 13号	平成23年度深川市水道事業会計予算.....	7 4
	議案第 14号	平成23年度深川市病院事業会計予算.....	7 4
日程第 2	議案第 15号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について.....	8 5
日程第 3	議案第 16号	深川市職員給与条例の一部を改正する条例について.....	8 5
	議案第 17号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について.....	8 5
	議案第 18号	深川市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について.....	8 5
日程第 4	議案第 20号	深川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について.....	8 6
日程第 5	議案第 21号	深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について.....	8 6
日程第 6	議案第 22号	市道の路線廃止について.....	8 6
	議案第 23号	市道の路線認定について.....	8 6
日程第 7	議案第 24号	深川市手数料徴収条例の一部を改正する条例について.....	8 7

第3号(3月7日)

日程第 1	一般質問.....		9 0
		1 - 1 . 2番・山田圭二君.....	9 0
		答弁・山下市長.....	9 1
		2 . 質問・山田圭二君.....	9 2
		答弁・坂本企画総務部長.....	9 3
		3 . 質問・山田圭二君.....	9 3
		答弁・坂本企画総務部長.....	9 4
		4 . 質問・山田圭二君.....	9 4
		答弁・一原教育部長.....	9 5
		5 . 質問・山田圭二君.....	9 7
		答弁・鈴木教育長.....	9 7
		6 . 質問・山田圭二君.....	9 8
		答弁・坂本企画総務部長.....	9 8
		7 . 質問・山田圭二君.....	9 9
		答弁・坂本企画総務部長.....	9 9
		8 . 質問・山田圭二君.....	1 0 0
		答弁・坂本企画総務部長.....	1 0 0
		答弁・一原教育部長.....	1 0 0
		答弁の訂正・山下市長.....	1 0 1
		2 - 1 . 12番・川中 裕君.....	1 0 1

	答弁・山下市長.....	1 0 2
2 .	質問・川中 裕君.....	1 0 3
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 0 4
	再質問・川中 裕君.....	1 0 5
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 0 5
3 .	質問・川中 裕君.....	1 0 5
	答弁・山下市長.....	1 0 6
4 .	質問・川中 裕君.....	1 0 7
	答弁・一原教育部長.....	1 0 7
5 .	質問・川中 裕君.....	1 0 8
	答弁・鈴木教育長.....	1 0 9
	再質問・川中 裕君.....	1 1 0
	答弁・鈴木教育長.....	1 1 0
3 - 1 .	8 番・松沢一昭君.....	1 1 0
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 1 1
	再質問・松沢一昭君.....	1 1 1
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 1 2
	再々質問・松沢一昭君.....	1 1 2
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 1 2
2 .	質問・松沢一昭君.....	1 1 2
	答弁・山下市長.....	1 1 3
3 .	質問・松沢一昭君.....	1 1 3
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 1 4
	再質問・松沢一昭君.....	1 1 5
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 1 5
4 .	質問・松沢一昭君.....	1 1 6
	答弁・一原教育部長.....	1 1 6
	再質問・松沢一昭君.....	1 1 7
	答弁・一原教育部長.....	1 1 7
	再々質問・松沢一昭君.....	1 1 7
	答弁・一原教育部長.....	1 1 8
5 .	質問・松沢一昭君.....	1 1 8
	答弁・通市民福祉部長.....	1 1 8
6 .	質問・松沢一昭君.....	1 1 8
	答弁・一原教育部長.....	1 1 8
4 - 1 .	1 3 番・東出治通君.....	1 1 9
	答弁・山下市長.....	1 2 0
2 .	質問・東出治通君.....	1 2 1
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 2 1
	再質問・東出治通君.....	1 2 2
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 2 2
3 .	質問・東出治通君.....	1 2 2
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 2 3
	再質問・東出治通君.....	1 2 3
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 2 3

第4号(3月8日)

日程第 1	一般質問.....	1 2 6
-------	-----------	-------

5 - 1 .	5 番・田中昌幸君.....	1 2 6
	答弁・山下市長.....	1 2 7
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 2 8

	再質問・田中昌幸君.....	1 2 8
	答弁・山下市長.....	1 2 9
	再々質問・田中昌幸君.....	1 2 9
	答弁・山下市長.....	1 2 9
2 .	質問・田中昌幸君.....	1 2 9
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 3 0
	再質問・田中昌幸君.....	1 3 1
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 3 1
3 .	質問・田中昌幸君.....	1 3 1
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 3 2
	再質問・田中昌幸君.....	1 3 3
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 3 3
6 - 1 .	1 4 番・太田幸一君.....	1 3 3
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 3 4
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 3 4
2 .	質問・太田幸一君.....	1 3 4
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 3 5
3 .	質問・太田幸一君.....	1 3 5
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 3 5
	再質問・太田幸一君.....	1 3 6
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 3 6
	再々質問・太田幸一君.....	1 3 6
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 3 7
4 .	質問・太田幸一君.....	1 3 7
	答弁・山下市長.....	1 3 7
	再質問・太田幸一君.....	1 3 8
	答弁・山下市長.....	1 3 8
7 - 1 .	1 番・宮田剛暁君.....	1 3 8
	答弁・山下市長.....	1 4 0
2 .	質問・宮田剛暁君.....	1 4 1
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 4 2
	答弁・一原経済・地域振興部長.....	1 4 2
	再質問・宮田剛暁君.....	1 4 2
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 4 2
	再々質問・宮田剛暁君.....	1 4 3
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 4 3
3 .	質問・宮田剛暁君.....	1 4 3
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 4 4
4 .	質問・宮田剛暁君.....	1 4 5
	答弁・松浦建設水道部長.....	1 4 5
5 .	質問・宮田剛暁君.....	1 4 5
	答弁・通市民福祉部長.....	1 4 6
8 - 1 .	6 番・楠理智子君.....	1 4 6
	答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 4 7
2 .	質問・楠理智子君.....	1 4 8
	答弁・坂本企画総務部長.....	1 4 8
3 .	質問・楠理智子君.....	1 4 8
	答弁・山下市長.....	1 4 9
4 .	質問・楠理智子君.....	1 5 0
	答弁・通市民福祉部長.....	1 5 1

第5号(3月9日)

日程第 1 一般質問.....	1 5 4
9 - 1 . 1 5 番・田中裕章君.....	1 5 4
答弁・山下市長.....	1 5 5
答弁・坂本企画総務部長.....	1 5 6
2 . 質問・田中裕章君.....	1 5 7
答弁・坂本企画総務部長.....	1 5 7
再質問・田中裕章君.....	1 5 7
答弁・坂本企画総務部長.....	1 5 8
3 . 質問・田中裕章君.....	1 5 8
答弁・川端市立病院事務部長.....	1 5 9
答弁・通市民福祉部長.....	1 6 0
5 . 質問・田中裕章君.....	1 6 1
答弁・松浦建設水道部長.....	1 6 1
6 . 質問・田中裕章君.....	1 6 2
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 6 3
再質問・田中裕章君.....	1 6 5
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 6 5
1 0 - 1 . 1 6 番・北名照美君.....	1 6 6
答弁・一原教育部長.....	1 6 6
再質問・北名照美君.....	1 6 7
答弁・一原教育部長.....	1 6 7
再々質問・北名照美君.....	1 6 7
答弁・一原教育部長.....	1 6 7
2 . 質問・北名照美君.....	1 6 7
答弁・一原教育部長.....	1 6 8
再質問・北名照美君.....	1 6 8
答弁・一原教育部長.....	1 6 9
答弁・鈴木教育長.....	1 6 9
議事進行・田中昌幸君.....	1 6 9
補足答弁・一原教育部長.....	1 6 9
再々質問・北名照美君.....	1 6 9
答弁・鈴木教育長.....	1 6 9
3 . 質問・北名照美君.....	1 6 9
答弁・通市民福祉部長.....	1 7 0
答弁・川端市立病院事務部長.....	1 7 0
4 . 質問・北名照美君.....	1 7 0
答弁・山下市長.....	1 7 1
5 . 質問・北名照美君.....	1 7 2
答弁・坂本企画総務部長.....	1 7 2
答弁・一原教育部長.....	1 7 2
6 . 質問・北名照美君.....	1 7 3
答弁・沢田経済・地域振興部長.....	1 7 3
答弁・坂本企画総務部長.....	1 7 4
7 . 質問・北名照美君.....	1 7 4
答弁・通市民福祉部長.....	1 7 4
再質問・北名照美君.....	1 7 5
答弁・通市民福祉部長.....	1 7 5

第6号(3月23日)

日程第 1 委員会報告第 1号.....	1 7 8
----------------------	-------

	議案第 16 号	深川市職員給与条例の一部を改正する条例について	
	議案第 17 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
	議案第 18 号	深川市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	
日程第 2	委員会報告第 2 号		180
	議案第 20 号	深川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	
	議案第 21 号	深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	
日程第 3	委員会報告第 3 号		182
	議案第 22 号	市道の路線廃止について	
	議案第 23 号	市道の路線認定について	
	議案第 24 号	深川市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	
日程第 4	委員会報告第 4 号		183
	議案第 4 号	平成 23 年度深川市一般会計予算	
	議案第 5 号	平成 23 年度深川市介護保険特別会計予算	
	議案第 6 号	平成 23 年度深川市国民健康保険特別会計予算	
	議案第 7 号	平成 23 年度深川市後期高齢者医療特別会計予算	
	議案第 8 号	平成 23 年度深川市農業集落排水事業特別会計予算	
	議案第 9 号	平成 23 年度深川市地方卸売市場特別会計予算	
	議案第 10 号	平成 23 年度深川市下水道事業特別会計予算	
	議案第 11 号	平成 23 年度深川市土地区画整理事業特別会計予算	
	議案第 12 号	平成 23 年度深川市駐車場事業特別会計予算	
	議案第 13 号	平成 23 年度深川市水道事業会計予算	
	議案第 14 号	平成 23 年度深川市病院事業会計予算	
日程第 5	議案第 39 号	平成 22 年度深川市一般会計補正予算（第 8 号）	184
		質疑・渡辺英雄君	184
		議事進行・東出治通君	185
		関連質疑・松沢一昭君	185
		答弁・坂本企画総務部長	185
日程第 6	議案第 40 号	深川市監査委員の選任について	187
日程第 7	意見案第 1 号	東北地方太平洋沖地震の救援に関する意見書	187
	意見案第 2 号	住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書	187
日程第 8		閉会中の継続審査について	188
日程第 9		閉会中の所管事務調査について	188

平成 23 年

## 深川市議会第 1 回定例会会議録

平成23年 3 月 3 日 開 会

平成23年 3 月23日 閉 会



平成23年第1回深川市議会定例会会期日程

会期 3月3日 21日間  
3月23日

日目	月	日	曜日	種別	審議事項等	開議時刻
1	3	3	木	本会議	会期の決定、諸般の報告、議案審議(平成22年度補正予算、選任等)、諮問	10:00
2		4	金	本会議	議案審議(平成23年度各会計予算、条例等)、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明、予算審査特別委員会の設置、予算審査特別委員会(予算説明)	10:00
3		5	土	休会		
4		6	日	休会		
5		7	月	本会議	一般質問	10:00
6		8	火	本会議	一般質問	10:00
7		9	水	本会議	一般質問	10:00
8		10	木	休会	常任委員会(総務文教、社会民生、経済建設)	
9		11	金	休会	事務整理	
10		12	土	休会		
11		13	日	休会		
12		14	月	休会	事務整理	
13		15	火	休会	事務整理	
14		16	水	休会	予算審査特別委員会	
15		17	木	休会	予算審査特別委員会	
16		18	金	休会	予算審査特別委員会	
17		19	土	休会		
18		20	日	休会		

日目	月	日	曜日	種別	審議事項等	開議時刻
19	2	1	月	休会		
20	2	2	火	休会	事務整理	
21	2	3	水	本会議	委員会報告、議案審議（平成22年度補正予算、選任、意見書）	10：28

平成23年第1回深川市議会定例会議決結果表

会期 自 平成23年 3月 3日(木)  
至 平成23年 3月23日(水)

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議 決 結 果	付託委員会	
議案第 4号	平成23年度深川市一般会計予算	23.3.23	23.3.4	183
		原案可決	予算審査特別	
議案第 5号	平成23年度深川市介護保険特別会計予算	〃	〃	183
		〃	〃	
議案第 6号	平成23年度深川市国民健康保険特別会計予算	〃	〃	183
		〃	〃	
議案第 7号	平成23年度深川市後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	183
		〃	〃	
議案第 8号	平成23年度深川市農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	183
		〃	〃	
議案第 9号	平成23年度深川市地方卸売市場特別会計予算	〃	〃	183
		〃	〃	
議案第10号	平成23年度深川市下水道事業特別会計予算	〃	〃	183
		〃	〃	
議案第11号	平成23年度深川市土地区画整理事業特別会計予算	〃	〃	183
		〃	〃	
議案第12号	平成23年度深川市駐車場事業特別会計予算	〃	〃	183
		〃	〃	
議案第13号	平成23年度深川市水道事業会計予算	〃	〃	183
		〃	〃	
議案第14号	平成23年度深川市病院事業会計予算	〃	〃	183
		〃	〃	
議案第15号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について	23.3.4		85
		原案可決		

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議 決 結 果	付託委員会	
議案第16号	深川市職員給与条例の一部を改正する条例について	23.3.23	23.3.4	178
		原案可決	総務文教	
議案第17号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	"	"	178
		"	"	
議案第18号	深川市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	"	"	178
		"	"	
議案第19号	北空知圏振興協議会規約の一部を変更する規約について	23.3.3		55
		原案可決		
議案第20号	深川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	23.3.23	23.3.4	180
		原案可決	社会民生	
議案第21号	深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	"	"	180
		"	"	
議案第22号	市道の路線廃止について	23.3.23	23.3.4	182
		原案可決	経済建設	
議案第23号	市道の路線認定について	"	"	182
		"	"	
議案第24号	深川市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	"	"	182
		"	"	
議案第25号	町の区域の変更について	23.3.3		56
		原案可決		
議案第26号	平成22年度深川市一般会計補正予算(第7号)	"		56
		"		
議案第27号	平成22年度深川市介護保険特別会計補正予算(第2号)	"		56
		"		
議案第28号	平成22年度深川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	"		56
		"		

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議 決 結 果	付託委員会	
議案第 29号	平成 22 年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)	23.3.3		56
		原案可決		
議案第 30号	平成 22 年度深川市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)	"		56
		"		
議案第 31号	平成 22 年度深川市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	"		56
		"		
議案第 32号	平成 22 年度深川市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号)	"		56
		"		
議案第 33号	平成 22 年度深川市水道事業会計補正予算(第 2 号)	"		56
		"		
議案第 34号	平成 22 年度深川市病院事業会計補正予算(第 3 号)	"		56
		"		
議案第 35号	深川市公平委員会委員の選任について	23.3.3		69
		同意		
議案第 36号	深川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	"		69
		"		
議案第 37号	深川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	"		70
		"		
議案第 38号	深川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	"		70
		"		
議案第 39号	平成 22 年度深川市一般会計補正予算(第 8 号)	23.3.23		184
		原案可決		
議案第 40号	深川市監査委員の選任について	23.3.23		187
		同意		
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	23.3.3		70
		適任と答申		

事 件 番 号	件 名	議決年月日	付託年月日	索 引
		議 決 結 果	付託委員会	
諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	23.3.3		71
		適任と答申		
意見案第1号	東北地方太平洋沖地震の救援に関する意見書	23.3.23		187
		原案可決		
意見案第2号	住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の 充実を求める意見書	〃		187
		〃		
	閉会中の継続審査について（総務文教、社会民生）	23.3.23		188
		決 定		
	閉会中の所管事務調査について（経済建設）	〃		188
		〃		

出席議員

議席 番号	氏 名	出 席 月 日					
		3.3	3.4	3.7	3.8	3.9	3.23
1	宮 田 剛 暁 君						
2	山 田 圭 二 君						
3	北 本 清 美 君						
4	長 野 勉 君						
5	田 中 昌 幸 君						
6	楠 理 智 子 君						
7	水 上 真 由 美 君						
8	松 沢 一 昭 君						
9	渡 辺 英 雄 君						
10	北 畑 透 君						
12	川 中 裕 君						
13	東 出 治 通 君						
14	太 田 幸 一 君						
15	田 中 裕 章 君						
16	北 名 照 美 君						

議席番号11は欠番

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	出 席 月 日					
		3.3	3.4	3.7	3.8	3.9	3.23
市 長	山 下 貴 史 君						
教育委員会委員長	上 垣 由 紀 子 君						
農業委員会会長	河 合 義 則 君						
選挙管理委員会委員長	松 田 俊 雄 君						
監査委員	大 内 俊 君						
副市長	寺 下 良 一 君						
企画総務部長	坂 本 光 央 君						
市民福祉部長	通 義 美 君						
経済・地域振興部長	沢 田 敏 幸 君						
建設水道部長	松 浦 龍 行 君						
総務課長	高 田 智 之 君						
財政課長	平 山 泰 樹 君						
教育長	鈴 木 英 利 君						
教育部長	一 原 慶 逸 君						
市立病院事務部長	川 端 政 幸 君						
公平委員会事務局長	坂 本 光 央 君						



事務局職員出席者

職名	氏名	出席月日					
		3.3	3.4	3.7	3.8	3.9	3.23
事務局長	山岸弘明君						-
事務局次長	渡辺加代子君						
議会庶務係長	水野紀子君						
議事係長	古村浩一君						
議事係兼議会庶務係	梶原仁君						

平成23年深川市議会  
意見案 第 1 号

東北地方太平洋沖地震の救援に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定に基づき提出する。

平成23年3月23日

提出者	深川市議会議員	川 中	裕
	深川市議会議員	長 野	勉
	深川市議会議員	北 畑	透
	深川市議会議員	渡 辺	英 雄
	深川市議会議員	太 田	幸 一
	深川市議会議員	楠	理智子
	深川市議会議員	田 中	裕 章
	深川市議会議員	水 上	真由美
	深川市議会議員	松 沢	一 昭
	深川市議会議員	北 名	照 美

## 東北地方太平洋沖地震の救援に関する意見書

去る3月11日にマグニチュード9.0という世界最大級の東北地方太平洋沖地震が発生した。巨大地震とそれに伴う最大10メートルを超える津波は、東北地方を始めとする東日本の広い範囲に激甚な被害をもたらした。多数の尊い人命と、住宅などの貴重な財産が失われ、交通・通信網などのライフラインも崩壊した。未だ多数の住民が孤立し救助を求めており、安否が不明の住民は数万人に達するなど、日を追って判明する被害の状況は拡大している。

また、福島県の原子力発電所においても、その施設が甚大な被害を受け、住民の被ばくも確認されており、広範囲にわたり周辺住民は避難を余儀なくされている。現在も今回の地震による被害の全容は明らかになっておらず、正に未曾有の大災害である。

多くの地域が壊滅的な被害を受ける中、避難生活を強いられている住民は30万人以上にも上っている。家族を始め、家・財産の全てを失うなど被害に遭った住民の不安と悲しみは極限にまで達しており、早急な被災者救済及び被災地復旧のための支援が強く求められている。

ここに深川市議会は、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、被災者に心よりお見舞い申し上げるとともに、被災者及び被災地への支援に全力で取り組み、関係各方面からの広範な支援を願うものである。また、政府に対し、人命救助に全力を挙げつつ、被災者救済及び被災地復旧に特別立法での対応も含め、早急かつ積極的な措置を採るとともに原子力発電所の事故による被害・飛散の拡大防止に努め、正確な情報の把握と開示を行い、既に被ばくされた方々には、「除染」などの万全の体制を整えるなど迅速な対応を行い、国民の不安を早急に解消するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月23日

北海道深川市議会

### 提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(防災)  
総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

平成23年深川市議会  
意見案 第 2 号

住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定に基づき提出する。

平成23年3月23日

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭
	深川市議会議員	北 名 照 美

## 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

現代社会における住民のくらしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素といえる。従って、安全・安心に移動することは国民の基本的人権のひとつであり、その交通・運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割である。

昨年6月22日、政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について、原則廃止の方針を打ち出し、地方運輸局もその対象としている。地方運輸局は、ご存知のとおり国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸にかかわる行政を行っている。

行政をどこが担うかを考えるとき、住民の安全・安心なくらしにとってふさわしいのはどこのかが重要な視点となる。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることは当然だが、自治体の区域を超えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政にあっては、自治体よりも国の方が効率的、効果的に担えるものと考えらる。

そもそも、交通運輸行政は地方では担っていないことから国との二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、住民の基本的人権たる移動する権利を国の責任で保障するためには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することはもちろん、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するためには地方運輸局の充実こそ必要といえる。

つきましては、下記の事項の実現を要望する。

### 記

1. 住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任をもって直接実施すること。
2. 住民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。
3. 広大な北海道の交通・運輸行政を充実するために、運輸支局を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月23日

北海道深川市議会

### 提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣

平成 2 3 年第 1 回深川市議会定例会一般質問通告表

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
1	2	平成公明クラブ 山田圭二	<p>1．人口減少と市政運営について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 市制施行後の国勢調査に基づく、人口動態及び高齢化率の推移について</p> <p>ア ピーク時の年次・人数と平成 2 2 年の人数、この間の減少数・減少率、高齢化率</p> <p>イ 平成 1 2 年から 2 2 年までの同様な数値</p> <p>(2) 社会動態の減少の要因分析について</p> <p>(3) 人口減少に歯どめをかける一層の取り組みについて</p> <p>(4) 1 0 年後、2 0 年後、3 0 年後の推測される人口動態を踏まえ、長期的展望に立った市政運営を目指すべきと思うが見解を</p> <p>(5) (仮称)人口対策協議会の設置の考えについて</p> <p>2．中山間地域と深川市の未来ビジョンについて〔市勢振興〕</p> <p>(1) 2 0 年後 3 0 年後の中山間地域の人々の想像される暮らしの認識について</p> <p>(2) 山林を活用した中山間地域の新しい価値感を生み出す取り組みを、深川市の将来を展望した施策として、第五次総合計画を含む長期ビジョンとして取り組む考えについて</p> <p>3．財政運営について〔一般〕</p> <p>(1) 国の平成 2 3 年度予算関連法案のうち、地方交付税法改正案が不成立の場合、1 兆 5 0 0 0 億円の減少となるとの報道があるが、この際の本市財政への影響と対応について</p> <p>4．学校運営について〔教育〕</p> <p>(1) 小学校の外国語教育導入の問題点と対策について</p> <p>(2) 学校給食の食中毒に対する対策について</p> <p>(3) いじめによる登校拒否と児童虐待の状況と対応について</p> <p>(4) 新型インフルエンザ対策について</p> <p>5．深川市学校配置基本方針について〔教育〕</p> <p>(1) 基本方針と地元協議の状況について</p> <p>(2) 保護者及び生徒の心配について</p> <p>(3) 跡地の利活用について</p>	9 0

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>6．海外資本による山林買収について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 土地売買のグローバル化現象に対する認識と見解について</p> <p>(2) 本市の現状と今後の対策について</p> <p>7．北海道からの権限移譲について〔一般〕</p> <p>(1) 平成22年度の移譲の状況と実績について</p> <p>(2) 平成23年度に移譲が予定される事務事業とその効果について</p> <p>8．深川市の「市歌」について〔一般、教育〕</p> <p>(1) 開基100年を記念して創作された「北斗わが市ふかがわ」を市歌として制定、普及する考えは</p> <p>(2) 学校教育でも普及し郷土愛の醸成に努めるべきと思うが見解を</p>	
2	12	公政クラブ 川中裕	<p>1．市長の基本姿勢について〔一般〕</p> <p>(1) 深川市の未来像について</p> <p>(2) 円滑な行政推進を図るための行政手法について</p> <p>2．北空知地域の「広域連携の強化」について〔市勢振興、一般〕</p> <p>(1) 北空知圏振興協議会の今日までの取り組み状況について</p> <p>(2) 一部事務組合（消防）の動向について</p> <p>(3) 深川市立病院に対する支援協議について</p> <p>3．深川穀類乾燥調製貯蔵施設増設に係る支援について〔農業〕</p> <p>(1) 深川マイナリー施設の現状と課題</p> <p>(2) 施設増設に対する市の支援対策について</p> <p>4．全国学力学習状況調査実施について〔教育〕</p> <p>(1) 市内小・中学校の調査結果について</p> <p>(2) 調査結果の分析と各学校の対応について</p> <p>(3) 学力の地域格差に対する教育委員会の見解について</p> <p>5．小・中学校適正配置について〔教育〕</p> <p>(1) 各学校の児童生徒数及び学級数の推移について</p> <p>(2) 「深川市学校配置基本方針」（教育委員会素案）策定に至るまでの経緯、経過について</p> <p>(3) 保護者対象の説明会規模、内容等について</p> <p>(4) 今後のスケジュールについて</p>	101

順位	議席番号	所属党派 氏名	件名	索引
3	8	日本共産党 議員団 松沢一昭	1. TPPへの参加を阻止する取り組みについて〔農業〕 (1) 農業団体及び市内諸団体を網羅した、TPP反対の 総決起集会の開催について 2. 市長の市政執行について〔一般〕 (1) 風通しのよい市役所づくりについて 3. 公営住宅について〔建設〕 (1) 深川市の人口減少と市内の民間空き家屋の状況及び 公営住宅建設計画について (2) 道営北光中央団地の結露の現状と対策について 4. 多度志地域の教育環境の整備について〔教育〕 (1) 多度志中学校の統廃合の問題が地域全体の問題とし て知られていない。地域の意向を重視すべきではないか (2) 地域懇談会に出された諸問題を解決すべきではないか (中学通学路の街灯、小学校グラウンド水はけ、 スクールバス) 5. 高齢者の交通確保について〔福祉〕 (1) 遠距離通院者等への交通費支援事業について 6. スポーツ合宿について〔市勢振興〕 (1) 一年間の取り組みとその反省、来年度へ向けた見通 しについて	110
4	13	公政クラブ 東出治通	1. 総合計画について〔市勢振興〕 (1) ポスト第四次総合計画の考え方について ア 計画規模・期間・策定期間について 2. 企業誘致について〔市勢振興〕 (1) 広里工業団地について ア 企業撤退後の団地内用地について イ 予定地の農業者への対応について 3. 地上デジタル放送について〔一般〕 (1) 難視聴地域について ア 調査結果の状況とその対応について	119



順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
5	5	民主クラブ 田中昌幸	<p>1．情報発信について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 山下市長の情報発信の考え方について</p> <p>(2) これまでの市の取り組みで広報ふかがわ、深川市ホームページ、同携帯版、深ナビなど充実していることは高く評価するが、広報ふかがわの1号の情報量が非常に多くなっているため、情報の見落としがあることや、速報性に対応できない状況がある。月2回発行や、週1回発行についての課題と解決策を伺う</p> <p>(3) 深ナビの活用状況について、実質的な稼動状況を伺う</p> <p>(4) 深ナビの携帯版の強化とメール配信の導入について</p> <p>2．プラザ深川について〔商工〕</p> <p>(1) 耐震診断と今後の利活用を改めて調査すべきではないか</p> <p>(2) 地域の情報発信基地としての役割と現状について</p> <p>(3) 地元商店会や町内会管理の検討について</p> <p>(4) まちの駅登録の検討内容について</p> <p>(5) 地域FM放送局の開設検討について</p> <p>3．財政情報の発信について〔一般〕</p> <p>(1) 深川市行財政改革緊急プログラム、行政運営プラン、財政収支改善案と、これまで計画実行途中で新たな計画が策定されることが繰り返され、その都度、年度ごとに計画全体の総括を行い、市民の皆さんに示すことを求めてきたが、実現されてこなかった</p> <p>2009年度から断行された財政収支改善案では、固定資産税の値上げ、まあぶ入館料の値上げ、委託料の大幅な縮減、生きがい文化センターパトリアールの休館など、市民の皆さんに大きな負担を求める内容だった</p> <p>8年間の財政推計の計画策定後2年を過ぎようとしているが、この間の総括について伺う</p> <p>(2) その内容を市民の皆さんにお知らせする方法について</p> <p>(3) 財政情報発信の今後の考え方について</p> <p>(4) 財政収支の見直しの検証と施策の見直しについて</p>	126

順位	議席番号	所属党派 氏名	件名	索引
6	14	民主クラブ 太田幸一	<p>1. 「民有地の外国への流出」防止対策は、いかに 〔市勢振興〕</p> <p>(1) 深川市内における「外国法人等」の所有実態は (2) 深川市として、何らかの形で対応する考えは (3) 深川市の水がめでもある「沼田ダム」の流域における山林の管理状況は</p> <p>2. 交通網（バス路線）の課題と対策は、いかに 〔市勢振興〕</p> <p>(1) 多度志十字路付近へのバス停（ジェイ・アールバス）の新設をジェイ・アール北海道バス株式会社に要請し、改善されたい</p> <p>3. 市役所のバリアフリー化推進における停滞はなぜか 〔一般、福祉〕</p> <p>(1) 市役所本庁舎にエレベーターを設置する考えは (2) 段差の解消（スロープ化）を行い、少なくとも車いすでの移動可能な改善はできないか</p> <p>4. 『福祉灯油』の実施は、いかに〔福祉〕</p> <p>(1) 生活保護世帯や年金生活者などへの『福祉灯油』を実施すべきではないか</p>	133
7	1	平成公明クラブ 宮田剛暁	<p>1. 平成23年度市政方針について〔一般〕</p> <p>(1) 平成23年度予算編成について (2) 健全財政のための歳入全般について (3) 起債及び基金について</p> <p>2. コミュニティセンターと公民館の整備・管理について 〔市勢振興、教育〕</p> <p>(1) コミュニティセンターへの住民要望の現状について (2) 公民館の使用料徴収について (3) これら施設の防犯対策について</p> <p>3. 各種地域通貨事業について〔商工〕</p> <p>(1) 過去に本市が行った各種地域通貨事業について (2) 他自治体で行っている地域通貨に類した事業の事例について (3) 各種地域通貨事業の継続的な取り組みに向けた調査、研究の考え方について</p>	138

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			4．市道への認定・昇格等について〔建設〕 (1) 本市の市道認定、廃止、区域変更等の基準について (2) 市道認定、廃止、区域変更等に関する住民要望の状況と市の対応や計画について 5．国民健康保険事業とジェネリック医薬品について〔医療、福祉、国保〕 (1) 純正医薬品とジェネリック医薬品との成分や効果の違い、安全性などについて (2) ジェネリック医薬品に関する国保加入者に対する通知、解説の状況について (3) ジェネリック医薬品が普及した場合、本市の国保会計に与える影響、効果について	
8	6	民主クラブ 楠 理智子	1．消費者行政について〔商工〕 (1) 深川市における消費者被害等の相談件数、内容について (2) 深川市における欠陥商品のリコール状況について (3) 深川市消費者センターについて (4) 消費者行政の一元化について 2．人口減少対策について〔市勢振興〕 (1) 地域崩壊につながる人口減少について 3．雇用情勢について〔労働〕 (1) 深川市の雇用状況について (2) 深川市の賃金、労働条件について (3) 働き続けるための条件整備について (4) 雇用の確保について 4．メンタルヘルスについて〔福祉〕 (1) ひきこもり対策について (2) 自殺者対策について (3) メンタルヘルス対策について	146

順位	議席番号	所属党派 氏名	件名	索引
9	15	新政クラブ 田中裕章	<p>1. 市長の市政方針を受けて、その基本姿勢について〔市勢振興〕</p> <p>(1) 平成23年度に向けて山下市長の基本姿勢と新年度予算の特徴と姿勢について</p> <p>(2) 地域主権の今後について</p> <p>2. 市政方針の主要施策 市民と協働して進めるまちづくり対策〔市勢振興〕</p> <p>(1) 市民との協働でつくる特色のあるまちづくりについて</p> <p>3. 市政方針の主要施策 人にやさしい健康福祉のまちづくり対策〔福祉、医療〕</p> <p>(1) 深川市立病院の今後について</p> <p>(2) 介護支援ボランティア制度について</p> <p>4. 市政方針の主要施策 人材と文化の育成に関する対策〔教育〕(割愛)</p> <p>(1) 給食センターでの衛生管理とノロウイルス等による食中毒対策について</p> <p>5. 市政方針の主要施策 安全・安心で快適な生活づくり対策〔建設〕</p> <p>(1) まちなか居住とコンパクトシティについて</p> <p>6. 市政方針の主要施策 豊かな産業づくり対策について〔商工、労働、市勢振興〕</p> <p>(1) 当市の観光の今後について</p> <p>(2) 平成23年度の市内の雇用状況と対策について</p> <p>(3) 移住・定住対策の現状と今後について</p>	154
10	16	日本共産党 議員団 北名照美	<p>1. 学校給食について〔教育〕</p> <p>(1) 岩見沢市の集団食中毒事件は決して対岸の火事ではない。深川市における給食センター及び主食である米飯とパンをつくっている納入業者の状況について問う</p> <p>2. 学校教育について〔教育〕</p> <p>(1) 平成22年第4回市議会定例会での「黒板」についての私の一般質問に対する答弁は問題だらけで到底看過できない。法律、規定に基づいて、毎年、黒板検査を実施するのか、しないのかなどを問う</p>	166

順位	議席番号	所属会派 氏名	件名	索引
			<p>3．市立病院について〔医療〕</p> <p>(1) 先日の地域医療フォーラムは出色の集会だった。夜間急病テレホンセンターの充実、市立病院を守る運動、医師と市民の意思疎通、医師確保等について問う</p> <p>4．除排雪について〔建設〕</p> <p>(1) 冬の生活にとって重要課題である雪処理について。市の除雪作業の検証と一層の改善、融雪施設設置資金融資について問う。またJR深川駅からプラザ深川間の歩道除雪についても尋ねる</p> <p>5．障がい者福祉について〔福祉〕</p> <p>(1) 市本庁舎トイレやパークゴルフ場に新設するトイレについて車いす使用可のものが一顧だにされていない。市理事者の基本姿勢について見解を問う</p> <p>6．商工振興について〔商工〕</p> <p>(1) 商工業者の深刻な状況とそれに持ちこたえるための方策を問う。緊急保証制度の対応、プレミアム商品券、市職員のボーナス時、商品券協力についての考え方は</p> <p>7．国民健康保険について〔医療〕</p> <p>(1) 現状と問題点、改善点などについて問う。また減免制度、資格証明書について、さらに制度の広域化についても尋ねる</p>	





平成23年第1回定例会

平成23年3月3日（木曜日）

深川市議会定例会会議録 (第1号)

平成23年 3月 3日(木曜日)

午前10時00分 開会

午後 0時03分 散会

○議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- (1) 議長諸般報告
- (2) 市長一般行政報告
- (3) 教育長教育行政報告
- 日程第 4 議案第19号 北空知圏振興協議会規約の一部を変更する規約について
- 日程第 5 議案第25号 町の区域の変更について
- 日程第 6 議案第26号 平成22年度深川市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第27号 平成22年度深川市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第28号 平成22年度深川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第29号 平成22年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第30号 平成22年度深川市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第31号 平成22年度深川市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第32号 平成22年度深川市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第33号 平成22年度深川市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第34号 平成22年度深川市病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第35号 深川市公平委員会委員の選任について

- 日程第 8 議案第36号 深川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第37号 深川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第38号 深川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について



(午前10時00分 開会)

○議長(北本清美君) ただいまから平成23年第1回深川市議会定例会を開会します。

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第78条の規定によって、楠議員、東出議員を指名します。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 初めに、本定例会に付議されます事件は、市長から提出のありました議案35件及び諮問2件であります。

次に、監査委員から11月分ないし1月分に関する例月出納検査結果報告の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しております。

次に、第1回定例会1日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって会期は本日から3月23日までの21日間に決定しました。

○議長(北本清美君) 日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長諸般報告を事務局長から申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 平成22年第4回市議会定例会後の12月15日以降昨日までの議会の動静概要は、お手元に配付のとおりであります。

これで議長諸般報告を終わります。

○議長(北本清美君) 次に、市長一般行政報告を行います。

山下市長。

○市長(山下貴史君)[登壇] 平成23年第1回市議会定例会の開会に当たり、一般行政の報告を申し上げます。

初めに、平成22年国勢調査の人口及び世帯数の速報値について申し上げます。本調査は、昨年10月1日全国一斉に実施され、本市におきましては163人の国勢調査員のご協力をいただき無事調査を終了したところであります。調査結果につきましては、2月15日北海道より速報値が公表されておりました、これによりますと本市の人口及び世帯数は、2万3,720人、1万100世帯となっており、平成17年実施の国勢調査と比較しますと、人口では2,118人、8.2%の減となり、世帯数では454世帯、4.3%の減ということになったところであります。この数値は、第四次深川市総合計画での平成23年度目標人口を大きく下回っておりますことから、これらの状況を厳しく受けとめ、今後も引き続き人口対策等の推進に鋭意取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、第42回ふかがわ氷雪まつりについて申し上げます。冬の最大イベントでありますふかがわ氷雪まつりは、ことしは2月5日、6日の2日間にわたって花園公園において開催されました。会場内には、ことしも旭川陸上自衛隊第2特科連隊のご協力によるメイン大雪像や大すべり台、あわせて市内関係機関・団体の皆様による多数の氷像や市民雪像が制作され、また会場の一角では、青年会議所主催のあったか汁グルメグランプリを初め、まごころゆきだるま、親子で楽しむ焚き火バーベキュー、スノーモービル・ラフティングなどさまざまな趣向を凝らした催しが行われ、多くの市民や近隣市町の方々のご来場をいただき、大勢に楽しんでいただいたところであります。また、メイン会場以外でも、プラザ深川では、商店街振興組合連合会による商店街おもしろウォークラリーが、またJR深川駅構内では、深川駅と物産振興会によるほっと牛乳サービスなどが行われ、いずれも好評を博し氷雪まつり全体が盛況のうちに終了いたしましたところであります。

次に、市内高校生の就職希望者の内定状況について申し上げます。市内高等学校卒業予定者のうち就職希望者の内定状況につきましては、2月末現在で、

就職希望者数64人に対し内定者は52人でございまして、就職内定率にいたしますと81.3%、就職未定者は12人ということになっております。これらの就職未定者につきましては、本市としましても学校を初め関係機関との連携により引き続き雇用環境の改善に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、交通安全について申し上げます。昨年1年間は、交通死亡事故の抑止と交通事故件数の減少ということを重点目標としまして、関係機関・団体と連携して交通安全運動を展開してまいりました。しかし、北海道は、都道府県別では残念ながら東京都と並びまして、6年ぶりの交通事故死全国ワーストワンという残念な結果になってしまったところであります。その中で、昨年本市における交通事故の状況は、交通事故件数が65件でございまして、前年を12件下回り、また事故死者数は3人でございまして、これも前年を3人下回るという結果になったわけでございます。しかしながら、負傷者数ということで見ますと、昨年1月に発生しましたJR函館本線踏切での大型ダンプと特急列車の衝突事故があったことなどから123人となりまして、前年より34人増加するという結果になったところであります。本年につきましては、現在までのところ大きな事故等は発生をいたしておりませんが、今後とも人命の尊重を基本に交通安全意識の高揚に努め、事故防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、行政の一端を申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（北本清美君） 次に、教育長教育行政報告を行います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君）〔登壇〕 平成23年第1回市議会定例会の開会に当たり、教育行政の概要について報告を申し上げます。

成人式について申し上げます。平成23年深川市成人式は、1月9日交流ホールにおいて171人の新成人の参加のもとに開催したところであります。新成人の皆さんは、成人としての自覚と責任を持ち、社会に貢献していくことを誓いあったところであります。式典に先立ち、深川混声合唱団コール・メムの合唱を行い、式典終了後には、箏みやび会小田社中による琴の演奏会を開催いたしました。最後に、参加者全員で集合写真を撮影し、盛会に終了したところであります。

次に、深川市学校配置基本方針（検討素案）説明会について申し上げます。児童・生徒が年々減少する状況の中で、活力ある教育活動を展開し、子供たちにとって望ましい教育環境を実現することに向けて、教育委員会では、平成21年度から深川市小・中学校適正配置のあり方に関する懇話会を開催し、市立小中学校の適正規模と適正配置についてご意見やご提案などをいただく中で、教育委員会の一定の考え方として深川市学校配置基本方針（検討素案）をまとめました。この基本方針（検討素案）について、まず現在の児童・生徒の保護者の方を対象にご説明申し上げ論議をいただき、理解を深めることが必要であるとの考えで、小中学校の全保護者の方に本検討素案を配付するとともに説明会のご案内をいたしました。説明会は、1月31日から2月8日の間に市内五つの中学校区においてそれぞれ開催し、検討素案の説明と意見交換を行いました。今後さらに地域の方々との論議を深めてまいります。

以上、教育行政の一端を申し上げ、報告といたします。

○議長（北本清美君） これで諸般の報告を終わります。

○議長（北本清美君） 日程第4 議案第19号北空知圏振興協議会規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第19号北空知圏振興協議会規約の一部を変更する規約について提案理由を申し上げます。

北空知圏振興協議会は、昭和46年8月の発足以来、深川市、沼田町、妹背牛町、幌加内町、秩父別町、そして北竜町の1市5町で連携をいたしまして、北空知地域の振興発展にいろいろ努めてまいりましたが、平成22年4月に幌加内町が、ご案内のように上川総合振興局管内に移行したことに伴い、同町より平成23年3月をもって北空知圏振興協議会を退会したい旨の申し入れがあり、平成22年12月開催の北空知圏振興協議会におきまして、当該幌加内町の退会の件について合意をしたところでございます。このことを受けまして、北空知圏振興協議会の規約について所要の変更を行うために、地方自治法第252条の6の規定により、本議会の議決を得ようとするも

のであります。なお、幌加内町については、引き続きオブザーバーとして本協議会に加わるということになっておりますので申し添えておきたいと思いません。以上、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第19号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第5 議案第25号町の区域の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第25号町の区域の変更について提案理由を申し上げます。

本議案は、土地区画整理法に基づく深川駅北土地区画整理事業の換地計画により、区域の中心的道路として整備いたしました市道駅北本通線が、現在の町の区域を分断しておりますことから、同市道を機軸として当該地区の町の区域の一部を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決をいたごうとするものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第25号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第6 議案第26号平成22年度深川市一般会計補正予算ないし議案第34号平成22年度深川市病院事業会計補正予算の9件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

初めに、議案第26号。

平山財政課長。

○財政課長（平山泰樹君）〔登壇〕 議案第26号平成22年度深川市一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出にそれぞれ1億5,926万2,000円を追加し、予算の総額を160億220万円とするものであり、第2条で債務負担行為の追加及び変更を、第3条で地方債の追加及び変更を定め、第4条で繰越明許費の設定を行うものであります。

初めに、20ページからの歳出予算についてご説明を申し上げます。なお、今回の補正予算は、年度中の事務事業の効率化を図り、経費の節減に努め、執行残の生じたもの及び補助事業等の確定によるものなど減額補正がその多くの部分を占めておりますので、主に増額補正にかかわる部分についてご説明をさせていただきますと存じます。

初めに、26ページをごらんください。3款民生費、1項2目障がい者福祉費、説明欄2、療育センター施設維持管理16万5,000円の増額と、後ほど出てまいりますけれども37ページにあります4款衛生費、1項4目保健事業費、健康福祉センター施設維持管理66万2,000円の増額、これらにつきましては、健康福祉センターの暖房用灯油が単価増等のために不足することになりましたため増額するものでございます。

同じく、3目老人福祉費、福祉除雪サービス事業42万3,000円の増額は、年初からの降雪により福祉除雪を希望する世帯が当初見込みよりもふえている

ことによるものでございます。

飛びまして、32ページをごらんください。5項1目総合福祉センター費3,465万円の増額補正は、国の支援を受けて、総合福祉センターの暖房給湯設備を改修し、高齢者、障がい者、子供が利用する談話室の整備、会議室等の整備を行うものであります。

34ページをお開きください。6項1目国民健康保険費2,403万8,000円の増額補正は、保険基盤安定費負担金の確定、出産育児一時金の増及び国保財政安定化支援事業に係る繰り出しを実施するものであります。

40ページをお開きください。4款衛生費、3項1目病院費5,289万9,000円の増額は、市立病院に係る特別交付税に算入された項目及び事業執行による精算を行うものなどであります。

次の42ページをお開きください。5項2目上水道費274万6,000円の増額は、説明欄1、低所得世帯負担軽減措置で46万1,000円、3、高料金対策に251万9,000円、基礎年金拠出金等でございます。

次の44ページをお開きください。6款農林水産業費、1項4目農業振興費1,120万円の増額補正は、昨年発生いたしました水稲いもち病に対してより一層の防除対策を推進するため、その一部を支援するものであります。

48ページをごらんください。7款商工費、1項2目商工振興費40万円の増額補正と、後ほど出てまいりますアートホール東洲館に係る12万円の増額補正は、経済センターの燃料費の不足を補うものであります。

次の50ページをお開きください。8款土木費、2項2目道路維持費の補正のうち、説明欄2、除排雪450万円の増額は、年明け以降の豪雪による排雪ダンプ借り上げ費用の増額等によるものであります。

飛びまして、54ページをお開きください。4項6目土地地区画整理事業費1,140万円の増額補正は、起債額確定により繰出金が増加したものであります。

飛びまして、62ページをごらんください。10款教育費、3項1目中学校学校管理費、説明欄3、学校暖房等200万円の増額補正は、灯油単価の値上がり等によるものであります。

次の64ページをお開きください。5項3目給食センター費50万円の増額補正は、重油価格の値上がりによるものでございます。

次の66ページをお開きください。先ほど申し上げ

ました7項3目文化奨励費12万円の増額は、灯油の値上がりによるものであります。

少し飛びまして、70ページをお開きください。13款諸支出金、1項6目減債基金費1億9,160万円の増額は、今後償還が始まることが見込まれる過疎債のソフト事業分などの償還に備えるため、基金積み立てを行うものであります。

7目公共施設整備基金費1億2,000万円の増額は、老朽化が進む公共施設の補修や修繕に備えて、あらかじめ基金に積み立てを行おうとするものであります。

9目教育振興基金費20万円の増額補正及び10目水田農業確立対策基金費53万円の増額補正は、それぞれ市に対する寄附金を積み立てるものであります。

戻りまして、5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正についてご説明を申し上げます。新たに追加する地方道路等整備事業につきましては、早期発注、完成を目指すものでありまして、変更いたします金銭登録機リースほか1件については、事業費確定により限度額の変更を図るものであります。

同じページの第3表地方債補正について説明をいたします。地方債補正は、農業ステップアップ推進事業ほか15事業については過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎債ソフト分を追加し、次の6ページ農業基盤整備事業債ほか4事業につきましては事業の確定による変更を図り、また臨時財政対策債については確定いたしましたことにより変更をし、また過疎債ソフト分である休日・夜間急病診療体制確保対策事業債については事業の確定により変更するものであります。その結果、地方債の限度額の合計を12億6,860万7,000円にしようとするものであります。

次に、同じページの第4表繰越明許費は、年度内の事業の完了が見込めないことから、あらかじめ上限額を設定いたしまして平成23年度に繰り越しを行うものであります。

次に、10ページをお開きください。歳入予算につきましては、地方交付税等において額の確定により補正をするとともに、国庫支出金及び道支出金等の特定財源の変更により剰余となります財源につきましては、18款繰入金において財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金などで約1億4,000万円減額しようとするものであります。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げ

げましたが、原案に賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） 次に、議案第27号ないし議案第29号。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君）〔登壇〕 私から、議案第27号ないし議案第29号の3特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第27号平成22年度深川市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億701万3,000円を減額し、予算の総額を20億3,381万4,000円にしようとするものであります。

歳出からご説明申し上げますので、12ページをお開きください。3、歳出、1款3項1目介護認定審査会費201万1,000円の減額は、深川市ほか5町で設置している介護認定審査会の委員研修等の開催回数の減によるものであります。

次に、14ページをお開きください。2款1項介護サービス等諸費2億4,677万8,000円の減額は、各目におけるサービスの利用者が当初見込みを下回ったことによるものであります。

次に、16ページをお開きください。2款2項1目高額介護等サービス費622万4,000円の減額は、利用者負担が高額となる施設介護サービス等の利用者が当初見込みを下回ったことによるものであります。

2目高額医療合算介護サービス費559万5,000円の増額は、介護保険と医療保険の利用者負担を合算し、一定の額を超える支給対象者が当初見込みを上回ったことによるものであります。

次に、18ページをお開きください。3款2項4目任意事業費354万9,000円の減額は、在宅老人等給食サービス事業において、対象者の入院や施設入所または他の介護サービス利用などにより、配食数が当初見込みを下回ったことによるものであります。

次に、20ページをお開きください。4款1項1目介護保険準備基金積立金4,595万4,000円の増額は、介護サービス給付費等の減額等に伴い生じる保険料剰余分を介護保険準備基金へ積み立てるものであります。

戻りまして、8ページをお開きください。2、歳入、1款1項1目第1号被保険者保険料233万3,000円の増額は、被保険者数が増加したことなどによる

ものであります。

2款1項1目認定審査会負担金98万2,000円の減額は、介護認定審査会費の減額に伴う北空知5町からの負担金が減となるものであります。

3款1項1目介護給付費負担金4,204万2,000円の減額及び2項1目調整交付金1,855万5,000円の減額は、国庫支出金の対象保険給付費の減によるものであります。

2項3目地域支援事業交付金64万9,000円の減額は、交付金対象事業費の減によるものであります。

4款1項1目介護給付費交付金7,422万3,000円の減額及び5款1項1目介護給付費負担金3,836万5,000円の減額は、支払基金交付金や道支出金の対象保険給付費の減によるものであります。

5款2項2目地域支援事業交付金32万4,000円の減額は、交付金対象事業費の減によるものであります。

7款1項1目一般会計繰入金3,227万8,000円の減額は、繰り入れ対象の総務費や保険給付費及び地域支援事業費の減によるものであります。

10ページをお開きください。9款3項4目雑入192万8,000円の減額は、在宅老人等給食サービス事業の減に伴う利用者負担金の減によるものであります。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第28号平成22年度深川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ666万1,000円を減額し、予算の総額を34億7,643万9,000円にしようとするものであります。

歳出からご説明申し上げますので、12ページをお開きください。3、歳出、1款1項1目一般管理費63万4,000円の増額は、レセプトの電子化に伴う国保連合会への分担金の増によるものであります。

次に、14ページをお開きください。1款4項1目特別対策事業費90万9,000円の減額は、非常勤職員共済掛金の増及び事務費節減などによる不用額の減によるものであります。

次に、16ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費2,100万円の減額は、一般被保険者に係る療養給付費の減によるものであります。

2目退職被保険者等療養給付費1,500万円及び3目一般被保険者療養費410万円及び4目退職被保険者等療養費12万円の増額は、それぞれの費用の増によるものであります。

次に、18ページをお開きください。2款2項1目一般被保険者高額療養費1,300万円及び2目退職被保険者等高額療養費200万円の増額は、それぞれの費用の増によるものであります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費150万円の減額は、一般被保険者に係る高額介護合算療養費の減によるものであります。

次に、20ページをお開きください。2款3項1目出産育児一時金84万円の増額は、出産件数の増の見込みによるものであります。

次に、22ページをお開きください。6款1項1目介護納付金47万1,000円の減額は、道納付金の確定に伴う減によるものであります。

次に、24ページをお開きください。7款1項1目高額医療費拠出金377万1,000円及び2目保険財政共同安定化事業拠出金1,206万4,000円の減額は、拠出金の確定によるものであります。

次に、26ページをお開きください。8款1項1目特定健康診査等事業費194万円の減額は、特定健診等の委託料の減及び特定保健指導用の備品購入費の増によるものであります。

次に、28ページをお開きください。8款2項1目保健衛生普及費70万円の減額は、医療費通知に要する費用の減によるものであります。

戻りまして、8ページをお開きください。2、歳入、1款1項国民健康保険税1,700万円の増額は、国保税の調定見込みの増によるものであります。

2款1項1目療養給付費等負担金4,975万3,000円の減額は、変更申請に伴う減によるものであります。

2目高額医療費共同事業負担金94万3,000円の減額は、同負担金の確定によるものであります。

3目特定健康診査等負担金125万5,000円の増額は、補助金申請に伴う増によるものであります。

2項1目財政調整交付金1,771万2,000円の減額は、実績報告に伴う減によるものであります。

2目出産育児一時金補助金6万円の増額は、出産件数の増によるものであります。

3款1項1目療養給付費交付金1,711万3,000円の減額及び4款1項1目前期高齢者交付金71万1,000円の増額は、同交付金の確定によるものであります。

次に、10ページをお開きください。5款1項1目高額医療費共同事業負担金94万3,000円の減額は、同負担金の確定によるものであります。

2目特定健康診査等負担金125万5,000円の増額は、補助金申請に伴う増によるものであります。

2項1目道財政調整交付金552万5,000円の減額は、同交付金の変更申請に伴う減によるものであります。

6款1項共同事業交付金2,490万5,000円の減額は、同交付金の確定によるものであります。

8款1項1目一般会計繰入金2,403万7,000円の増額は、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援金等の増によるものであります。

2項1目基金繰入金は、収支不足のため6,591万5,000円の増額を行うものであります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第29号平成22年度深川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,064万3,000円を減額し、予算の総額を3億1,984万1,000円にしようとするものであります。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開きください。3、歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金2,064万3,000円の減額は、平成22年度保険料収入見込みの減に伴う広域連合への保険料負担金1,949万1,000円の減額及び平成22年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の決定に伴う負担金115万2,000円の減額によるものであります。

戻りまして、8ページをお開きください。2、歳入、1款1項1目特別徴収保険料1,328万2,000円の減額は、現年度特別徴収保険料収入見込み額の減に伴う減額であります。

2目普通徴収保険料620万9,000円の減額は、現年度分普通徴収保険料収入見込み額の減に伴う696万5,000円の減額及び滞納繰り越し分普通徴収保険料の確定に伴う75万6,000円の増額であります。

4款1項1目一般会計繰入金115万2,000円の減額は、平成22年度保険料収入見込み額の減に伴う保険基盤安定繰出金の減額であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきますが、3特別会計に係る補正予算について、よろしくご審議の上、原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） 次に、議案第30号ないし議案第33号。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君）〔登壇〕 議案第30号から議案第33号までの4議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第30号平成22年度深川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額から、600万円を減額し、予算の総額を1億4,700万円にしようとするものでございます。

第2条は債務負担行為の変更、第3条は地方債の変更及び廃止でございます。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開き願います。3、歳出、3款1項3目個別排水処理施設整備費600万円の減額は、合併処理浄化槽の予定設置基数の減少見込みによる工事請負費の減額でございます。

戻りまして、4ページをお開き願います。第2表の債務負担行為補正は、水洗化資金融資件数の確定に伴い、個別排水処理施設整備事業は限度額を変更し、農業集落排水事業は廃止するものでございます。

第3表の地方債補正は、個別排水処理施設整備事業の工事費の変更に伴い、限度額を600万円減額し、1,010万円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。2、歳入、6款1項1目個別排水処理施設整備事業債600万円の減額は、工事費の変更に伴う起債借入額の減額でございます。

以上で農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第31号平成22年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の総額に1億955万円を増額し、予算の総額を9億3,955万円にしようとするものでございます。

第2条は債務負担行為の変更、第3条は地方債の追加及び変更、第4条は繰越明許費の設定でございます。

歳出から申し上げますので、10ページをお開き願います。3、歳出、1款1項1目一般管理費37万円の増額は、人事異動によります負担金の増額でございます。

2目施設維持管理費650万円の減額は、事業費確定見込みによるものでございます。

次に、12ページをお開き願います。2款1項1目元金1億1,568万円の増額は、公的資金の補償金免除による繰上償還額でございます。

戻りまして、4ページをお開き願います。第2表の債務負担行為補正は、平成22年度中の水洗化資金融資件数の確定に伴い、限度額を変更するものでございます。

第3表の地方債補正は、補償金免除繰上償還に伴い、低利子に借りかえるための借換債1億1,540万円を追加し、また特別措置分につきましては、確定見込みにより限度額を20万円増額し、3,930万円とするものでございます。

第4表の繰越明許費は、社会資本整備総合交付金を活用する下水道雨水管布設工事を次年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。2、歳入、2款1項1目下水道使用料605万円の減額は、下水道使用世帯数の減少や節水等による処理水量の減少によるものでございます。

7款1項1目下水道事業債1億1,560万円の増額は、先ほど第3表の地方債補正でご説明申し上げた内容のとおりでございます。

以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第32号平成22年度深川市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正では、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、第1条で歳入歳出予算の区分ごとの金額の補正を、第2条で地方債の変更を図ろうとするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開き願います。3、歳出、1款1項1目土地区画整理事業費は、地方債確定見込みによる財源内訳の補正でございます。

戻りまして、3ページをお開き願います。第2表の地方債補正は、地方債の確定見込みにより限度額を1,140万円減額し、4,560万円に変更しようとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。2、歳入、3款1項1目

一般会計繰入金の1,140万円の増額及び5款1項1目土地区画整理事業債の1,140万円の減額は、いずれも地方債確定見込みによるものでございます。

以上で土地区画整理事業特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第33号平成22年度深川市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、地方公営企業繰出金の基準変更による一般会計補助金の増と事業費確定見込みによる消費税納付額の増及び不用額の減が主な内容でございます。

初めに、予算本文についてご説明申し上げます。第2条では、予算第3条に定めた水道事業収益の営業外収益に314万円増額、水道事業費用の営業費用から120万円減額及び営業外費用に120万円を増額するものでございます。

第3条では、予算第7条に定めた他会計からの補助金を314万円増額するものでございます。

3ページをお開き願います。収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入の部、1款2項2目他会計補助金314万円の増額は、地方公営企業への繰出金の基準が変更となったことから、一般会計補助金が増額となるものでございます。

支出の部、1款1項2目配水及び給水費120万円の減額及び2項3目消費税及び地方消費税120万円の増額は、いずれも事業費確定見込みによるものでございます。

以上、4会計にかかわる補正予算につきまして、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、原案にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） 次に、議案第34号。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君）〔登壇〕 議案第34号平成22年度深川市病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

初めに、予算本文について申し上げます。第2条では、平成22年度深川市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量中、年間患者数外来15万660人を14万4,342人に、1日平均患者数外来620人を594人にそれぞれ改めるものであります。

第3条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、収入の予定額を1,037万3,000円減額し、総額を44億3,552万9,000円に、支出の予定額を1億7,477万8,000円減額し、総額を48億2,612万

4,000円に改めるものであります。

第4条では、予算第4条に定めた資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を1億9,894万8,000円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額を4万円に、損益勘定留保資金を1億9,890万8,000円にそれぞれ改め、資本的収入の予定額を23万2,000円増額し、総額を3億773万2,000円に、支出の予定額を592万円減額し、総額を5億668万円に改めるものであります。

次のページをお開きください。第5条では、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費を23億7,152万8,000円に改めるものであります。

第6条では、予算第7条に定めた一般会計からの補助金を1億8,842万円に改めるものであります。

第7条では、予算第8条に定めたたな卸資産購入限度額を6億9,231万3,000円に改めるものであります。

7ページをお開き願います。収益的収入及び支出の予算内容について主なものをご説明申し上げます。初めに、収入であります。1款1項1目入院収益6,793万3,000円の減額は、7対1入院基本料の算定開始が2カ月おくれたことなどにより見込みを下回ることによるものであります。

2目外来収益343万8,000円の増額は、外来患者数は見込みを下回るものの、収入単価が見込みを上回ることによるものであります。

2項2目他会計補助金4,019万1,000円の増額及び3目他会計負担金1,678万8,000円の増額は、一般会計からの繰り出し額の確定によるものであります。

次に、支出であります。8ページの1款1項1目給与費1億4,562万円の減額は、医師の減少や7対1入院基本料算定のための看護師確保のおくれなどによるものであります。

2目材料費3,000万円の増額のうち薬品費5,500万円の増額は、診療報酬改定による新薬創出加算の導入により薬品購入単価の減額幅が見込みより少なかったことなどによるもので、診療材料費2,500万円の減額は、整形外科の手術材料の減などによるものであります。

3目経費3,349万5,000円の減額のうち委託料2,800万円の減額は、医事業務などの委託業務の見直しによるものであります。

9ページの2項1目支払利息及び企業債取扱諸費



2,400万円の減額は、一時借入金の運用による支払利息の減によるものであります。

10ページの資本的収入及び支出について主なものをご説明申し上げます。支出、1款3項1目修学資金貸付金592万円の減額は、修学資金を借り受けする高等看護学院生が見込みを下回ったことによるものであります。よろしくご審議の上、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

初めに、議案第26号一般会計、歳出、1款議会費。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

2款総務費。

松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 22ページ、23ページのところでお尋ねします。

総じて儉約モードの中で、不用額がどの会計でもかなり出ているわけですが、市長交際費については10万円の増額補正になっておりますが、その主な要因についてお答えいただきたいと思ひます。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 市長交際費についてお答えを申し上げます。

市長交際費につきましては、厳しい行財政環境を踏まえまして、極力節減に努めながら適正な執行に努めてきたところでございます。そこで、増額の理由ということですが、平成22年度は式典や祝賀会の関係行事が非常に多かったということと、これに加えまして慶弔経費が増加傾向にあるということがございます。そこで、当初予算では110万円計上してはいたしましたが、10万円ほど不足を来すということで、今回このような形で提案させていただいているものでございます。

○議長（北本清美君） 終わります。

3款民生費。

田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 32ページの総合福祉センター費のところでお伺ひしたいと思ひます。

3,465万円の増額ということで、国の先進的事業支援特例交付金3,000万円を受けての事業ということでございますが、総合福祉センターも建設後30年近く経過をしておりまして、かなり老朽化も進んでいると伺っております。今回のこの整備事業の内容

について、まずお伺ひさせていただきたいと思ひます。

2点目として、今回のいわゆる先進的事業ということ、新たな事業展開があればその内容についてお示しをいただきたいと思ひます。

3点目、工事ということですので、施工期間いろいろな業務に対して影響が出るかと思ひますが、その施工時期とその間の業務への影響についてあわせてお伺ひをしたいと思ひます。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 総合福祉センターの改修について3点の質疑がありましたので順次お答えをいたします。

初めに、整備事業の内容ですが、総合福祉センターは昭和58年に開設いたしましたが、老朽化に伴い暖房用ボイラー設備の改修と屋上の防水工事が必要となったこと、またそれらの改修工事とあわせ、高齢者や障がい者、子供たちが自由に交流できる場としてロビーをサロン室に改修するものであります。また現在、北空知障がい者支援センターでは、障がい者からの相談に応じる相談支援事業所を旧ホテル深川1階を借用し開設しておりますが、建物の所有者から他の用途で利用したい旨の申し出があり移転を求められておりますので、今回の改修で相談支援事業所の事務室や相談室を整備するとともに、ボランティア連絡協議会や老人クラブなどの団体が使用している事務室も手狭となっていることから、それら団体が使用する事務室も整備するものであります。そのほかに、施設内の段差解消やオストメイトトイレの設置など、高齢者や障がいのある方が使いやすいように改修することとしております。今回の改修にかかる総事業費は、3,465万円を見込んでおり、そのうち3,000万円については、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の、先進的事業支援特例交付金に係る、高齢者、障がい者、子供に対し一体的サービスを行うための拠点整備事業に対する交付金を活用し、実施するものであります。

次に、新たな事業展開としましては、障がい者の方にも利用いただけるよう、サロンを利用した高齢者、障がい者、子供が一緒に参加できる事業などを実施したいと考えておりまして、指定管理者制度で委託している事業の中で展開できないか、委託先である深川市社会福祉協議会と協議してまいります。

また、障がい者の相談支援事業所が総合福祉センターに設置されるということで、場所もわかりやすく利用しやすくなると考えますし、ボランティア連絡協議会も同じ建物内で活動しておりますので、ボランティア団体とボランティアを必要とする障がい者の方々との連携がスムーズになり、ボランティア活動が活発になることも期待をしているところであります。

次に、施工時期とその間の業務への影響であります。議決いただいた後、設計等の準備を始めまして、7月着工予定で年内に改修工事が完了するよう進めてまいります。工事期間中は工事等による騒音などが心配されますが、できるだけ社会福祉協議会の業務や団体のサークル活動、また各種事業で総合福祉センターを利用する方々に対し支障が出ないよう意を用いてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 3款で3点質疑いたします。

最初は、26ページにあります3款1項1目の住宅手当緊急特別措置事業292万7,000円の減額ですが、この制度は利用者にとっては大変意義のあるというか役立っているものですが、その実態、実績はどうなっているのか。それから、減額ということですから、見込みとの関係ではどうしているの宣伝もしているのと思うのですけれども、その辺の関係についてお知らせをいただきたいと思えます。

それから次に、同じページですけれども、3目老人福祉費に福祉除雪サービス事業というのがありますが、このところでお尋ねします。これもまた、非常に喜ばれているというか有益な事業なわけですが、これについては42万3,000円の増額の補正になっています。実績はどうなっているのか。ふえたから増額ということになると思うのですけれども、どういう状況の中でふえたか。いろいろあると思うのですが、その辺のことをお知らせいただきたい。

それから、もう1点は、30ページの3款3項2目生活保護の関係で5,000万円の減額がされています。非常に大きな金額なわけですが、現下の状況としては、生活保護の受給者数などもふえているわけです。そういう状況の中で、こういう減額となっているのはそれなりの理由があると思うので、まずその辺の理由について教えていただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） ただいまの質疑に順次お答えをいたします。

まず初めに、住宅手当緊急特別措置事業について、実績等についてお尋ねがありましたのでお答えを申し上げます。この事業は、離職により住まいを失った方、住まいを失うおそれのある方が安心して就職活動ができるよう、賃貸住宅の家賃に充てるための費用として住宅手当を支給するものでございます。この制度は、平成21年10月から実施しておりまして、21年度においては広報紙等で周知を行いました。相談が5件ありましたけれども、離職日や預貯金の残高などの要件に該当しなかったということから支給実績はございませんでした。平成22年度予算の内訳といたしましては、事業実施に向け制度周知に意を用いることとしまして、21年度と同様、対象者を12人、12カ月間の支給を見込みまして446万4,000円を予算計上したところでございます。現在までの実績で申し上げますと、制度の該当者は6人ですが、今後の見込みを含め、本年度決算で153万7,000円を見込んでおります。したがって、当初予算額との差額であります292万7,000円については、今回減額する補正予算案で提案させていただいたところでございます。

次に、福祉除雪について、実績等についてお尋ねがありましたのでお答えを申し上げます。福祉除雪サービス事業は、深川市社会福祉協議会が実施する福祉除雪サービス事業費に対し補助金を支出しているものでございますが、1月からの降雪により福祉除雪を希望する方がふえていることから、今回の補正で補助金の増額を行おうとするものでございます。福祉除雪サービスは、除雪車が通過後の門口をふさいだ雪を処理する門口等除雪サービスと、玄関や窓の周りなどの除雪を行う玄関等除雪サービスがありまして、対象者は、70歳以上の高齢者世帯や病弱世帯、重度身体障がい者などがいる低所得世帯で、冬期の除雪に困難を来す世帯となっております。利用者の募集は、広報ふかがわによる周知のほか、各地区の民生委員さんをお願いをし、対象者の把握をしているところでございます。門口除雪の1月末の利用世帯は60世帯でございまして、またこの利用者は、内訳として生活保護世帯が6世帯、残りは54世帯で年金受給者世帯となっております。特に、高齢者世帯にとっては、冬期の除雪が自立した生活を送る上で、大きな問題でありますことから、今後も社会

福祉協議会と連携をしまして対応していきたいと考えております。

次に、生活保護法に基づく各種扶助費の5,000万円の減額補正についてお答えを申し上げます。生活保護費につきましては、当初予算で7億9,000万円を計上しておりましたが、生活保護の八つの扶助費と施設事務費のうち、生活、住宅、教育、生業の四つの扶助費で1,550万円が増額見込みとなり、一方では医療、介護、葬祭の三つの扶助費と施設事務費で6,550万円が減額見込みとなり、差し引き5,000万円を減額補正することになったものでございます。生活保護費の予算につきましては、生活保護受給世帯数や人員数の増減、あるいは高齢、母子、傷病などの世帯の状況による各種扶助費の需要によって変動するものでございまして、今年度は、平成21年度とほぼ同額の7億4,000万円の決算額になるものと見込んでいるところでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 1点だけ再質疑します。

1番最初の住宅手当の関係ですが、6カ月の対応をするということが、途中から最大延長プラス3カ月となったわけです。そうすると今は、最初から9カ月ということでご案内しているのか。それから、当然6カ月の方たちは、プラス3カ月という形で推移しているのか、いくのか。その辺はどうですか。教えてください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 再質疑にお答え申し上げます。

ただいまの支給期間のことでお尋ねでございますけれども、市といたしましては、住宅手当緊急特別措置事業のお知らせというパンフレットもつくっております。その中においては原則6カ月間、最大9カ月間も可能でありますと記載しています。このことについては、相談者の状況によりましてこういうことも対応できますということは、それぞれ相談の場合においても個別に説明をさせていただいているところでございます。

○議長（北本清美君） 終わります。

4款衛生費。

北名議員。

○16番（北名照美君） 36ページの4款1項4目のところで、がん検診が二つ書いてあります。がん検

診66万円減額と、女性特有のがん検診推進事業83万6,000円減額と、両方とも減額になっています。こういうがん検診というのは、もっともこの検診を受けてもらうということが必要だし、そういう努力をしていると思うのですけれども、当初予算からは金額的にこれだけ減ると。当初の見込みと実績、それから目標というのをどう持っているのか、目標との関係はどうなっているのか、これが1点です。

それから2点目は、38ページの4款2項2目塵芥処理に関してであります。これは330万円の減額だと思っておりますが、それなりに大きな減額だと感じるのでございますけれども、まずこの理由を聞かせていただきたいということが一つです。

3点目は、42ページの5項2目の低所得者に対するものでありまして、この点で46万1,000円の増額補正になっています。これも中身を教えていただき、これも当然今の社会状況からいってふえているということだと思っておりますけれども、その辺の実績といえますか、状況についてお知らせをいただきたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 初めに、がん検診のことでお尋ねが2点ございましたので、お答えをさせていただきます。初めに、1点目の実績見込みについてでございますけれども、最初に平成22年度がん検診の実績見込みについて申し上げますと、胃がん検診当初2,485人に対し2,370人、肺がん検診当初2,690人に対して2,769人、喀たん検診当初135人に対して74人、大腸がん検診当初2,580人に対して2,558人、乳がん検診当初615人に対して614人、子宮がん検診当初600人に対して641人となる見込みであり、当初予算額2,697万円に対しまして決算見込み額が2,631万638円となりますことから、今回66万円の不用額が生じますので、減額補正ということで提案をさせていただいております。また、女性特有のがん検診について申し上げますと、乳がん検診は当初419人に対して287人、子宮頸がん検診当初290人に対しまして172人の見込みであり、これに係る事務費の需用費等にも不用額が生じ、当初予算額406万5,000円対して決算見込み額が322万9,000円となりますことから、83万6,000円の不用額が生じ、これについても減額補正を行うものでございます。次に、2点目のがん検診の目標値については受診率もあわせてお答えをさせていただきます。国が平成

19年6月に策定をしたがん対策推進基本計画では、がん検診の受診率を50%以上とすることが目標とされ、最新の資料である北海道の20年度の市町村別基本健康審査各種がん検診の実施状況で申しますと、国・道及び市の各がん検診の受診率は、胃がんは国10.2%、道11.8%、市23.7%、肺がんは国17.8%、道11.8%、市25.6%、大腸がんは国16.1%、道13.7%、市24.8%、乳がんは国14.7%、道22.5%、市20.2%、子宮がんは国19.4%、道28.8%、市15.7%となっており、この資料から申しますと、国の数値である目標50%には届かないものの、本市における各検診の受診率は、子宮がんを除きましていずれも全国平均を上回っているところでございます。今後におきましても、がん検診の受診率が向上するように、所管として鋭意取り組んでまいります。

○議長（北本清美君） 松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 最初に、4款2項2目塵芥収集の330万円減額補正の中身について、お答え申しあげます。塵芥収集費330万円の内訳につきましては、まず印刷製本費におきまして、深川市指定ごみ袋を製造するに当たりまして入札の結果により差額が生じたので、不用額250万円を減額するものでございます。また、委託料におきまして、粗大ごみ収集委託業務について入札の結果により80万円の不用額が生じたので、合わせまして330万円を減額するものでございます。

次に、42ページの水道費のところでございますけれども、低所得者世帯負担軽減措置46万1,000円の増額についての中身と実績についてお答え申し上げます。水道料金の軽減制度につきましては、生活保護世帯及び低所得世帯の経済的負担を軽減し、生活の安定を図ることを目的といたしまして、深川市水道料金等軽減に関する要綱に基づきまして、水道料金の1カ月8トンまでの基本料金1,795円から693円の軽減を行っているものでございます。増額の中身でございますが、当初予算におけます水道料金の軽減対象金額につきましては、610世帯、507万3,000円という形で予算計上しておりましたけれども、対象世帯の増加から、決算見込みでは665世帯、553万4,000円でありますので、不足する46万1,000円について今回増額補正をしようとするものでございます。

○議長（北本清美君） 終わります。

6款農林水産業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

7款商工費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

8款土木費。

松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 8款2項3目の道路新設改良費のところでお尋ねします。

かなり大幅な減額補正が出されておりますけれども、この減額になった要因はどのあたりにあるのかということをお簡潔に教えてほしいという点と、道路工事の落札率、一つ一つ言ってもらわないでもいいですから、一番高いのは何%、低いのは何%、平均でどのくらいというあたりまでお答えください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 8款2項3目道路新設改良費3,899万7,000円の減額補正の中身についてと、それから落札率についてを申し上げます。

51ページの説明欄2番目の地方道路整備等事業1,300万円の減額につきましては、文光町3条線ほか12路線の整備を実施し、落札差金及び設計変更などにより事業費の確定見込みとなるもので、減額するものでございます。節ごとの減額につきましては、13節の委託料が250万円、15節の工事請負費が600万円、22節の補償補填及び賠償金が450万円でございます。それから、説明欄4番目の地域活力基盤創造交付金事業2,155万円の減額につきましては、市道5号線、一已小西通線、末広旭区線の整備を実施するに当たり、当初、国に対して3路線の事務費を除外して当初予算と同じ額であります1億2,325万円の交付申請を行いました。最終的に1億170万円の交付決定となりましたので、差し引き2,155万円の減額となるものでございます。節ごとの減額としましては、13節委託料が46万8,000円、15節の工事請負費が1,933万9,000円、22節が174万3,000円でございます。

それから次に、落札率についてでございますけれども、8款2項3目道路新設改良費の委託料につきましては、最大が94.1%、最小が91.8%で、平均としては93.4%でございます。また、15節の工事請負費につきましては、最大で98.5%、最小で92.2%、平均で94.7%であります。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 2項2目説明欄2で除排雪とあります。それで、450万円の増額補正なわけですが、このことで恐らくお金が底をついたから増額するということになるのですけれども、一つはその理由です。

もう一つは、深川の業者、委託業者というのか、いわゆる深川市の除雪にかかわっている業者が何業者いるのかということと、そこで市の除雪に用することのできる除雪車が全部で何台あるのかお尋ねします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 除排雪費の増額補正についてお答え申し上げます。

補正予算の増額分450万円の内訳についてでございますが、当初予算で除排雪に係る使用料及び賃借料を800万円予算計上しておりましたが、1月の降雪に伴います排雪ダンプの借上料が500万円、2月の借上料が約300万円となっており、既に当初予算を使い切っている状況でございます。これに加えまして、平成22年4月、新年度早々実施しました一已7丁目雪捨て場の雪割り作業におきまして、当初見込みより200万円の予算オーバーとなっていることと、今後、排雪ダンプの借り上げ及び地域の要望により3月に実施を予定しております一已7丁目の雪捨て場の雪割り作業に伴います重機借り上げ等で250万円の支出を見込んでおりまして、今回、全体で450万円の増額補正を計上させていただいたところでございます。

それから、市内の業者の数については現在把握しておりませんが、排雪ダンプの借り上げに関する増額補正でございますが、深川市内におきまして、借り上げ用のダンプの状況について申し上げたいと思います。深川市がダンプの借り上げを行う場合には、深川市除排雪ダンプ協会を通じて排雪ダンプの借り上げを行っておりまして、ことしの実績で申し上げますと、1月は1日最大で10台借り上げております。また、1月には延べ89台、2月には延べ71台の排雪ダンプを借り上げております。深川市全体の状況で申し上げますと、除排雪ダンプ協会7社の合計では、51台と把握しておりますが、この数については十分かどうかわかりませんが、今後とも効率的な排雪作業に努めていきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） それほどやりとりをすることにはならないと思うのですけれども、一つは、深川市の除排雪にかかわっている業者の数がわからないということがわからない。どうしてわからないのか。

もう一つは、借り上げの話を探ねた私の気持ちとしては、1日最大で10台という状況なので、お金の関係があるかもしれないので、勝手な言い方になるけれども、もっと借りて1日最大20台であれば、10台で10日やるのを20台で5日になるというそんな単純な考えで言っているのですけれども、そういうことにならないのかという気がするのです。その辺どうですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 1日に10台借りるよりも20台借りたほうが効率よく進むということに関してでございますけれども、一応積み込むほうの機械と、それから排雪場所までの距離等も考えまして、最大で10台ということが望ましいということで、やっているということでございますので、台数がふえても結果的には帰ってきてすぐ後ろに並びますから、積み込むほうの機械の関係で、最大10台ということで行っているということでございます。

（「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

現在、深川市の市道の排雪に関しましては、除排雪共同組合という組合に委託しておりますので、そこに加盟している業者の数については、現在、把握しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 終わります。

10款教育費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

12款公債費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

13款諸支出金。

田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 6目減債基金1億9,160万円と7目公共施設整備基金1億2,000万円についてお伺いしたいと思います。

この間、市の財政というところでいきますと、一

時期50億円前後の基金積立金がございましたけれども、10年ほど前ぐらいからは基金を取り崩しながら財政運営をしなければならないということで、完全な目的別の基金以外の部分については、毎年基金の取り崩しをしながら、財政運営をしてきたと認識しております。特に、一昨年からは、基金が底をついてしまうと、このままでいってしまったら基金がなくなってしまうということで、市民サービスの削減、廃止、それから住民負担を求める財政収支改善計画に基づき、予算執行をしてきたと認識しております。これは、市民の皆さんのご理解をいただいてやっているという認識しております。そんな中で、今回、基金積立金が合計で3億円を超える積み立てという提案でございますが、政権交代効果というか、国の地方交付税の増額など外的な要因が多いと。これは割と不安定という予測もありますし、そういうことは承知しておりますが、いずれにいたしましても3億円を超えるいわゆる貯金ができるようになったということには間違いがないと考えております。ところが、このうちの減債基金での過疎債のソフト事業の後年度負担分ということで、その積み立てということについては、これまでも私もソフト事業に過疎債を充当する場合は、後年次負担の一般財源の負担分30%分については、その年度年度でしっかりと後年次負担を招かないような措置をすべきというお話もさせてもらっておりますので、この考え方については一定の評価をするのですが、この額が1億9,000万円と随分大きな額になっております。ことしのソフト分での過疎債は、先ほどの説明ではこの額になっていないですし、3割を超える部分については、後に交付税措置されるということであれば、このことについて少し額が大き過ぎる嫌いがあると考えております。これまで、2年間の中でいろいろ市民の皆さんに負担を強いている中で、そういったところの解決、まずそこでの議論というものも必要なのではないかと思っております。とりあえず貯金をしてしまえということではないとは思っておりますけれども、その貯金をする前に、これまで市民負担を求めているところをどうやって改善していくかということの議論があったのかどうか。この間、この補正予算を上げる段階での議論がどのようなものだったかについて、今回の基金積み立ての目的と理由、それからその根拠についてお伺いをしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 減債基金と公共施設整備基金についてのお尋ねについてお答えをさせていただきます。

今回の補正予算を編成するに当たりまして、主に歳入の項目といたしまして、基金の繰入金ですとか、地方交付税、繰越金、地方税など、これらの数字についても精査をし、次に歳出の不用額とそれに連動する国庫支出金などの特定財源を確認をします。また、新たに増額する歳出項目を査定する中で、補正予算の全体像を把握していくという作業を進めてまいりました。そういった中で、議員の質疑にございましたように、ある程度の金額が剰余として残ったということがございます。このことは、財政収支改善の成果とあわせて国の地方財政対策によるものというものですので、これについての対応ということで、今回の補正予算において、減債基金及び公共施設整備基金にそれぞれ積み立てたわけです。基本的な考え方を申し上げますと、まず昨年度からスタートしております公債費負担適正化計画の着実な実施ということがございます。これは、実質公債費比率が基準となる18%を超えているということから、本市は起債の許可団体となっておりますので、これを平成25年度までに基準を下回る計画をつくってまいりまして、その確実な達成に向けた取り組みを強化する必要があると判断したところでございます。次に、過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎債のソフト事業分ということで1億7,500万円ぐらいの金額でございますけれども、そのソフト事業の対応分が本年度から始まりまして、今後借り入れがふえていくというものでございます。過疎債については交付税措置がなされるものですが、それでも一般財源の負担は生ずるものですので、その償還に備えるということで、前段申し上げました公債費負担適正化計画に基づくものとのソフト事業の対応分ということで、今回の減債基金についてのこの積み立てが必要である。さらに、将来解決しなければならないような事業、新たな新規事業ということも当然想定されますので、これについての備えということも踏まえたものでございます。また、公共施設整備基金への積み立てでございますけれども、老朽化する公共施設に毎年度相当な補修や修繕などの多額の経費を要するという状況になっております。現在5,700万円程度の基金という状況になっております

けれども、今回これに1億2,000万円積み立てて、新年度五千数百万円取り崩してという対応をいたしておりますので、現実的には今回積み立てる部分が、今後の対応ということに充てられる部分と考えております。一定の補修、修繕に充てるための積み立てということを図ろうというさまざま議論を経て、このような対応としたところでございます。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 決算見込みの中で、お金が一定程度剰余が出てくるからそれをどうするかという議論の中では、やはり余れば貯金として積もうかという議論は当然あってしかるべきだと思うのですが、その過程の中でやはり住民負担を、市民の皆さんに負担を求めている部分の解決をどのように図っていくかというのも8年間の財政収支改善計画ではありますけれども、それは8年間のコンクリートではないわけです。そういう部分の市民感情、住民感情の部分ももっと酌み取った中でこの財源をいかに活用するかという議論があつてしかるべきではないかと思ひます。その部分については、今後また一般質問等でもやらせていただきますけれども、その減債基金というの、これまで公共施設などが老朽化して改修が必要なだけでもやれていなかった、これは財政が厳しいから公共施設よりも先にほかのところだろうということで、公共施設がかなり我慢をしているというのは確かにあるかもしれませんが、それを今のタイミングでこの公共施設のための基金として積むことが本当にいいのかと、減債基金とかそういうところというのは、先ほど説明があつたように適正化計画等の中で、繰り上げ償還とかをする中でやることだつて解決策としてあるわけです。公共施設の基金に積んでしまえば、目的基金ですから、そこに充てるというわけにいかないわけです。そういったところの関係がどうもよく理解できないと思ひます。今後、議論させてもらいたいと思ひますけれども、そういった議論がなかつたのかどうか、また改めてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 私どもの認識といたしまして、本市の現状を踏まえますと、1番大きな課題と申しますのは、市立病院の経営の安定化という問題だと考えております。このことにつきましては、経営改善の途上にあるということで、これに

つては一瞬の緩みも許されない状況にあると考えております。特に、平成22年度、23年度のこの市立病院の経営健全化計画のありよう、推移というのは今後の深川市を考えるときの非常に大きなポイントになるということでございますので、これらを十分に踏まえた上で今質疑の中にごさいましたように、財政収支改善のことについても、これらの状況、さらに国の財政状況などを踏まえて、今後地方に対する財政支援がどのようなものになるのか。それから新たな行政需要がどういったものがあるのかということを総合的に踏まえる中で考えるべきだと思ひますので、23年度に向けた対応としては、現状このことが望ましい対応だつたと判断をし、このように提案させていただいてるものでございます。

○議長（北本清美君） 終わります。

14款職員費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、歳入、債務負担行為、地方債及び繰越明許費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

以上で一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第27号介護保険特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第28号国民健康保険特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第29号後期高齢者医療特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第30号農業集落排水事業特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第31号下水道事業特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第32号土地区画整理事業特別会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第33号水道事業会計。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、議案第34号病院事業会計。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 終わります。

質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第26号ないし議案第34号の9件を一括して採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第26号ないし議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(北本清美君) 日程第7 議案第35号深川市公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長(山下貴史君)[登壇] 議案第35号深川市公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

公平委員会委員の小橋厚子さんは、本年7月15日をもってその任期が満了となりますので、後任の委員として再び同氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものであります。

小橋厚子さんの生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。平成19年から公平委員を務められ、人格円満にして高潔、人事行政に識見を有し、公平委員として適任と考えますので、よろしくご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(北本清美君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第35号を採決します。

本件はこれに同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第35号は同意されました。

---

○議長(北本清美君) 日程第8 議案第36号深川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長(山下貴史君)[登壇] 議案第36号深川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の石川忠男さんは、本年3月13日をもってその任期が満了となりますので、後任の委員として新たに堀井修さんを選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものであります。

堀井修さんの生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。同氏は、農業を営む傍ら、多度志町農業税経委員会委員長、深川市農民協議会副委員長等を歴任し、現在、多度志土地改良区理事長としてその手腕を発揮されております。識見豊かで信望も厚く、すぐれた人格は固定資産評価審査委員会委員として適任と考えますので、よろしくご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(北本清美君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第36号を採決します。

本件はこれに同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議



案第36号は同意されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第9 議案第37号深川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第37号深川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の須田和志さんは、本年3月31日をもってその任期が満了となりますが、後任の委員として再び同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものであります。

須田和志さんの生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。平成20年から固定資産評価審査委員会委員としてその職務に精励されており、識見豊かで信望も厚く、すぐれた人格は同委員として適任と考えますので、よろしくご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第37号を採決します。

本件はこれに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第37号は同意されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第10 議案第38号深川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第38号深川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案

理由を申し上げます。

同じく、固定資産評価審査委員会委員の星野サチ子さんは、本年7月7日をもってその任期が満了となりますが、後任の委員として再び同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものであります。

星野サチ子さんの生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。平成20年から固定資産評価審査委員会委員としてその職務に精励されており、識見豊かで信望も厚く、すぐれた人格は同委員として適任と考えますので、よろしくご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第38号を採決します。

本件はこれに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第38号は同意されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第11 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明を申し上げます。

人権擁護委員の小橋厚子さんは、平成23年6月30日をもって任期満了となるため、その後任者の推薦について旭川地方務局長から依頼がありましたので、その候補者として引き続き小橋厚子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

小橋厚子さんは、平成17年7月から人権擁護委員としてご尽力され、人格はもとより識見豊かで地域の信望も厚く、広く社会の実情に精通されており、

人権擁護委員として適任であると考えますので推薦するものであります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんのでこれより諮問第1号を採決します。

本件は適任と答申することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

---

○議長（北本清美君） 日程第12 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明を申し上げます。

同じく人権擁護委員の浦山三枝子さんは、平成23年9月30日をもって任期満了となるため、その後任者の推薦について旭川地方法務局長から依頼がありましたので、その候補者として引き続き浦山三枝子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

浦山三枝子さんは、平成14年10月から人権擁護委員としてご尽力され、人格はもとより識見豊かで地域の信望も厚く、また広く社会の実情に精通されており、人権擁護委員として適任であると考えますので、推薦するものであります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより諮問第2号を採決します。

本件は適任と答申することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって諮問第2号は適任と答申することに決定しました。

---

○議長（北本清美君） 以上で、本日の日程はすべて終了しましたので、本日はこれで散会します。

なお、あすは午前10時から開議します。

（午後 0時03分 散会）





平成23年第1回定例会

平成23年3月4日（金曜日）

深川市議会定例会会議録 (第2号)

平成23年 3月 4日(金曜日)

午前10時00分 開議

午前11時44分 散会

○議事日程(第2号)

- |       |   |       |  |
|-------|---|-------|--|
| 日程第 1 | 議案第 4号 平成23年度深川市<br>一般会計予算<br>議案第 5号 平成23年度深川市<br>介護保険特別会計予算<br>議案第 6号 平成23年度深川市<br>国民健康保険特別会計予算<br>議案第 7号 平成23年度深川市<br>後期高齢者医療特別会計予算<br>議案第 8号 平成23年度深川市<br>農業集落排水事業特別会計予算<br>議案第 9号 平成23年度深川市<br>地方卸売市場特別会計予算<br>議案第10号 平成23年度深川市<br>下水道事業特別会計予算<br>議案第11号 平成23年度深川市<br>土地区画整理事業特別会計予算<br>議案第12号 平成23年度深川市<br>駐車場事業特別会計予算<br>議案第13号 平成23年度深川市<br>水道事業会計予算<br>議案第14号 平成23年度深川市<br>病院事業会計予算 | 日程第 5 | 議案第21号 深川市健康づくり及<br>び医療費助成に関する条例の一部を<br>改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第15号 外国の地方公共団体<br>の機関等に派遣される職員の処遇等<br>に関する条例の一部を改正する条例<br>について  | 日程第 6 | 議案第22号 市道の路線廃止につ<br>いて<br>議案第23号 市道の路線認定につ<br>いて   |
| 日程第 3 | 議案第16号 深川市職員給与条例<br>の一部を改正する条例について<br>議案第17号 特別職の職員の給与<br>に関する条例の一部を改正する条例<br>について<br>議案第18号 深川市教育委員会教<br>育長の給与及び勤務時間等に関する<br>条例の一部を改正する条例について  | 日程第 7 | 議案第24号 深川市手数料徴収条<br>例の一部を改正する条例について                |
| 日程第 4 | 議案第20号 深川市国民健康保険<br>条例の一部を改正する条例について  |       |  |

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 第1回定例会2日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 議案第4号平成23年度深川市一般会計予算ないし議案第14号平成23年度深川市病院事業会計予算の11件を議題とします。

これより、平成23年度市長の市政執行方針及び教育長の教育行政執行方針の説明を求めます。

初めに、市政執行方針。

山下市長。

○市長(山下貴史君)〔登壇〕平成23年第1回深川市議会定例会の開会に当たり、平成23年度の市政の基本方針と施策の概要及び予算案の大綱について説明を申し上げます。

平成23年度は、私が担わせていただきます深川市政2期目の初年度であります。私は市民の皆様からお寄せいただいた信頼と期待にしっかりこたえて、引き続き全身全霊をもって市政の運営に当たってまいる所存であります。

さて、我が国の経済情勢は、国内需要の不振などから円高傾向と慢性的なデフレ状態が続き、雇用情勢はより厳しさを増し、国民は社会の閉塞感や将来への不安を増大させております。

このような状況の中で、政府は、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとしていくための新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策を決定し、平成22年度の経済危機対応・地域活性化予備費及び第1次補正予算の編成に続き、第3弾としての平成23年度予算案において元気な日本復活特別枠を活用し、社会保障分野の財政需要の自然増などへの対応のほか、新成長戦略施策の本格実施を目指そうとしているところであります。

また、これらとあわせて、民主党が掲げたマニフェスト工程表の主要事項である子ども手当、農業者戸別所得補償制度の拡充や求職者支援制度の創設などのための予算も計上されており、政府はこれを元気な日本復活予算と銘打ってその早期成立を図ろう

としておりますが、他方で国の財政は、国債発行額が租税収入を上回る事態が2年続いており、今後の税制改正の動きや予算審議の動向によっては、地方財政への影響が懸念されるところであります。

一方、北海道では、本年4月に行われる知事及び道議会議員選挙、いわゆる統一地方選挙を控えていることから骨格予算が編成されておりますが、予算編成に当たっては、その方針として裁量的経費について事業の休廃止等を含めた徹底した見直しを行うとともに、その他の経費についても施策水準の妥当性などを厳しく検証するということが掲げられており、道財政も国同様ますます厳しさを増しているように見受けられます。

このような国や道の経済、財政状況の中、本市にあっては、2月に公表されました平成22年国勢調査の速報値によりますと、人口が2万3,720人となり、平成17年実施の国勢調査人口2万5,838人と比較して、2,118人、8.2%の減となったところであり、少子高齢化と人口の減少が進んだことなどに伴い、地域経済、産業の停滞と雇用情勢の悪化、中心市街地の空洞化などさまざまな問題に直面いたしております。

このため私は、これら本市を取り巻く困難な問題の本質を直視し、その解決、改善に向けて地方自治体としてこれまで以上に創意工夫を凝らした取り組みを推進するため、より一層の努力を傾注してまいりる覚悟であります。

また、平成23年度は、第四次深川市総合計画の最終年度であります。同計画に掲げた市民とともに創る住みよいまち深川の実現に向けて、市民の皆さんや市議会議員各位のご意見やご協力をいただきながら、所要のまちづくり施策の推進に鋭意努めてまいる所存であります。

以下、新年度における市政の重要な政策課題について申し上げます。

第1は、健全な財政基盤の確立であります。

これまでも私は、常に財政の健全化を念頭に置いて改革に取り組んでまいりました。中でも、事務・事業のゼロベースからの見直しを初め、市民の皆さんの多大な協力のもとに進めた数々の財政収支改善の取り組みにより、市債残高の着実な減少と年度ごとの収入と支出を均衡させる健全財政の確立に向けて最大限の努力をしてきたところであります。おかげさまで、平成21年度決算においてようやくその効

果、兆しが具体的に見えてきたところではありますが、地方交付税に財源の多くを頼らざるを得ない本市においては、今後とも国の予算や地方財政計画の動向により市財政に深刻な影響が及ぶ懸念がありますし、市債残高についても、さらに減少させる必要があります。

このため、引き続き財政収支改善案に沿った財政運営を進めると同時に、事務事業の不断の見直しや所要な事業の選択と集中により、地方債残高の着実な削減を図り、本市の健全財政の基盤づくりに努めてまいります。

第2は、市立病院の経営の健全化であります。

市立病院は、言うまでもなく本市を中心とする北空知地域の医療の中核を担う病院であり、将来にわたって持続的に市民及び地域住民への医療サービスの提供を確保する上で、その経営の健全化は至上命題であります。

現在、市立病院は、平成21年に導入された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、徹底した経費の削減、7対1看護の導入を初めとしたさまざまな取り組みによる収入の確保や、一般会計からの特別な繰り出しの実施などを柱とする市立病院経営健全化計画を策定し、収支の均衡と累積不良債務の解消に向けて職員一丸となりその計画の達成に必要な取り組みの推進に努めております。

しかし、一方では、常勤医師の退職などがあり、経営健全化計画の進捗に影響を及ぼしかねない懸念も生じております。やはり、医師の確保は、今後の市立病院の経営の安定に欠くべからざる課題でありますことから、今後とも引き続き院長ともども医師の確保に向けてあらゆる努力をしまっている考えであります。

また、あわせて市立病院が北空知圏における中核病院として、良質な医療サービスを提供し続けていけるよう地域の多くの関係者の理解と協力を得つつ、中長期的な展望に立った市立病院改革についても所要の検討に努めてまいります。

重要政策課題の第3は、人口・経済対策であります。

本市の人口は先ほども申し上げましたが、本年2月に公表されました平成22年国勢調査の速報値によりますと2万3,720人となっており、平成17年実施の国勢調査人口2万5,838人と比較しまして、この5年間で2,118人の減少となったところであり、私

はこのことがまちの活力が減退している一つの要因であろうと考えております。

全国的に進行しているこの人口減少は、今後も容易にとまることはないと思われませんが、私は何とか人口減少傾向に少しでも歯どめをかけていくことが、本市の将来にとって重要な課題ではないかと考えております。

この深川市を、子育て世代など若い人たちが将来に夢と希望を持って暮らすことのできる活力あるまちにするために、そして高齢者を初め本市に暮らすすべての市民が生き生きと心豊かに安心して暮らせる安全で長寿のまちにするためには、あらゆる政策、手段を横断的に組み合わせて総合的に対策を講じていくことが必要であります。

そのための具体的な措置として、一つは、子育て支援の充実の観点から、若い子育て世代の経済的負担を軽減するため、保育所保育料や乳幼児医療に対する支援措置の大幅な拡充を図ってまいります。

二つ目に、市内における就労の場の確保、拡充のために、市内の諸産業の振興、発展を図るとともに、企業・事業所誘致についても粘り強く活動を行ってまいります。また、本市の基幹産業である農業について、アグリサポート事業により既存農業経営者の支援と新規就農希望者の育成を図るとともに、各種経営安定施策の推進等により本市農業の振興・発展に一層努めてまいります。

三つ目は、高齢者の定住促進等を視野に入れた中心市街地の活性化対策ということで、引き続き所要のまちづくり施策を推進してまいります。その中で深川の顔ともいべき深川駅の西側周辺については、高齢者等が安心して安全な生活が営める好条件の立地にあることから、総合的な利活用のビジョンを描いてまいります。

四つ目は、移住定住対策のさらなる推進であります。移住定住については、これまで培ってきたノウハウを生かし、道内はもとより道外からも積極的に新たな深川市民を引き込むことに一層力を注いでまいります。

もちろん、このほか医療、介護サービスの充実等にも最大限の努力をしまっています。ただ、こうした人口・経済対策には、即効性が期待できず長く困難な道のりになるかもしれませんが、さまざまな施策の展開を通じて何とか少しでも人口減少に歯どめがかかるよう努力をしまっている所存であります。

重要政策課題の第4は、北空知地域の広域連携の強化であります。

地域経済の低迷、人口減少が進む中において、本市が将来とも持続し発展していくためには、北空知という生活圏をともにする地域的なつながりを大事にして、この圏域が一体となって共通する課題の解決に取り組むことにより、圏域全体の発展を図っていくことが重要であります。

これまで、北空知圏域においては、近隣町とさまざまな行政分野において連携の強化を図り、一定の成果を上げることができましたが、今後とも地域を取り巻く厳しい情勢に対し、より効率的、効果的な行政の取り組みが実現できるよう、より一層の地域連携を目指し、各町と胸襟を開いて率直な対話を深めてまいります。

また、国が進める連携手法であります定住自立圏構想や、北海道が検討している広域連携支援についても、その動向を視野に入れながら、北空知の地域全体が住みやすく魅力ある地域となるよう所要の対応に努めてまいり所存であります。

次に、平成23年度において講じようとする主な施策について、具体的な内容を申し上げます。

第1は、市民と協働して進めるまちづくり対策についてであります。

平成22年度に作業を開始した平成24年度を初年度とする本市の次期総合計画については、先般設置した深川市新しいまちづくり市民協議会の委員を初め、広く市民の皆様のご意見をお聞きし、それらを踏まえながら策定作業を進めます。

市民との協働については、地域活動に重要な役割を担っている町内会や各種機関・団体などを初め、昨年12月新たに委嘱、設置した第3次深川市協働のまちづくり推進市民協議会と連携を図りながら、多くの市民の方が協働を実感できるよう、より具体的な取り組みを検討してまいります。

また、協働のまちづくり活動支援事業等により、引き続き町内会や市民活動団体などの積極的な協働のまちづくり活動を支援するとともに、公用車や備品等の貸し出し事業、環境美化パートナー制度等の活用を促進するなどして協働のまちづくりの推進を図ります。

創造的で自主的な地域生活をつくり出すコミュニティ活動の拠点となるコミュニティ施設については、地域と連携し適切な管理運営に努めるとともに、施

設の活用を図ります。

安全な生活環境の確保については、深川警察署など関係機関・団体と連携し、市民みずから参加する交通安全運動、地域に根差した自主防犯活動や暴力追放運動を推進します。

緑豊かなまちづくりについては、深川市を緑にする会などとの協働により深川市緑の基本計画に基づき、緑化思想の普及啓発と市内の緑化推進に努めます。

国際交流については、昨年の姉妹都市アボツフォード市からの代表団来訪の際の協議結果などに基づき、深川国際交流協会などと連携し、青少年の派遣、高校生の交換留学を初めとした人的交流及び情報交換などによる相互交流を継続して進めるとともに、広く個人や団体の海外研修等に対しても助成を行うことなどにより、市民レベルの交流を促進します。

また、新たにアボツフォード市との経済分野における交流の可能性について、調査を進めることとします。

男女共同参画については、学習機会の充実などにより市民意識の醸成を図るとともに、男性も女性も互いに社会的責任を分かち合いながら暮らしていけるまちづくりを進めるため、市の各種委員会等への女性委員の登用推進や、地域社会などにおける男女共同参画の促進に努めます。

また、広く市民の皆様の意見をお聞きしながら、平成24年度からの指針となる新たな深川市男女共同参画計画の策定作業を進めます。

第2は、人にやさしい健康・福祉のまちづくり対策についてであります。

地域福祉の充実については、町内会や民生委員児童委員、深川市社会福祉協議会などと連携しながら、市民が住みなれた地域社会の中で安全で安心して生活できるよう、地域福祉活動を促進し地域で支え合うまちづくりに努めます。

人権啓発では、新年度、国の委託を受けて人権の花運動や人権啓発の標語やキャラクターをラッピングしたバスの運行、また子供の人権に係る啓発事業などを実施し、人権尊重思想の普及高揚を図ります。

障がい者福祉の充実については、障がいの特性に応じた障がい福祉サービスを受けることができるように、北空知障がい者支援センターや深川市障がい者ネットワーク協会などと連携しながら、生活支援や就労支援などに取り組むとともに、新たに第3期



深川市障がい福祉計画を策定します。

また、北海道手をつなぐ育成会などが主催する第56回北海道手をつなぐ育成会全道大会が本年7月に本市で開催されることから、参加者相互の交流を促進するとともに、市民の皆さんの障がい者に対する理解がより深まるよう本市も当該大会の開催に協力します。

高齢者福祉の充実については、高齢者が住みなれた地域でその人に合った福祉サービスを効果的に利用できるよう、高齢者福祉に関する情報提供や相談支援に努めます。また、今後ますます高齢化が進行し、寝たきりや認知症などの要介護者の増加も懸念されますことから、高齢者が生きがいに満ちた生活を継続できるよう、新たに第六次深川市高齢者福祉計画を策定します。

児童福祉の充実に関しては、冒頭にも触れましたが、保育所保育料について保護者の経済的負担を軽減し、より一層安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めるため、国の徴収基準額から各階層17%軽減する保育料の設定を維持し、保育所に入所する児童が3人以上の世帯には、第3子以降の保育料は無料化とし、第2子の保育料軽減割合とともにそれを就学前まで継続するという、本市独自の多子世帯向け保育料軽減措置をそのまま継続させながら、新たな軽減対策として、保育所に入所する児童が2人以上の場合の第2子の保育料を無料化します。

また、子供の育ちを支援するため、国の施策が実行され次第、本年4月分から3歳未満の子供に係る手当額が1万3,000円から2万円増額される予定の子ども手当などの円滑な支給に努めます。あわせて、少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化の対策として、未婚の男女の出会い創出のための事業に対し引き続き支援を行います。

市民の健康づくりを推進するため、中間評価、見直し等により改訂した健康ふかがわ21に基づき、地域や職域の関係団体などと連携し、市民みずから健康づくりに取り組めるよう支援します。

母子保健事業については、新たな少子化対策の取り組みとして、子供を産み育てたいと願って特定不妊治療を行う夫婦に対して経済的負担を軽減するため、特定不妊治療助成事業による独自の助成を開始します。

また、20代から30代で急増する子宮頸がんの予防や、乳幼児期に発症する髄膜炎などの重篤な疾病を

予防するため、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種に対する全額公費助成を継続して行います。

乳幼児医療費及び児童入院医療費の助成については、新たに助成の範囲を拡充して就学前児童の医療費の自己負担分及び小学生の入院に係る医療費の自己負担分を全額助成することとし、家庭の経済的負担の軽減を図り、より子供を産み育てやすい環境を整備します。

また、近年、自殺者の増加が大きな社会問題となっていることから、引き続き自殺予防にかかわる知識の普及啓発や精神科医師などの専門家による講習会の開催など、その防止対策に努めます。

介護保険事業については、介護予防事業などの提供により高齢者の生活機能の維持、向上を図るとともに、高齢者などの心身の状況と日常生活に応じた最も効果的な介護サービスの提供に努めます。また、介護保険事業の運営については、第1号被保険者の保険料収入の確保、保険給付の適正化など円滑な運営に努めるとともに、介護保険サービスのニーズや必要量等を的確に見きわめながら、新たに第五次深川市介護保険事業計画を策定します。

国民健康保険事業については、財政の健全化のため、国及び北海道の補助金等を適切に確保するとともに、国民健康保険税の収納率の向上に努めながら特定健診の受診率向上、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の使用促進などにより医療費の適正化を推進し、事業の健全運営に努めます。

また、後期高齢者医療制度については、今後も引き続きわかりやすい制度の周知に努めます。

深川市立病院については、深川市立病院経営健全化計画に基づき、目標の達成に最大限努力し、累積不良債務の計画的かつ着実な解消に努めながら、引き続き北空知圏域の中核病院として救急医療を担うほか、災害医療、周産期医療、小児医療、感染症医療など、圏域内の他の医療機関では困難な高度医療を提供するとともに、他の医療機関との協力、連携により北空知地域の医療水準の向上に努めます。

また、医療の安全安心の観点から、7対1看護体制による手厚い看護を継続するとともに、医療安全管理体制や感染管理体制の強化を図り、医療事故の防止、感染予防に取り組みます。

さらに、重要課題である医師確保については、道内3育大を中心、これまで以上に医師派遣要

請を強化するとともに、市と市立病院が連携を図りながら関係者からの情報収集や要請活動を行うなど、医師確保に向けた取り組みを強化します。

第3は、人材と文化の育成に関する対策についてであります。

学校教育の充実については、次代を担う子供たち一人一人に確かな学力と豊かな心、健やかな体をはぐくむため、基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得とこれらを活用する力の定着などに積極的に取り組みます。

また、新学習指導要領の対応については、小学校では平成23年度から本格実施するとともに、中学校においては24年度からの本格実施に向けて、適切な教育課程の編成や教育活動の見直しを進めるとともに、新たに必要となる教材等の整備に努めます。

さらに、確かな学力向上に向け、新たに専門職員を配置し学習支援などを行う学習サポートプログラム事業を実施します。

学校給食においては、安全・安心でおいしい給食を基本に、地元産米を初め野菜や加工品を活用した特色ある給食の提供に努めるとともに、妹背牛町からの学校給食に関する事務の受託により4月から妹背牛町への学校給食を提供します。また、児童生徒が食に関する理解を深めるよう食育の推進を図ります。

学校施設の整備については、情報化教育の推進と教職員の校務の効率改善を図るため、新年度に教職員コンピューター機器の更新を行うとともに、学校施設の改修にも取り組みます。

高等学校については、地元高等学校の定員確保が依然厳しい状況にありますことから、高等学校との意見交流を図りながら地元高等学校選択の優位性についてのPR等に一層力を入れてまいります。

私学支援では、拓殖大学北海道短期大学についてはミュージカル公演や市民公開講座などの地域交流事業を支援するとともに、大学と連携して学生確保に協力するほか、学生の市内定住の促進に努めます。

また、クラーク記念国際高等学校については生徒の市内イベント参加などの地域交流を促進するとともに、スクーリングなどでは本市の地域資源を生かした体験学習となるよう必要な協力を努めます。

社会教育の充実については、市民の多様な学習ニーズに対応した事業の展開と学習成果を生かせる場の提供に努め、市民の自主的な学習活動を支援する

とともに、活動の拠点となる公民館などの適切な維持管理に努めます。

また、地域全体で学校を支援する体制をつくり、教育力のさらなる向上を図るため、引き続き学校支援地域本部事業を実施します。

文光児童館の廃止に伴い、新たに生きがい文化センター内の多目的スペースを主に活用し、放課後等における子供たちの安全な居場所を確保するとともに、学習・体験・交流活動等の事業の実施に取り組みます。

図書館については、調べ物用にインターネット端末を活用できるようにするなど、図書館機能の整備、拡充を図り、地域の情報集積拠点として市民が利用しやすい環境づくりに努めます。

芸術、文化の振興については、文化交流ホールみ・らいや、アートホール東洲館の効率的な管理、運営のもと、すぐれた芸術の鑑賞機会の提供等に努めるとともに、生きがい文化センターなどでの市民の自主的、創造的な活動を支援します。

スポーツの振興については、市民皆スポーツを目指して、体育団体や指導者との連携により市民や団体の自発的なスポーツ活動を支援するとともに、引き続きチャレンジデーの実施等に取り組みます。また、平成23年度も北海道陸上競技協会との共催でディスタンスチャレンジ深川大会を開催するほか、スポーツ合宿の招致に努めます。

第4は、安全、安心で快適な生活づくり対策についてであります。

公共交通については、国の補助制度のもとでの自治体の責務を分担するとともに、高齢者や学生などのための日常生活上不可欠なバス路線の維持、確保を図るために、バス事業者など関係者との協議を進めるとともに、市民の利用促進に向けたPRに努めます。

地上デジタルテレビ放送については、市内すべての地域で受信可能となるよう、引き続き国や道、放送事業者などの関係機関に対して十分な対策の実施を働きかけてまいります。

地域の情報化の推進については、市域全体の光ブロードバンド環境が整ったことから、利用者拡大に向けPRをさらに強化するとともに、IT講習会や深ナビによる情報発信の内容充実と利用者拡大を図り、地域情報コミュニケーションの活発化に努めます。

また、行政サービスの電子化の推進については、自治体クラウド導入による業務の効率化やコストの削減、情報セキュリティの強化を図る観点から、国や民間の動向を見きわめつつシステム改修等を進め、市民サービスの高度化、効率化と財政負担の軽減に努めます。

地域の環境保全については、深川市環境衛生協会等と連携を図りながら、深川市環境基本計画に基づき、市民、事業者、市の協働による環境保全活動等の取り組みを推進します。

資源循環型社会の形成に向けては、ごみの分別の徹底により、ごみの減量と資源化を推進するとともに適正処理に努めます。また、4月から深川市リサイクルプラザを北空知衛生センター組合へ移管し、効率的なごみ処理の推進に努めます。

また、株式会社エコバレー歌志内の撤退に伴う将来の可燃ごみの焼却処理については、中・北空知廃棄物処理広域連合において新施設の建設に取り組んでおり、同施設における平成25年度からの処理開始に向けて所要の準備を進めてまいります。

消費生活の安定については、消費者の安全、安心を確保するため、深川市消費者センターを軸に深川消費者協会などの協力のもと、引き続き国の消費者行政活性化事業を活用し、消費者のための教育、啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する情報を蓄積、活用するため、P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）を有効利用して、複雑化、多様化、広域化する不当請求や振り込み詐欺などによる消費者被害を未然に防止するため、相談体制と機能の充実に努めます。

市内道路網の整備については、補助事業などにより、5号線など4路線の整備と山1線の街路事業を実施するほか、市単独事業として道路改良舗装、歩道整備など21路線の整備を実施します。また、平成22年度の地域活性化交付金などを活用した繰り越し事業として、旭区線など5路線の道路改良舗装を実施します。

除排雪については、円滑な冬季交通網の確保のため、新年度において除雪グレーダー1台を新調するなどして、効率的な作業の実施に努めます。

また、引き続き地域住民などが行う市道及び私道の除排雪経費の一部助成や融雪施設設置者への支援を行います。

公園については、安全性の確保及びコスト縮減等

の観点から新たに公園施設長寿命化計画を策定し、施設の適切な維持管理に努めます。

市営駐車場については、市民が安心して利用できるよう適切な管理運営に努めるとともに、立地条件などを考慮し、今後のあり方や用地の有効活用策などについて、抜本的な検討を行います。

市営住宅の整備については、西町団地の建てかえ事業として、耐火構造2階建て1棟8戸の整備等を進めます。また、既存団地の建てかえ需要を集約しつつ、新たに（仮称）まちなか団地の建設事業を計画し、基本・実施設計を行います。

まちなか居住等の推進については、平成22年度の地域活性化交付金を活用した住宅リフォーム緊急助成の繰り越し実施に加えて、持ち家の促進やバリアフリー改修及び耐震改修の促進に向けた支援を引き続き実施し、地域の活性化に寄与する住宅、住環境づくりに努めます。

市街地の形成については、深川市都市計画マスタープランを基本とした計画的なまちづくりに努めるとともに、特に駅北地区の土地区画整理事業については、引き続き関係地権者との協議を進めながら、宅地整備などの事業を推進します。

水道事業については、配水管の整備や漏水箇所の早期発見、修繕とともに、平成22年度の地域活性化交付金を活用して、老朽化した水道配水管改修工事の繰り越し実施により、安全で安定した水道水の供給に努めます。

また、簡易水道事業については、平成23年度より水道事業に会計統合し、安定した事業経営に努めます。

農業集落排水を含む下水道事業については、道路改良事業に関連した污水管、雨水管の整備を進めるとともに、個別排水処理施設の整備による水洗化の普及、促進に努めます。

消防、救急については、本年5月31日までに設置を必要とする住宅用火災警報器の設置促進を図るとともに、救命率の向上のため、住民によるA E D（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当ての知識や技術の普及に努めるほか、屈折はしご付消防自動車の更新整備を行うなど、消防、救急体制の強化を図ります。

第5は、豊かな産業づくり対策についてであります。

まず、農業の振興については、平成23年度から本

格実施される農業者戸別所得補償制度を有効に活用し、地域における需要に即した高品質で安全・安心な農産物の安定生産や農業経営の安定などを図ります。

また、中山間地域農業の持続的な発展と生産活動の維持や農地などの資源を適切に保全するため、中山間地域等直接支払事業及び農地・水保全管理支払交付金や、先進的営農活動支援交付金を活用して、耕作放棄地の発生防止と農業の多面的機能の維持、増進を図るとともに、減農薬・減化学肥料栽培などの先進的な営農活動を支援します。

さらに、平成20年3月に策定した深川市食育推進計画に基づき、市民と一体となって深川産米等の消費拡大など地産地消対策を推進するため、深川！マイ・米・デー記念イベントである秋の味覚市&こめっち新米フェスタなどを引き続き開催します。

次に、作目ごとの振興では、水稻については、良質・良食味米の安定生産に努めながら、より一層の高品質米生産等のため施設や設備の充実とともに、深川産米の消費拡大PRやブランド化、低たんぱく米の生産やイエス・クリーン栽培の取り組みの推進などに対し支援を行います。

また、野菜や果樹・花卉については、栽培技術の高位平準化による安定生産に努めるとともに、販売促進の取り組みを支援します。

畜産については、生産資材価格などの動向も踏まえながら、無利子資金の貸し付けを通じた家畜導入等への支援を引き続き行うとともに、水田農業の所得向上に向けた複合経営への取り組みとして、国の補助事業の活用等により和牛生産の振興に努めます。

農業後継者対策では、将来の農業をリードする担い手を育成し、農業経営の安定を図るため、制度資金や補助事業の有効な活用を促進します。

また、新規学卒者・Uターン就農者への支援に努めるとともに、深川市アグリサポート事業の拡充を図り、関係機関・団体と一体となって、新規参入者の育成、確保に一層力を注ぎます。

農業生産基盤の整備については、道営農業農村整備事業のほか、新たに農家負担軽減策として農地加速化等促進事業や、食糧供給基盤強化特別対策事業、さらには国が造成した施設の維持管理に対する補助事業の活用などにより農家負担の軽減に努めます。

農地行政については、農業経営基盤強化策として、担い手の活力向上や農村環境の改善を図るため、引

き続き非農用地利活用促進事業に取り組み、離農跡地周辺の田畑を作業効率のよい農地に整形しようとする農業者に対する助成を引き続き行います。

都市と農村の交流については、アグリ工房まあぶ周辺を拠点に農業体験事業などを展開するほか、農業者が取り組むグリーンツーリズム事業を支援します。

農産加工の振興については、地元農産物等を活用した新商品の開発及び販路の開拓、拡大のためのPR活動や、製品化された加工品のさらなる普及拡大を目指した起業化のための取り組みなどに対し支援を行います。

林業の振興については、民有林の適切な整備、保全や、市有林の健全な育成、管理を図るため、国・道の助成事業を活用するとともに、関係機関などと連携し、林業経営の担い手の育成、確保及び森林、林業に対する市民理解の増進に努めます。また、ふるさと雇用再生特別対策推進事業を活用した林業分野での雇用創出の取り組みを継続して実施します。

次に、商工業並びに労働及び観光の振興について申し上げます。

中小企業対策については、企業経営緊急対策本部及び金融・労働問題特別相談窓口を設置するとともに、深川商工会議所と連携を密にして、市内企業の金融・経営課題や雇用問題などの相談、課題解決に当たる一方、制度融資利用者に対する利子・保証料補給により資金繰りなどの経営安定化をサポートするほか、国・道等が実施するさまざまな経営支援制度の紹介、周知などにより、地域の中小企業者のバックアップに努めます。

商業の振興については、金融機関・商店街振興組合などと連携し、企業・個店の経営基盤の強化を支援しつつ、魅力ある商店街づくりに向けて、平成22年度の地域活性化交付金を活用したプレミアム商品券事業を初めとする各種振興事業を推進し、商業の活性化に努めます。

中心商店街の空洞化対策については、深川商工会議所とタイアップして、インターネット上での関連情報提供の充実を図るとともに、空き地空き店舗活用助成事業を継続実施し、空き地空き店舗の解消に努める一方、地域交流施設プラザ深川を拠点として、まち中のにぎわいの創出に努めます。

工業の振興については、広里工業団地内の市道音29号線や雨水路の整備を進め誘致環境を整えるとと

もに、新たに国道233号沿いに案内看板を設置し工業団地のPRに努めるほか、引き続き積極的な企業訪問などを行い、企業・事業所の誘致を推進します。

地域産業の活性化や新産業の創出については、深川市ものづくり産業活性化補助金制度を創設して、新製品の研究開発及び既製品の改良等を支援するほか、ふかがわ地域資源活用会議などと連携を密にし、地場産業の育成を図るとともに、地域資源を生かした商品開発やそのPRなどに努めます。

雇用・労働環境の改善については、雇用動向の的確な把握と関係諸法令や助成制度の周知を図るとともに、国のふるさと雇用再生特別対策推進事業や緊急雇用創出事業などにより、引き続き雇用機会の創出、確保に努めます。

また、深川市勤労者生活資金による支援のほか、季節労働者の通年雇用促進のため、深川市、妹背牛町、北竜町の関係団体による深川地域通年雇用促進支援協議会の取り組みを推進し、労働者の生活の安定に努めます。

さらに、市内事業所における勤労者の実態を把握するため、労働基本調査を実施するとともに、新たに仕事と子育ての両立支援のため、育児休業取得支援事業を創設し、就業環境の充実に努めます。

観光の振興については、道の駅での情報発信や地場産品の販売を初め、コンシェルジュ（観光案内人）の配置により、引き続ききめ細やかな観光情報の提供や来場者の市内誘導に努めます。また、市内観光施設やふかがわ夏まつりなど各種イベントのPRを強化し、本市の知名度アップと市内外の人々との交流促進を図ります。

移住定住については、平成22年度の地域活性化交付金の活用により、長期滞在型の移住体験住宅を整備し、移住体験事業を一層推進するとともに、移住推進会議、<sup>いるむ</sup>移る夢深川などと連携して、移住希望者が必要としている情報の発信や受け入れ体制の充実に努めます。

卸売市場については、引き続き地域における安全・安心な食料品の安定的な供給と健全経営の確保に努めます。

以上、平成23年度における市政の基本方針とともに施策の概要について説明を申し上げましたが、23年度予算については、第四次深川市総合計画の最終年度として、計画が掲げる都市像であります市民とともに創る住みよいまち深川を市民の皆さんに実感

していただくことができるよう、また一方で財政収支改善案に即した財政の健全化にも留意しつつ、あわせて国の平成22年度補正予算の活用なども十分考慮に入れながら、知恵と工夫を凝らした予算編成作業を行ったところであります。

この結果、平成23年度一般会計の予算総額は、156億7,700万円で、前年度比2.6%、3億9,500万円の増となり、また特別会計及び企業会計を合わせた全会計の予算総額は、285億6,577万円で、こちらは前年度比0.5%、1億5,310万円の減となったところであります。

私は、これらの予算を用いまして、平成23年度におきましても活力あるふるさと深川の発展のため、日々全力投球で市政運営に当たる所存でありますので、結びに議員各位の一層のご指導ご鞭撻と市民の皆様への市政運営に対する一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げまして、発言を終わらせていただきます。

○議長（北本清美君） 次に、教育行政執行方針。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君）〔登壇〕 平成23年第1回深川市議会定例会の開会に当たり、深川市教育委員会の所管行政の執行に関する主な方針について申し上げます。

教育をめぐる全国的な現状として、学ぶ意欲の低下や基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、いじめ・不登校などの課題があると言われております。深川市においても、これらの課題解決に学校・家庭・地域が連携協力して当たり、子供たちに確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくんでいくことが必要であります。

学校現場では、子供たち一人一人の生きる力をはぐくむため、知育・徳育・体育をバランスよく配し、子供たちが社会で必要とされる基本的な資質を身につけ、自立できるよう育てていくことが必要であります。

生涯学習の視点からは、市民一人一人が生きがいを持って充実した生活を送るため、幅広い学習機会への参加、芸術文化活動への参加、スポーツへの参加などに生涯を通して取り組み、豊かな人生を送ることができるよう教育施策を展開していくことが必要であります。

深川市教育委員会といたしましては、今日の社会情勢や教育の現状を踏まえつつ、生涯を通して生き

生きと学び続ける人材を育成し、その成果が生かされる地域づくりを目指しながら、次のことを教育行政の基本的な考え方とします。

第1に、子供たちを確かな学力や人間関係づくりの基礎となるコミュニケーション能力など、社会で生きていく上で必要な資質・能力を身につけられるように育成します。

第2に、子供たち一人一人に豊かな心を育成し、人間関係や社会規範などを体験的に身につけ、自分の生き方を主体的に考えることができるようにするとともに、基礎的な体力の向上を図るなど心身の健康の保持、増進に努めます。

第3に、子供の教育は、学校・家庭・地域社会が連携して行います。また、開かれた学校や活力ある学校づくりと教職員の資質・能力の向上を図り、信頼される学校づくりを進めます。

第4に、家庭や地域については、核家族化、人間関係の希薄化などに伴う教育力の低下を踏まえ、市民協働のまちづくりの理念のもと、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

第5に、自然に恵まれた深川市らしい生涯学習社会の実現に向け、ライフステージに応じて豊かに学び、文化に親しみ、スポーツを楽しむことができるような環境づくりを進めます。

以上の5点を基本に教育行政を進めます。

この基本的な考え方のもと、取り組みを進める主な施策について申し上げます。

初めに、学校教育の充実についてであります。

変化の激しい社会を子供たちが心豊かにたくましく生き抜くための生きる力を身につけることは、教育関係者・保護者・地域住民、みんなの願いです。学校教育では、生きる力の育成を最重点に取り組みます。

その一つ目は、確かな学力の定着を図り、活力ある学校を創造することです。

義務教育においては、生涯にわたり学び続ける基盤を養うことが大切です。そのために、基礎的な知識・技能を確実に身につけ、それを土台に新たな課題をみずから解決するための思考力・判断力・表現力などの能力をはぐくみ、生きる力の基軸となる確かな学力の定着に努めます。各学校では、必要な授業時数を確保し、知・徳・体のバランスのとれた適切な教育課程を編成し、意欲をはぐくみ学力向上を図る質の高い、わかる・できる授業の実践に取り組み

みます。特に、すべての学習やコミュニケーション能力の基盤となる国語力の向上に努めます。

新たに、児童生徒の確かな学力をはぐくむために、学習サポートプログラム事業を実施します。この事業では、専門職員を配置し、児童生徒の学力向上に向けて、学校での学力向上の取り組みを支援し、保護者や地域住民の理解と協力を促す取り組みを行います。

平成22年度に実施された全国学力・学習状況調査を踏まえ策定した学校改善プランの確実な実践と、北海道教育委員会のまなび環境づくりプロジェクト事業により提供されるチャレンジテストなど、各種サポート事業の活用や家庭との連携協力を深めるなど実効ある取り組みを進め、学力向上に努めてまいります。平成23年度に実施される全国学力・学習状況調査には、文部科学省が抽出した学校を含め、市内全校が参加し、学力の状況を把握し学習指導改善に努めます。

特別支援教育については、深川市特別支援教育推進委員会を核として、各学校では校内委員会やコーディネーターが中心となり、個別の指導計画を立て、一人一人のニーズにこたえる教育の充実を進めます。

新学習指導要領への対応については、平成23年4月から完全実施する小学校では、既に作成を終えた指導計画に基づいて新しい教育課程での教育活動を進めます。中学校では、平成24年4月の実施に向け、適切な教育課程の編成や教育活動の見直しを進めます。また、各学校に導入した電子黒板を活用し、多様な教育活動や教科指導の充実を図ります。

また、児童生徒が減少する中で、活力ある教育活動を展開するため、深川市学校配置基本方針などの論議を通して子供たちにとって望ましい教育環境の実現に向けての検討を進めます。

二つ目は、豊かな人間性・社会性・社会規範意識の育成についてです。

変化の大きい社会にあって、子供たちが置かれている環境も大きく変化してきております。ゲーム機やコンピューター、携帯電話などの普及により、他者との触れ合いの機会が減少し、思いやりの欠如、規範意識の低下などが社会問題となっております。生きる力を育成する上で、確かな学力と両輪となる心の教育は、大きな教育課題であり、家庭・地域との連携協力のもと豊かな心の育成に努めます。道徳教育では、そのかなめとなる道徳の時間で、副読本

の活用と保護者・地域への授業の公開を進め、道徳指導の充実を図るとともに、全教育活動において感動する心を育て、基本的な生活習慣の定着や規範意識を高めるなど、道徳的実践力の育成に努めます。また、朝読書や各学校の図書などの充実を図り、読書活動の普及とともに豊かな感性や創造力の育成に努めます。

いじめ、不登校対策などについては、その未然防止、早期対応を図り、心身ともに健やかな子供の育成を目指すために、各学校では一人一人に自己実現を指導援助する児童生徒指導の充実や、児童会・生徒会主体のいじめ根絶の取り組みを進めます。また、子供たちや、家庭の悩み、教育相談等に対応するため、引き続きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、深川市心の教室相談員などの配置を行うとともに、不登校対策に力を入れ、適応指導教室しらかばに専任指導員の配置を継続し、充実を図ります。

生きる力の土台となる健やかな体づくりについては、全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果を受け、各学校の実態に即した体力向上に努めるとともに、発達段階に応じた性教育・薬物乱用防止教育などの実践を進め、学校保健・体育の充実に取り組みます。

食に関する指導については、児童生徒が望ましい食習慣や自己管理能力を身につけることができるよう、栄養教諭を核に指導の充実にも努めるとともに、食に関する理解を深めるよう、食育の推進を図ります。学校給食においては、安全・安心でおいしい給食を基本に、地元産米を初め野菜や加工品を活用した特色ある給食の提供に努めるとともに、妹背牛町からの学校給食に関する事務の受託により、平成23年度から妹背牛町へ学校給食を提供します。また、食中毒の発生を防止するため、これまで以上に衛生管理の徹底に努めます。

三つ目は、家庭・地域に信頼される学校づくりについてであります。

教育の営みは、学校・家庭・地域社会が連携協力して行うことにより、大きな成果が得られます。その中核となる学校が、教育内容や現状及び自己評価による改善策を積極的に家庭・地域に情報発信し、説明責任を果たすとともに、学校評議員会議や学校関係者評価による保護者・地域の声を積極的に学校経営に取り入れ、学校・家庭・地域が一体となった

開かれた学校を目指します。

また、各学校では、家庭や地域の協力を得て教育活動に地域の教育力を生かし、人々との出会いや自然の触れ合いから生き方や環境問題を学び、体験的・実践的な学びを通して知恵や豊かな感性をはぐくむ教育を進め、地域に根差した特色ある学校づくりに努めます。特に、平成21年度から実施している小学校5年生の総合的な学習の時間における本市の基幹産業稲作を中心とした農業体験学習の充実を図ります。

一方、児童生徒にとっての最も大きな教育環境は、教職員であり、学校教育の成果は、教職員の資質能力に負うところが大きいことから、教職員の資質を高める研修を充実し、高い使命感や倫理観を備え、指導力・実践力のある教職員を育てます。そのため、教員評価制度の活用を初め、各種研修会・講演会への積極的参加、指導主事や教育委員会の学校教育指導訪問等を行い、教育力の高い信頼される学校づくりに努めます。

子供たちの安全・安心の確保については、危機管理マニュアルの整備や不審者対策訓練などのほか、児童生徒がみずから身を守る能力を育成するため、防犯教育や交通安全教育の充実を図ります。また、家庭や地域と連携し、通学路等のパトロールボランティアや学校セーフティーメールの普及・活用、関係機関との連携等実効ある取り組みを進めます。

次に、社会教育の充実であります。

市民一人一人が充実した心豊かな生活を送るために、みずからの興味や感心に基づき、自分自身を深める学習活動を充実させていくとともに、その学習の成果を地域に生かしていくことが求められています。このため、第7次深川市社会教育中期計画に基づき、市民の多様化・高度化する学習ニーズにこたえる学習情報の提供を初め、市民の参画による事業実施、市民主体の社会教育活動に対する支援に努めます。また、公民館などの社会教育施設の機能を十分に生かし、市民の学習活動をより充実させるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。

次代を担う子供たちの健やかな成長に関しては、家庭での教育の充実とともに、心豊かな人間性や生きる力を身につけるために、異なる世代の人々や地域の人たちと交流する機会を社会全体でつくっていく必要があります。そのため、家庭教育について学校と家庭が連携して学ぶ機会である家庭教育・学社

融合推進事業の内容充実に努めるとともに、子供たちが地域社会の中で活動していく力を養うリーダー養成事業や子ども企画運営事業の実施など、在学青少年の社会教育の充実に努めます。また、地域住民による学習支援や登下校の安全確保など、さまざまなボランティア活動を通じて、学校を支援していくことにより、学校と地域との連携体制を充実させるとともに、地域全体の教育力の向上を図っていくため、引き続き学校支援地域本部事業を実施します。

文光児童館の廃止に伴い、新たに生きがい文化センター内の多目的スペースを主に活用し、放課後等における子供たちの安全な居場所を確保するとともに、学習・体験・交流活動などの事業の実施に取り組みます。

青少年の非行防止と健全な環境づくりに向けては、学校・家庭・地域社会が連携を深め、巡回指導や専任相談員による少年相談を行い、健全育成の環境確保に努めます。

本市の恵まれた学習施設、文化・スポーツ施設の一層の活用を図るため、学習機会の充実と各種情報の収集、発信を行います。図書館においては、地域の情報集積拠点として図書資料の充実や、調べ物用にインターネット端末を活用するなど、図書館機能の整備・拡充を図り、利用者のニーズや時代に即したサービスの提供に努めます。また、市内の小中学校と連携し、朝読書を支援するための児童書をセットにして貸し出しするなど、子供たちの読書活動の推進を図ります。

次に、芸術・文化の振興であります。

心に豊かさと生活に潤いをもたらす芸術・文化については、より多くの市民がすぐれた作品などを鑑賞できる機会を拡充するとともに、市民の多様な文化活動を一層促進させるため、市民の芸術・文化活動の成果として発表等ができる機会を設けます。さらに、市民の団体・グループ等が招聘、企画する文化事業に対して助成するなど、市民の自主的・創造的な文化活動への支援に努めます。

アートホール東洲館や文化交流ホールみ・らいにおいて、芸術・文化の鑑賞事業を実施するとともに、生きがい文化センターでは市民活動の場を提供するなど、それぞれの役割を担いながら効率的な施設運営に努めます。

地域の貴重な文化遺産である有形・無形文化財や埋蔵文化財を適切に保存、継承するとともに、市民

の郷土学習等に活用するなど、文化財の保護と活用に努めます。

次に、スポーツの振興についてであります。

スポーツは、体力の向上や心身の健康の保持・増進に寄与するとともに、私たちに多くの夢や感動を与え、活力あるまちづくりの形成に大切な役割を果たしております。このため、深川市スポーツ振興計画に基づき、市民一人一人が体力や年齢に応じて気楽にスポーツに親しむことができるよう、市民皆スポーツを目標に、スポーツをする人、見る人、支える人のだれもが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活が送れるよう生涯スポーツの実現に努めます。

市民参加型スポーツイベントとして、昨年に引き続きチャレンジデーを実施するなど、スポーツを通じた健康づくりに努めるとともに、スポーツ合宿の招致やディスタンスチャレンジ深川大会開催などのほか、各種スポーツ大会の開催を支援します。

総合運動公園、温水プールア・エール、パークゴルフ場などスポーツ施設については、スポーツがより効果的に実施できるように適切な管理と運用に努めます。

以上、平成23年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げましたが、深川市教育委員会は、市民の皆様とともに創意工夫し、次代を担う人材の育成や教育環境の一層の充実に向け、取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） これで執行方針の説明を終わります。

お諮りします。議案第4号ないし議案第14号の11件については、市長の市政執行方針の中で大綱の説明がありましたので、会議規則第36条第3項の規定によって、提出者の説明を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第4号ないし議案第14号は、提出者の説明を省略することに決定しました。

これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号ないし議案第14号の11件については、委員会条例第6条第1項及び第2項



の規定によって、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第4号ないし議案第14号の11件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、15人の全議員を指名したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって予算審査特別委員会の委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○議長(北本清美君) 休憩前に引き続き開議します。

○議長(北本清美君) 日程第2 議案第15号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長(山下貴史君)[登壇] 議案第15号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正案は、現行規定では外国の地方公共団体の機関等に派遣される本市職員等の給与額については、外国の地方公共団体の機関等からの報酬額の多少にかかわらず、最低でも100分の70の割合が保障されるという規定になっておりますが、国際機関等に派遣される国家公務員の給与の算定方法が昨年10月1日に改正をされましたことにかんがみ、国と同様に派遣される本市職員等の派遣期間中の給与年額と派遣先機関からの報酬年額との合計額が、外務公務員給与に相当する給与年額を超えないようにするために、支給割合を100分の70未満にも設定できるよう

に所要の改正を行おうとするものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(北本清美君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第15号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長(北本清美君) 日程第3 議案第16号深川市職員給与条例の一部を改正する条例についてないし議案第18号深川市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての3件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長(山下貴史君)[登壇] 議案第16号深川市職員給与条例の一部を改正する条例についてないし議案第18号深川市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての3件について一括して提案理由を申し上げます。

本改正案は、まず行財政改革の取り組みとしまして、平成16年度から22年度までの間、講じてきております職員の期末勤勉手当に係る役職加算の凍結について、昨今の厳しい財政状況等を考慮しさらに1年間継続しようとするものであります。

また、市立病院における経営改善及び安定運営を図る観点から、市長、副市長、教育長及び一般職員の給料等につきまして、平成20年7月1日から23年6月30日までの間、その職務の級等に応じまして一定額を減額する措置を講じておりますが、昨年3月に策定しました市立病院の経営健全化計画の着実な推進を図るため、現在行っている給料等の削減につ

いてその率を見直した上で、新たに23年7月から24年3月までの間、その職務の級等に応じた一定額の削減を行おうとするものであります。

さらに、本市における救急医療体制の拡充強化の一環として、平成22年10月から深川医師会の協力により、国民の祝日及び年末年始の休日にも当番医を置くこととしたことに伴い、当該業務に従事する看護師及び医療技術者に対し、現行の日曜当番医業務手当と同等の手当を支給するため、所要の改正を行おうとするものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は、総務文教常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 日程第4 議案第20号深川市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第20号深川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本市の出産育児一時金については、国による緊急の少子化対策として平成21年10月1日から23年3月31日までの間の出産について、現在の支給額38万円に4万円を加算しまして42万円を支給しているところですが、安心して妊娠・出産できる環境の整備の必要性や平均出産費用の高額化を踏まえ、国はこの支給額を加算を恒久化するため関係法令の改正を行おうとしているところであります。このため、本市におきましても国の対応にあわせて本条例中の出産育児一時金の支給額を恒久的に42万円に改めようとするものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は、社会民生常任委員会に付託します。

○議長（北本清美君） 日程第5 議案第21号深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第21号深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本市の乳幼児及び児童に対する医療給付事業については、現状において北海道医療給付事業を活用しながら、3歳未満及び住民税非課税世帯の就学前の乳幼児については、医療費の自己負担分を市が独自に全額助成し、住民税課税世帯の3歳以上の就学前の乳幼児については、医療費2割の自己負担分のうち1割を助成し、さらに小学校児童については、入院医療費3割の自己負担分のうち、住民税非課税世帯については初診時一部負担金を除く部分の全額を、また市民税課税世帯については2割分を助成しているところであります。これは現行の対応でございますが、今般、本市における子育て支援環境のさらなる充実を図る観点から、平成23年4月1日以降の診療から、住民税課税世帯の3歳以上就学前の乳幼児医療費の自己負担分と、それから小学校児童の入院医療費の自己負担分などについて、これまでの助成内容を拡充して全額を助成することとするため、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、助成を拡充するために必要な経費の財源については、過疎対策事業債を充てるものであります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は、社会民生常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 日程第6 議案第22号市道の路線廃止について及び議案第23号市道の路線認定についての2件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第22号市道の路線廃止について及び議案第23号市道の路線認定についての2件について一括して提案理由を申し上げます。

本議案は、既存の市道の起点及び終点の変更に伴い、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき、市道を廃止し再認定をしようとするものがあります。このうち、市道北光町東3条線は、市道一已小西通線の道路整備に伴い、終点をつけかえようとするものであり、また市道二十四孝花園通線は、大正緑道を隔てた市道水源線と接続することにより、生活道路としての利便性の向上を図るため、起点を変更しようとするものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は、経済建設常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 日程第7 議案第24号深川市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第24号深川市手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

北海道では、道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針というものに基づき、関係事務の移譲を進めているところでありますが、それを受けて本市においても市民の利便性やサービスの向上、効率的な行政運営などの観点から、関係事務の移譲について検討を進めているところであり、平成23年度から新たに9事務について移譲を受けることとしたところであります。

その一つとして、都市計画においては、まちづくりは、やはりみずからの自治体の判断で行うべきとの観点から、都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可に関する事務等の権限の移譲を本年4月より受けるということになっております。

この権限移譲に伴い、本市の条例において開発許可に関する審査事務等に必要となる手数料の定めを北海道や他の市が採用している基準を参考に新たに設定しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は、経済建設常任委員会に付託します。

---

○議長（北本清美君） 以上で本日の日程はすべて終了しましたので、本日はこれで散会します。

なお、3月7日は午前10時から開議します。

（午前11時44分 散会）



平成23年第1回定例会

平成23年3月7日（月曜日）

平成23年 第1回

深川市議会定例会会議録 (第3号)

平成23年3月7日(月曜日)

午前10時00分 開議

午後 3時15分 延会

---

○議事日程(第3号)

日程第 1 一般質問

(午前10時00分 開議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 第1回定例会3日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 一般質問を行います。

初めに、山田議員。

〔山田議員、質問席へ〕

○2番(山田圭二君) 平成公明クラブの山田です。通告に従い、一般質問をいたします。

光陰矢のごとしと申しますが、早いもので今期最後の一般質問となりました。幸いにしてトップバッターの幸運を引き当てさせていただきまして、大変うれしく感激いたします。さて、質問に先立ち、このたびニュージーランドで起きた大規模地震によって、絶望的と言われている邦人27人の早期確認を願い、昨日、邦人で初めての死亡が確認されたと発表されました平内好子さんを初め、亡くなられた多くの方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。そして、大規模災害の少ない本市に居住していることの幸せに感謝しつつ、質問に入ります。

最初に、人口減少と市政運営について伺います。今、世界の人口は爆発的にふえ続けており、国連人事部の推計によれば、2011年すなわち本年であります。後半には70億人に達すると言われており、年間およそ8,000万人のペースでふえ続け、2045年には90億人になると予測されております。さらに、2050年までの最大増加の場合は、105億人との驚愕の予測もあります。このような世界の爆発的な人口増加の中であって、日本は、ご案内のとおり少子化が急激に進展し、世界の長寿国でありながら、既に人口減少国に突入してしまいました。昨年10月1日の国勢調査によりますと、北海道の人口は550万7,000人で、前回2005年調査より12万人、2.1%減少であり、これは深川市が5個喪失した数に相当いたします。空知管内は33万6,320人で、7.5%、2万7,322人の減少となっています。本市は、市政方針

でも述べられておりますとおり2万3,720人で、8.2%、2,118人の減となり、2万4,000人を切ってしまったということでございます。人口は住民であり、住民なきところに行政も存在しない、ゆえに人口問題は、行政の根幹であります。山下市長は、2期目の初年度として、人口減少問題に重点を置いた施策を展開しようとしていることは、まさに時宜を得た挑戦であり、住み続けられる深川を目指す戦いのスタートでもあります。深川市の人口に関する実態の把握を含め、以下、何点かお聞きします。

1点目は、市制施行後の国勢調査に基づく人口動態及び高齢化の推移についてであります。人口動態の推移を把握するために、本市が市制施行後、最も人口の多かった年次の人数と、平成22年の人数、そしてこの間に減少した人数、減少率、高齢化率の推移、さらに12年から22年までの同様な方法による数値についてお示しをいただきたい。また、直近の2月末の状況についてもお知らせください。

2点目は、社会動態の減少の要因分析についてであります。人口動態は、出生と死亡で構成する自然動態と、転入転出で構成する社会動態がありますが、住民の移動の要因はさまざまであります。移動の要因をどのように分析されているか伺います。

3点目は、人口減少に歯どめをかける一層の取り組みについてであります。市民がこの地に住み続けるには、働く世代にとっては職場があり暮らせる収入が得られることが一義的な条件であります。一人一人それぞれの条件があり、幅が広く、人口減少に歯どめをかけるには総合的な施策が求められると考えます。冒頭申し上げましたように、平成23年度の予算は、子育て支援に重点を置きながら、福祉、雇用、産業振興等きめ細かな対策を掲げていて大いに評価するところではありますが、限られた予算の範囲ではおのずと限界もあります。しかし、人口の維持対策は、不断の取り組みをしなければなりません。今後に向けて、どのような政策に力点を置いて進めようとするのか伺います。

4点目は、10年後、20年後、30年後の推測される人口動態を踏まえ、長期的展望に立った市政運営についてであります。国土交通省の国土審議会長期展望委員会は、2050年の国土の姿を推測し中間報告をまとめたとの報道がありました。これによりますと、全国で居住地の20%は無人口化する。北海道は50%を超えるとの驚愕の内容であります。山下市長には、

道内でも上位を占める過疎化進行地域にある深川市の現状を踏まえ、報道から読み取れる未来を想定し、高い見識と洞察力をもって望まれる未来の姿をデザインした上で市政運営に当たっていただきたいと願うところではありますが、見解をお伺いします。

5点目は、仮称人口対策協議会の設置の考えについてであります。人口減少にかかわって何点かの質問をしてまいりましたが、人口問題は職場の確保が第一ではありますが、出産、子育て環境、学校、交通、買い物環境、病院、福祉施設、芸術やスポーツ環境、コミュニケーション機能などなど、人々の日常の暮らし全般にかかわりますことから、全方位的の視点に立つ必要があります。このような観点から、幅広い分野から成る仮称人口対策協議会を設置し、協働の理念に基づき、広く意見を集め、政策立案の糧としてはどうかと考えますが、協議会設置の考えについて伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいま、人口減少と市政運営についてということで、何点かにわたり質問をいただきましたので、順次お答えをしたいと思います。

まず、1点目の市制施行後の国勢調査に基づく人口動態及び高齢化率の推移についてでございますが、議員も指摘されましたが、ことし2月に報告されました平成22年国勢調査の速報値によりますと、本市の人口は2万3,720人で、世帯数が1万100世帯ということでした。一方、昭和38年に本市が市制を施行いたしまして、後の人口のピークというのは、40年の国勢調査となっております。このときの数字を申し上げますと、人口が3万9,812人で、世帯数9,196世帯ということございまして、昭和40年と平成22年のデータを比較いたしますと、人口では1万6,902人、率にして40.4%の減少ということになっております。また、世帯数では904世帯、率にして9.8%の増加という数字です。また、全人口に占める65歳以上の人の割合、いわゆる高齢化率についてですが、平成22年の国勢調査速報値では、年齢別の人口がまだ公表されておられませんのでその部分はわかりませんが、5年前の17年の国勢調査の数値ということで比較を申し上げますと、昭和40年の国勢調査時点では、高齢化率は5.6%という数字になっておりまして、一方で平成17年の国勢調査は

30.6%。この時点で既に本市は3割を超えていたということです。この昭和40年と平成17年、これは40年の開きがありますが、40年間で既にこの高齢化率というのは25%ポイント上昇しているという数字です。

次に、平成12年から22年までの国勢調査の数値の推移で、人口について申し上げますと、12年から17年、その5年前、さらに5年前ということになりますが、この12年から17年では1,741人の減少、率で6.3%の減少。そして、平成17年から今回の22年まででは2,118人の減少、率にすると8.2%の減ということ。世帯数では、平成12年から17年で391世帯、3.6%の減少。それから平成17年から22年の間の比較では454世帯、4.3%の減ということになっております。高齢化率につきましては、平成12年から17年、この間の数値が、12年が26%、そして17年が先ほど申し上げましたように30.6%ですので、その差4.6%ポイント、12年から17年の間で上昇しているということです。なお、住民基本台帳における一番直近のデータ、平成23年2月末現在の人口の状況を申し上げますと、人口は、2月末ではさらに減少いたしておりまして2万3,656人、世帯数では1万1,267世帯、高齢化率で見ますと34%という数字に上っているということです。以上は、1点目のデータに関する報告、説明でございます。

2点目に、社会動態によります減少の要因分析ということについてですが、議員もご指摘のように、人口動態には、自然動態、出生と死亡の差、それから転入転出の差である社会動態と二つあるわけですが、本市の昨年1年間の状況で申し上げますと、自然動態は173人の減少。他方、社会動態で見ますと148人の減少ということございまして、この社会動態の要因などを分析しようということで、昨年1年間、市民課に転入転出の届けを出しにこられました方にアンケート調査などを実施しているところがあります。現在、そのアンケート調査の集計作業を行っておりますが、傾向で申し上げますと、本市の場合、20歳代の方の転入者が転出者を大きく上回っている。他の年代では、転入転出ともほぼ同じということになっております。職業別で申し上げますと、転入される方、これは会社とか官公庁に勤めておられる方がその約6割を占める。学生の方が12%ぐらいを占めている。他方で、転出では、同様に勤め人の方が50%、学生が25%という数字になっていると

ころであります。転入転出の理由としましては、どちらも今言ったような仕事の都合ということで転入転出される方が約6割、そのうち理由を回答いただいた方の半分近くが、これも当たり前ですが、就職あるいは転職ということを理由に移動するという回答をいただいているところです。これらの傾向から、若い世代の方の働く場がなかなか十分でないということから、若い世代で転出が転入を上回る、人口減少の大きな要因になっていると思われるところでございます。

それから、3点目の質問で、人口減少に歯止めをかけるための取り組みについてということと、その後で言われました10年先、20年先、長期的な展望に立った市政運営をどう考えるかといった質問がございました。関連がありますので、あわせてお答え申し上げたいと思います。市政方針の中でも申し上げたところですが、本市は少子高齢化、それから人口減少がかなり進んだことに伴って、地域経済・産業の停滞、それから雇用情勢の悪化、さらには中心市街地の空洞化などなど、さまざまな問題に直面しているという認識を持っております。この人口減少傾向というものは、全国的に進んでいることですので、容易にこれがおさまる、とまるといったことにはなかなかならないのだらうと思っておりますが、本市の10年先、20年先を展望したときに、やはりこのまま手をこまねているということは許されない。今から人口減少傾向に多少でも歯止めをかける努力をすることが、本市の将来にとって大変重要な課題であると認識しております。そこで、そのために新年度から人口・経済対策ということで、例えば保育所保育料、それから乳幼児医療に対する市からの支援といったものをかなり踏み込んで拡充する、そういう対策を講じたいと思っております。また、就労の場の確保、拡充のためのいろいろな産業振興施策、そして中心市街地の活性化対策、さらにはこれまでもやってきておりますが、移住定住対策のさらなる推進など、あらゆる可能な政策手段を横断的に組み合わせながら、総合的な対策として効果を求めて、そういった施策を講じていきたいと真剣に考えているところであります。こうした取り組みを通じて、子育て世代など若い人たちが、本当にこのまちで将来に夢と希望を持って暮らせるような、活力のあるまちにすることとあわせて、高齢の方を含め本市に暮らすすべての市民が、安心して安全に、また心豊

かに暮らせる長寿のまちに、ぜひしていかなければならないと考えておまして、そうした方向でさらに精力的に施策を展開していければと考えているところであります。

最後に、人口対策協議会の設置についての提案がございました。問題意識はまさに議員と共有しているところでございまして、こうした問題については幅広い分野の皆さんからさまざまなご意見をお聞きするといったことが大事なことでと認識いたしております。ただ現在、総合計画策定といった課題を抱えて、先般、新たに深川市新しいまちづくり市民協議会というものを立ち上げましたし、また昨年、新たに協働のまちづくり推進市民協議会といった組織も既に立ち上げておりますし、あわせてそれ以外にも、市にはさまざまな協議会ですとか委員会などもございますので、こうした既にあるものの活用といったことを通じて幅広く市政に対する、また人口政策に対するご意見やご要望などを伺いながら、今言った政策の立案、そして執行に万全を期していきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） 転出転入で私の認識と違った感じがありますが、2番目にいきます。

中山間地域と深川市の未来ビジョンについて伺います。人口減少の厳しい現実、本市の中山間地域に目を向けてみると、まさに喫緊の課題であります。中山間地域の農業は、市政方針にもありましたように、今は中山間地域等直接支払事業や農地・水保全管理支払交付金及び先進的営農活動支援交付金という農業政策によって、どうやら保たれておりますが、耕作不利地域のため農業後継者が育たず過疎化と高齢化のみが進行し、耕作放棄地がふえ続ける状況が想定されます。

このような状況にかんがみ、以下2点について伺います。1点は、20年、30年後の中山間地域の人々の想像される暮らしについてであります。車の運転ができなくなった。買い物をしたいが公共交通機関はバスのみでバス停が遠く不便だ。ネット社会になったがパソコンは使えない。長年一緒に暮らしてきた友達もいなくなったなどなど、大変厳しい生活を私は想像してしまいますが、市の認識を伺います。

2点目は、山林を活用した中山間地域の新しい価値観を生み出す取り組みを、深川市の将来を展望した施策として、第五次総合計画を含む長期ビジョン



として取り組む考えについてであります。中山間地域の状況がこのように想定されるとするならば、農地保全、環境保全はもちろん、何よりもそこで生きていきたい市民の安心を守らなくてはなりません。今、住んでいる方々は、一生住みなれたこの地で暮らしたいと思っており、土地を捨て、地縁を捨てて転居することは、人生の終えんを迎えるに等しい思いであることは、病気がちになって施設や都市部の子供の家に行ったら人生おしまいだという過疎集落の高齢者の言葉が如実に物語っています。このような思いを受けとめ、政策としてやれることはないか。コンパクトなまちづくりに相反する方向とも受けとめられかねませんが、住み続けられるふるさつをつくる事業は、地域で生きる人たちに喜びと安心を与えるばかりでなく人口対策上も、あるいは深川市のイメージの向上にも大いに役立ち、人口減少の歯どめにも貢献するはずであります。中山間地域は農地と山林の混在した地域であり、この一体的環境は、都市生活しか経験していない人々にとっては夢のような世界であろうと推察します。人間は動物の一類であります。動物は、土や水、木や草、きれいな空気の自然を求めるとは本性でありましょう。したがって、人は自然を求めると思います。森林浴や野菜づくり、春の山菜とりや秋のキノコとりなど、すばらしい楽しみがいっぱいであり、滞在型観光やセカンドハウス、移住定住にも大いに活路を見出すことができると信じています。既存の居住者は、集積した集落をつくり、新規居住者と共生し、地縁を守りながら地域の再生と暮らしの安心を確保し、余生を心安らかに過ごすことができると思います。絵に描いたような理想形の一例を申し上げましたが、現実には、それぞれの地域にそれぞれの事情があり、その地域に応じた政策が求められると思います。結局は住んでいる人の意思でありますので、どのような形にするにしても、具体的には十分な話し合いが前提となりますが、国も、新過疎法で支援を用意しているはずであります。第五次総合計画を含む深川市の長期ビジョンとして取り組む考えについて伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 中山間地域と深川市の未来ビジョンについてお答えをいたします。

1点目の20年後、30年後の中山間地域の人々の暮らしの認識についてでありますけれども、人口減少

の状況につきましては、先ほどの質問で市長より答弁申し上げておりますが、今から少しでも歯どめをかけていくことが本市の将来にとって重要な課題であると認識いたしております。市内各地区の高齢化率を見てみますと、これは昨年7月末の数値ですけれども、深川地区が31.1%、一已地区が30.6%、音江地区が39.1%、納内地区が42.0%、多度志地区が40.6%となっており、農村地区のほうが高齢化率が高い状況となっております。このような状況から、議員の質問にもありましたように、農業後継者不足や耕作放棄地の増大などが懸念されるわけですけれども、活力ある高齢者はもとより、本市に暮らすすべての市民が心豊かに安心して暮らせるまちとするためにも、各種交付金なども活用し、中山間地域農業の持続的な発展と資源保全を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の山林を活用した新しい価値観を生み出す取り組みを長期ビジョンとして取り組むべきという考えでございますけれども、中山間地域は豊富な森林資源や水資源、美しい景観のほかその地域が培ってきた伝統や文化など、有形無形の地域資源を数多く有しておりまして、このような豊かな地域資源はそこに住む住民の生活を支え、豊かなものにするだけではなく、都市住民が豊かな自然や文化に触れ合う場や心身をいやす場として、また環境保全や水源涵養機能など森林の有する多面的機能の活用も期待されることです。今後とも基幹産業である農業の振興発展を図る施策の推進や環境保全、公共交通の確保対策などさまざまな施策や事業を着実に進めていくことが、中山間地域の振興に、ひいては将来に夢と希望を持って暮らせるまちづくりにつながるものだと考えております。山林を活用した中山間地域の新しい価値観を生み出す取り組みを、総合計画を含む長期ビジョンとして取り組むべきということですが、市有林運営委員会や農業振興委員会などを中心に、山林や中山間地域の活用方法や振興策などについてご意見をお聞きするほか、新しい総合計画に関して設置しております深川市新しいまちづくり市民協議会の委員の皆さんなどからご意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） それでは、通告の3番目、財政運営について伺います。

国政においては、昨年来、極めて不透明な状況が

続いております。政府原案が決まってからも政局は一向に落ちつく気配はなく、今回の前原外務大臣の辞任もあり、ますます混迷の度を深めております。通常国会が始まり、本来であれば新年度の予算が議論され予算関連法案が審議成立して、経済、福祉のさまざまな政策課題が予算の成立とともに動き出さなくてはならないにもかかわらず、いまだにどうなるのかわからない状況となっております。特に、予算関連法案は予算案と表裏一体のものであり、その成立は地方自治体の新年度予算にも数多く関連施策が含まれていると思いますし、本市だけでなく、地方自治体全体にとって大きな問題となるものであります。新聞報道によれば、地方交付税、子ども手当、そして税制にかかわる法案の成立の見通しが立っていない。特に、地方交付税法の改正案が成立しない場合は、4月の概算交付がおよそ1兆5,000億円と大幅に減額となるとあります。

そこで、こうした予算関連法案の動向をどのように認識しているのか、またその影響としてどのようなものが想定されるのか、そして対応はどのようにするか所見を伺うものであります。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 財政運営についてお答えいたします。

平成23年度の国の予算関連法案につきましては、その成立が不透明な状況にあるということから、本市としてもその動向を注視しているところでございます。本市の平成23年度予算と深く関連するものとして、子ども手当法案、地方交付税等法案、地方税法などがございますけれども、特に地方交付税につきましては、法案が成立しない場合、4月の概算交付額の総体、国全体でございますけれども、4兆1,000億円から2兆6,000億円になり、1兆5,000億円減額されることとなりますので、本市におきましても、財政運営、資金計画に大きな影響を生ずるものだと考えております。そのため、こうした流れを受けまして、2月22日、全国市長会では、全国町村会とともに政府及び与野党の政策責任者に対して緊急要請活動を実施したところです。地方交付税にかかわる法案は、地方交付税の法律、特別会計に関する法律及び地方財政法などの一部改正という内容ですけれども、この改正の内容を申し上げますと、地方交付税の総額に関して、国税5税の法定

率分等に一般会計及び特別会計からの加算等を行いまして地方交付税の出口ベースの額を17兆4,000億円とすることや、特別交付税の割合を6%から5%に改め普通交付税に移行すること。さらに、臨時財政対策債を発行することができるようにするなどの改正内容です。つまり、この改正がなされない場合、地方交付税は、国税5税の法定率分のみとなるということですので、その総額は11兆円ほどになり、この場合、6.4兆円減額ということで、36.78%の減となります。本市の新年度予算は、当然、法律改正を前提に積算しておりますけれども、仮に改正案が成立しない場合には、単純に率を当てはめてみますと、当初予算74億9,000万円の地方交付税となっておりますが、その6割程度、45億3,000万円程度になりまして、また市債に計上している臨時財政対策債3億7,000万円強でございますけれども、これがゼロになるということで、その影響額については33億3,000万円にもなるものです。したがって、本市財政への影響という質問でございますけれども、これは影響額というレベルを超えて、予算及び財政に甚大な影響を生ずるものでありますので、政府、与野党は十分に議論を尽くし、市町村行政に影響が出ないよう、あらゆる手だてを尽くしてもらいたいということを切望しているところでございます。こうした事態への対応といたしまして、全国市長会などを通じての要請活動が重要であると考えております。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） 大変な事態にならないように、政府の対応を望むものであります。

次の4番目、学校運営について伺います。

1点目は、小学校の外国語教育導入の問題点と対策についてであります。本年の教育行政方針として、4月から新学習指導要領への対応がなされる状況であります。小学校でも外国語授業が必修となり、本市では年間35時間の英語教育を行うことになったと聞きますので、何点が伺います。

一つは、小学校5、6年生の新学習指導計画による英語は教師の負担増にならないのか、また教師の配置等について問題はないか。

二つは、英語必修化による外国語指導者の確保のための人材活用として、特別教師ボランティアの必要性について。

三つには、新学習指導要綱では、外国語教育以外

にどのような改正があるか伺うものであります。

2点目は、学校給食の食中毒に対する対策についてであります。学校給食については、来年度から妹背牛町の委託を受けて給食を生徒に提供することになりますが、日ごろよりその安全安心でおいしい食事を基本に、地場産の野菜や加工品を活用した特色ある給食に努力されていることを高く評価するものであります。さて、先月の岩見沢市における学校給食による食中毒は、9校の小中学校児童生徒、教職員など1,500人余りが下痢や腹痛を起こしたものであり、給食のメニューのプロッコリーサラダから検出されたサルモネラ菌が、患者の便から検出された菌と遺伝子が一致し、この菌による食中毒と判明したのであります。

この際、本市の給食状況について何点か伺います。

一つは、食料品の品質管理や調理器具等の洗浄状況について。

二つは、調理員の注意力や体調、健康管理などの状況と健康管理方針について。

三つは、保健所との連携及び調理場の点検整理状況について。

四つには、施設の老朽化が顕著で、食中毒の発生等衛生管理が危惧され、早期の改築が必要と判断しますが、その計画についても伺います。

3点目は、いじめによる登校拒否と児童虐待の状況と対応についてであります。ことしの教育行政方針に、心身ともに健やかな子供の育成を目指すためには、未然防止と早期対応が重要とし、いじめ根絶に取り組むために、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、心の相談員などの充実を図る努力が表明されております。さきに、北海道教育委員会は、この種の問題についての事件は3,640件あり、前年より183件増加したとの実態を発表されましたが、本市にはこのような事態がないことを願いながらお聞きします。

小中学校におけるいじめによる登校拒否や児童虐待の状況について。加えて、家庭における児童虐待の存在については、教育現場での発見機会が最も多いと思われまますので、この点も含め、あればその実態と対応について伺うものであります。

4点目は、新型インフルエンザ対策についてであります。ことしの冬は、昨年のような爆発的な感染流行は見られませんでした。感染の危険が全く去ったわけではなく、春、渡り鳥の飛来に伴い、鳥イ

ンフルエンザの危険も増すものと考えられますので、小中学校における新型を含むインフルエンザの発生状況と予防対策について伺っておきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 学校運営について、順次お答えをいたします。

初めに、小学校の外国語教育導入の問題点と対策についての一つ目、教師の負担にならないのか、また教師の配置等については問題ないかについて、お答えをいたします。新学習指導要領を4月から完全実施する小学校では、新しい教育課程での教育活動を進めることとなります。本市での外国語活動として、小学校5、6年生は、英語活動を年間35時間実施することになり、他の教科と同様に主に担任教師が文部科学省発行の英語ノートなどの指導資料を活用しながら進められます。完全移行の前の措置期間として、平成21年度に10時間、本年度は15から20時間の英語の活動を既に行っておりますし、また教師も学校内外においてこれらに関する研修に参加するなどの準備を行い、小学校の外国語教育導入による教師の負担軽減と適正配置を図ってきたものでございます。

次に、二つ目、英語必修化による外国語指導者の確保のための人材活用として、特別教師ボランティアの必要性についてお答えをいたします。一部の学校では、移行措置が始まった平成21年度から、学校支援地域本部事業の学習支援として、個人ボランティアの方による英語活動が行われている例もありますが、英語活動は新たな取り組みであることから、英語指導助手の活用や英語ノート、発音に関するCD、さらに電子黒板などを有効に活用するなど効果の上がる活動となるよう、教育委員会としても各学校の取り組み状況などを見きわめながら、できる限り支援をしております。

次に、三つ目、新学習要領では、外国語教育以外にどのような改正があるのかについてお答えいたします。学校の教育課程の基本的な枠組みについては、高学年で週1時間新設された外国語活動以外に、国語、社会、算数、理科、体育などの授業が6学年合わせて350時間程度増加し、一方、総合的な学習の時間は、教科の知識、技能を活用する学習活動を各教科の中で充実することから週1時間程度縮減しますが、教科全体としては授業時数が低学年で週2時

間、中高学年で週1時間増加するものです。なお、この授業時数が増加することは、指導内容をふやすということを主な目的としているものではなく、子供たちがつまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習や知識、技能を活用する学習を行う時間を充実していくため必要なものといった基本的な考え方によるものでございます。

次に、学校運営の2点目、学校給食の食中毒に対する対策について、4点にわたり質問をいただきましたのでお答えをいたします。学校給食におきましては、これまでも安全安心で、良質な地元農畜産物を基本に進めてきているところであります。このたび、岩見沢市で発生しました学校給食における食中毒の報道を受け、本給食センターでは、その日のうちに職員に対し衛生管理の遵守と危機管理の徹底についての訓示を行い、翌15日には深川保健所から食中毒に関する資料提供をいただき、再度職員に配布したところであります。

質問の一つ目、食料品の品質管理や調理器具の洗浄についてであります。品質管理につきましては、食材納品時に製造年月日、賞味期限、品質、鮮度などを点検記録し、その後、食材の鮮度保持ができるように保管しておりますし、調理器具等の洗浄につきましては、毎日、洗浄後、電気式消毒保管庫にて熱消毒を行うなどしております。

二つ目、調理員の注意力や体調、健康管理などの状況と方針につきましては、食中毒発生を予防するために、日常の手洗いなどの衛生管理の徹底を図るとともに、特にノロウイルスによる食中毒については、2次感染を防止するため、職員に対しては、ノロウイルス感染が疑われる場合にはまず出勤を控えること、ノロウイルス検査の必要がある場合には検査結果が確認されるまでは出勤しないこと、家族の中にノロウイルスに感染した方がいる場合には、同様な対応をしております。また、職員の毎日の健康状況については、腹痛、下痢、嘔吐はしていないかなどの衛生管理チェックを家族を含めて毎日行っており、万が一、本人の体調が万全でない場合にも代替職員を手当てし対応しているところであり、今後とも適正な管理に努めてまいります。

三つ目、保健所の連携と調理場の点検・整理状況については、当センターも毎年2回、深川保健所による抜き打ちの衛生管理点検を受けておりますし、保健所との連携では、日常業務での疑問に対し業務

の相談の対応、さらに学校給食センター運営委員会の委員として衛生面からの運営にご協力を賜っているもので、今後とも深川保健所と十分連携を図りながら適正な管理に努めてまいります。

四つ目、施設の老朽化による食中毒の発生と衛生管理が危惧されることから、早期の改築が必要と判断するが、その計画についてであります。本センターでは、これまでも衛生管理に配慮した対応を行ってきております。特に、平成8年から10年にかけて、天井、床、電気設備の改修を行い、また13年からは、従来のウエット方式から細菌の増殖を抑えることができるドライシステムの運用を行うなど、適正な管理に努めているところであり、質問にありました改築につきましては、前段申し上げたように施設などの整備を行っておりますが、本センターは設置後約45年が経過し、また衛生管理基準も強化されていることなどを踏まえ、北空知の広域連携を展望しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、学校運営についての3点目、いじめによる登校拒否と児童虐待の状況についてお答えをいたします。現在、本市の不登校児童生徒には、いじめが原因による登校拒否はないものと把握をしておりますが、いじめは、どの児童生徒にも、どの学校においても起こり得るものであるという危機意識を持つことが重要であると十分認識しており、教育委員会では、これまでと同様に関係する方々と連携する中で、いじめの早期発見、早期解決に向けて取り組んでまいります。次に、児童虐待についてですが、教育現場における児童生徒への虐待などはあってはならないことであり、本市の学校においてはそのようなことはありませんが、今後とも学校と連携する中で児童生徒への適切な対応に努めてまいります。また、教職員は、学校の中で児童生徒とともに過ごす時間が長時間となり、児童生徒の心身の状況を観察する機会が多いことから、家庭における児童生徒への虐待を発見する機会が多いと考えられます。学校は教育機関であり、その根底には、子供の生命と安全を守ることが最重要視されなければなりません。虐待を受けたと思われるような児童生徒を発見した場合には、虐待について対応する機関等への通報を初め、安全確保の適正な措置をとるよう教職員全体の連携と情報の共有を図っており、迅速かつ適切に対応することとしております。

次に、学校運営の4点目、新型インフルエンザ対

策についてお答えいたします。今年度、インフルエンザの学校での発生状況は、昨年10月から11月にかけて、深川小学校2学年、3学年、6学年で学年閉鎖を行って以降、学級閉鎖等の状況はなく、学校教育への大きな影響もなく済みでありましたが、先月末、音江小学校の6学年で、2月25日から28日までの間、学年閉鎖をいたしました。前年度の新型インフルエンザ等の大流行もあったことから、児童生徒のインフルエンザへの感染予防には早い時期から指導に努めてきたところであります。学期末を迎え、受験、卒業、進学準備など、児童生徒にとっても大切な時期を迎えております。今後もインフルエンザの発生状況に留意するとともに、引き続きうがい、手洗いの励行、十分な睡眠時間の確保、栄養摂取など、各家庭と連携をとりながら感染予防の指導をしてまいります。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） それでは、続いて5番目の深川市学校配置基本方針について伺います。

深川市学校配置基本方針について、3点お聞きします。1点目は、配置の基本方針と地元協議についてであります。まことに残念な事態ではありますが、本市においては、過疎と少子高齢化が急速に進み、児童生徒の減少により学校を中心とする地域に大きな変化が起き、地域住民のコミュニティの場が消えていく状況に拍車がかかってきたものであり、学校再配置の検討がやむを得ない状況と理解をいたします。そこで、学校配置の方針については、教育行政方針で表明されているところでありますが、改めて基本的な方針を伺うものであります。あわせて、地元関係者との協議手順等についても伺います。

2点目は、保護者及び生徒の心配についてであります。学校統廃合にかかわるさまざまな環境の変化に対する保護者や生徒同士の人間関係の心配に対し、安心感を抱かせる丁寧な説明が求められると思いますが、その対応について伺います。

3点目は、跡地の利活用について伺います。本市は昭和38年に合併市となり、およそ半世紀を迎えようとしておりますが、学校統廃合については、高い地域特性のため、特に地域との約束事が多く存在した事態を貴重な教訓とすることが望まれます。廃校に伴う跡地対策の基本方針を伺っておきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） 深川市学校配置基本方針について、順次お答えを申し上げます。

初めに、基本方針と地元協議の状況についての1点目、基本的な方針についてお答え申し上げます。質問の中にもありましたが、全国的に少子化が進み、本市においても児童生徒の減少に伴う小中学校の小規模化が進行する中で、教育委員会では子供たちによりよい教育環境を提供するためにはどのようにすべきのかなどを検討するため、平成21年度から市内各小中学校のPTAの役員の方、各町内会連合会の役員の方、学校関係者の方から成る深川市小中学校適正配置のあり方に対する懇話会を、昨年10月までに4回開催させていただきまして、それぞれご意見、ご提案等をいただきました。その過程を経まして、小中学校の小規模化に伴う課題に対し、市民と教育委員会が協働して対応していくための素案として、深川市学校配置基本方針（検討素案）をまとめたものでございます。今後、地元協議など、この検討素案の論議を通しまして、子供たちにとって望ましい教育環境の実現に向けての検討を深め、教育委員会として最終案を示すように考えておりますが、基本方針（検討素案）の中では、小学校が地域の教育の拠点となっていることや、低学年児童の通学距離、あるいは通学時間などを踏まえまして、当面、現状のまま推移をするをいたしました。一方、中学校につきましては、将来的には一つの中学校において1学年2学級以上の規模の学校にしていくこととし、中学校ごとに統廃合の検討を進めるものとするという素案をお示ししております。

次に、2点目、地元関係者との協議手順等についてお答え申し上げます。地元協議の取り組みにつきましては、検討素案の中でもお示しをしておりますとおり、対象地区である中学校区ごとに実施することとし、主な参加者として、保護者の方や、学校地域に関係する主な団体の代表者の方などと想定をしており、既に1月末から2月にかけて、各中学校区において、保護者の方を対象とした説明会を実施いたしました。これらの地元協議を通じまして、小中学校の児童生徒数や学級数などから、小中学校の現状についての理解を深めていただき、地元での合意形成が得られるように努め、平成23年度には、教育委員会としての学校配置基本方針についての最終案をお示ししたいと考えており、今後、統廃合について検討を要する中学校区を中心に、関係するPT

Aの方々のご相談申し上げながら地元協議を実施してまいります。

次に、保護者及び生徒の心配についてですが、地元協議では、地域の方々が学校の小規模化とそれに伴う諸課題を地域の問題として理解し、共有していただいた上でその解決策を話し合うことを目的としております。今後、検討素案についての協議を進める際には、保護者、地域、学校、教育委員会が十分な対話を重ね、子供たちの教育にとって最も望ましい結論を導き出せるように取り組んでいく必要があると考えており、学校統廃合による環境変化などに対する保護者や生徒の心配などに十分に気を配りながら協議に当たってまいりたいと考えております。

次に、跡地の利活用についてですが、学校統廃合が実施されたとして、その廃校施設あるいは校舎などの利活用につきましては、この検討素案にも記しておりますように、地域合意の後に協議することを基本としながらも、協議の中で場合によっては並行して地元の方々のご意見を伺っていくことがあると考えております。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） 通告の6番目、海外資本による山林買収について伺います。

我が国のGDPはついに中国に抜かれ、景気の低迷も長期化している状況下で、予期せぬ海外資本による森林買収がばっこしております。財務省の取りまとめ等によりますと、道内の外国資本による土地取得が、2007年度以降3,682ヘクタール、604件に上るとのことであり、近隣の自治体では、砂川市で292ヘクタールもの広い面積が買収されているようであります。2月20日の北海道新聞は、山形でも最上川源流の10ヘクタールが外国資本に買収されたと報じております。土地の所有権を外国に売るという行為は、日本の国土を外国に売る行為であり、領土問題で領有権を争っている意味を考えると、この行為は国がしっかりと法規制をすべきと考えます。地方自治体でも先々の対応が求められると思います。1月27日の北海道新聞の報道によりますと、ニセコ町では海外資本による乱開発規制を目的として、地下水保全条例と水道水源保護条例を制定する意向であります。

以下、2点について伺います。1点は、土地買収のグローバル化現象に対する認識について。

2点目は、本市の現状と今後の対策について伺い

ます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 海外資本による山林買収についてお答えいたします。

1点目の土地売買のグローバル化現象に対する認識と見解についてであります。近年、外国資本による森林買収が全国各地で起きているという報道がなされておりまして、昨年の北海道の調査では、道内でも33件、820ヘクタールの林地が海外資本によって取得されていたことが明らかになっております。これら外国資本による森林買収につきましては、日本の水資源をねらって河川の源流となっている水源林を買収しているのではないかなどといったような報道もありまして、森林の無秩序な開発や水資源の保全等に対する懸念が生じているようであります。日本国内における土地の売買については、農地法の制約を受ける農地のほかは、土地の売買は原則自由となっているものでございますが、法的な届け出については、森林の場合1ヘクタール以上の売買について国土利用計画法に基づく北海道への届け出が、契約締結後2週間以内に義務づけられている状況でございます。なお、政府におきましては、昨年10月の参議院予算委員会における外国人の土地取引の規制について、一つの考え方をまとめてみたいとの首相答弁を受けまして、与党民主党の中で、外国人による土地取引に関するプロジェクトチームが設置されたと伺っております。また、北海道におきましては、知事が来年度内に水資源を保全することを目的とした条例制定の考えを示しているということもございまして、市としましては政府及び北海道の検討結果を見守ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の本市の現状と今後の対策についてでございます。本市における外国資本による森林買収の土地所有の現状ということですが、法務局からの異動通知では、所有者が外国資本による法人等か否かが特定するというのは非常に難しい面がございます。なお、国土利用計画法に基づく届け出の内容などからも判断しますと、これまでのところ外国資本による土地所有はないものと判断をしております。しかし、質問にもございましたように、近隣の砂川市では外国資本による森林買収の事例が報告されているということもございまして、前段申し上げましたように、政府、北海道におけるさまざま

な検討状況も十分に見きわめながら、今後とも注視してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） しっかり監視をお願いしたいと思います。

通告の7番目、北海道からの権限移譲について伺います。

2000年の地方自治法の改正に合わせ、地方分権一括法として457本の法律が採択され今日に至っており、新政権も地方主権を掲げて一層の推進を図ろうとしており、身近な例としてパスポートの発行など、徐々にではありますが進展していると受けとめられ、市民生活の利便性の向上の観点からも一層の推進を図るべきとの立場から、以下、2点について伺います。

1点は、平成22年度の権限移譲の状況と実績についてであります。平成22年第1回市議会定例会での質問に対し、22年度の事務事業の権限移譲は、中小企業等協同組合法における員外利用の特例の許可等に関する事務外3件、計4件の移譲を受けるとの答弁がありましたが、結果として予定どおりなのか状況と実績について伺います。

2点目は、平成23年度に移譲が予定される事務事業とその効果についてであります。新年度には、農地法にかかわる農地等の権利異動の許可に関する事務等、重要な許認可事項の権限移譲があると聞きます。担当所管は忙しくなると思いますが、市民の立場から大いに歓迎すべきことであります。しかし同時に、担当機関及び担当者は、許認可に当たって法に照らし、厳正・公正な判断が求められる義務と責任が生ずることも覚悟しなければなりません。新年度に権限移譲が予定されている事務事業とスケジュール、市民への周知方法及びその効果について伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 北海道からの権限移譲についてお答えいたします。

1点目の平成22年度の権限移譲の状況と実績についてですが、昨年の第1回市議会定例会で申し上げましたとおり、4件の事務権限の移譲を受けたところでございます。このうち、母子保健法における低体重児の出生の届出の受理及び未熟児の訪問指導につきましては、昨年4月の移譲後、届出の受

理件数が10件、訪問指導が7件の取り扱いとなっております。このほか、他の3件の移譲事務であります中小企業等協同組合法における員外利用の特例の許可等に関する事務、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律におけるとがりねずみ科及びねずみ科に属する獣類の有害捕獲等の許可に関する事務、及びニューナイスズメの卵の有害採取等の許可に関する事務につきましては、今のところ取り扱い件数はないという状況でございます。また、平成21年6月に移譲を受けましたパスポートの申請及び交付事務につきましては、申請者の方々は今までより身近で申請ができるということで大変喜ばれておりまして、昨年4月から本年2月末までの発行状況は、5年申請が129件、10年申請が198件、訂正申請が8件となっております。月平均30件程度となっております。平成21年度の平均よりも5件ほどふえているという状況でございます。

次に、2点目の平成23年度に移譲が予定される事務事業と効果についてでございます。新年度に移譲を受ける権限は合計で9件でございます。既に北海道議会で移譲に関する条例が可決されておりまして、このうち老人福祉法における有料老人ホームの設置に関する事務、農地法における農地等の権利異動の許可に関する事務、工場立地法における特定工場に関する届出の審査等に関する事務、特定非営利活動促進法における特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務、都市計画法における開発行為の許可等に関する事務、及び市街地開発事業等予定区域内における建築等の規制に関する事務、浄化槽法における届出の内容が相当であると認める旨の通知の7件につきましては本年4月から、農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務、森林法における開発行為の許可等に関する事務の2件につきましては平成24年1月から、それぞれ事務権限の移譲を受けるということになっております。移譲事務の周知についてですが、広報やホームページなどで周知を図るほか、各事務の担当から関係する団体の方々に直接お知らせをするなど、普及啓発に努めてまいりたいと思います。また、事務権限の移譲による効果についてですが、申請から許可までの期間が短縮され、さらに事務の効率化とともに関係する方々の利便性が向上するものと考えております。そういった意味で、今後も市民の利便性やサービスの向上、効率的

な行政運営などの観点から十分検討を行いまして、積極的に対応してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○２番（山田圭二君） 大変重要な権限移譲があったようで、しっかりよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になります。深川市の市歌について伺ひます。

少しとっぴな発想かもしれませんが、国には国歌があり、小中学校、高校、大学では、どこの学校にも通常は校歌があります。しかし、地方自治体では、その例を私は知りません。ご案内のとおり、花、木、鳥については、当然のように各自治体が一様に指定しております。その根拠は何であるのか私は知りませんし、求めるものでもありませんが、童謡から演歌も含め、さまざまな歌の分野でプロ歌手が活躍する世界の存在が、人々の心の中に占める歌の重要性をいみじくも物語っていると考へます。

以下２点について伺ひます。１点は、開基100年を記念して創作された「北斗わが市<sup>まち</sup>ふかがわ」を、市歌として制定、普及する考へについてであります。この歌は、高橋啓治氏が作詞、丸谷晴彦氏が作曲で、両氏とも深川市出身であつて、極めて故郷を思ふ心がこもつた歌であり、かつプロ歌手イルカが歌う優しく美しい歌声と、川の流れのようなメロディーで、さわやかで現代的な印象の歌であります。深川市の市政ハンドブックの２ページにもイメージソングとして掲載されてはいますが、残念ながらこの歌の存在を知る市民は少ないようであります。前例のないことに、なかなか取り組みづらひと思ひますが、話題づくりも深川のPRの一つでありますので、ぜひご検討を願ひたいのであります。普及については、市の各種行事はもちろん、各種市民団体にもお願ひし、市民生活のあらゆる場面において活用してほしいし、バックミュージックとしても有効性が高いと思ひます。ぜひ普及に力を注いでいただきたいと思ひますが所見を伺ひます。

２点目は、学校教育でも普及し、郷土愛の醸成に努めるべきと思ふが、見解をということであります。ちまたでは、歌は世につれ世は歌につれと言われまふように、世相をも映し出す歌の力は偉大なものがあると私は思つていまして、幼少時から築き上げられた郷土愛は成人してますます強く、ふるさとを思ふ心となりまふ。「北斗わが市<sup>まち</sup>ふかがわ」は、大いにその力を発揮することと確信します。将来、

子供たちが深川を出て、就学や就職をした後、この歌を口ずさむ者がおり、それを聞く者がいれば、そこには大きな連帯が生まれるでしょう。学校教育の現場でも、総合の時間を利用したり放送部の協力を得たりして、「北斗わが市<sup>まち</sup>ふかがわ」の普及ができないものか見解を伺ひます。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 深川市の市歌についての１点目、「北斗わが市<sup>まち</sup>ふかがわ」を市歌として制定、普及する考へについてでございます。現在、本市におきましては、市の木、市の花、市の鳥をそれぞれ制定いたしてはありますが、市の歌については定めていない状況でございます。この「北斗わが市<sup>まち</sup>ふかがわ」でございますけれども、平成４年に開基100年記念のイメージソングとして詩を広く募集し、深川市出身の作曲家によってメロディーをつけ、でき上がった歌を歌手のイルカが歌ひ、CDとして作成したものでございます。完成いたしましたCDは、当時、市内の公共施設、学校、事業所などに配布いたしまして、現在は、在庫分につきまして、企画課にて希望者に配布をするとともに、深川市のホームページに楽譜を掲載し、抜粋版でございますけれども、ダウンロードして聞くことができるようになっております。成人式ではオープニングセレモニーとして歌われ、新成人を含めた市民に親しまれているという状況でございます。したがひまして、市歌として制定するというよりも、今後も未永く「北斗わが市<sup>まち</sup>ふかがわ」を開基100年記念の歌として大切に位置づける。そういった意味で、市で実施するイベントなどに加えまして、生きがい文化センターや文化交流ホールみ・らいを利用する際や、さまざまな民間団体のイベントなどでも活用していただけるように努めてまいりたいと思ひます。

○議長（北本清美君） 一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） ２点目の学校教育でも普及し、郷土愛の醸成に努めるべきと思ふが見解を、についてお答えいたします。

各学校では、限られた教育課程の枠組みの中で、それに基づく必要な教育活動を実施しており、その中には、ふるさとに対する愛着や誇りが持てるよう、地域の歴史や文化、伝統などについて理解を深める教育も行ひ、郷土愛の醸成に資しているものと認識しております。先ほど申し上げましたように、新学



習指導要領の実施により総合的な学習の時間は週1時間程度縮減することになります。今、新たに開基100年記念の歌としての「北斗わが<sup>まち</sup>市ふかがわ」を、教育課程の強化や活動に直ちに取り組みなければならぬ状況の変化はないものと受けとめており、これまでと同様、教育委員会が実施する行事などで市民の皆様にも数多く聞いていただけるようにしてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） ただいま山下市長から先ほどの答弁で一部訂正したい旨の申し出がありますので、これを許可します。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 申しわけございません。

質問項目1点目の人口減少と市政運営についての質問に対する答弁の中で、2点、申し上げ間違いといいいましょか、言い間違いをいたしましたので訂正をお願いしたいと思います。

1点目は、昭和40年の国勢調査と平成22年の国勢調査における人口の差、人口減少の数について、正しくは1万6,092人と申し上げるべきところを、1万6,902人と間違えて申し上げたと思いますので、訂正をお願いしたいというのが1点。

それから、もう1点は、人口動態の部分の社会動態について、20歳代において、正しくは、転入者、入ってくる人よりも、転出者、出ていく人が大きく上回っているということを申し上げるべきところを、間違えて逆に申し上げたようでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 山田議員。

○2番（山田圭二君） 以上、「北斗わが<sup>まち</sup>市ふかがわ」のますますの普及をお願いして、一般質問を終わります。

○議長（北本清美君） 以上で山田議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時18分 休憩）

（午前11時28分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、川中議員。

〔川中議員、質問席へ〕

○12番（川中 裕君） 火山列島日本とはいえ、1

月27日未明に噴火した鹿児島県・宮崎県境の霧島連山新燃岳が、噴火災害の脅威を見せつけました。爆発的噴火に伴い、強烈な空気振動が火口約5キロ先にある鹿児島県霧島市のホテルや学校、病院のガラスをたたき割り、負傷者も出ました。赤く照る噴石も火口から3キロ先の林まで飛び散り、火砕流、土石流の2次災害に地元住民の生活を脅かし、3月1日にも13回目の爆発的噴火があり、被害に見舞われた住民の皆様には心からお見舞いを申し上げる次第であります。一方、2月22日に発生しましたニュージーランドの大地震は、日本人留学生を含む大惨事となり、当国政府は3日、安否不明の被害者の救出作業を打ち切り、遺体の収容作業に移行すると発表しました。日本人28人、けさの新聞では1人が救出されて、27人を含む多くの方がいまだに確認されておらず、一日も早い救出を願うものであり、被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げつつ、公政クラブを代表いたしまして一般質問を行います。

最初に、市長の基本姿勢についてお伺いいたします。

山下市長にとっては、2期目の最初の予算議会となる定例会、昨年12月、無投票当選を果たされた山下市長に改めてお祝いとお喜びを申し上げる次第であります。1期4年間、個性と活力ある深川市建設を目指して市長に就任以来、まず最初に入札制度の見直しを図り、透明度の高い信頼される市役所づくりに着手し、職員、市民一体となって、健全財政の確保のための行政運営プランの見直し、財政収支改善に取り組み、着実に起債残高の解消に努め、一方、深川市立病院経営健全化計画を策定し、この計画に基づき早期に資金不足比率20%未満に引き下げるべく、中島院長を初めとする医療スタッフや関係職員の取り組みがされており、その努力の成果を期待しているところであります。山下市長の今日までの行政手腕につきましては一定の評価をするものであり、2期目に向けた出馬のコメントにもあったように、深川市の発展とすべての市民の幸せの増進のために、私が市長として引き続きお役に立つ余地が残されているとの考えに至ったと表明され、選挙戦に臨み、見事無投票当選を果たし、市民の期待、信頼にこたえるように全身全霊で尽くすと2期目の抱負を語られました。

そこで、2期目に臨む市長の基本姿勢についてお伺いいたします。1点目は、深川市の未来像につい

てであります。市長就任以来1期目については、さきにも述べたように前任者の後始末と財政の健全化に終始し、まちづくり、地域活性化対策等に対しなかなか市長としてのカラーが出せなかったと感じます。基幹産業であります農業も、環太平洋連携協定への参加検討で大きく揺れており、農業にとっても地域経済にとっても死活問題であり、どう切り抜けていくか。一方、少子高齢化が一段と進み人口減少に歯どめがかからず、経済不振の続く中、深川市の活路はあるのか。市長の目指す深川市の未来像についてお伺いいたします。

2点目に、円滑な行政推進を図るための行政手法についてお伺いをいたします。市長として1期4年の実績をもって2期目に臨んでいただいているところでありますが、執行機関である長と意思決定機関である議会の議員は、ともに住民の直接選挙で選ばれ、それぞれ職務権限を分かち、相互の牽制と均衡によって地方行政の強力かつ公正妥当な運営が確保されなければなりません。執行機関と議会との関係については、特に昨年度より話題になっております鹿児島県阿久根市では市長が市議会を招集しなかったり、議決を得ないで専断処分を連発。名古屋市では市長が主導した市議会解散を求める直接請求、リコールが成立し、先月その是非を問う住民投票が行われ、議会解散に至るなど、市長側の強引な政治手法に対する批判がある反面、議会に対する不信もあらわになった結果であります。あえて私がここで取り上げるのは、1期4年の山下市長の政治手法を見てきて、市長も議会も最終的に求めるものは市民生活の安定と住民福祉の向上、地域経済の向上発展であり、その手法で議論になるわけであります。地域のことは地域がみずから決める政治の確立には、住民の参加が不可欠であり、円滑かつ効率的に行わせるためには、議会側あるいは職員の意見を聞くことが大切であり、ふだんからもっと意見を交わす必要があると思います。時にはリーダーシップをとり、時には柔軟に議会や職員の意見にも配慮し、信頼と融和をもって行政推進に当たっていくことを望むものであります。あわせて、各団体との連携強化であります。市長が提唱しております協働のまちづくりを推進していく上で、当然、市民の協力なくして実施でき得ないものであり、商工会議所やJAとの関係強化を進め、事業推進に協力していただくことが肝要であります。以前に行われておりました各関

係機関・団体のトップとの懇話会、一水会がありました。毎月第1水曜日の正午から1時間程度、時の話題を中心に懇談する機会を復活させてはと思うところであります。行政推進上関係する機関団体とのより一層の連携を求めるものでありますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 初めに、深川市の未来像にかかわる質問にお答えをしたいと思います。我が国は全国的に人口減少、少子高齢化が進行しておりますし、経済情勢の面でも、国内需要の不振などから、大変厳しい経済状況が続いております。また、国民の将来に対する不安といったものも増大してきている。そんな中で我が市も、残念ながら地域経済・産業の低迷、停滞、それから雇用の面でも停滞が続いている。また、中心市街地の空洞化などといった問題にも直面いたしているわけでございます。本市を取り巻くそうしたさまざまな問題につきまして、市政の中で問題の本質を直視して、その抜本的な解決、改善に向けて、自治体としてこれまで以上に真剣に創意工夫を凝らして、そうしたものに対する闘いの取り組みを進めるということが本当に大事になってきていると思っております。具体的に、国や道のこうしたことにかかわる施策の動向、情報をいち早く収集して分析したり、そしてそれを受けてうまく活用していくといったことを念頭に置いて政策を進めなければなりませんし、さらに市内のさまざまな団体の皆さん方とより一層緊密に連携する中で、また市の中では、議員が言われるように、市職員一丸となって、市政の、本市の行財政運営に一層取り組んでいく。的確、効果的な推進をさらに進めていかねばならないと、今、そう強く認識いたしているところでございます。今後の行財政運営ということについては、何回も申し上げておりますが、引き続き収支改善にかかわる方針に沿って財政運営を進め、健全財政の基盤づくりといったことをしっかりやらねばなりませんし、その中で財政の健全化計画に基づいた市立病院の経営の健全化も非常に大きな問題としてまだ残っております。その一方で、人口問題、先ほども議論になりましたけれども、深川市が元気で活力のあるまちとして今後とも発展していく。そのためには、やはり福祉面から産業面まで幅広く、いろいろな人口経済対策といったものを総合的に進

めて、まちの活力をつくり出していくことがどうしても重要でございます。そうしたことのために、引き続き市民の皆さんと協働してまちをつくるのだといった考え方に基づいて、そうした市民協働を今まで以上に強力に推進してもらって、一步一步確実にまちづくりの歩みを進めてまいりたいという思いをいたしているところでございます。そうした考え方で、これからも精いっぱい全力投球で施策の推進に当たってまいりたいと思っておりますので、引き続きご指導とご鞭撻をお願いしたいと思います。

それから、2点目の円滑な行政推進のための行政手法について何点かご指摘があり、また質問がありました。今も申し上げましたが、本市のまちづくりの基本方向の一つは市民と協働して進めるまちづくり、市民協働ということでございますので、これまでも私たちの市政運営の中で、まちづくりを進める上で重要な計画の策定でありますとか、また施策の決定といったことに当たりましては、市の基本的な考え方を市民の皆様方や議員各位にお示しをし、説明する中でさまざまご意見、ご要望などをいただいて、それらを十分把握、そしゃくした上で、案のようなものを取りまとめ、それをさらに議会にかけて十分ご審議いただいた上で事業を進めるといった考え方で、市政運営に努めてきたつもりでございます。引き続きそうしたことをより丁寧にやっていく中で、丁寧な市政運営に努めるということに心を用いてまいりたいと思っております。職員との関係、それから議会との関係についても議員ご指摘のとおりでございます。職員との関係では、さらに忌憚なく遠慮なく意見や議論を交わし合い、よりよい施策を立案していくといった職場環境づくり、それから職員とのさらなる意思の疎通の向上に向けて、さらに意を用いてまいりたいと思っておりますし、議会との関係についても、議員ご指摘のとおり共通の問題意識、認識、それから施策の方向を持ちながら、しかしそれぞれ与えられた立場が違いますので、適度な緊張関係も保ちながら、この議場において闊達な議論を交わしながら、ともに市政の発展にそれぞれ尽力していくことが求められているのだろうと思っております。こうした観点から、これからもいろいろとご議論、ご指導などを賜りたいと思っております。それから、各団体との連携ということも、まさにそのとおりでございます。JAや商工会議所を初め、いろいろな行政にかかわる団体

の皆さんとの連携強化についても、これは本当に言うまでもなく、行政を進める上で大変重要なパートナーでございますので、これらの団体の皆さんとはより一層、連携、連絡調整を密にして、まさに信頼関係に立って、お互いに協力し合いながら施策を進めていきたい。そのように我々もさらに努力をしていきたいと思っております。最後に、一水会のような組織の復活ということについてお尋ねがありました。この議場でも、かねがねそうしたことについてご提言をいただいております。私も、一水会のような国や県のいろいろな関係行政機関などの皆様方と意見交換をする、情報交換をする場というのはやはりあったほうがいだろうと思っております。具体的にそれぞれ市内の関係する皆様方にそうした考え方について、今、意向把握などに努めているところでございまして、できるだけ早く結論を出したいと思っております。ただ、ことしの場合はこれから統一地方選挙などがありますし、また道庁の関係の人事異動なども若干おくれるというような情報を聞いております。さらに言えば、国の出先機関についても一定程度の異動もあると伺っております。そうしたものが少し落ちついた段階で、ことしじゅうには一水会的な会合開催に向けて結論を出して、できれば年内に開催を実現したいと思っております。こうした会合を開くということは、本市における行財政運営の推進にきっと大きな力になってくれるだろうと確信をいたしておりますので、そのように努力したいと思っております。議員各位にも引き続きご協力、ご指導いただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） 老婆心ながら言わせていただきましたけれども、いずれにしても五箇条の御誓文ではありませんが、「広く会議を興し、万機公論に決すべし」と、今後ともそういった意味で行政運営に当たっていただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。北空知地域の広域連携の強化についてお伺いをいたします。

市長の2期目の公約にも掲げております北空知広域圏による、政治経済を初めとするあらゆる分野における連携強化による取り組みの推進とあります。過去には平成の大合併を目指して、1市5町による合併問題を論議した経過がありますが、不調に終わり、その後、昨年4月より、道の進める支庁再編に

より幌加内町が上川総合振興局に移り、北空知1市4町となったわけであります。北空知の中核都市として、今日まで政治経済全般にわたり中心的立場で信頼と協調を旨とし、疲弊する地域経済の立て直しや、地方自治体の効率化・簡素化による見直し等が求められ、以前から組織的に協議を進めております北空知圏振興協議会の経過についてお伺いいたします。

1点目に、今日までの取り組み状況について。当協議会につきましては、広域連携研究部会や広域行政事務にかかわる専門部会を設置し、協議がされていると思います。現実的には、昨年12月の第4回定例会に議案として提案のあった、北空知4町で組織する北空知衛生施設組合の最終処分場の埋め立てが限量に達することから深川市リサイクルプラザを共同利用する件や、妹背牛町からの学校給食事務の受託等については、既に議会議決もされ、新年度より事業展開がされることになっております。また、今定例会にも議案として提案されております北空知圏振興協議会規約の一部を変更する規約についてで、昨年4月、幌加内町が上川総合振興局に移行されたことから、本年4月より北空知圏振興協議会を脱会する議決がされたばかりであります。これらの事業も含めた事務事業の見直し、検討協議についての取り組み状況についてお伺いいたします。

2点目に、一部事務組合、消防の動向についてであります。消防行政に関しましては、深川地区消防組合の議会でも論議をする部分もありますが、北空知地域の広域連携強化の観点からお伺いし、答弁を求めたものであります。協議会では、廃棄物の処理、葬斎事業、学校給食、水道事業、消防組合の5分野について検討された経緯があります。既に昨年4月の時点で、支庁制度改革に伴い、道の機関では幌加内町が上川総合振興局に移行することにより、保健所や農業改良普及センター等が上川の管轄に移行されており、警察についてもことし4月より深川警察署から土別警察署に移行すると伺っております。森谷町長も当時、町民の利便性向上と広域連携や将来の合併を考えて、上川編入を決断したとコメントしております。消防署につきましては、現在、深川地区消防組合に加盟しておりますが、北海道では北海道消防救急無線広域化・共同化及び消防司令業務の共同運用に係る整備計画を平成20年7月に策定し、消防救急無線については、電波法改正により28年5

月末までにデジタル化方式に移行することになっており、整備には多大な費用を要すると伺っております。経費節減とシステムの一元化による合理的な事業の推進を図る必要があると思いますが、今後の対応についてお伺いいたします。

3点目に、深川市立病院に関する支援協議についてであります。市立病院は、深川市民ばかりでなく、第2次医療圏であり、北空知圏域における中核病院として大きな役割を果たしており、市立病院の経営健全化については、本年度における市政の重要な政策課題にも挙げており、病院運営の健全化と安定的に安心な医療サービスが受けられる病院であるためには、北空知近隣町の多くの関係者の理解と協力を得ながら、中長期的な展望に立った支援について、北空知圏振興協議会民生教育専門部会において協議した経過があるのかどうか。あるとするなら、その内容等についてもお伺いします。あわせて、今後の支援要請活動についてもお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 北空知地域の広域連携の強化についてお答えいたします。

1点目の北空知圏振興協議会の今日までの取り組み状況についてであります。北空知圏振興協議会では、圏域における広域連携の推進にかかわる諸課題について研究協議を行うため、広域連携研究推進部会を設置しており、廃棄物処理や学校給食などについて連携の実現に向け、検討を行ってきた経過がございます。廃棄物処理については、リサイクルプラザを北空知衛生センター組合に移管し、1市4町で共同利用することに、学校給食については、本市が妹背牛町の学校給食事務を受託し、いずれも本年4月から連携して取り組んでいくといったことになっております。また、各市町の共通の事務事業の効率化や広域的課題の解決を図るため、総務、民生、教育、経済、建設の五つの専門部会において、各行政分野における課題の解決策や連携方法などについて協議を進めてきております。専門部会におきましては、これまで20項目のテーマについて、その解決策や連携方法を協議してきており、このうち障害程度区分認定審査会については、各市町の効率化を図るため、平成21年度から統合が実現されているほか、消費生活相談体制など共通事務の広域化についても連携実現に向け、現在も各部会で協議を進めている

ところでございます。今後も事務の効率化や財政面などそのメリットが生かせるものについては、広域連携について各町と積極的に協議してまいりたいと考えております。

次に、一部事務組合の動向についてお答えいたします。消防救急無線につきましては、平成20年5月の電波法周波数割り当て計画の公示によりまして、アナログ無線の使用期限が28年5月31日までとされており、それまでにデジタル無線へ移行することになるものでございます。このデジタル無線の整備に当たりましては、北海道が中心になり市町村と消防本部が整備方針を決定することになっております。その参考とするため、道内を14のブロックに分け、無線基地局の共同整備や共同利用による事業費軽減化等について検討を行うこととしておりまして、昨年8月、本市及び深川地区消防組合を含めた空知総合振興局管内のすべての市町と消防本部が、さらに幌加内町と空知総合振興局とともに、空知ブロック消防救急デジタル無線整備費用軽減化検討会議に参加いたしまして、現在、整備方針の検討を行っているところでございます。今後、この検討会議での議論を踏まえまして、北空知地域における整備方針等も決定されますことから、組合構成市町間における情報交換等、適宜適切な対応に努めていくものとっております。

次に、3点目の深川市立病院に対する支援協議についてでございます。北空知圏振興協議会において、医療分野の協議につきましては、専門部会であり、民生部会の所管事務となっておりますけれども、民生部会におきましては、夜間、休日の救急医療体制の確保対策や夜間急病テレホンセンターの設置などについて協議をしてきておりまして、これまでは市立病院に対する支援に関する協議というものは行っている経過はございません。医療体制の確保ということでは、本年度、前段申し上げました2件について協議を行っており、昨年10月に救急医療体制が実施されたことから、その実施状況なども見きわめることが必要ですし、さらに平成23年度以降も引き続き協議を続けるということになっておりますので、こうした協議の中で、より一層の連携を深めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） ただいま部長より答弁をいただきましたけれども、3点目の深川市立病院に対

する支援協議について再質問をさせていただきます。

今の答弁であります。協議会で夜間、休日の救急医療体制、あるいは夜間急病テレホンセンターの関係について協議した経過があるということですが、しかしながら、私は市立病院の支援対策については、あらゆる場面において、やはり今の市立病院の置かれている現状、課題を皆さん方に理解していただく上で、そういう意味では大いに協議していく必要があると考えております。先日、経済センターで行われました北空知地域医療フォーラムは私も参加させていただきましたし、多くの議員の皆さん方も参加をしております。市民の皆さん方、あるいは近隣の町民の皆さん方も大勢参加した中で、田中裕章社会民生常任委員長がパネラーになって、市民を代表して質問もされております。そのフォーラムの中で、特にいいことを言ってくれたと思うのは、北竜診療所の院長であります浦本氏が、医療関係についてはもう既に北空知全域は合併と同じ運命共同体である。そして、各町もやはり応分の負担をすべきと言明してくれました。これは本当にありがたい話で、やはりこういった内容のことについては、多くの市民あるいは町民もともに地域医療を考えていくという上では大変有意義なフォーラムであったと私も認識しております。そういった面では、やはり市側としてもあらゆる場面において、今の置かれている市立病院の現状、課題を共通認識として持っていただきながら、どういう体制で支援していただけるか。これらの問題について大いに協議する必要があると思いますが、再度お伺いをいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） ご指摘のことにつきましては、大変重要な課題と受けとめておりますので、広域圏の一部会にのみならず、あらゆる場面での関係団体・機関との連携を深めるということが重要だと考えておりますので、適切な対応となるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） それでは、次の3点目に移ります。深川穀類乾燥調製貯蔵施設増設にかかわる支援について。

昨年を振り返りますと、全国で記録的な猛暑に見舞われ、道内では高温多湿により農作物に大きな被害が出た年であります。市内にあっても、基幹作物

である水稲においては、いもち病の発生もあり、全道の作況指数98でありながら、北空知地方にあっては94の不良と、全道一作柄が悪い残念な結果に終わり、収量の減少、品質の低下、さらには価格の低迷と、2年続きの不作に悩まされてきたのであります。それにも増して、突如としてあらわれたTPP、環太平洋戦略的経済連携協定への参加問題であります。万が一にも国内農業対策を講じないままTPPに参加となれば、その影響ははかり知れません。農林水産省の試算では、食料自給率50%目標が14%まで急降下すると予測されており、農作物のみならず、金融、労働、郵政、保険、知的財産、投資環境など、あらゆる分野において日本の労働人口の約5%に当たる340万人が失業すると言われております。農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増す中、生産者は食の安心安全な農作物を消費者に届けることが使命であり、持続可能な農業経営の確立と生産環境を守り、生涯安心社会を築くことを経営ビジョンとして展開しております。きたそらち農協のマイナリー施設についてお伺いいたします。深川マイナリーについては、高品質な深川産米の安定供給のため、平成18年度に国費を活用し整備を行い、19年度から供用開始している状況にあります。しかし、現在の米価の低迷など厳しい農業情勢の中で、産地間競争に打ち勝ち、農業経営の安定につなげるためには、より一層の高品質米の安定生産、出荷に努め、深川産米ブランドの確固たる地位を築く必要があります。このような中で、きたそらち農協においては、生産者の意向に沿い、深川マイナリーの増設計画を進めております。昨年8月に市内農業団体等が深川市や議会に対して増設の概要説明と支援要請があり、公政クラブとしても施設の有効活用と施設増設の支援について、市への政策提言をさせていただいたところでもあります。

ここで2点についてお伺いいたします。1点目、深川マイナリー施設の現状と課題について。これまでの施設の利用状況及び施設を活用する中での課題についてお伺いいたします。

2点目に、施設増設に対する市の支援対策について。現在の深川マイナリーについては、市から施設整備や運営に対する支援等が行われておりますが、今回、きたそらち農協が実施する深川マイナリーの増設について、市としてどのような支援を考えているのかお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの穀類乾燥調製貯蔵施設にかかわる質問について、お答えを申し上げます。

初めに、深川マイナリーの現状と課題ということでございます。今、議員が質問の中でも述べられましたように、深川マイナリーは、平成18年度にJAきたそらちが国の支援を受けて整備をいたしました施設でございまして、19年度から供用を開始しております。現在、稼働しております深川マイナリーにつきまして、当初計画では、深川産米全生産量約51万5,000俵のうち15万俵をこの施設において処理するというので整備が行われたものであります。実際の施設の利用状況ということにつきましては、平成19年度産米では約17万4,000俵がこの施設で処理をされており、20年産米では約24万俵、21年産米では少し不作の年でもあったわけですが、約20万俵、そして22年産米に関しては約23万5,000俵が処理されるということございまして、いずれの年も計画を上回る処理が行われてきております。生産農家は、もみのままで出荷するという意向が非常に強くなってきておりまして、もみにかかわる取り扱い数量がふえて、施設の処理量と処理能力という面で限界を来しているという状況にあると、我々も認識をいたしております。また、昨年JAきたそらちが実施しました生産者に対する施設増設などにかかわる利用規模のアンケート調査を行っていますが、その調査においても、ざっと45万俵を超える利用要望が示されたということございまして、今後におけるマイナリーの施設増強ということが大きな課題になっていると我々行政の立場からも認識をしているところでございます。

2点目に、そうした施設整備を仮に進めるとして、市は支援対策をどのように考えるのかということについてでございます。今、申し上げましたような状況のもとで、議員の指摘もありましたが、現実にJAきたそらちにおいて、深川マイナリーの増設計画というものが考えられているところでございまして、本市としましては、この施設の増設により、米の少量品種はばら出荷ということが続くかと思いますが、少量品種以外のお米については、全量、もみで受け入れるということで、実需者が求める良食味米、高品質で安全安心なお米を生産することが、もみで集

荷をすることで可能になり、産地間競争の強化にもつながるといったことや、また個別経営でもみでマイナリーに運ぶということになりますと、乾燥作業がその部分についての必要性が少なくなるという意味で、労働力不足に対する対応の一つになっていくだろうと、個々の経営の負担を軽減するということにつながるといった効果もあると思います。また、高い評価を最近得つつありますこの深川産米の品質そのものを高位平準化する。みんながだれでも一定程度以上のお米がつかれるといった生産体制を確立していくといったことにもつながり、地域ブランドの強化が図られるなどもあるとあって、良質米産地として、我が深川のお米を有利販売していくことが相当可能になるといったさまざまな事情にかんがみまして農業を基幹産業としております本市としましても、こうした増設の取り組みというのは大変重要な取り組みであると判断いたしております。したがって、市としましても、今後、当然一定の支援を検討していく必要があるかと考えております。ただ、その場合もやはり、当該増設プロジェクトそのものが、これまで同様に国費の採択になる、すなわち国の支援の対象になると。国がそうしたプロジェクトを支援してくれるということが前提になって、その前提の上で、市も必要な支援を行っていくということが大切だと思いますので、我々としましては、事業実施主体でありますJAきたそらちとともに関係省庁への協議でありますとか働きかけなどを一生懸命協力しまして、所要の対応を積極的に努めていく。今はそういう段階にあるということをお答えを申し上げます。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） ぜひ、市長の力をおかりしながら、事業展開が具現化され、その辺の市の支援を心から期待するところであります。

それでは、次の4点目に移ります。全国学力・学習状況調査実施についてお伺いいたします。

この件につきましては、昨年第3回定例会の一般質問でもお伺いした経緯がございます。調査結果や今後の課題等については、教育委員会として既に調査結果を公表し、抽出調査の学校だけでなく希望利用調査を実施した学校の調査結果を待ち、市全体としての結果を整理し公表するとともに、全国・全道の結果との比較、分析等を行い、今後の教育施策に生かしていく考えであるとの答弁がありました。ま

た、各学校では調査結果に基づき分析と検証を行うことで、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に取り組む予定との答弁がありました。鈴木教育長の教育行政方針でも触れられております、変化の激しい社会を子供たちが心豊かにたくましく生き抜くため、生きる力を身につけることを最重点に確かな学力の定着を図り、活力ある学校を創造していく方針が示されました。

そこでお伺いいたします。1点目に、市内小中学校の調査結果について。平成19年度より実施され、昨年度で4回目の学力・学習状況調査の結果、抽出調査に加えて、希望利用調査に参加した市内全校で実施した内容の結果についてお伺いします。また、過去3回実施された結果との変化、推移についてもお伺いいたします。

2点目に、調査結果の分析と各学校の対応について。さきの答弁では、全国・全道の結果との比較、分析等を行い、今後の教育施策に生かしていきたいとの答弁でありましたが、確かな学力の向上に資するため作成する深川市学校改善プランの見直しを行い、新たな改善プランのもと、各学校における具体的な学力向上を図る教育の取り組みについてお伺いいたします。一方、生活習慣や学習環境等、保護者の理解と協力の中で、学校と家庭との連携強化についての見解もお伺いいたします。

3点目に、学力の地域格差に対する教育委員会の見解であります。新聞等で報道されております道教育委員会の地域別解答率の発表では、道内の公立の全教科の平均解答率は、小6では66.8%で全国最下位、中3は60.4%で43位と、依然下位に低迷しており、地域規模別では、これまで同様人口規模が大きいほど解答率が高い傾向にあり、また教員の年齢による格差等が指摘されておりますが、市内学校の状況と学力の地域格差に対する教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 全国学力・学習状況調査実施についてお答えをいたします。

まず、1点目の市内小中学校の調査結果について答弁申し上げます。平成19年度の開始から本年度で4回目となる全国学力・学習状況調査は、今年度から一部の小中学校を対象とした抽出調査と、抽出の対象とならなかった希望利用調査とに分かれて実施さ

れましたが、深川市においてはすべての小中学校において実施をいたしました。調査結果については、抽出調査分が7月30日に文部科学省から、希望利用調査が11月2日に北海道教育委員会から公表され、本市の調査結果といたしましては、主として知識の問題のA調査と、主として活用の問題のB調査において、小学校では、国語Aの正答率は全道平均を上回り、全国平均を下回る結果でありました。国語Bと算数A・Bでは、全国・全道の平均を下回る結果となり、全国の平均正答率との差も広がりました。中学校では、国語Bは全道平均を上回り、全国平均を下回るという結果でしたが、国語Aと数学A・Bについては全国・全道の平均を上回り、特に数学Bでは全国平均を大きく上回りました。同時に行われました学習状況調査においては、小中学校とも、朝食をしっかりとっており、学校が楽しいと感じているようでございます。しかし、これまで同様小中学校とも、全国・全道に比べ家庭学習量が少なくテレビゲームやインターネットをする時間が長いという状況にあります。また、過去3年間の実施結果との変化、推移についてでございますが、平成19年度との比較では、20年度は、小学校2教科4項目において数学Bが若干伸びたものの相対的に若干落ちた部分があり、中学校では、数学Aが若干伸びたものの相対的には前年度と同レベルでありました。平成21年度は、20年度に比べ、小学校2教科4項目のうち、国語Aと算数Aは全国との差が縮まったものの国語Bと算数Bは全国との差が大きくなり、小学校、中学校ともに全国との差が大きくなったところでございます。

次に、調査結果の分析と各学校の対応についてですが、今回の結果を分析の上、確かな学力の向上に資するため作成する深川市学校改善プランの見直しを行い、新たな改善プランのもと学力向上を図る教育の取り組みを進めてまいります。各学校においても、学力を高めるため学校改善プランを作成し、授業の質の向上を図ることや朝読書の実施など、具体的な取り組みを進めることとしております。また、規則正しい生活や家庭学習の習慣化などは、学力と深い関係があるため、これまで以上に学校と家庭との連携を深めるよう取り組んでまいります。

次に、学力の地域格差に対する教育委員会の見解についてですが、教育において、教育の公平性と平等の観点から、人口規模や教員の年齢層の差による

学力の格差はあるべきではないと考えております。深川市では、深川市内の学校現場で、常に基礎・基本の定着に向けての指導に当たること、放課後の繰り返し指導や、特に中学校では、教科担任がほかの教科でチームティーチング授業にサブ教師として入り、おくれ感がある生徒への指導に当たる、あるいは長期休業中に生徒の補習を実施するなど、それぞれの学校の状況に応じて取り組んでおります。また、児童生徒の学力向上に向けた取り組みを強化するため、新たな事業として学習サポートプログラム事業を実施することとしており、教育委員会に児童生徒の学力向上について担当する専門職員を配置し、長期休業中や放課後などでの学習サポートや読書活動の推進、また全校一斉参観日など、さまざまな取り組みを進め、学力の向上が図られるよう努めてまいります。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） ぜひ学校、教育委員会あわせて、子供たちの学力の向上のために今後とも一層の努力を期待したいと思います。

それでは最後に、5点目の小中学校適正配置についてお伺いをいたします。

過去2回にわたって質問させていただきましたが、少子化や地域間での人口の偏在に伴う学校の小規模化が一層進み、既に現在多度志小学校では、3、4年生と5、6年生の2学級、納内小学校では、3、4年生の1学級で複式学級が取り入れられております。近い将来には、2学校に加えて北新小学校と多度志中学校でも、児童生徒の減少で複式学級が見込まれております。将来にわたって義務教育の機会均等など教育水準の維持向上を図り、子供たちが生きる力をはぐくむことのできる学校教育を保障する観点から、学校の適正配置のあり方について検討が進められております。1月には深川市学校配置基本計画の教育委員会の素案が示され、小中学校の保護者の皆さんへの説明会が既に行われたとお聞きしております。児童生徒の減少する中、活力ある教育活動を展開するため、子供たちにとって望ましい教育環境の実現に向けた取り組みについてお伺いいたします。

1点目に、各学校の児童生徒数及び学級数の推移について。現状並びに今後推定されるそれぞれの数値についてお示し願います。

2点目に、深川市学校配置基本計画策定に至るま



での経緯・経過について。平成21年度より深川市小中学校適正配置のあり方に関する懇話会を開催し、市内小中学校PTA役員や町内会連合会役員、学校関係者等との意見・提案等の内容、素案策定に至る経過についてお伺いをいたします。

3点目に、保護者対象の説明会の規模・内容等について。既に市内5カ所で小中学校の保護者を対象に説明会が実施されました。各地での参加人数や意見交換内容等についてお伺いをいたします。

4点目に、今後のスケジュールについてであります。今回の説明では、保護者対象で行われたようであります。今後、地域住民や各関係機関との説明会や課題、問題解決のための地域協議等の予定など今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） 小中学校適正配置についてお答え申し上げます。

初めに、各学校の児童生徒数及び学級数の推移についてですが、今回の深川市学校配置基本方針（検討素案）説明会でご配付申し上げました昨年7月現在の資料に基づきまして、本年度と5年後であります平成27年度の児童生徒数及び普通学級数を各学校ごとに申し上げますと、深川小学校の児童数は、22年度の394人から27年度には315人に、学級数は12学級で変わりません。一已小学校の児童数は、平成22年度の316人から27年度には311人に、学級数は11学級から12学級を見込んでおります。以下、同様に申し上げますが、北新小学校の児童数は78人から51人に、学級数は6学級から5学級へ。納内小学校の児童数は61人から56人に、学級数は5学級で変わりません。音江小学校の児童数は104人から84人に、学級数は6学級で変わりません。多度志小学校の児童数は32人から21人に、4学級から3学級へ変わります。深川中学校の生徒数は、232人から208人に、学級数は7学級から6学級へ。一已中学校の生徒数は、215人から194人に、学級数は7学級から6学級へ。納内中学校の生徒数は、36人から28人に、学級数は3学級で変わりません。音江中学校の生徒数は、75人から45人に、学級数は3学級で変わりません。多度志中学校の生徒数は16人から14人に、学級数は3学級から2学級へ、それぞれ推移をすると想定しております。

次に、深川市学校配置基本方針策定に至るまでの

経緯・経過についてでございますが、深川市小中学校適正配置のあり方に関する懇話会は、平成21年に6月30日と8月26日の2回開催し、今年度に入りまして、昨年6月14日に第3回目を開催いたしました。その中で、参加者の方からは、現状肯定の考え方や、あるいは小学校と中学校を分けて考えるべきという意見、まず教育委員会の考え方が示されてからの議論のほうがしやすいなどの意見をいただきました。また、懇話会という場面ではなかなか意見を出せないで、アンケートをとってはとの提起を受けまして、懇話会の関係者の方を対象にアンケート調査を行い、その結果をもとにした論議をいただきました。さらに、教育委員会の一定の考え方を示すべきのご提言を受けまして、それまでの懇話会でのご意見やアンケート結果などを十分に尊重させていただいた上で、教育委員会として具体的な検討、討論の素案をまとめまして、昨年10月19日に第4回目となる懇話会で提起、説明を申し上げ、11月に深川市学校配置基本方針（検討素案）を定めるに至ったものであります。

次に、保護者対象の説明会の規模・内容等についてですが、本説明会につきましては、ただいま申し上げました検討素案については、まず現在の児童生徒の保護者の方を対象にご説明申し上げ、ご論議をいただき、地域の子供たちにとって望ましい教育環境を実現するために理解を深めることが必要であるとの考えから、冬休み明けの1月21日に小中学生の全保護者の方にこの検討素案を配付するとともに、説明会のご案内をし開催したものであります。初めに、説明会の参加人数ですが、本年1月31日の多度志コミュニティセンターにおきましては、保護者と学校関係者などを含めまして13人、2月1日の納内コミュニティセンターでは同じく6人、2月3日の一已公民館では20人、2月4日の音江公民館では12人、2月8日の中央公民館におきましては8人という人数でございました。意見交換の内容については、現在、全体的には整理中ではありますが、主なものを何点か申し上げますと、統廃合した場合スクールバスの運行がどのようになるのか、通学時間が長くなると部活の時間が制限されるのではないかと、協議期間の考え方は、などの質問がございまして、スクールバス、部活等の時間等の課題につきましては、統廃合の論議とあわせて検討していくべきものと考えています。協議期間につきましては、拙速は避けなけ

ればいけないと考えておりますが、地域ごとに必要とされるスピード感を持って行いたいとお答えを申し上げております。また、小規模校の長所についてのご論議や、統合を推進すべしと受けとめられるご意見等もございました。次に、今後のスケジュールについてですが、小中学校の児童生徒数や学級数等、小中学校の現状についての理解を深め、地元で合意形成をいただけるよう努め、平成23年度の段階で教育委員会として学校配置基本方針についての最終案をお示し申し上げたいと考えております。そのため、今後、統廃合について検討を要する中学校区を中心に、関係するPTAの方々のご相談申し上げながら、保護者及び学校地域に関連する主要な団体の代表者など、有識者の方々との地元協議を実施してまいり所存でございます。

○12番（川中 裕君） ただいま教育長から答弁をいただきましたけれども、1点だけ再質問します。

今後のスケジュールにもなるかと思えますけれども、もちろん私も今後、地元の協議を進めながら合意形成を進めていくということを当然していただかなければいけないわけであります。この基本方針の中身をいろいろと見させていただきますと、小学校につきましては現行のままでいくのはいいと思います。ただ、中学校については、平成26年度には多度志中学校が複式になるという予測がされております。教育的観点から判断すると、小規模校における専門教師の配置関係や学校運営上の問題、あるいは一番大切なのは子供たち、生徒の立場に立って教育の機会均等、あるいは教育環境の充実が図られるのか、複式学級になった場合の問題点も多分にあるかと思えます。そういった面からしますと、既に教育委員会としての見解が求められているのでないかという、私はそういう認識で見させていただいたのですけれども、そこら辺について再度お伺いをいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） お答えを申し上げます。

川中議員ご指摘のとおり、小規模校に関します問題点、あるいは克服をしなければいけない問題というのは幾つかあるのですが、ここではお話にございました複式学級について、考え方をお答え申し上げます。中学校の場合、複式学級が一つ発生いたしました2学級になりますと、教員数は、校長先生1人

と教員5人の合計6人というのが一般的な基準であります。したがって、この場合、いわゆる教科の免許を持たない担任が教科を教えるということが多くなる、発生しやすくなるという課題が示されておりまして、その場合に授業の組み立てが難しくなるなどの問題点が発生すると考えております。いずれにいたしましても、これを含めまして学校の小規模化について、保護者の方々あるいは住民の方々、学校関係者、教育委員会が共通認識を持って、もっと子供たちにとってよりよい教育環境、ベストの教育環境は何か論議を今後深めて、学校の適正配置に向けて取り進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北本清美君） 川中議員。

○12番（川中 裕君） ただいま教育長から答弁をいただきました。私どもも次代を担う児童生徒の義務教育の機会均等、あるいはどこに住んでいても、どこにいても同じ条件で同じ水準の教育が受けられる教育環境の整備に誠意を持って、今後、対応していただくことを心からご期待申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長（北本清美君） 以上で川中議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 0時33分 休憩）

（午後 1時28分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、松沢議員。

〔松沢議員、質問席へ〕

○8番（松沢一昭君） 第1回定例会に当たり、通告に従って一般質問を行います。

光陰矢のごとしと申しますが、早いもので、改選がされてから4年がたとうとしています。この間にも行政が行ってきた行財政改革と財政再建の論議や、こうして対面の一問一答方式による一般質問など、感慨深いものがあります。同時に、忘れてはならないのが、議会のこうした論議や論戦などが市民の人たちにしっかり発信されているかといったことについても、常にみずから問いかけ、より一層しっかりと改善していかねばならないと思っています。

今回の一般質問の1点目は、菅内閣によって突然

持ち出されたＴＰＰへの参加を、どう運動を盛り上げ、阻止するかということであり、これまで日豪間のＥＰＡ、日米間のＦＴＡといったことが、当時の自民党によって持ち出され、ここで山下市長の考えをお尋ねしたことがございました。今回、問題になっているＴＰＰについては、既に道内においては農業団体はもとより北海道の経済界や知事や北海道議会が、地域崩壊につながるものとして反対を表明してまいりました。ここへ来て医師会も、日本の医療の崩壊につながるものとして反対を表明しました。今回のＴＰＰについては、農業だけの問題にとどまらず、あらゆる分野にその影響が及んでいくところにその重大さがあります。ただ、何よりも、アメリカと大企業の要求に端を發して持ち出されてきたこのことに対して、マスコミが旗振りを買って出ているところを強く警戒しなくてはなりません。

深川市においても、山下市長もＴＰＰに対して反対の意思表示を行い、市議会でも反対すべく意見書の提出を行いました。けれども、いま一つ運動になっていません。先日から深川市庁舎にも農業団体によって懸垂幕が下げられたようですけれども、農業団体はもとより林業関係者や商工団体、労働団体、医師会などを網羅した反対決起集会を行う必要性があるのではないのでしょうか。28日には、滝川市で学習講演会が行われました。講師の先生の都合で、月曜日の朝10時から急遽取り組まれたのにもかかわらず、会場いっぱい260人が集まりました。同じ日に当別町では、町内各界各層から1,000人が参加した反対決起集会が行われたということです。全道あちらこちらでこういった集まりが持たれてきています。深川市でもこういった規模で集会を行い、この地域を守るために運動を盛り上げていくべきと考えます。対応について伺いたいと思います。

また、農業団体の取り組んでいる全国1,000万人署名の協力の状況についてもお答えください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） ＴＰＰへの参加を阻止する取り組みについてお答えいたします。

環太平洋連携協定ＴＰＰにおいて、重要品目である米、小麦、牛肉、乳製品等に対する関税が撤廃され、その対策が十分講じられない場合、北海道全体や空知地域全体の場合と同様に、農業を基幹産業とする深川市の場合も、その影響は農業分野にとどま

らず、地域全体の経済や雇用にも大きな影響を及ぼすこととなり、その影響ははかり知れないものになるだろうと考えているところであります。このため、昨年11月以降、全道段階では、北海道、農業団体、市長会、経済団体、消費者団体などで構成する北海道農業・農村確立連絡会議が主体となり、また空知などの地域段階においても、農業団体などが主体となって、ＴＰＰに反対する集会、デモ行進、講演会などを開催し、農業関係者だけではなく幅広い住民理解を得るための取り組みを行ってきており、深川市からも積極的に参加してきたところであります。さらに、ＪＡグループでは、これまでの運動の成果なども踏まえ、本年1月からの新しい取り組みとして、国民合意がないままにＴＰＰ交渉に参加しないよう政府に求める1,000万人署名全国運動を展開しており、広く国民に理解を求めていくこととしております。きたそらち農協においても、組合員や職員はもちろん、地域の行政機関、経済団体、主要企業などにも署名への協力を依頼し、住民一人一人の理解と支援を求める運動として取り組んでいるところであります。

質問のありました総決起集会につきましては、前段申し上げましたとおり、広く全道各地で開催されてきているところであり、現状においては、この署名運動に地域の関係機関・団体が連携して取り組むことが大切であると考えており、市役所庁舎正面と経済センターにＴＰＰ反対の懸垂幕を掲示しながら、今後も多くの市民の理解と支援が得られるよう、この署名運動にしっかりと協力してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） ただいま沢田部長から答弁をいただきました。全く納得のいかない答弁であります。

影響ははかり知れないということを最初に言っているのに、道レベルの大会に出たからよいというような言い方で、深川市内でのこうした大会の呼びかけは全くする気がないという姿勢では理解できないのです。なぜこの今の時期に必要なのかということは、このＴＰＰが本当に実施されたらどれだけ大きな影響が出るかという点では、市長を初め、今までの答弁で何度も何度も言われていますから繰り返しませんけれども、そういう中で、民主党菅内閣は6月までにこれへの参加を決めるかどうかということ

を言っているわけですから、今、本当に重要な時点だと思うのです。先日は釧路でも農民決起集会在やられたと言っていますし、呼びかけをしないと全く理由がはっきりしない姿勢は、私には理解できません。もう少しわかりやすく言ってほしいとともに、この態度についても変えてほしいと思います。積極的に市が呼びかけていくことによって、農業団体ばかりでなくて、いろいろな団体を網羅した集会ができるのではないですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 再質問にお答え申し上げます。

先ほど来申し上げましたとおり、集会については、全国、それから全道、空知地域でも幅広く開催をしております。市内での開催につきまして、きたそらち農協と協議をした経過がございますけれども、きたそらち農協としましては、先ほど申し上げました現状として、総決起集会を開催することより北空知管内で約9,000人の署名を、それから深川市内で4,000人を超える署名を目標としております。この署名運動を通じまして、市民一人一人に国民合意がないままにTPPに参加しないことのご理解をいただき、政府に強く要請するにはこの署名運動が有効であると考えておりますことから、市といたしましては、この署名運動の協力依頼に対して積極的に対応してまいりたいと考えているところであります。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 今の部長の答弁は、市長の意向なのかどうか知りませんが、2回目の答弁で、きたそらち農協はするつもりはないようなニュアンスの言葉が出ましたけれども、それは呼びかけての話なのですか。それを確認したいと思えますし、署名をやっていることはわかっていますし、そのことを何度も繰り返さないでもいいわけです。どうなのですか。いろいろな団体、これまでも呼びかけたことがあるのか。どういう理由で呼びかける必要がないと思っているかということを知りたいのです。署名は署名でやったらいいと思うのです。懸垂幕も有効ですし、TPPが導入された後、どうなるかという危険性を消費者の方々も含めて広く市民に知ってもらおうというのが、今、大事なことだと思うので、もう少し私が聞いていることに具体的に答えてください。議長もその辺、しっかり答弁に目を

光らせてください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

総決起集会につきましては、きたそらち農協と協議した経過がありますが、そのほかの団体については協議したことはございません。ただ、きたそらち農協につきましては、先ほど申し上げましたとおり、この署名運動を通じまして、市民一人一人の理解を求めていく取り組みをしまして、政府に強く要請をするという取り組みが大切であるというような考えでございます。ただ、今、松沢議員からご提言がありました総決起集会の関係でございますけれども、深川市農業対策協議会の事務局も担っておりますきたそらち農協に対しまして、ただいまのご提言の意向につきましてお伝えをしてみたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 最後の一言があったから、議事進行というか、4回目はやめます。次に移ります。

次に2点目、市長の市政執行について。風通しのよい市役所づくりについてお尋ねします。

平成23年度予算が発表になりました。500億円を超えるところまで膨らんだ市債残高が100億円ほど減りました。この点で、財政再建に向けた山下乡長の市政執行については、率直に評価したいと思います。同時にまた、給与カット、固定資産税の増税や公共料金の増、パトリアホールの休館など、多くの人たちの痛みを伴ったものでもあります。予算の細部については、今後、その審査の中で逐次ただしていきますが、これら実務を行う職員各位には心からご苦労さまの言葉で、その労をねぎらうものであります。こうした実務を行っている職員の皆さんにとって、風通しのよい市役所づくりというのは何よりも大切なものだと思います。ともするとトップダウンになりがちなシステムとなっているのが官僚機構であります。深川市役所も、小なりといえどもやはり官僚機構であります。この年度末を迎え、多くの職員の皆さんが職場を去っていきますが、定年にしばらく間があるのに退職していくということも聞こえてきます。もちろんそこには個々の事情というものがあるのでしようけれども、少々気になる

ことでもあります。

昨年第1回定例会で私は同じ質問をしています。機構のトップにある市長には、常に風通しのよい市役所となっているかという点で、目配り、心配りをしてほしいと思います。山下市長の感想をお聞かせください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの質問にお答えを申し上げたいと思います。

4年ほど前の、初めて市長に就任させていただきました直後の就任あいさつの中で、1期4年間の重要政策課題の一つに、信頼される市役所づくりということに掲げさせてもらったわけでございます。その信頼される市役所づくりということの中で、自分も含めてであります。この市役所の中の職員間で遠慮なく発言し合える、議論できる、そういう風通しのよい環境づくりを行いまして、職員の皆さんの意識改革を図っていくということが重要であるといった認識を述べさせてもらったところであります。そして、これまでの間、そうした考え方に立ちまして、具体的には事務事業のゼロベースからの見直しの作業でありますとか、あるいはまた議員が今言われました財政収支改善方策案を初めとした行財政改革のさまざまな項目についての検討、また簡素でわかりやすい分権改革などの新しい課題に対応できる組織改革といったことにも手を染めたわけですが、そういったさまざまなテーマについて役所の内部で十分議論してもらいまして、結論を出す際には意思疎通を十分図り、そういう中で議論を集約する、そして結論を導くというふうに意図的に努めてきたと、私はそのように考えているところでございます。また、それ以外にも、経済の活性化でございますとか、地域福祉の充実とか、あるいはまた病院の経営改善などといった行政上の非常に重要な課題についての解決策あるいは改善策を詰めていくという際にも、やはり関係する多くの職員と十二分に議論して意思疎通を図り、議論を闘わせて、そしてよりよい結論を導いて、それを議会にご提案する。そういった手順でこれまでも仕事に努めてきたと私は自負いたしているところでございます。

議員がるる申されましたように、やはり風通しのいい職場環境をしっかりと作り上げていくということは、仕事でしっかり結果を出していくといった意

味でも、またその中で働いてもらう職員一人一人が自己啓発をさらに深め、充実した仕事をやっている。そういった意味でも、環境づくりというのは大変重要な課題だと認識いたしております。常にその重要性を念頭に置きながら、さらにより風通しのいい職場となるように、引き続き努力をしてみたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） では次に、3点目、公営住宅について伺います。

まず初めに、公営住宅の建設計画と、民間空き家の状況について伺います。さきの臨時会の折にも若干の質疑をいたしました。私の基本的なスタンスはこの折にも触れましたが、公営住宅の建設そのものには大いに賛成であります。まち中に公営住宅を建てて、周辺の公営住宅に住んでいる人たちが、病院や生活用品を買うのに便利なところへ居住するというのも、高齢化していく深川の年代構成の上からも歓迎されると思われれます。問題点は、まちなか居住等推進計画では、市内1丁目から国道233号までと、鉄道から公園通線までの、いわゆる市街地については、相当綿密な調査も行われているようですが、この周辺部も含めた空き家の状況調査も含め、再検討、見直しが必要になってきていると考えます。公営住宅と民間借家のバランスや一般民家の空き家状況が、深川の場合は長い間、居住者に厳しい状況が続きましたが、ここ二、三年前からは、あき過ぎの状態が目立ちます。もちろん、住むのにたえられるかといった古いアパート群もありますから、それも含めた洗い直しが必要になっているのではないのでしょうか。所管の考えをお聞かせください。

次、2点目に、新しくできた北光中央団地の結露について伺います。私はこの質問をするに当たり、現地を見てまいりました。私が見せてもらったところは、1階の中ほどにあるひとり暮らしのお宅でした。廊下側のところに玄関があり、ここに入った右手に物置があります。見たときは2月28日で、外気温はマイナス3度くらいでしたが、この物置内にも結露がありました。1月の寒波の折には、結露した水が物置の床にたまって、積んである段ボール箱がぐちゃぐちゃになってしまったということです。玄関の鉄の扉の合わせ目には、このときにも水滴がびっしりついていて、床のコンクリートは湿気を含み、カビが生え、床面にクラックも入っていました。ベ

ランダはエコガラスを使った二重の引き戸になっていますが、このとき驚いたことにこの内側のガラスにも結露がありました。カーテンにはしみの跡があるという状態です。このフロアも、厳寒時にはぬれていた跡がついているという状況です。暖房はもともとついているFFストーブのみ。加湿器はありません。洗濯物もこのときはありませんでした。換気扇を回したらどうかと言うと、一気に外気が入ってきて、室温が下がり過ぎていられないという状態です。入居のときの指導どおりにすると、寒くて灯油代ばかりかかるといことです。一つの原因として考えられるのは、玄関の戸を開放したままにする人が多く、廊下の温度が外気温と同じところまで下がることが考えられるようです。室温と密閉度と結露というのは密接なつながりがあるわけですが、日常的に暮らしてこれほど結露があるというのは、少なからず異常ではないでしょうか。廊下側にはどのくらいの断熱材が入っているのでしょうか。また、ベランダの床面の断熱はどうなっているのでしょうか。早急に調査をして何らかの対策をとるべきだと考えますが、この公営住宅全体に対しての居住の状況、結露の状況などを調査して改善していくという、その辺の対応をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 公営住宅につきまして、2点の質問をいただきました。

初めに、1点目の市内の民間空き家の状況及び公営住宅建設計画についてお答え申し上げます。深川市の人口が減少しつつある中、国勢調査による世帯数の推移を見ますと、平成12年度では1万945世帯、17年度では1万554世帯、22年度では1万100世帯という減少傾向にあります。今後につきましてもこのような傾向が続くものと認識しているところでございます。民間の賃貸住宅の空き家状況の実態の把握についてでございますが、平成16年に公営住宅ストック総合活用計画を作成しておりまして、その計画書の見直しを21年度に実施しておりますが、そのときにまちなか居住推進エリア内について民間賃貸住宅の入居状況の調査を実施し、さらに空き家戸数についても時間と労力をかけて調査しているところでございます。その調査によりますと、全体の空き家率は約27%ありますが、そのうち昭和54年以前の

建物の場合は約5割となっておりますことから、建築年数が経過した賃貸住宅の場合は特に空き家率が高いと推測しております。空き家状況の調査についてでございますが、市の住宅政策となります住宅マスタープランの見直しをおおむね5年に一度実施しておりますので、その時点で再度、調査範囲も拡大して実態を把握し、今後の住宅施策に反映してまいりたいと考えております。また、公営住宅の建設についてでございますが、現在の公営住宅の管理戸数は、道営住宅が114戸、市営住宅が651戸の合計765戸でありまして、市全体の世帯数の7%程度が公営住宅となっております。北海道全体の公営住宅比率も約7%でありますことから、おおむね標準と考えているところでございます。また、今後1棟30戸の公営住宅の建設を予定してまいりまして、一時的には戸数増加になりますが建てかえでございますので、耐用年数が経過した公営住宅の取り壊しにより戸数総数は増加しませんし、また公営住宅のストック総合活用計画におきましても、今後、老朽による建てかえに伴い、管理戸数が減少していく計画となっております。今後につきましても、公営住宅の管理戸数を増加させることなく、適正な戸数にしていきたいと考えております。

次に、2点目の道営北光中央団地の結露の現状と対策についてお答え申し上げます。この建物につきましては外断熱方式を採用しており、コンクリートの蓄熱性を利用して、温度差の少ない安定した室内温熱環境を実現した建物となっております。そのため、住宅内の換気につきましては、24時間運転の熱交換型換気システムを採用しているものであり、従前の建物に比べますと気密性、断熱性がすぐれている反面、室内の換気が重要になる建物となっております。初めに、結露についてでございますが、これまで入居者からの連絡がありませんので、現状の確認はできていないところでございます。また、この建物につきましては、北海道が設計、施工して、工事監理しておりますので、市としましても、現場の施工中については把握しておりませんが、入居者が換気システムの電源を切っているようでありますので、そのことにより結露が発生したものと考えております。次に、結露防止についての指導、対策についてでございますが、入居の際には換気システムについての説明をしておりますし、また住宅内設備の

取扱説明書もお渡ししておりますが、今後、入居者の皆様に対しまして、結露を発生させない住宅の使い方について再度周知してまいりたいと思っております。それから、廊下側の断熱の厚さ、それからベランダ側の断熱の厚さでございますけれども、廊下側はF P板50ミリメートル、ベランダ側はF P板100ミリメートルとなっております。それから、今後、現地の調査につきましては、先ほども申し上げましたけれども、現地をまず確認する必要があると思っております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 民間空き家の状況ですけれども、言ってみれば、私自身は空き家が多いほうがどこかに空き家ないかとい市民の方から問い合わせがあったときは楽でいいのですが、借家を持っている人たちから相当今、深川市の公営住宅の建設の仕方についてはプーイングが出ているということは、恐らく所管の皆さんも知っていると思います。それがやはり市長の市政執行に対するプーイングというか、人口がどんどん減って、今の国勢調査の数字でいくと、5年に400世帯ぐらいずつ減っているのです。そういう状況を見ていった場合、まち中の部分以外の周辺部も含めて調べるというのは手数もかかると思いますが、町内会長さんに協力をもらうとか、あるいは今の国の雇用を生み出すための施策に仕事を該当させて調べるとか、いろいろな方法があると思うのですが、私は、市長のためにもこれは調べたほうがいいのではないかと見ています。もう一度、そういう立場で再検討する気がないか教えてください。

結露についてですが、随分いろいろな公営住宅のところで結露の議論をした覚えがあります。10年ぐらい前ですが、緑町の5階建ての住宅が、両サイド結露して、押し入れの中はもう布団が置けないというような苦情が随分聞かれて、当時の課長と予算審査の中でやりとりをした覚えがございます。湿度を上げ過ぎるからだ、30%ぐらいに下げてもらわないといけないと、そのとき課長は言いました。私、鮮明に覚えているのですが、湿度30%というのは、風邪を引いたり気管支を傷めたりして健康上よくないということで、45%とか50%とかの湿度に上げなくてはだめだと、健康上はよく言われているのだと言ったら、そのときその課長は、私は湿度30%でもこのとおりぴんぴんして元気ですと答弁したの

を聞いて、噴き出した覚えがございますが、市内公営住宅には本当にいろいろ結露の問題があります。あけぼのの公営住宅の、ひいらぎだと思ったのですが、余り正確に覚えていないのでこれは言いませんが、結露があってもならないので、強く言って壁をはいでもらったらその面一面には断熱材が入っていなかったという事例もあるように聞いています。今度の北光中央団地ですけれども、コンクリートそのものが水分を非常に含んでいて、建築して一、二年はどうしても蒸気が出やすいという状況もあるようですから、この辺も影響しているのかもしれないし、廊下の地下にあるピットのふたも簡単に操作、本当はしたらだめらしいですけれども、のぞいてみたのですけれども、ピットの底に二、三センチメートルぐらい水がたまっていましたから、こういうものも影響しているのではないかと思うのです。私は、北光中央団地については、広く何軒にも聞いて歩いたわけではないのですが、これはやはり所管の皆さん方がやれる仕事なので、これはぜひ聞いてもらって、指導も、その方に名前を言ったらいろいろ教えてくれるからどうだいと言ったら、いや、名前を言わないでくれと言われたので、あなた方に言っていないけれども、あなた方は広く状況把握をして対応してみてください。これも答弁してください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 1点目の空き家の調査の関係についてでございますけれども、町内会長の協力とか、いろいろな事業を活用してということでございます。調査するときには、とりあえず空き家の数だけではなく、建物の建築年数、部屋の大きさなど詳細なデータが必要となってきますから、結構時間がかかるわけでございます。今、議員さんが言われる方法も、前回の調査方法も参考に今後検討していきたいと思っております。

それから、結露についてでございます。直接所管に連絡があったわけではなく、松沢議員から今回指摘されて、結露がすごいということが判明したという状況でございますけれども、まずは現地を確認させていただきまして、そしてほかもどのような状況になっているかも含めまして、現地調査から対応させていただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） それでは、次に移ります。

多度志地域の教育環境の整備について伺います。

まず1点目は、中学校の統廃合について伺います。中学校に統合問題があるのを私が初めて知ったのは、昨年第1回定例会だったと思います。たしか新年度予算の討論の中で一言触れた記憶があります。先日、多度志地域の懇談会にも出席させてもらい、地域の人たちの生の声を聞かせてもらいました。その後、地域の町内会長さんに会ってこの話をしたところ、中学校の統廃合の話は全く聞いていないということです。子供たちを持つ親はもちろんのこと、地域にとっても学校がなくなるかどうかというのは非常に大きな問題です。ここへの説明と了解なしには学校の統廃合はあり得ないと思うのですがどうでしょうか。また、この説明会の折には、小学校の併置校という話も地域の人たちから出ていました。教育委員会では全くその選択肢はないようでしたが、鷹泊、幌成方面への通学時間の上でも、先生方が地元にいるかいないかという問題でも、その地域にとっては大変大きな問題です。複式学級にしないで十分な生徒数にしても、一方的に基準を当てはめるべきではないと私は思っています。道教委の基準は絶対的なものとして父母を説得する前に、深川市としてやるがあると思いますが、その点はいかがですか。そして何よりも、父母も含めた地域の人たちの合意を丁寧に得ていくべきと考えますが、これらを含めた答弁を求めます。

次に、この地域懇談会に出された諸課題の解決について伺います。一つは、中学校から多度志市街地への通学路に街灯をつけてほしいということです。多度志中学校は、町外れの丘の上にあります。部活などで帰りが遅くなることもあるので、街灯をつけてほしいと言ってきたが、さっぱりつかないということです。

もう一つは、多度志小学校グラウンドの水はけが悪くということ、造成時に入れた土に問題があるというのが原因のようです。暗渠を入れるという方法が考えられますが、私が知っているのでは、一已小学校の野球コートの水はけが悪く、この議場で質問したことがあります。暗渠を入れたときに土を締め過ぎたのが原因ということで、その後、手直しによって、今では雨の降った翌日でも水が抜けるようになりました。教育環境の整備というのは何よりも迅速な解決が求められます。

次に、スクールバスの件であります。この地域でかなり家が離れているのに、1人だけスクールバスが行っていないところがあるということで、これも早急な解決が求められています。これら3点のことが地域の父母の間から出され、教育委員会に対する不信感につながっているということでもあります。とにかく急いでこれらの解決に当たってほしいということで、答弁を求めます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 多度志地域の教育環境の整備について、答弁を申し上げます。

初めに、1点目の多度志中学校の統廃合の問題が地域全体の問題として知られていない、地域の意向を重視すべきではないかということについてお答えいたします。学校配置基本方針（検討素案）の具体的な考え方の中で、多度志中学校については、地域との協議の中で早急に統廃合について地域とともに検討を進めますとしております。本年1月31日に、まず最初に児童生徒の保護者を対象とした説明会を開催いたしました。今後はPTA等と相談しながら、保護者、学校、地域に関する主要な代表の方々や学校統廃合についての課題を検討する場として地元協議を行うこととしておりますので、地域の意向もこの中で受けとめながら進めていくという考えでございます。ですから、地域合意については重要なことと認識をしているものでございます。

次に、1月31日に多度志コミセンにおいて開催した多度志小中学校の児童生徒の保護者を対象にした、深川市学校配置基本方針（検討素案）ですけれども、この説明会において出席者から出された要望についての対応についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の多度志中学校通学路の街灯設置についてですが、現在、中学校グラウンドに接する通学路を照明する2基の街灯を設置しております。近年、街灯設置等の要望を受けた経過がございませんので、今後、PTA及び地域の方々や街灯設置の具体的な考え方をお聞かせいただきまして、どのように対応すべきか総合的に検討してまいりたいと考えてございます。

2点目の多度志小学校グラウンドの水はけの問題ですが、グラウンドの整備につきましては、他校からも要望が出てございます。改修には多額の費用を要しますので現状での使用をお願いしてきており、



現時点では、現状での使用と整地に使う砂などの補充により対応してまいりたいと考えております。

3点目のスクールバスの運行についてですが、1人だけということですので、中山峠付近の児童のことかと思えます。多度志地区のスクールバスの運行は、鷹泊幌成線と湯内線の2路線あります。今回の説明会でのお話につきましては、これまでも要望を受けておりますが、実施に伴う新たな運行計画が必要となること、また多度志以外の他の地域との路線との公平性を失わない計画としなければならないことなどを考え合わせますと、現時点では新たな運行は難しいものと考えております。

○8番（松沢一昭君） 前段の質問の答弁で少し答弁漏れっぽいところがありますが、2点目のことが気になってどうもならないので、そちらを再質問します。

このグラウンドの問題でも、街灯の問題でも、スクールバスの問題でも、ほかの地域でもこういう問題が出たところは結構あるわけですが、それぞれとうに解決がついているわけです。しかもこのグラウンドの水はけが悪いという問題は、5年も6年も前から言われていて、当時の教育部長だったか、教育長だったかが、これは入れた泥が雨竜川の川土を入れたせいというような話を、そのとき言っていました。あなた方が、夜、多度志まで行って懇談会をやっているのに、地域の要望が出たからといって、何でそれをさっさとやらなかったのだと、のどの辺まで出かかってきたけれども、私が部外者でそこへ飛び入りで、あなた方を責めるのも酷かと思って、あのときは言いませんでした。麻生内閣の補正予算でも、今度の民主党の補正予算でも、地域活性化の補正予算が組まれたわけですので、こういったときに優先度としては最優先に教育の問題、こういうグラウンドの水はけの問題などというのは、予算がないからできないというのはあなた方のあいさつがわりの言葉ですから、私はそこから物事は始まると思っていますけれども、今まで余りにもやらなさ過ぎだとか、怠慢ではないですか。もうとっくにやっておかなくてはいけないような問題だと思えます。これはもう急いでやってください。できないできないばかり言っていないで。スクールバスの問題だってそうです。1人だけそういう状況に置いておくというのはほばいじめに近いと思って聞いていたのですが、これはもう本当に早急の対応を求めた

いと思います。再答弁してください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） グラウンドの水はけについて、特に多度志小学校の泥の関係が出てきましたけれども、泥の成分については私は承知しておりませんが、確かに水はけの悪い小中学校のグラウンドがございます。その中で、私どもの順位といたしましては、多度志小学校は中くらいに位置する部分になってございます。それぞれ必要な箇所、必要なところということでございますけれども、整備には1,500万円から3,000万円というお金がかかりますので、これらについては慎重な検討が必要かと思えます。ただいま交付金の関係も出てきましたけれども、交付金の関係等、今後利用できるものがあれば、それらも活用しながら整備をさせていただきたいと考えております。

次に、スクールバスの関係でございますが、私が承知しているところによりますと、本人の家族からといいますか、保護者からの要望というより、地域の方が逆に心配されていると聞いてございます。スクールバスの路線を変えるということは非常に難しいと思っておりますし、中山峠ということで、キロ数も3キロメートル未満とお伺いしてございますので、これもできるだけ検討いたしますけれども、現状におけるスクールバスの運行は大変難しいものと認識をしております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 少しオーバーするかもしれませんが、北名議員の理解ももらいながら、時間を気にしながら質問します。以前、北名議員が取り上げた音江広里地域の中学校の通学路の街灯の問題は、解決つきました。先ほどのグラウンドの問題で言えば、一已小学校も解決つけてもらいました。それぞれあなた方がやる気になってくれたら、解決つくのです。通学路の問題で言えば、一已の農村部あるいは鷹泊の農村部で、もう少しスクールバスを延ばしてほしいという話が出ていましたが、これも解決がつかしました。多度志でこの3点を一遍に出されて、あなた方はその父兄に教育委員会を信用してもいいのかまで言われたではないですか。信用できないとまで言われて、あなた方、部長もそんな答弁していいのですか。もっと真剣に前向きに、解決の方向に向けてやってください。再々答弁してください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 早急にという話、十分理解をいたしますし、グラウンドの水はけ、スクールバスの運行については、今後検討いたしますけれども、グラウンドの水はけの問題は先ほど言いましたように、本当に多額の費用問題と順位の問題がございますので、すぐに多度志小学校のみを重点的にやるという考え方には至らないものでございます。

スクールバスにつきましては、先ほども言いましたが、その路線を伸ばすということであれば簡単に延びるわけですが、一応、路線が2路線ございますので、それを延長するというになれば、最初のほうはどうしても早い時間帯になってしまうというようなこともございますので、その路線ということではないということになれば、新たな計画が必要ということになりますので、そのあたりご理解をいただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） では、次に移ります。

次、高齢者の交通確保について伺います。これもまた前市長時代に箱物づくりの一方で、福祉を切った施策の犠牲になった一つだと認識するものです。以前行われていた券の発行には確かに問題がありましたし、大きく膨らんだ借り入れの返済のために節約を余儀なくされた面はあります。今回提案されている新年度予算案の中にある乳幼児医療費の無料化の拡大は、私は高く評価したいと思います。所管する皆さんの取り組みについても評価するものであります。

この次は、高齢者の足の確保の事業の復活、これは町の周辺部に住み、自家用車を持っていない人たちの病院への行き帰りや生活用品を買うための足の確保が、これからどうしても必要になってきます。当別町では、小型バスによって町内循環バスを走らせていますし、先日テレビでやっていたのでは、地域で出資し合って車を走らせていました。そこまでいかななくても、通院に限定したハイヤー券という方法もあります。可能な財源の中で実施ということもあるでしょう。とにかくこの制度を検討する必要性を強く感じています。所管の皆さんの考え、山下市長のやる気を求めて、質問といたします。答弁してください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 高齢者の交通確保についてお答えをいたします。

市中心部より遠隔地に在住する高齢者の方への通院交通費助成については、これまでの議会論議や市民団体の皆様から要望をいただいたところでありませう。通院などに自家用車、公共交通機関の利用が困難な方がハイヤーを利用する場合、特に遠距離の方は経済的な負担が大きいことから、その負担軽減に向けた支援策の必要性は十分認識しているところであります。これまで、所管として高齢者の方がなれ親しんだ地域で安心して暮らしていただくため、とりわけ通院に要する足の確保は重要でありますことから検討を重ねておりますが、今後、財源として過疎債の活用を図ることも含め、高齢者の交通弱者対策について、どのような形の取り組みがよいのか支援の内容等を引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 松沢議員。

○8番（松沢一昭君） 最後はスポーツ合宿について伺います。

11月に行った会派視察の折には、北谷町の平和行政の調査の後に、沖縄最北の国頭村のスポーツ合宿を見てまいりました。人口5,000人の村ですが、スポーツ合宿を村おこしの事業に位置づけして、冬期間のスポーツ合宿誘致に力を入れていました。深川の合宿にも来ているホクレン陸上部や六大学の名前もあり、野球場は日本ハムファイターズの2軍受け入れもしているということです。冬でも20度ぐらいの気温で、目の前にはコバルトブルーの東シナ海が広がっているという条件を生かし、合宿誘致3年目で8,000泊までになっていました。かりゆし荘という民間の宿泊施設があるというのも有利な条件だと思います。

さて、深川市の合宿ですが、今年度1年間の取り組みとその反省点について及び来年度へ向けた見通しについてお答えください。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） スポーツ合宿についてお答えをいたします。

スポーツ合宿は平成7年度から取り組みを始め、本年度で16年が経過いたしました。平成22年度の合宿は、実業団、大学などで合計33チーム、延べ人数

670人、延べ宿泊数3,290泊となったところであります。

質問の1点目、1年間の取り組みにつきましては、毎年1月下旬から2月上旬にかけまして、これまで合宿をいただいているチームや、ホクレンディスタンスチャレンジ大会に参加されるチームを中心に、関東及び中部地区の実業団や大学の陸上競技部の監督やコーチ、また日本陸連など陸上競技団体の担当者と面接をし、本市の受け入れの対応、練習環境、体育施設、宿泊施設等の説明とPR、道内主要大会の日程等の情報提供など、招致活動を行っているものでございます。その後、詳しい大会情報などを連絡したり、合宿中には宿泊施設や練習時に監督やコーチなどとコミュニケーションを図るようになっております。また、深川市商店街振興組合連合会の協力で、市街地区の各商店等に歓迎ポスターを掲示するなど、歓迎ムードを高める取り組みもしております。

質問の2点目、反省点につきましては、反省点と申しますか今後の課題として、合宿可能な宿泊施設が限られていること、より効率的な受け入れ態勢ができないかなどが挙げられるところでございます。来年度の見直しにつきましては、自動車業界を初め各企業においては、これまでの景気の低迷から上向きになってきているとはいいますが、部の活動費は縮減のままが多いと伺っております。幸い大学では、これまで同様の活動や合宿計画をされており、平成23年度は延べ宿泊数3,300泊を目標に取り組んでまいります。これまで構築されましたチームとの信頼関係を大切にしながら、引き続き積極的な招致活動を推進してまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 以上で松沢議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時25分 休憩）

（午後 2時38分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、東出議員。

〔東出議員、質問席へ〕

○13番（東出治通君） 私からも、国内外で発生している天地災害で被災を受けられた皆さん方に、心からこの場よりお見舞いを申し上げたいと思います。

2週間ほど前、森林組合の視察でカンボジア、そしてベトナムへ行く機会を与您いただきました。1,400万人の国民のうち、電気が通っている住宅に居住されている人口は、わずか100万人でございます。子供たちが小学校に通えない、いわゆる文盲の子供たちが依然として5割を超えている。中学校に至っては3分の2の子供たちが学校に通えない状況にある。内戦によって、いわゆる伝統あるいは文化、そういうものが大きく失われて、その中で1人の日本人の方が、カンボジアの伝統である織物を復活させるために、地元の人たちと500人のコミュニティを形成し、養蚕、あるいは木を植える、染色に使う虫、あるいは樹木の樹皮、そういうものを盛んに生産する取り組みをされておりまして。私どもも、幸いかなその場所において植樹活動のお手伝いをすることができました。一度失ったものを取り返す。非常な労力がかかるということを目の当たりにしてまいりました。次に訪れたベトナム。現地ガイドの方の一言が、今もって印象に残っております。日本では、恐れるものの順番として、地震、雷、火事、おやじという言葉がありますよねと。最近、おやじは余り怖くないそうですがと。そんなジョークも交えながら、ベトナムで恐れるもの。天地災害の話をしましたけれども、ベトナム、カンボジアは幸いにして、地震の心配は全くないようでございます。一番恐れるのが侵略だそうでございます。その国の歴史、そういうことから、1に侵略、2に洪水、3が火事で、4が無知だそうでございます。革のむちではなくて、物を知らない、そういう無知を恐れる。それがベトナムのことわざだそうでございます。私が今、私自身、何を恐れるか。そう問われたときに、今の日本の国がどこに向かおうとしているのか、どこに行こうとしているのか。多くの国民が思っているように私自身も今、一番恐れているのはそのことであります。

深川市も、どのようなまちの姿を求めて向かっていくのか。そのことを市民がわからないようでは困るのであります。今定例会は、山下市長2期目の船出の議会であります。既に当選から3カ月が経過いたしておりますけれども、改めて当選に対する祝意を申し上げたいと思います。健康に十分注意をされ、しっかりとまちづくりの姿を市民に示しながら、新たな任期での市政運営の先頭に立ってご活躍いただくことを心からご期待申し上げ、私の一般質問に入

りたいと思います。

質問の1点目、総合計画についてであります。

本市では、市制施行以来、新年度を最終年とする第四次総合計画まで、地方自治法の定めにより、10年ごとに総合計画を策定し、まちづくりの指針としてきたところであります。既に深川市新しいまちづくり市民協議会が設置をされ、吉本先生を会長として各団体の代表の方々、さらに公募の5人の委員さんを含めて、計画の策定作業が進められているとお聞きをしております。顧みて、これまでの総合計画を見てみますと、そのボリュームは第三次総合計画では150ページにも及ぶ。加えて、第四次計画も130ページに及んでいる計画でございます。一方、これらの計画、市のまちづくりの指針を市民の皆さん方にご理解いただくべく、ダイジェスト版を発刊して全戸配布もされているわけでございます。総合計画策定に対する基本的な考え方については、既にこれまでの議会論議の中で質疑をさせていただいております。今回は、次の3点についてお伺いいたします。

1点目、総合計画全体の規模についてであります。

次に、これも前回の質疑の中でも申し上げていますが、これも前回の質疑の中でも申し上げていますが、計画の期間をどうするのか。今の時代の流れを考えると、これまでのような10年間でいいのか、あるいはもう少し期間を縮めた形の中での策定がいいのか、そこら辺のところの考え方についてお伺いいたします。

さらに3点目、スケジュール的な部分でございますけれども、策定の時期をいつの時点に置いて策定作業を進められているのか。以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 総合計画に係る質問にお答え申し上げたいと思いますが、その前に、今後の市政運営に関して激励の言葉をいただきまして大変ありがとうございます。精いっぱい頑張りたいと思っています。

それではお答え申し上げます。地方自治体がそれぞれ定めます総合計画というものは、地方自治法第2条第4項の規定によって、その策定が義務づけられているというものでございますが、ご承知のように、その義務づけ規定を廃止するという地方自治法改正案が、先般来、国会に提案されておりまして、現在、衆議院の総務委員会において継続審査となっ

ているという状況でございます。しかし、本市としては、さきの議会答弁でも申し上げましたように、仮にこの策定を義務づけた規定がなくなりましたとしても、まちづくりの指針となります将来目標でありますとか、その実現に向けた具体的な方針、施策などをまとめる、それを策定するという事は、やはり重要なことであると考えておりまして、そういう法改正の動向にかかわらず、新たな総合計画の策定に向けて、議員もご指摘のように既に準備作業に入っております。ことし1月に深川市新しいまちづくり市民協議会という組織を設置し、27人の方を委員に委嘱いたしまして、まちづくりに関するご意見などを伺いながら、現在その策定作業を進めつつあるという状況でございます。

質問をいただきましたこの計画の規模、それからまた期間ということについてでございますが、まさに今、その協議会の委員各位からそれぞれご意見を伺っているところでございます。したがって、まだ具体的なイメージといったものは当然固まっていないわけでございます。ただ、次期計画におきましても、これだけ複雑で、また課題の多い状況に置かれておりますので、取り上げるべき施策などの範囲というものは、やはり多岐に及ぶのではなかろうかと考えられます。具体的な手法としては、現行の第四次深川市総合計画の中身を検討のベースといたしまして、これに所要の見直しを加えるとともに、しかしそれとは別に新たに取り組むべき課題などが出てきておりますので、これらについての十分な検討も加えて行いまして、それらを新たな計画に反映させていく。しかしながら、議員が言われましたように、さはさりながら、極力簡素で簡潔な、わかりやすい計画内容にするような努力も、一方でしっかりしていかなければならないと考えているところでございます。

また、計画期間ということでございますが、これまでは四次にわたって総合計画を策定してまいりましたが、いずれも10年を区切りにしてきております。ただ、議員も言われましたように、近年における時代の流れといいましようか、そういったものが相当早くなってきている現実がありますので、例えば、昨年策定した過疎計画などは7年計画ということになっております。そうした関連する計画とのかかわりなども勘案しながら、柔軟に検討をしていくべきだろうと考えておりますし、また一度決めたとして

も、社会経済情勢の大きな変化が起きた場合は、計画期間の中でも柔軟に対応できるような配慮といったものも含めて検討していく必要があるということで考えておりました、市民協議会の委員の皆様方のご意見などを十分お伺いする中で、計画期間等についていろいろな選択肢を十分念頭に置いて検討してまいりたいと考えているところであります。

最後に、策定の時期についてであります、新しい総合計画は平成24年度からのまちづくりの指針ということになりますので、24年度の予算案の編成前、すなわち今年の12月までには成案にしなければならぬということになりますと、12月に開催されます市議会定例会に成案をお示しして、ご議論を賜るようそういうスケジュールで作業を進めていきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） 細かい部分については、予算の絡みもありますので、予算委員会に譲らせていただいて、次の2点目の質問に入らせていただきたいと思っております。

企業誘致についてであります。広里工業団地について、2点お伺いをいたします。

長引く不況下にあつて、本市における企業誘致も、目立った進出企業もない中で推移をしている状況にあります。逆に、既存企業であった東邦金属の撤退、加えて、この春にはホッコンのパイル工場の併合、石狩市への移設というような状況にある。東邦金属用地内では、私もたまに状況を確認するために通ってみるのですが、既存施設、不要な施設については、随時取り壊しが行われて、一部の施設を残した形の中で現在そういう状況にある。一方、ホッコンパイル工場にも、非常にいろいろな施設、設備が建物等を含めて、今、現況あるわけです。

一つには、安全対策上、これらの施設の管理をどうしていくのか。あるいは、残された施設というか、そういうものの利活用も含めた企業の撤退後の用地、施設の利活用の問題です。そこら辺についてどのようなことを考えられているのか、そのことについてお伺いをいたします。

次に、工業団地用地内の予定地内の農業者への対応についてお伺いいたします。このことも、これまで何回か議会で取り上げさせていただいております。昭和53年とお聞きしていますけれども、工業団地予定地として一定の網かけがされて、もう既に30年以

上が経過をしている。申し上げたように、この間、域内の農業者は、買収ということも自分の意思でできるような状況にはないですし、もちろん農地としての売買もできないような形での制約がされてきている。そんな中で、農業者そのものは、一方では大きな期待を持ちながら三十何年間、高齢化だけが進展してきている状況にあるわけでございます。前回の質問でも申し上げましたけれども、もうそろそろ今の経済の状況あるいは撤退する企業が相次いでいるような状況を見るときに、本当に予定地が工業用地として買収されて、先行取得なり企業が張りついていく可能性があるのかということを考えてときに、このままさらに期待感だけ持たせて、ずるずると予定地として置いておいていいのかということからは、私は行政の考え方を一番お聞きしたいところでございます。この2点について、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 広里工業団地について、2点の質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

最初に、企業撤退後の施設の管理と用地活用についてのうち、東邦金属についてであります。平成21年8月に操業を取りやめた深川工場について、操業時の施設を残した状態で売却または賃貸先を探し、これまでに数社から問い合わせがあったと伺っております。議員ご指摘のように、深川工場の中には、老朽化が著しく、維持管理に経費を要する施設が発生してきたことなどから、本年4月末までに、平成16年建設の工場を除くすべての施設を解体することになったものであります。今回の解体によりまして更地となり、工業用地として利活用の可能性が向上し、企業の進出に期待をするものであり、市としましても、引き続きホームページによる空き工場情報の充実や、企業への直接的な情報提供など、積極的なPRに取り組んでまいりたいと考えております。次に、ホッコンパイル工場についてであります、昨年12月末をもって操業を終え、3月中旬より石狩工場パイル製造を再開するとお聞きしております。施設及び工場跡地の利活用につきましては、ホッコン社内におきまして引き続き検討しているところでありますので、その推移を見ながら、今後、市としても

必要に応じ対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問の2点目、予定地の農業者への対応についてありますが、市では、施策の基本資料とするため、平成22年度におきまして、広里工業団地内に農地を所有する皆さんを対象に意向調査を実施しております。この調査の結果では、回答者の7割の方が農地の処分を希望しており、その農地面積は23ヘクタールに及んでおり、企業誘致に寄せられる期待の大きさを強く感じているところであります。一方、広里工業団地の現状としましては、平成20年度からこれまでに5社の進出を見ましたが、新規の用地買収には至っておらず、さらには東邦金属のような大規模な遊休地が発生している状況にあり、工業用地として農地を新たに取得することは大変厳しい状況にあります。農地を所有する皆さんの希望にこたえていくためには、これまでも申し上げておりますが、全力で企業誘致に取り組んでいくことが重要と受けとめております。これまでの企業、事務所の誘致活動や広里工業団地の環境整備に加えまして、さまざまな企業が集まる展示会や商談会などの機会を活用し、企業などとの接点を高めていくほか、地元製造業者の支援を充実し、団地内での事業拡大や、団地外からの新たな立地、誘導を促進し、成果につなげてまいりたいと考えております。企業等の立地を実現していくためには、地道で長期的に取り組むことが必要であり、農地を所有する皆さんには、営農継続や世帯構成の変化、高齢化などを背景に、抱える課題なども多様化していると思われるので、そうした事情の把握にも努め、ご希望に少しでも早くこたえられるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○13番（東出治通君） 2点目の農業者への対応という部分で再質問をさせていただきたいと思っております。

今おられる域内の農業者の7割の方が処分を希望されているという状況の中で、先ほども申し上げましたように先行取得している用地がある。加えて、東邦金属の用地があいてきた。ホッコンパイル工場の用地もあいてくる。そういう状況の中で、本当にこれらのところに可能性があるのかということなのです。本当にこれ以上、域内の農業者の気持ちをもてあそぶような形ででの単なる引き延ばしは、私はやめていただきたいと。ですから、時限を切って、いつの段階までに見通しが立たないのであれば、そ

の時点ではきちんとした形の対応をさせていただきまますということにしていけないと、私は、農業者の皆さんが、本当にいたたまれないと思っております。ぜひ、行政の立場でなくて、市民、農業者の立場に立った中で、いま一度、お答えをいただきたいと思っております。○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 再質問にお答え申し上げます。

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、時間の経過に伴いまして、農地を所有する皆さんの個々の事情も変わってきていると思われまので、まずはそうした事情の把握に努めさせていただきたいと考えております。個々の事情を把握した後の対応でありますけれども、過去の経過や農地を取り巻く状況、そして本市の財政事情、さらには今後であっても企業誘致が厳しい状況であることなど、さまざまな要因を考慮しまして、農地を所有する皆様方の希望にどこまでこたえられるかどうかについて検討してまいりたいと考えております。なお、事情の把握を行う際には、前段申し上げましたさまざまな要因についてしっかり説明をしながら、所有者の皆さんの意向なども十分確認した上で進めていきたいと考えております。

○議長（北本清美君） 東出議員。

○13番（東出治通君） このことについては、ある程度見通しが立つまで、この場から今後も取り上げて質問をさせていただきたいと思っております。

質問の最後は、地上デジタル放送についてであります。

従来のアナログ放送から地上デジタル放送への完全移行の7月24日まで、あと4カ月余りに迫っております。これまでに市内の5カ所ほどで難視地区があるということが明らかにされてきております。その後、これらの難視地区、受信できない地域が拡大傾向にある。何カ所かふえてきている。そういうお話をお聞きしております。だんだんと期限がなくなる中で完全移行となって、その段階で受信できないというような状況でも困るのだらうと思っておりますし、まず難視地区の状況、5カ所と言われていた地区が現在どのような状況になっているのか。

さらには、今申し上げたように、完全実施と、アナログが見られなくなったときにいざ見られないでは困るわけなので、そうならないための対策として

どのようなことを考えておられるのか。

それから、難視地区の住民の皆さん方と、その対策も含めて、いろいろな話し合いがされていると思いますので、地元への説明の状況、経過についてお伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 地上デジタル放送について、お答えいたします。

地上デジタル放送の電波受信環境の悪い場所、いわゆる新難視地区と言われる地区は、現在、市内では多度志町幌成地区、音江町菊丘地区、納内町5区の一部、一已町達布の一部、音江町吉住の一部、多度志町宇摩の一部、一已町東日向の一部、音江町音江第1町内会と第4町内会の一部の8地区、約80世帯となっている状況でございます。これら8地区のうち7地区につきましては、北海道総合通信局など関係する機関と協力し、難視解消策の説明会などが開催されておりまして、衛星放送を利用して地上デジタル放送を受信する暫定対策を受けるためのホワイトリストへの登録を行っているところでございます。残り1地区の音江第1町内会と第4町内会の一部につきましては、最近、調査結果の報告がありましたので、今後、対象世帯を訪問し、他の地区と同様にホワイトリストへの登録を予定しているところであります。総務省及び全国地上デジタル推進協議会では、この暫定対策により地上デジタル放送を視聴いただき、来年度以降、暫定対策が終了する予定の平成27年3月までの間に、それぞれの地区に合った難視解消対策を検討し、恒久的な難視解消を図っていくということになっているところでございます。また、現在判明している地区のほかにも、受信状況の悪い地区がある可能性がありますので、市といたしましても、昨年12月に各町内会長さんに地上デジタル放送の受信状況の悪い世帯があれば、市の企画課へ連絡いただくようお願いの文書をお送りし、市内の受信状況の把握に努めているところであります。

市民の皆さんから地上デジタル放送の受信状況が悪いという相談を受けた場合には、北海道北テレビ受信者支援センターに受信状況の調査を依頼し、その結果、電波の強度が足りないということになりますと、新難視地区に該当することとなり、他の新難視地区と同様に難視解消対策を受けることとなります。また、総務省では、本年6月から8月に向け、

地デジ臨時相談コーナーを各地に設置して、受信相談やデジタル放送への移行準備のサポートを行うということとしております。道北管内では10カ所に北海道北テレビ受信者支援センターが臨時窓口の設置を予定しておりまして、そのうち1カ所を深川市に設置したい旨の相談がありましたので、本市といたしましても、相談開設の場所の確保や住民周知などに協力し、今後とも地上デジタル放送への移行が適正に行われるよう対応してまいりたいと考えております。

○13番（東出治通君） 再質問させていただきたいと思います。

最後の点ですけれども、衛星放送を利用して地上デジタル放送を受信するホワイトリストへの登録という対応策のお話がありました。お聞きすると、この方法による受信では、北海道内の地方局の放送、ローカルの放送が全く受信ができないということになります。今やテレビは娯楽ばかりではなくて、住民にとっての貴重な生活の情報源であったり、あるいは災害の際の情報源、あるいは天気予報ですとか、そういう部分を含めて多くの情報をそこから得ているというのが、今の時代ではないかと思えます。そういう意味では、東京の放送、東京の地震速報が出るのか、災害の状況が出るのか、あるいは天気予報も東京の天気予報なのか、そういうことの結果として、やはり情報過疎というか、そういう地域にかわらない状況が生まれてくるのだらうと思えます。年限をもって、2015年までには完全解消というような答弁もいただきましたけれども、ここら辺について、当面、住民の皆さんが理解されているのか、あるいは何らかの対策を考えられているのかについて一度お聞かせいただいて、質問を終わらせていただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質問にお答えいたします。

今回のホワイトリストに登録をし、衛星放送を利用してということについては、平成27年3月までの暫定的な対策ということでございまして、それまでの間に個別に対するさまざまな取り組みを行って、その地区ごとに合った恒久的な対応を図ることが前提でございます。それまでの間ですが、ご指摘いただきましたように、当然、気象予報などにつ

きましては、東京を主体としたような放送になりますので、なかなか地域的なものが見られないということになります。一部BSなどでデータを取得することは可能ですが、それは高齢者層にとってなかなか使い勝手がいいかどうかとなりますと非常に問題もあるのかもしれませんが、これはあくまでも暫定的なものということですので、この場合に、極力速やかに恒久対応が可能となるような対策を進めることが何よりも大事だと考えておりますので、それまで若干ご不便をおかけすることになりますけれども、暫定対策ということでのご理解をいただきたいということで説明をし、一定の理解をいただいているという状況でございます。

○議長（北本清美君） 以上で東出議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北本清美君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本日は延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、あすは午前10時から開議します。

（午後 3時15分 延会）





平成23年第1回定例会

平成23年3月8日（火曜日）

平成23年 第1回

深川市議会定例会会議録 (第4号)

平成23年3月8日(火曜日)

午前10時00分 開議

午後 2時54分 延会

---

○議事日程(第4号)

日程第 1 一般質問

(午前10時00分 開議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 第1回定例会4日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 一般質問を行います。

初めに、田中昌幸議員。

[田中昌幸議員、質問席へ]

○5番(田中昌幸君) 通告に従い、一般質問を行います。

今議会は、山下乡政2期目の初めての定例会であり、予算議会であり、私ども議員としての任期4年間でこの結びの定例会となります。この間、私なりの信条として、情報発信、少子化対策、行財政対策について特に質問を重ねてきたつもりでございます。

国政においては、残念ながら現在の状況は混沌としておりますが、長期にわたる自民党政権から初めて国民の意思による政権交代が実現するなど、この間、大きな変革が起き、その動きはまだまだ続くものと考えます。このような状況にはありますが、一貫して言えることは、中央集権から地方分権、地域主権へとかじが切られたこと、引き返すような状況にはないということです。それは、地域のことは地域に住む住民の皆さんが責任を持って決めることであり、これを決められるようにすることです。地域のことを決めるためには、市長と議員を選び、その市長と議員が責任を持って議論をして決める。この決定権を地域、うちのまちでは市が持つということであって、この動きはもう戻ることにはなりません。そして、そのためには行政である市、議会、住民が共通の情報を共有することが極めて重要となり、情報の多くを握っている行政、いわゆる市や市長がいかにか情報を発信するか、提供するかがますます重要になります。仮に、情報を保有している側が自分にとって都合のいいところだけ公表し、都合の悪いところを示さない、聞かれないから答ええないなどの対応をとられた場合、公平公正な意思決定にはつながりません。例えば、深川市情報公開条例によ

れば、意思形成過程のものについては公開しなくてもよい情報となっておりますが、この意思形成過程という言葉一つをとっても、極端に言えば議会で議決されるまでは決定されておらず、意思形成過程ということも表現できてしまうことでございます。このようなことはこれまでも意外とあるものと思えますが、課題解決に向けての議論や意見の取りまとめには一定の時間と議論が必要でございます。例えば、現在市が進めている新しいまちづくり計画においても、行政、市民、議会が情報を共有することにより、最大で10年という長いスパンの計画を築き上げていくことは当然のことと考えます。

このようなことから、これまでも何度か聞かせていただいておりますが、2期目に当たっての山下乡長の情報発信の考え方について、市民あるいは議会との情報共有の視点からもあわせてお伺いします。

次に、これまでの深川市の取り組みは、山下乡長就任前からプラスマイナスはあるものの、全体としては各種ツールを生かした取り組みを積極的に進めてきていますし、そのことは高く評価できるものだと考えております。例えば、市長交際費のホームページ掲載については、前市長時代から取り組まれていましたし、情報発信の一元化も早くから取り組まれております。これまでの市の取り組みで、広報ふかがわ、深川市ホームページ、携帯版深ナビなど充実していることは高く評価されるものでございます。広報ふかがわの1号の情報量が非常に多くなっているため、情報の見落としがあることや速報性に対応できない状況があると私は考えます。これまでも何度か指摘させていただいておりますが、月2回の発行、週1回発行についての課題と解決策をお伺いしたいと思います。

広報ふかがわについては道の駅にも置いてあると認識をしておりますが、深川駅への配置や、さらにはコンビニなどでも配置している自治体もあると聞いております。その配置について、あわせて現状と考え方をお伺いします。

次に、深ナビについてお伺いします。地域情報ポータルサイトとしてリニューアルも終え、会員からの日々の投稿で活気があると感じます。運営者の日ごろの取り組みの成果と思えますし、実体の中心市街地の姿とは随分違う状況を感じます。

深ナビの活用状況について、実質的な稼働状況をお伺いします。

現在、情報機器の技術も飛躍的な進歩を続けており、パソコンよりも携帯やiPhoneなどの普及拡大に合わせていくことの重要性、メール配信が事業展開の大きな手段となっており、メール配信を進めていってはどうかと考えております。例えば、楽天に登録をすれば開設費用だけで数十万円かかるそうですが、事業展開に実際の支店等を運営するよりは有利と言われ、開設される事業者が市内にもおられると聞いております。一方、ICTが進みコミュニケーションツールは飛躍的に進歩しておりますが、どんなにツールが進んでも最後に大切なのは対面による人と人、顔と顔、言葉と言葉のコミュニケーションがますます必要となっております。しかし現状は、その対面の現場に行く人やすべがない。このことが大きな課題になっているのが、今の中心商店街、中心市街地の現状だと考えております。まず、その場所に行くことができるようにする。そのためのきっかけづくり、情報発信のための深ナビ携帯版の強化とメール配信の導入についてお伺いをします。特に、メール配信についてはメールアドレスを登録していただく煩わしさはありますが、一度登録していただければ通常のパソコンメールやインターネットと違い、いわば事業者の側から、言葉は若干表現が悪いですが情報を押しつけられることができる。この押しつけられるくらいのほうが、受け手、いわゆる消費者にとっては速報性に富むのではないかと考えるところでございます。

また、メール配信などを扱えない事業者の方たちのためにコーディネーターのような人材を設け、訪問などで情報の作成、発掘をすることで、中心市街地の発展、深川市の情報発信の活性化に取り組むことはいかがでしょうか。パソコンを持っていないくても携帯を持つ方は非常に多くなっておりまして、かなりお年を召したような方でもお孫さんの写真のやりとりなどでメールを扱う方がふえている現状や、メール配信を実際に活用している団体や地域もふえているという実態がございます。このことについてお伺いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 情報発信について、4点にわたって質問がありましたが、1点目、2点目につきましては、私からお答えを申し上げたいと思いません。

初めに、1点目の情報発信の考え方についてです。これはあえて繰り返すまでもないことではありますが、市政にかかわります情報については、わかりやすく的確に市民の皆様提供ということが極めて重要であると。そのような基本的認識に立ちまして、これまでも適時、適切な情報発信に努めてきているところでございます。具体的な情報発信の手段としましては、広報ふかがわや市のホームページなどがあるわけですが、中でも広報ふかがわは大事な媒体だと考えております。広報ふかがわの中で行政として市民の皆様にお伝えしなければならない重要な情報については、特集記事を組むなどいたしまして極力わかりやすく情報発信に努めてきているところでございます。また、日々進歩しております情報化社会の中で、インターネットを通じたホームページも大変重要な媒体になってきておりますので、広報ふかがわに加えまして、役所の中のそれぞれの所管で広報の紙面になかなか掲載できないような詳しい情報でありますとか、あるいは議員も言われました即時性が求められる情報などにつきましては、このホームページをもちまして、これまでも発信に努めてきているところでございます。今後におきましても、市政に関する情報発信の手段として広報ふかがわ、深川市ホームページを基本に、さらには深ナビ等を通じまして、市民の皆様が手にとって読みたくくなるような、また毎日パソコン等を通じてのぞいてみたくなるようなものとなるよう、適切かつ効率的な情報発信に精いっぱい努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、2点目の広報ふかがわにかかわります発行の状況などについて、幾つかご指摘がありましたのでお答えします。現在の広報ふかがわは、広報とお知らせを統合した形で月1回発行してきておりますが、平成15年度までは広報ふかがわ単独で月1回発行され、またお知らせというのは単独で月2回発行してきておりました。その後、行財政改革を推進するという観点から平成16年度以降の発行方法を見直しまして、18年度以降は現在のような形になってきているわけでございます。質問の中にありました広報ふかがわの1号というが、1冊の中の情報量が多い。大変多くなって読み落としがあったり、あるいは月1回ということになると速報性ということには十分対応できないといった問題点についてご指摘がございました。また近年、確かに行政の情報発

信の頻度というのは高くなっておりまして、より詳細になってきております。今後も情報量そのものの増加というのは避けられないだろうと思いますが、速報性を本当に重んじるべき情報につきましては、ホームページ等をより一層活用するなどして適切な対応を図ってまいりたいと考えております。あわせて、わかりやすさや速報性をさらに高めるために、また操作性をよくするために、将来的には今のホームページの運用も含めた全体をもう一回リニューアルするというについても検討してまいりたいと考えております。また、広報紙の発行回数をふやすといったことにつきましては、これは現実問題として編集作業量の増加につながりますし、現在は各町内会長さんを通じまして全戸配布をお願いしている事情がございます。月1回ということが仮にふえるとなりますとなかなか大変なことになってまいりますので、現実問題としては現状が適切でこれを改めるというのは大変難しい。そういう問題があると認識をいたしております。いずれにしても、今後引き続き広報の編集作業において、市民の皆様によりやすくと親しんでいただけるような広報紙の紙面づくりに努めてまいりたいと思っております。そして、最後のほうでお尋ねがありました広報を市の施設あるいは団体等に対する配布ということに関連してですが、現在、市が管理しております道の駅等の施設あるいは配布してほしいと配布依頼を受けている各団体など、約60カ所にこの広報ふかがわの配布を行っております。ただ、コンビニなどについては、本市の場合は全戸配布を行っているといったことから、そうしたことは行っておりません。また、JR深川駅などは結構人の往来があるところでございますが、こういったところにもまだ配布をいたしておりません。今後、JR駅などについては、広報の周知徹底の見地から、配布というか配置してもらえるのかどうか。これは我々のほうから駅に働きかけをしてまいりたいと考えているところです。

以上申し上げまして、残余は担当部長からお答えさせていただきます。

○議長（北本清美君） 坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 情報発信の3点目と4点目についてお答えをいたします。

質問の3点目、深ナビの稼働状況についてですが、本年2月末現在、投稿者として登録いただいております会員数は588人でございまして、前年

同期と比較いたしますと58人増加しているという実態でございます。また、過去1年間の閲覧状況は、パソコンからトップページへのアクセスがおよそ19万件、携帯版へのアクセスがおよそ1万1,000件、昨年7月から運用を始めました深ナビTVの閲覧がおよそ7,700件となっております。このうち、パソコンと携帯電話からのアクセス数を前年同期と比較いたしますと、パソコンからのアクセス数は25%ほど減少しているということですが、携帯電話からのアクセスにつきましてはおよそ4倍に増加をしているという状況でございます。

次に、4点目の深ナビ携帯版の機能強化とメール配信についてでございますが、現在の深ナビの携帯版は閲覧機能と投稿機能を備えておりますけれども、質問のようなメールを一斉配信する機能はなく、これを実現するためには通信費用を含めた情報を受け取る側の市民の皆様のご理解と配信のためのコストを含めた体制をどう確保するかなどの課題があり、現状直ちに取り組むことは困難であると考えております。しかし、メール配信によるいわゆるプッシュ型の情報提供の効果につきましては、質問にもありましたように非常に高いものと認識しておりますので、今後の技術動向なども見きわめながら実現の可能性について検討してまいりたいと考えております。また、事業者の皆さんの情報発信を支援する人材を設けて情報発信の活性化に取り組んではとのご提言をいただきましたけれども、現在の深ナビの運営委託先であります深ナビサポートは、まさに事業者や市民の皆さんの情報発信を支援する目的で設立された組織でありますので、今後さらに活発な支援に取り組んでいただけるよう、市としましても運営面や技術面など可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 再質問させていただきたいと思っております。

2点目のJRについては配布を検討していくということで前向きな答弁をいただいておりますが、コンビニについても市外の方が結構立ち寄る場所がございますから、深川市の情報発信をそういう目のつくところに置いてもらうのは、やはり市をアピールするために非常に有効ではないかと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それと、1点目の山下市長の情報発信の考え方に

ついでのところは、ほとんど答弁がなかったと感じざるを得ません。私は、山下市長が情報をどうやって皆さんに発信していくのか、発信力のところについて市長自身の考え方をぜひ伺いたいという意味で質問したつもりです。広報とかいろいろなものというのはあくまでもツールであって、どういう情報を、どう市民の皆さんにわかりやすくタイムリーな状況、段階で発信をしていくか。そういうことの基本的な考え方についてぜひ伺いたいと思います。昨日の一般質問の答弁でもありましたけれども、市長はどのような方針を持っているのか見えないという思いが我々にあるものですから、やはりぜひ積極的にいろいろなところにアピールして、みずからの声で発信をしていく。そのような考えがあればぜひ伺いたいということでの質問でございますので、その点について答弁いただきたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 再質問をいただきました。情報発信そのものの重要性についての認識は全く変わることはないわけですが、何か特別のやり方とかパフォーマンスとか、そういうことをおっしゃっているというふうに聞き取れましたけれども、そういうことも大事でございますが、まずは市民の皆様方に行政が何をやっているのか、どういうことをやろうとしているのかについて、正確な情報を漏れなく、まずはお知らせしていくことが情報発信の基本だろうと私は思っております。その中では先ほど言ったように、広報ふかがわ、あるいはホームページ、これは、なかなかパソコンを全部の市民の皆様が扱え、全部の方が利用できるとは限りません。限定的な情報媒体でありますけれども、その両方を通じて、より適切に、正確に、より早く、市がやろうとしている、やらねばならないと考えていることなどを発信していく。この重要性を考え方として冒頭申し上げたところでございまして、その上さらに何か特別のパフォーマンスを求めているということなら、それはまたそれで、ぜひどういうことがあるのか提案いただければ、さらに考えてみたいと思っております。

コンビニについては先ほども申し上げましたように、配布してほしいと依頼があるところには配布しておりますので、コンビニに限らず小売店など、うちもぜひ欲しいといった声をいただければ、考える余地は大いにあるだろうと担当と話をしております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 少し認識が違うのです。私が言いたいのは、広報とかホームページに載せる段階というのは、ある程度決定した段階を正確に伝えるということはわかるのですけれども、まだ決定していない事項、これからこういうことをやりたい、こういうことを進めていきますという段階での情報の発信があると、もっとよりよくいろいろな議論ができて、いいものになっていくのではないかということです。そういうところの発信を広報とかではなかなかできない部分もあるだろうと思えますし、議会という場でもあると思うのですけれども、そういうところがどうなのか、そういう観点でお伺いしているということで、再々質問ということにさせていただきますと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 今のお話を聞いて、何か特別のパフォーマンスを求めているということではないとわかりましたので少し安心しましたけれども、先ほど申し上げましたように広報でお知らせすることは決まったことだけではないと思っています。それは全くそのとおりでございまして、ある程度方向性が見えてきてこれからさらに議論をするもの、議会の皆さん方とか市民からもお話をお聞きするといったような案件、一定程度まとまりがついたもの、そしてこれから最終的な決定に向かうといったものについては、広報の対象だと思っています。そうした事前の幅広い情報提供は、重要性があるとの認識を持って極力進められるように検討していきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） それでは、2点目のプラザ深川についてお伺いします。

ニュージーランドのクライストチャーチでの震災で、邦人を初めいまだに安否が確認できないままの方が多くおられます。犠牲に遭われた方たちに心からのご冥福を申し上げますとともに、被災された方たちにお見舞い申し上げ、いまだ安否の確認のできない方たちのご一日も早い発見、救出を願うものでございます。大震災のたびにその激しさと被災の大きさに、改めて自然の脅威を感じるものでございます。

1980年以前に建築された建物の危険性は、ニュージーランドでも日本でも同じような条件にあること

が今回の震災によってわかります。深川市においても、まさに中心部に唯一と言っていい歴史的建造物があります。旧拓銀のプラザ深川については、これまでも耐震診断の必要性をただしていますが、耐震診断と今後の利活用を改めて調査すべきではないか、お伺いしたいと思います。

山下市長の最初の仕事の一つとしてプラザ深川の利活用があり、現在の利用方法となっております。一昨年の一般質問でも行いまして、昨年の予算審査特別委員会でも同じような質疑をさせていただいております。2番目の地域情報発信基地としての役割と現状について、3番目の地元商店会や町内会管理の検討について、4番目のまちの駅登録の検討内容について、この間の検討状況をお伺いします。実はこの通告をいたしましたのが2月28日でございます、3月5日の新聞報道で市商連の受託という内容が出ておりますが、通告の28日時点では存じ上げなかったということで答弁をいただきたいと思っております。

また、地域情報発信のツールとしてFM放送局の開設はいかがでしょうか。行政が直接行うことは困難と考えますが、開設者への支援方法を検討し、地域の新たなビジネスとして支援することもいかがでしょうか。地域FM放送局の開設検討についてお伺いします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） プラザ深川についての1点目の耐震診断と今後の利活用についてお答えいたします。

プラザ深川につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律では、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行わなければならないとされる施設の床面積基準を下回っておりますことから、努力義務の対象外となっているものであります。しかしながら、不特定多数の市民の皆さんが利用される公共施設として安全、安心を確保することは開設者としての責務であり、診断の必要性は認めながらも努力義務に該当する公共施設がほかにもある現状から、緊急度、優先度などを勘案した上で市としての対応策を決定する必要があるものと考えております。今後におきましても、建物の現状把握に努めるとともに、建築担当所管との連携を図りながら適切な管理をしていかなければならないものと考えているところであります。

次に、今後の利活用につきましては、後ほど3点目の質問の中であわせてお答えさせていただきたいと思っております。

次に2点目、地域情報発信基地としての役割と現状についてであります。プラザ深川は多くの市民などが立ち寄りやすい立地環境にあることから、1階のフリースペースには市内観光や地域情報が掲載された冊子、パンフレットなどを配置し、十分とは言えないまでも情報発信に努めるとともに、さまざまなイベントの開催やPR活動、個人、団体による写真、絵画の展示など有効に活用していただいているところであります。また、ぽっかぽかであい市の開催や、市、きたそらち農業協同組合、消費者協会との連携による地場産品の試食会を通じて、地元農産品の地産地消拡大PRなどにも努めてきているところであります。

次に3点目、地元商店会や町内会管理の検討につきましては、市としましては従来から地元商店会や町内会などの民間団体に施設の維持管理や運営をしていただきたいと考えておりまして、これまでも関係団体の会合などでお話をする中で、プラザ深川の管理運営についてのご意見を伺ってきたところであります。このたび新年度に向けまして、市商店街振興組合連合会から、プラザ深川の管理を受託し市商連としてさまざまな事業やイベントを開催していきたいとの要請をいただいております。今後の利活用について市商連によって有効な利活用が図られるよう関係者とも現在協議を進めているところであります。

次に4点目、まちの駅登録の検討内容につきましては、まちの駅は市町村の行政区域を越えた連携を目指して全国連携組織でありますまちの駅連絡協議会に入会することにより、相互に連携、支援することが可能とされているものであります。今のところ道内では、帯広市、砂川市、留萌市、栗山町、月形町の3市2町の施設が加入しているようであります。平成21年第1回市議会定例会で一般質問がありました後、砂川市と栗山町に現地視察に行き関係者に運営状況などについてお話を伺い、内部で検討してきているところであります。まちの駅の機能としては、休憩機能、案内機能、交流機能、連携機能を備えることが要件となっております。登録につきましては人的配置の課題もあります。まちの駅に登録することによる効果などについて、新年度に向け

まして、プラザ深川の管理委託を予定しております  
深川市商店街振興組合連合会などと十分検討、協議  
してまいりたいと考えております。

5 点目の地域 FM 放送局の開設検討につきまして  
は、プラザ深川の開設当初にまちづくり団体の皆さん  
による地域 FM 放送公開録音が行われたこともあり  
ましたが、まちの話題や暮らしのお知らせ、天気、  
交通などの地域情報を提供しています留萌の FM も  
えるや滝川の FM - G ' S K Y などに運営方法等  
をお聞きするとともに、この二つの FM 放送局は民間  
団体で運営されていることから、本市での運営主体  
となる団体の動きなどの情報も得ながら、行政とし  
ても十分研究してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5 番（田中昌幸君） 再質問させていただきたい  
と思います。

1 点目の耐震診断の関係ですが、やはり悲惨な震  
災とかが起きると行政責任というのは非常に追及さ  
れざるを得ない状況にあると思います。わかってい  
たけれどもやっていなかったのだということでは、  
なかなか言いわけはできない部分です。そういう危  
機意識を持って前向きに検討する内容だと思いま  
すし、プラザ深川という形で存続をすることであれば、  
もっと優先課題として取り上げていく必要があるの  
ではないかと考えますので、改めてもう一度答弁い  
ただきたいと思います。

それと、プラザ深川の運営管理については、これ  
までも地元の商店会や地域の方に担っていただくべ  
きと。当初の市長の方針がそういうことでしたし、  
私もそれは賛成しますので、ぜひ進めていただきた  
い。これはこれまでも何度も指摘をさせていただい  
て、聞いている部分でございます。それが今回どう  
なっているかと思い、もう一回改めて聞こうと思っ  
たら、実はこうなっていますという話になってしま  
うと、先ほどの 1 点目の質問ではないですけども、  
情報発信が余りにも不足しているのではないかと。  
相手のあることですからタイミングが難しいのかも  
しれませんけれども、大きな関心を持っている点に  
ついては議会側にもいろいろな情報として、委員会  
などを通じてお示しをしていただく。そういう方向  
性というのは必要なのではないかと思います。あと、  
こういう一部事務や管理の委託ということを市商連  
とかそういうところがやるのであれば、指定管理者  
とかを活用していくことが重要になっていくのでは

ないかと思しますので、その点についても改めてお  
伺いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 再質問にお  
答え申し上げます。

初めに耐震診断の関係でありますけれども、プラ  
ザ深川は、オープンする時点におきましては、大き  
な改修をすることなく利活用していきたいというよ  
うな考えのもとで開設したものであります。しかし、  
昭和12年に建設をした建物でありまして、先ほど申  
し上げましたように耐震診断をしなくてよいとい  
うような認識には立っておりませんが、数多く  
ある公共施設の現状などを考慮し、優先度、緊急度  
などを勘案しながら、今後、対応策について検討し  
てまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りた  
いをお願い申し上げます。

次に、施設管理の関係でございます。今回、市商  
連への委託を予定しておりますけれども、これにつ  
きましては昨年の12月ごろ市商連から、プラザ深川  
の管理を受託し市商連としてさまざまなイベントな  
どを行いたいというような要請を受けまして、内部  
で協議をした結果、この施設の目的であります市民  
の交流促進や産業の振興により一層つながるもの  
というような判断をしたことから、市商連、関係者  
との協議を進めているところでございますので、ご理  
解いただきたいと思えます。

それから、今後の管理の中で指定管理者制度とい  
うようなご提言をいただきましたけれども、新年度  
から市商連に管理運営を委託することになった場合  
については、どのような取り組みがされるのかも見  
きわめながら、将来的には指定管理者の制度導入を  
視野に入れながら、この施設の効率的な活用を図  
っていきたいと考えております。したがって、今  
後につきましては、指定管理者制度についても検討  
してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5 番（田中昌幸君） 答弁が動きませんので、次  
にいききたいと思います。

3 番目の財政情報の発信についてお伺いします。

深川市では、2003年の市の急激な財政悪化から行  
財政改革を断行してきた経過があることは共通の認  
識でございますが、深川市行財政改革緊急プログラ  
ムが平成16年から3年間、行財政運営プランが18年



から5年間、財政収支改善方策が21年から8年間と、これまで計画実行途中に新たな計画が策定されることが繰り返され、その都度、計画の年度ごとに計画全体の総括を行い市民の皆さんに示すことを求めてまいりましたが、実現はされておられません。計画を立て、市民の皆さんに多くの負担を求めた結果がどうなったのかを報告することは当然のことと考えますし、その結果をまとめ、検討する中で、新たな課題や新たな解決策が見えてくるものですから、立ちどまって振り返る行為は非常に大切なことだと認識しております。

2009年度から断行された財政収支改善方策では、固定資産税の値上げ、まあぶ入館料の値上げ、委託料の大幅な縮減、生きがい文化センターのパトリアホールの休館など市民の皆さんに大きな負担を求める内容でした。この計画は8年間という長い期間の推計ですが、2年前に策定したときとは地方交付税の大幅な増額見直しなど、自治体を取り巻く環境が大きく変化しております。財政推計の計画策定後2年を過ぎようとしておりますが、この間の状況と総括についてお伺いします。

そして、中間報告などの形にした上で住民説明会などを開くとともに、市民の皆さんの意見をお聞きしながら課題解決に取り組む姿勢が必要ではありませんか。

2点目に、その内容を市民の皆さんにお知らせする方法についてお伺いします。

あわせて3点目、財政情報発信の今後の考え方についてお伺いします。

最後に4点目、財政収支の見直しの検証と施策の見直しについてお伺いします。特に固定資産税の値上げ問題では、都市計画税との整合も含め検討すべきと指摘をさせていただいております。経済団体の会合では、固定資産税の引き上げは企業経営において死活問題との訴えを何度も聞かされております。企業倒産や企業撤退がすべてその理由とは申しませんが、ある意味その決断を迫られる結果となっているかもしれませんし、今後さらに拡大するおそれもあると心配するところがございます。固定資産税総額はおよそ10億円で、1.4%に0.05%上乘せしている部分としてはおおむね3,000万円前後かと予測しておりますが、基金を1億2,000万円積むつもりがあれば、4年間分の固定資産税をもとの税額に戻せると考えますがいかがでしょうか。そのほかにも、

まあぶ入館料の500円から600円の値上げで入館者が激減し、そのことがまあぶ本体だけではなくテナントとして入っているレストランなどの経営に大きな影響をもたらしていることは、市内経済全体としては大きな損失となることではないでしょうか。計画当時、非常に短い期間で担い手や受益を受ける方たちの意見を聞く間もなく断行されたとの思いが強いものでございますが、これらを行ってきた政策の見直しも柔軟に進めるべき時期と考えますがいかがでしょうか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 財政情報の発信についてお答えいたします。4点の質問をいただきましたが、関連がございますので一括してお答えいたします。

財政運営に係る各種計画について総括をということでございますけれども、中長期にわたる計画につきましては、進捗状況や達成状況を検証し、計画が大幅に遅れたり達成が難しいかどうかということを見きわめることは非常に大切なことと考えております。そこで財政収支の改善の取り組み状況と総括ということでございますが、平成21年第1回市議会定例会において同内容の質問をいただきまして市の考え方を答弁させていただいておりますが、財政収支改善方策について財政情報として市民の皆さんに提供していくに当たって、財政健全化法に基づく健全化判断比率でありますとか資金不足比率などの指標を説明する中で、本市の財政状況を把握していただくという考え方をこのときに示させていただいております。

また、改善方策の検証につきましては、年度ごとの決算の状況において見えてくるものでございますし、さらに予算編成の過程においてもその都度見直しを行うものが出てまいります。決算及び予算につきましては、議会での説明とともに広報やホームページなどで広く公表しております。また、わかりやすい予算書などでも予算の内容についてはお知らせしておりますので、今後もこういった形でわかりやすいものということで継続していく考えでございます。

財政収支改善の方策において市の財政状況を説明できたことで重要なことと考えるものは、個々の項目もさることながら、全体の財政運営において本市

の財政状況がどのような状況になっているかということであり、個々の項目については不断の見直しを図りながらも常に全体の状況を見きわめながら考えることが必要であると考えているところでございます。そのため、財政収支の改善の取り組みにつきましては、先ほど申し上げました予算や決算において可能な限りその状況を説明しておりますし、また財政状況については機会あるごとに周知していくよう努めているところでございます。この考えに立ちまして、今後とも広く周知を図り、さらに工夫を凝らしての取り組みとしてどのようなものがあるか、こういうことについては十分に検討し、実施してまいりたいと考えます。

今後の財政情報の発信についても同様であります。公会計の整備ということも大きな課題になっていきますので財務書類を作成し公表することなど、さらに工夫を重ねていく努力を続けてまいりたいと思っております。検証について個々の項目についてのご指摘をいただきましたけれども、財政収支改善の取り組みにつきましては、全体の財政運営の状況や市立病院の経営健全化計画の進捗状況さらには公債費負担適正化計画の達成状況など、さまざまな要素を踏まえ、これまでと同様に総合的に判断する中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 総合的にという言葉で個々の部分については一切触れられなかったもので、4点目は答弁していただけなかったのかと思っております。市内経済がいかに発展するか、豊かになるかということが、今の市の大きな課題でもあると思っております。当然いろいろな施策を打たれているというのはわかるのですが、固定資産税という部分は心理的なイメージがものすごく大きいと感じざるを得ません。実際にそう言われる方がいっぱいおられるということに、ぜひ耳を傾けてほしいという政策でございまして、少しでも余裕があるのであれば早目早目に改善をする、検討課題として最優先に持っていくべきだと考えます。総合的に判断するという言葉だけでは、その優先順位も何もわからない話でございますので、その点については再度答弁いただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質問にお答えい

たします。

市内経済の発展ということが非常に重要な課題であるということは、市政の方針の中でも明記されておりまして、私どもも常日ごろ努めていかなければならないことと考えております。そういった中で、財政収支改善の期間は相当長い期間がございましてけれども、平成23年度に向けまして私どもが今考えなければならないことについては、補正予算の質疑の中でもご説明を申し上げた経緯がございましてけれども、全体の財政運営の状況でありますとか市立病院の経営の状況、それから公債費負担の適正化、さらに非常に気がかりなことは国の地方財政に対する支援、これはさまざまな取り組みの中では非常に配慮をいただけるような内容となっておりますけれども、国の借金の状況を見ますとそんなに楽観できないのではないかと。中長期的に見れば、相当厳しいものも出てこないかという心配もしているわけでございます。そういったことも総合的に踏まえまして、平成23年については、現在このような形で考えているところでございます。その先については、例えば市立病院の経営が順調に推移するだとか、国の地方に対する支援がそれほど大きく落ち込まないとか、さまざまな要素が必要になります。そういったことを総合的に見ながら、そういったことが担保できるということになりましたら、議員からご指摘をいただいた件についても当然、議論の対象になりますので、どのようなことができるのかを考えていかなければならないと思っております。

当面、平成23年に向けましては、1回目の答弁でも申し上げましたような、総合的な中での取り組み、推移を見守るという立場をとらざるを得ないのではないかと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 以上で田中昌幸議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時49分 休憩）

（午前11時03分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

次に、太田議員。

〔太田議員、質問席へ〕

○14番（太田幸一君） さきの名古屋市長の一挙手は市長の考えが議会に理解されないとして選挙に持

ち込み、薩摩天草灘に位置する阿久根市では市長が専決を連発し自治法違反の議会無視が市民により否決され、国においても小泉政権下に参議院で否決された法案を強引な手法によって強行可決させる異常さ。自治法にも規定されている議会と理事者側のお互いが切磋琢磨し議論を深め、時に補強し時にはだめ出しをし、相互の考え方に耳を傾ける。いわゆる二元代表制のもとでの健全なあり方を私たちは日常から心にとめていかなければならないと考えております。

ある意味これらの動きの中で犠牲にさらされてきた山下市長。深川市の再建に奮闘されていることに敬意を申し上げて一般質問を行ってまいりたい。

初めに、民有地の外国への流出防止対策はいかにするか。

倶知安町やニセコ町における別荘などの用地取得に外国資本が参入する。このような状態は自治体を挙げて推進拡大を図っているわけですが、昨今、中国マネー等による水資源を目的とする山林の買い占めがマスコミ報道されているところです。

北海道においては、倶知安町、ニセコ町など羊蹄山ろく自治体の水資源目的に対する規制、千歳空港付近を初め砂川市など27市町村、54カ所、579ヘクタールが既に外国法人等の名義に登録され、水資源確保の視点や国の根幹ひいては市民の安全と安心の視点から、これらを大きく脅かす状況になっています。

深川市は、6割強が山林原野で自然豊かな環境にあり、道立公園、国立公園を近くに望むところです。この風光明媚な自然が海外資本の無原則な開発や破壊が行われるとすれば、決して看過できるものではありません。

また、深川市の水資源確保は隣町に位置する貯水ダムに頼っていますが、このダムに流れ込む水域においても、自治体をまたいで安全で安心できる涵養林保全対策は必要不可欠な事柄であります。

ここで何点が考え方をお聞きます。

一つ、深川市内の外国法人等所有の実態。

二つ、深川市として規制など何らかの形での対応。

三つ、沼田ダムの流域における山林の管理状況。

この三つについてお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 民有地の外国への

流出防止対策についての1点目と2点目につきまして、お答えをいたします。

昨日の山田議員の一般質問にお答えさせていただきましても、本市におきましては現在までのところ、外国法人等による土地所有の状況はないものと判断をいたしております。しかし、昨年11月の道議会水産林務委員会での議論や知事の定例記者会見で明らかになりましたとおり、道の調査によりますと道内33件、820ヘクタールの林地が海外資本によって取得されていたことが報告されております。

加えまして、昨年10月の参議院予算委員会における国での議論や、道におきましては知事が条例制定の考えを示しておりますので、国や道の動向を十分注視していく考えでございます。

○議長（北本清美君） 松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 質問の3点目、沼田ダムの流域における山林の管理状況についてお答え申し上げます。

沼田ダムは、北空知1市4町の水田の用水補給や畑へのかんがい用水及び水道水源を確保する目的で建設されておりますが、ダム流域における山林の管理状況につきましては北空知広域水道企業団に確認しましたところ、沼田ダムの集水面積は62.6平方キロメートルで、その大部分が国有林でありまして、水資源を守る自然な森林としての水源涵養保安林となっております。また、国有林以外では、ダム湖の右岸側に沼田町の町有林が約0.4平方キロメートル、左岸側に民有地約1.2平方キロメートルがあり、ダム集水面積全体の約2%が民有地であるところでございます。現在、沼田ダム集水区域内では、農地耕作も含めて開発は一切行われていないため、特に問題がない状況と伺っております。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） それでは2番目、交通網、バス路線の課題と対策について伺います。

鉄道が撤退しバス輸送に転換され、地域住民の通学や通勤、通院の足として、一方、市街地に住む人々にとっては地域へ向かう利用者の足として、欠かせない交通機関であります。

さて、先日お彼岸でお寺に向かう高齢者の方々がバスの停留所に大変不便に感じているとの訴えを受けました。JRバスでありますけれども、多度志の永教寺、光照寺などの付近にバス停がなく、現在ある多度志小学校前または多度志神社前のバス停はお

およそ500メートルから600メートル離れているわけでありまして。何とかして、多度志の十字路付近に停留所を設置してもらえないかと、このような訴えであります。若い人であれば1キロや2キロは大した距離ではないのかもしれませんが、昔は、多度志に住んでおられて、今現在、深川の市街地に移住された方々にとっては、大変不便を感じているということでありまして。多度志十字路付近に、JRバスのバス停新設をジェイ・アール北海道バス株式会社に要請し、改善されたいということをお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 多度志十字路付近へのJRバスのバス停の新設についてお答えいたします。

JRバスの停留所の設置に当たりましては、運行当初から他のバス会社と路線が競合している箇所については設置しないということの基本としながらも、地域住民からの意見、要望等をお聞きする中で停留所の設置、増設に対応してきているところでございます。議員も質問で触れられましたとおり、JRバスをご利用され多度志十字路付近にお越しいただく場合には、多度志小学校前が最寄りの停留所になっておりまして、十字路まではおおむね500メートルぐらい離れている状況でございます。

質問の多度志十字路付近へのバス停設置については、市からジェイ・アール北海道バス株式会社へ要請をということでございますが、他のバス会社との競合ですとか交差点付近でのさまざまな制約といったことも想定されますので、ジェイ・アール北海道バス株式会社とその設置の可能性について協議をさせていただきたいと考えております。その上で設置が可能ということになりましたら、この箇所につきましては、今まで地域の方々からは停留所設置の要望がなかったといった箇所でもございますので、あわせて地域の方々のご意見も伺うことも必要になると考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） それでは、3番目の市役所のバリアフリー化推進の停滞はということについてお伺いをします。

国際的には、障害者年におけるノーマライゼーションの拡大を地球的に進めようとしながらも、一方

では地雷、劣化ウラン弾、テロなど、戦争、紛争、超大国等の核実験、核汚染の後遺症による身体への損傷や白血病など放射線による機能障がい、がん多発が、洋の東西を問わず世界的に蔓延している状況です。私たちの身の回りにおいても、平和の中での交通戦争、環境ホルモン異常の発達障がいなど、行き過ぎた物質文明の弊害や自然界の汚染が地球規模で拡散しているとされています。

国の施策としても、深川市の各所管においても、バリアフリー化などの推進が事業の中に反映されているわけでありましてけれども、特に市役所本庁舎の取り組みは極めて後ろ向きと言わざるを得ない。例えば建物が老朽しているからできないようなことが言われているわけでありましてけれども、私どもとしては極めて理解に苦しむ姿勢だと言わざるを得ません。国からの補助金、交付金といったひもつきのものが常態化し、縦割り、中央集権、官僚制度の弊害が言われているわけですがけれども、これらを脱却するとして一括交付金化は進められているわけでありまして。このような状況の中では、自治体の理念や基本姿勢、裁量が大いに試されるわけでありまして。元鳥取県知事で総務大臣の片山氏は、このような状況に至って、それぞれの自治体の度量と見識が求められていると示唆しています。私どもの会派で視察に参りました秋田県のある自治体においては、明治時代の建物を損なわない形で、エレベーターの設置を含めバリアフリー化をしているといった状況もあるわけでありまして。こういったものを引き合いに出すまでもなく、過去からの自治体の体質、姿勢があると指摘せざるを得ませんし、今日の価値観が変化する中で、昨今の状況において、深川市の姿勢を改めて伺うところであります。

一つ、市役所本庁舎にエレベーターを設置する。

二つ、段差の解消、スロープ化を行い、少なくとも庁舎内を車いすで移動可能に改善する。

この二つについてお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 市役所のバリアフリー化推進についてお答えいたします。

近年、特に障がいのある方の自立と社会参加を促進するため建築物のバリアフリー化が強く推し進められ、公営住宅の整備や歩道の整備など身近な市民生活の安全安心のため取り組まれていることは十分

認識をしているところでございます。市といたしましても、障がいのある方や高齢の方が気がねせずに市役所を訪れていただき、利用していただけるような対応が必要であると考えているところでございます。そのような中、本市の現状といたしまして、例えば正面玄関の階段を使って庁舎に入ることが困難な方のためには、玄関の横にインターホンを設置しまして、要請に基づき職員が手助けをしたり、玄関横の緩やかなスロープを活用いただくなどの対応を図っているところでございます。また、1階の市民課前のホールには、足の弱い方などのために車いすを用意し、庁舎内を移動する際の一助として対応させていただいているほか、本庁舎から隣接する健康福祉センターデ・アイに向けては、緩やかなスロープでの連絡通路を確保し、デ・アイ側にはエレベーターの設置など、施設的な改善も講じておりますが、議員ご指摘のように、必ずしも十分な対応であるとは考えていないところでございます。

そこで、質問の1点目でございますが、エレベーター設置については、今日、超高齢化社会に突入していると言われておりますとおり、行政課題の一つとしていただいております。この庁舎は昭和41年に建築された建物でございます。構造上において、エレベーター等の設置を想定しての建物ではないということがございます。そのため、エレベーターを新たに設置することとした場合、直接的な費用はもちろんのこと、そのために必要となるスペースの確保、施設のための庁舎改修経費が多くなることから、その必要性を認識しつつも、現下の厳しい財政状況の中では、現状、困難であると言わざるを得ないと考えております。

また、2点目の段差の解消でございます。このことにつきましても障がいの有無などにかかわらず、すべての人にとって利便性が高く利用しやすいということが理想と考えておりますが、理想と現実の乖離というのは非常に大きなものがあると考えております。そういった対応でございますので、例えば市民課など来訪者の多い1階、あるいはデ・アイなどにおきましては、車いすの移動が可能でありますけれども、2階、3階へは階段を利用することになりますので、そういった場合は、2階、3階にということではなく、担当者が1階におりる形で対応させていただいております。決してこのような形態が望ましい、好ましいとは考えておりませんが、

前段申し上げましたように、庁舎の構造上、さらに財政的な観点もありまして、直ちにその対応をする状況にはないと考えております。

○14番（太田幸一君） 相変わらずの答弁だと受けとめるわけですけれども、いわゆる障がい者の方たち、特に肢体不自由な方たちは確かにパーセントとしては少ないのかもしれない。しかし、ノーマライゼーションといった思想のもとにおけるバリアフリー化については、やはり弱い人の立場になって、行政は考えをめぐらせなければならない。よくあなたたちは、費用対効果というようなことも言いますし、確かに地元経済がどれだけ潤うのかということも物差しにしますけれども、そういったことは非常に薄い部分であります。やはり意を用いて取り組まなければならないことであるので、基本的な市の思いというものを、いま一つ表明していただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質問にお答えします。

ご指摘のありましたとおり、ノーマライゼーションですとかバリアフリー化、弱者の立場に立ってというご指摘も、もっともなことと私どもも受けとめてございます。費用対効果という話もございました。決して弱者対応について、費用対効果だけで物事ははかれないと考えておりますけれども、これだけ老朽化した施設でどのような形が対応できるのか。この庁舎を何年使うかという具体的な計画があるわけではないのですが、このご指摘については相当長期にわたっての課題と考えざるを得ないと思っております。建築の担当者に、概算でどのくらいかかるのか確認もしましたが、躯体改修なども含めまして5,000万円程度かかるのではないかとというようなことでございます。そういったことで、ご指摘される趣旨は十分に大切なことととらえさせていただきましても、財源的な問題でありますとか、この庁舎をどうするのか、少し中長期的な課題として受けとめさせていただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） 再々質問をさせていただきます。

今、後ろのほうから声もかかりましたように、やり方というのはいろいろあるわけです。私たちは視

察をして、いろいろなところを見てきていますけれども、そんなにお金をかけなくても、それこそスロープ化なんていうのは、材木を利用したりしてやっております。エレベーターについては、建物が老朽化していると相変わらず言っているのですけれども、そうではないと私たちは否定しています。エレベーターができないのであれば、階段のスロープを利用して上っていくといったこともほかのところではやっていますし、JR深川駅もキャタピラ式の階段昇降機です。こういったものに車いすを乗せて運搬するような形になっていると。いろいろなところで研究なり検討しているわけです。先ほど、はなから門前払いというような声も飛んできましたけれども、そのような、木で鼻をくくるようなことではなくて、いろいろな方法があるということで、もう少し前向きに答弁をいただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） お答えいたします。

他の自治体のさまざまな取り組みですとか、いろいろな施設のお話もいただきました。どのような取り組みをされているのか、当然、安全面に配慮したさまざまな対応が必要になると思いますので、十分に調査研究をしてみたいと思えます。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） それでは、最後の質問になります。

福祉灯油の実施についてでありますけれども、この関係につきましては、昨年の暮れの段階ではそれほど顕著な状況ではなかったと。しかし、ここに来て非常に状況の変化があると。そういったことで、今回取り上げていきます。

国際的な騰貴、いわゆる原油などの騰貴、それと中東の紛争、またはブリックス諸国の産業拡大。こういったことを要因として、こういったものに触発されて、昨今、非常に石油または石油製品、生活必需品がどんどん値上がりして、私たちの周りに影を落としているわけでありまして。2月末の北海道新聞の報道でありましたように、灯油においては、昨年11月から3カ月間程度の間12%上昇し、さらにそのカーブは上昇傾向を示しているわけでありまして。深川市においても、当時80円台後半と言われていたけれども、今は90円を突破しているといったように報道されているところであります。

そこで、北海道内においては、この冬、既に53の市町村がこの福祉灯油を実施しているということでもあります。以前から私たちも指摘しておりますように、生活保護世帯は今まで福祉灯油の恩恵に当たっていないわけでありまして。当然、年金生活者に対してはやっている。北海道の自治体は現在179ですからおおそ3割のところ、やはり大変だろうということで実施しているわけです。当然、そういう灯油を買うというようなことで、燃料費としてお金がかかるというのは皆さんも認識されているのだと思います。もちろん、役所も家庭も同じです。役所はこの間、補正をどんどんやってきているわけですから、当然、家庭の中でも補正が必要だと。灯油を買えないで、大変な思いをして、近所からまきを買ってたいしているということが、実態として報告されているのです。ですから、そういうようなひもじい思いはさせないというのが、やはり行政の立場ではないかと思えます。

ここで1点、生活保護世帯や年金生活者などの世帯に対して、福祉灯油の実施というものを考えていけないかということをお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの福祉灯油について、質問にお答え申し上げたいと思えます。

本市が直近に取り組みましたこの福祉灯油事業は、平成19年末から世界的な原油価格の高騰といったことがございました。この影響を受けて、その当時、灯油価格が1リットル当たり120円から130円台になりまして、一番高いときで145円まで値上がりするといった状況が生じたわけでございます。それを受けまして、本市でも平成19年度と20年度において、市民税が非課税の高齢者世帯や障がい者世帯、そしてひとり親世帯などの市民の皆さん方に、1世帯当たり5,000円の灯油購入費助成券というものを交付したということでございます。ただ、このときは、国の予算におきまして緊急対策ということで、こうした事業の事業費の2分の1が特別交付税で措置されるといったことがございました。特に平成20年度では、北海道も事業費の2分の1を助成するといった特別支援が行われたところでございます。これらを受けまして、本市でも、平成19年度は702万3,000円ほどの予算、そして20年度は836万円ほどの予算をもちまして、実施をしたところでございます。

そういう状況と、今日の現状ということで比較をして申し上げますと、国の特別交付税等の支援措置は、今のところ全く予定はされておりませんし、北海道も、従来からある既存の補助金制度は引き続き持っておりますが、この制度は市町村の人口規模に応じて補助金の額が定められておりまして、本市に当てはめると、この場合は60万円ほどが交付基準になるといったことでございます。こうした国や道の支援制度にかんがみますと、過去と同様の実施をするといったことは、本市の場合、大変難しいという状況になります。また、市内の灯油価格、現在、1リットル当たり90円を超えているかもしれませんが、そのあたりにまで値上がりをしておりまして、市民生活に影響を及ぼしているのは紛れもない事実でございます。幸いなことにこの先、ようやく3月も半ばになってまいりまして、厳寒期は脱しつつあるといった状況でございます。国や道の財政状況、それから季節的なことなどを勘案いたしますと、この段階で福祉灯油事業の実施ということを検討するといった状況には至っていないものであります。しかし、今のリビア情勢を初め、産油国の緊迫した状況は続いておりますし、先物騰貴の話などもあります。価格高騰といった実態なども、本当にこの先、何が起こるかわからないという状況でもあろうかと思えます。今後の対応ということにつきましては、こうした灯油価格の動きをより注意深く見守りまして、また国や道の動きなども十分見きわめながら、必要な事態がもし生じたなら、迅速かつ直ちに、本市においてもそういった取り組みができるように、今の段階からしっかり準備を進めておきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 太田議員。

○14番（太田幸一君） ただいまお答えをいただいたわけでありまして、やはり過去からの答弁の域を脱していない。市役所のバリアフリーのところでも申し上げましたように、交付金が一括交付金化という形になってきているということで、市自体のそういう予算をどのように配分していくのか。これは補正についても同じですけれども、そういったところでの市の基本的な理念なり、姿勢というものが非常に重要になってくるわけでありまして。そんなことから言うと、市長がそういったところでリーダーシップをとって、しっかりそういったところに対して補足をしていくというようなことは十分可能な

わけでありまして。何でも財源が逼迫しているということであれば何も変わらないわけでありまして。ひとつしっかりと、その辺の弱いところを助けていくのが行政の立場だということを、もう少し腹に持っていて、北海道で実施している3割の自治体におくれをとらないような気構えを持っていただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 現在、灯油の高騰に大変ご苦労されているといった切実な声でありますとか、またこの声を受けて、本日この議場で質問された太田議員の熱い思いは、本当によく伝わりましたし、しっかり受けとめてまいりたいと思えます。一方で財政的な諸事情、ルールといったことなどもございますので、直ちにそういったことを受けて検討することにはなりません。今後の状況次第では、本市としてもしっかりと柔軟に対応する。その準備は、これからはしっかりとってまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 以上で太田議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時40分 休憩）

（午後0時58分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

次に、宮田議員。

〔宮田議員、質問席へ〕

○1番（宮田剛暁君） 初めに、私が市議会議員になってから、早いもので今期の定例会は今回が最後となりますが、その最後となる一般質問に臨もうとしております。

今、私がここへ立っている原点を振り返りますと、明治30年には既に沖里河に入植していたという、先祖の代よりなじみの深いふるさと深川をよくしたいという一心からの始まりでした。市議会議員は、当時より市民の見る目が厳しく、決して風当たりのよくない、また常に最悪を想定し、十分な危機管理を行わなければならないというイメージが強く、実際に大抵の人であれば避ける、できればやりたくないといった、嫌われた大役であると思えます。私の場合、会社員時代の元上司の言葉、社会で生き残り成

功するための最終条件は、人の嫌がる仕事が進んでできるかどうかであるという、自分にとっては印象の深い名言に後押しされたこともあり、迷うことなく志願し、そして奇跡的に押し上げられた30代の天命でありました。思い起こせば、当時、新人に何ができる、33歳の若さで何ができるといった批判の声が多々聞こえてきたことがきっかけとなり、私はそれらすべての意見を否定したいがために、自分にとって第1回目、初めての一般質問の冒頭、任期中に何か二つ以上の実績を残せない場合、市議会議員として能力がないものとあきらめ、次の選挙には出馬しないと約束をさせていただきました。そのような、あえて自分に厳しい約束をしたこともあり、私はなるべく多くの結果を残すことを自分の最重要課題として議会へ臨んでまいりましたが、そのかいがあり、大きなことではないにしても、目標数値以上の結果を残すことができました。しかし、これらのことは、考え方を変えますと、執行権を持たない市議会議員の実績、功績というものは、執行権を持つ市長との意見や考え方、あるいは政策的な一致があって初めて成り立ち、その結果として政策実現となるわけですが、今回は市長と私との間で、それだけ多くの政策一致があったということであり、むしろそのことが何よりも素晴らしいことであると感動するところでもあります。

一方、私が4年近く山下市政を見てきた中で、提案される立場として反対の立場をとることはほとんどありませんでした。その理由、背景は、やはり山下市長と私との間では、政策面での大きな不一致、アンマッチはなかったということに尽きると思います。私はこれまで、自治体として法的にどうなのか、また極力多くの市民にとってよいことなのか悪いことなのか、今も忘れてはいない純粋な少年の心というものを持って、相対的に判断し、是々非々の態度で議会へ臨んでまいりました。そしてその判断は、現在も将来も変わることはありません。もし私が再びこの場所に立つ機会があったとするならば、常にその純粋な気持ちと自分の原点を忘れることなく、議会に臨みたいと思う次第であります。

以下、通告に従い、一般質問を行います。

項目1、平成23年度市政方針について。

まず初めに、1点目は、予算編成についてであります。厳しい経済状況の中で、地方行政の財政健全化は極めて重要であり、国は1955年、昭和30年に制

定された地方財政再建促進特別措置法にかえて、平成19年6月に財政の健全化に関する法律を制定し、自治体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指数が一定基準を超えると、財政再建団体及び財政再生団体に指定され、財政健全化に取り組むことが義務化されることになりました。行財政運営においては、財政構造の硬直化が進み、特に財政基盤の弱い過疎で小規模の自治体運営は、常に的確な財政収支、均衡予算を目指さなければなりません。それだけに、毎年の予算編成については、まちの規模と実態に合ったものとして、市長を中心に、職員の英知を結集しての提案であるとの認識を深めております。

提案に当たり、どのような範囲と財政健全、さらには市民生活優先を念頭に置いての予算編成で、最小限度で最大の効果を上げる能率的な予算案が示されたものと判断するところであります。したがって、その手順及び内容等について伺いたいと思います。

次に、2点目は、財政健全のための歳入全般についてであります。市長は、新年度市政方針の重要政策の1番に、健全な財政基盤の確立を挙げており、何とんでも財政の健全化が重要であることは申し上げるまでもないことであります。財源の多くは地方交付税に頼らざるを得ないのであり、国の地方財政計画の動向により、市財政に影響を及ぼすことはご案内のとおりであります。財政の健全化に向けて、事務事業の見直しや財政収支改善の取り組み成果が上がったところではあります。しかし、再びゼロベース査定のような大規模な財政収支改善が起きないことを願うところではあります。それには的確な歳入確保が大切なことであり、ことしの地方交付税は昨年から見ますと、増額予算計上になっております。予算額74億9,000万円の基本的な内訳、内容を伺い、また昨年までの5年間について、地方交付税や特別交付税の状況について数字でお示しください。さらに、市税については約21億8,334万円の計上ですが、市内の経済状態は極めて悪いことをかんがみて、その基本的根拠と過去5年間の市税歳入決算状況を伺いたいと思います。そして、歳入予算の的確な確保のための基本的根拠を、この際明らかにされたいと思います。

最後に、3点目は、起債及び基金についてであります。起債については、山下市長は、事業の重点化により起債の発行を抑えて、残高の縮小に努める状



態にあります。国や北海道から有利な制度事業の活用を図りながら、起債残高の抑制及びその適正な管理と財政の弾力性の確保を図り、行政水準の見直しを行わなければなりません。したがって、事業おこしについては、緊急性や優先順位と弾力性が重要なことではないでしょうか。山下市長が就任した時点では、起債は503億円であったと認識しておりますが、きょうまでの起債推移状況を伺います。また、基金についても、極めて厳しい財政状況をかんがみて、財政調整基金を初めとする各種基金の状況についても明らかにしていただきたいと思ひます。

以上、私からの最初の質問とさせていただきます。

○議長（北本清美君） 答弁願ひます。

山下市長。

○市長（山下貴史君） 平成23年度の市政方針についてという項目のもとで、具体的には23年度予算について、何点かお尋ねがございましたので、それにつきまして順次お答え申し上げたいと思ひます。

最初に、予算編成の手順というか、中身というか、基本的な考え方というか、そういったあたりについてお尋ねがあったと思ひますが、この来年度予算の編成に当たりましての基本的な考え方は、先般の市政方針の中でお示しをしておりますけれども、今回の質問の趣旨に沿って、その概要をさらに若干申し上げます。市政方針の中で、重要施策を幾つか挙げさせてもらいましたが、その1番目に挙げさせてもらったのは、やはり健全な財政基盤の確立ということでございます。本市の財政状況は、とらえる時点によって、データですとかいろいろ違いがございましてけれども、まず財政健全化法という法律が施行されました。その法律を受けて計算をし、公表しました財政に関する健全化判断比率についての数値、これは議員も少しお触れになりましたけれども、平成21年度の決算にかかわる健全化判断比率について数字を述べさせていただきますと思ひます。四つの判断比率のうち、実質赤字比率というのは、これは一般会計における赤字でございますので、これは本市はゼロでございます。数値はありませんが、連結実質赤字比率、これは特別会計、他の会計の赤字などもあわせてはじき出される比率でございますが、この連結実質赤字比率は10.70%となっております。そして、実質公債費比率ということで、全会計を通じた公債費の額が一定の財政規模に占める割合、これを示す比率が20.2%。そして、将来負担比

率というて、これは三セクなども含めて計算する比率でございますが、これが205.5%。数字だけ申しても何のことかわからないと思ひますが、政府が定めておりますいわゆる早期健全化団体に指定される基準といったものをいずれも下回っておりますけれども、事業会計であります市立病院について、こちらのほうは資金不足比率というのを定められているわけでございますが、この市立病院会計における資金不足比率というのは、平成21年度は45.1%ということになりまして、これは、同じように定められております早期健全化団体の基準を2倍以上上回っているということでございますので、現在、病院の経営健全化につきましては、職員一丸となって取り組んでいるということをご承知のとおりでございます。こうした大変厳しいというか、決して楽でない財政状況の中で、平成23年度の予算編成に当たりましては、20年度来の財政収支の改善方策といったものを受け継ぎながら、持続可能な財政運営を志向しつつ、歳入歳出の均衡型の予算編成に向けて努力を行ったところでございます。提案申し上げております平成23年度の一般会計の予算案は、歳入面で公共施設の維持、補修、あるいは修繕などに充てるといった必要から、公共施設整備基金からの取り崩し、基金繰入金を5,000万円ほど計上しております。それ以外はいわゆる通常歳入にて賄うということで、平成23年度の予算執行を通じまして、予算全体としてはまず間違いなく、収支不足の心配が生じることではない健全な予算編成になっていると、私たちは考えているところでございます。

そこで、2点目の歳入の見積もりについて若干、質問がございましたので、お答え申し上げたいと思ひます。まず大きな歳入の柱であります地方交付税についてですが、この地方交付税は、本市の歳入全体の約半分を占める極めて重要な財源でありますので、その見積もりについては、正確に作業しなければならないということでございます。昨年末、政府の来年度予算原案の決定の際にあわせて示されました地方財政対策、総務省が示すものであります。これに基づきまして、その後さらに総務省からいろいろ示された通知、通達などをよく精査しまして、慎重な積み上げを行ったということでございます。平成23年度予算案で本市は、通常、普通交付税が68億7,000万円、それから特別交付税として6億2,000万円、合計74億9,000万円という積算をしまして、

計上いたしているところでございます。ちなみに、過去5年間に本市がちょうどした交付税の額を決算ベースで参考までに申し上げますが、平成18年度は71億7,000万円、19年度は70億7,000万円、20年度は71億8,000万円、21年度は73億3,000万円、そして、これはまだ決算には至っておりませんが、見込みベースで22年度は73億9,000万円になっておりまして、大体70億円強というところが、大体の額ということになるかと思えます。次に、もう一つ大きな歳入の柱であります市税。市民の皆様方からちょうどする税金でございますが、これにつきましては、過去の収納額を決算ベースで同様に申し上げますと、平成18年度の市税総額が22億4,000万円、19年度が23億9,000万円、ここまでは少し上がってきたわけでありまして、20年度が23億7,000万円、21年度が23億円、そして、まだ見込みであります、22年度が22億2,000万円でありまして、やはり厳しい経済情勢を反映した数字となっております。平成23年度の予算案におきましては、いろいろな状況を踏まえまして、前年度よりも個人市民税が6,000万円の減、それから法人市民税は若干の増を見込んでおりまして、また、たばこ税についても2,000万円の増といったことを総合的に勘案しまして、総額では21億8,000万円という、前年度の見込みよりも厳しい見方の計上をしているところでございます。この市税の歳入確保につきましては、引き続き市税等の収納対策として、市税の担当部署を中心に、確実な収納に向けての取り組みを今後もしっかりしていきたい、歳入漏れがないように頑張っていきたいと思っております。

最後に、起債の残高や起債の総額、基金についてご指摘がありましたので、お答え申し上げたいと思います。起債の残高につきましては、その総額をきちんと管理をしていくことが重要だという認識に立ちまして、総額管理ということで、新しい起債の発行を極力抑制する取り組みを進める一方で、償還は着実に進めるといった取り組みを進めてまいりました。今、議員のご指摘にもありましたが、私が市長に就任をした当初の本市の起債の残高というのは503億円余だったと記憶しておりますが、大体年間20億円ぐらいずつの減少が図られてきておりまして、平成23年度3月末を見通しましたときに、残高は、約500億円から約100億円減少いたしまして、400億円くらいになるのではないかと、今のところは予想

いたしております。しかし、さまざまな途中段階の財政事情が出てきたりすると、当然、額は動いてくる可能性があるわけですが、今の見通しではそういうことでございます。そして、最後に、基金の状況についても申し上げておきたいと思えます。本議会の初日に議決をいただきました補正予算を受けまして、平成22年度当初予算では基金の取り崩し額を1億4,000万円計上してございましたけれども、この基金からの取り崩しはせずに済ませることができたこととともに、他方で、減債基金に1億9,000万円、それから公共施設整備基金に1億2,000万円、合計で3億1,000万円ほどの積み立てができるということになりました。その結果、通常の財政調整、減債、公共施設整備、この三つの基金、あるいは細々したものも含めて、それらの残高が全体で11億円ほどになるというところでございます。なお、平成23年度の予算におきましては、約5,000万円の公共施設整備基金からの取り崩しを計上しておりますけれども、これにつきましては、今後の経費の節減努力や収納対策の強化などによりまして、決算の段階では、年間の執行を通じて基金の取り崩しをしないで済むように努力をしてまいりたい、そういう財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思えます。

○議長（北本清美君） 宮田議員。

○1番（宮田剛暁君） 次の項目に移ります。

項目2、コミュニティセンターと公民館の整備、管理について。

近年、本市では、長年にわたり強い住民要望があった文西コミュニティセンターの建設が実現しました。このコミュニティセンターのほかに類似の施設として公民館があり、施設目的や管理者、所管も異なりますが、一般市民から見れば同じような公共施設と考える方が多いようですので、ここではまとめて伺いたいと思えます。現在、市が管理しているコミュニティセンターに類する施設は15施設、そして公民館に類する施設は7施設あったかと思えます。ところが、本市ではほかに長年にわたり、これら施設の建設が強く要望されおり、また整備の必要性が高い地域の存在が考えられるなど、一刻も早い対応が求められております。次に、公民館は、社会教育施設として社会教育事業などで利用する場合には使用料が全額免除となっておりますが、受益者負担として一部でも使用料を徴収するべきではないかと

思うところであります。最後に、最近耳にする話ですが、市内外において、これらの施設を含め、多くの市民が集まる会館などの駐車場において窃盗事件が多発しており、一説では、新聞のお悔やみ欄を見た窃盗犯が、その会場をねらって犯行を重ねているとの話もあります。私は、本市においても被害者が出ないように、何らかの防犯対策を行うべきと思います。

以下、質問に入ります。

1点目、コミュニティセンターの住民要望の状況。

2点目、公民館使用料の徴収の考え。

3点目、これら施設の防犯対策。

以上について伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 質問の1点目と3点目についてお答えをいたします。

初めに、1点目のコミュニティセンターの住民要望の状況ということですが、現在、市が管理しておりますコミュニティセンターは、議員が質問で紹介されましたように15施設でございます。コミュニティセンターの所管が平成20年から企画課へ移管され、その後、住民要望の状況について、20年10月に開催されました深川地区行政連絡員会議におきまして、錦町、東町、新光町の3町内会で構成されます三和コミュニティ実行委員会より、この地域へのコミュニティセンター建設の要請があったところでございます。市としましては、厳しい財政状況でもあり、新たなコミュニティセンターの建設に着手することは困難である旨、この会議の席上で回答させていただいている状況でございます。

次に、3点目の施設の防犯対策についてでございます。深川警察署に確認しましたところ、平成22年中の市内における車上ねらいは17件発生いたしておりますけれども、コミュニティセンター駐車場における被害は確認されていないということでございます。防犯の所管は企画課でございますので、これまでも各施設へ防犯に関するポスターやチラシ等の掲示をその都度依頼するなど、深川警察署や市防犯協会と連携を図りながら、地域安全運動や青色回転灯パトロール活動など、防犯運動を推進しているところでございます。今後とも、深川警察署、市防犯協会及び協会の各支部とも連携を図り、施設の管理をお願いしております各地域のコミュニティ振興会や

公民館を管理しております教育委員会へ、利用者に対しての注意喚起を呼びかけるなど、防犯運動の一層の推進に努めてまいりたいと思います。

○議長（北本清美君） 一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 私から質問の2点目、公民館の使用料徴収についてお答えをいたします。

本市の公民館につきましては、現在、中央公民館を初め、一已、音江、北新、吉住の4つの地域公民館と、巴、湯内の2つの分館の計7館について管理運営を行っているところであります。公民館の設置運営につきましては、社会教育法第5条に、市町村教育委員会の事務として、各種社会教育事業の実施及び奨励に関する事、社会教育に必要な援助を行うこと及び公民館の設置及び運営に関する事などが規定されており、その規定に基づきまして、本市では深川市公民館条例及び深川市公民館運営規則において、社会教育活動に使用するとき及び館長が公益上必要と認めるときには、使用料を免除できると規定しているものであります。

質問の社会教育活動に利用する場合における、受益者負担としての使用料徴収の考えについてでございます。教育委員会といたしましては、本市における生涯学習を一層推進し、文化学習活動などの社会教育活動をより充実させるために、地域活動の拠点施設である公民館の利用をより促進させようと管理運営していくことが非常に重要と考えておりますことから、社会教育活動における公民館使用料につきましては、今後も免除の規定を継続する考えでありますので、よろしく願いいたします。

○1番（宮田剛暁君） 答弁をいただきましたが、1点目のところで、三和コミュニティ実行委員会より平成20年に建設要請があったということですが、このことにつきましては、昨年末に平成公明クラブの政策要望として、一部同様の趣旨で市長に提出をしておりますし、今回、私個人としても改めて強く要請したいと思いますが、再度検討していただけないでしょうか。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質問にお答えいたします。

それぞれ要請ということで各団体ですとか、いろいろなところから予算の編成時期に要請等をいただいております。そういった流れの中で、それらの内

容につきまして、予算の編成上可能かどうか、そういったことも見きわめながら、物によりましては、中長期的に考えなければならないものも当然ございますので、この内容につきましても、そういった形で中長期的にどのようなことが可能か、そういった対象になるものと考えております。

○議長（北本清美君） 宮田議員。

○1番（宮田剛暁君） 冒頭で触れました文西コミュニティセンターにつきましては、私は中に入っていないので、詳しい内容についてはわかりませんが、この文西コミセンにつきましては、例えばゼロベースに立って、財政収支改善で4億円の歳出削減をどうするかというときに、その真っ最中に提案されたものだと思います。そのような厳しい財政状況の中でも、何かを実現する、その問題を解決する方法はあると思っていますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたい。あと行政連絡員会議でも毎回同様な答弁が続いているようですので、もう少し前進した回答をしていただきたいと要望するわけですが、再度伺いたいと思います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたのは、平成20年のときに、深川市の行政連絡員会議において、3町内会で構成されます実行委員会より要請があったということをお知らせしました。その後、この種の要請は出ていないという実態でございますけれども、さまざま地域住民の要望があるということについては今の質問等で理解しますので、そういったことも受けながら、さまざまな要望を受けているわけでございますので、そういった中でどのようなことが可能なのか見きわめていくという姿勢が必要と考えております。

○議長（北本清美君） 宮田議員。

○1番（宮田剛暁君） ぜひ期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の項目3、各種地域通貨事業について伺います。

地域通貨とってまず想起されるのが、1999年に国を挙げて実施された地域振興券交付事業であると思います。詳しくは割愛しますが、当時の経済企画庁の発表によりますと、地域振興券は同年3月から6月の消費を、直接的に地域振興券使用額の32%程度分、新たに消費が喚起されており、これを交付済

額6,194億円をベースに単純に換算すると、消費押し上げ額は2,025億円程度、GDPの個人消費の0.1%程度と推定されております。

このように、地域振興券交付事業は、地域格差はあるようですが、全国的には消費が喚起され、大きな波及効果があったと言えます。そして、近年では、定額給付金の支給が決まったことがきっかけとなり、プレミアム商品券という形で全国的に発行され、購入した自治体内でしか使うことができない地域通貨として2度目の流行となりました。そのような大きな背景としては、地域振興券と定額給付金の制度差にあり、前者が地域限定で使用できる商品券、地域通貨であるのに対し、後者は現金で支給されるため、どこでも使用することができ、貯蓄に回される可能性も発生するために、消費刺激にはつながっても地域振興にはならないことも予測される。このため、全国各地の商工関連団体が、過去に国が行った地域振興券交付事業などをヒントに、定額給付金を地域振興に橋渡しするためのツールとして、プレミアム商品券という形で再び注目され、活性化するようになったものです。この地域振興券とプレミアム商品券という2種類の地域通貨の評価はさまざまなようであり、その地域によって異なるようです。プレミアム商品券に関しては、総務省の発表によりますと、当初、全国で4割以上の自治体が発行を予定していたようですが、売れ行きとしては、その自治体によってまちまちであり、即日完売するような地域もあれば、いつまでも売れ残るような地域もあったようです。こうした地域格差が生じた背景としては、市民に対するPR不足だけではなく、このような商品券、地域通貨が使用することのできる店舗の豊富さ、特に大型店での使用が可能かどうか大きく左右されているようです。しかし、地元商店街としては、プレミアム商品券が売れないのも困りますが、商品券が大型店へと流れてしまうと意味がなくなってしまうために、例えば500円つづりのうち半分の11枚はすべての加盟店で利用できるもの、残りの半分は大型店では利用できないものと、2種類に分けるなどして工夫している自治体もあるようです。このような、地域経済を活性化させる大きな可能性を持つプレミアム商品券については、本市においては地域住民との協働によって実現したすばらしい成果であると思います。いつまでも売れ残ることはないようでもありますので、付加価値部分を下げてでも定期

的な発行、販売をされることが何よりですが、それでもプレミアムという付加価値部分を本市が支出することは、今の厳しい経済状況の中、国の緊急経済対策のような臨時の資金でもないことには困難であるとも聞いております。そこで、今回、私が伺いたいことは、プレミアムという付加価値をつけない本市独自の地域通貨事業の取り組みについてであります。プレミアム商品券は、実際に購入した金額よりも高い買い物ができるということが、消費者から見た最大のコンセプトであり、このことが消費者行動を強力に刺激、購買意欲を向上させ、また使用期限もあることから、速い速度で効果をもたらすものと思います。これに対して、プレミアムのつかない商品券はじわりじわりと効果をもたらすものであり、つまり経済効果として即効性があるかないかの違いであると思います。確かにプレミアムという付加価値がつかないということで、消費者が競って購入することは考えにくく、このことで消費が喚起されることはないと思いますが、図書券、ビール券のように、プレゼントやギフト、公務員の善意による協力、あるいは市内に流通させる努力と工夫をして普及させるという問題さえクリアすれば、消費者の手に渡った後の効果はプレミアム商品券と全く同じであると思います。消費者に渡った商品券は、その額面のほかに、よりたくさんの現金が使用されれば、消費喚起をもたらすという本来の目的に成功したことになり、さらに、結果的には地域経済の活性化、労働者賃金や雇用の増加、そして税収の増と、連鎖的な波及効果が期待できます。このような地域通貨は、電子通貨、紙幣通貨のように、いずれにしても偽造防止等の危機管理が必要となりますが、このことを一つの事業として持続的に行うことは、本市の経済を発展させる手段として非常に有効であると思います。

以上の事柄を踏まえ、以下、質問に入ります。

1点目、過去に行った各種地域通貨事業に関する本市のまとめ。

2点目、他自治体で行っている各種地域通貨に類した事業の事例。

3点目、各種地域通貨事業の継続的な実施、取り組みに向けた調査研究の考え。

以上について伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 各種地域通貨事業について、3点にわたりお尋ねがありましたので、順次お答えいたします。

初めに、過去に本市が行った各種通貨事業についてであります。質問の平成11年に発行された地域振興券につきましては、生活必需品を中心に利用されたことから、現金消費の代替という声がある一方、1億4,000万円を超える消費があったこと。また、商店街や個店が工夫して各種事業を実施したことなどにかんがみ、一定の経済効果、地域の活性化につながったものと平成11年第3回市議会定例会で答弁しているところでありまして、このことが本市としてのまとめになるかと思えます。次に、過去3回実施されましたプレミアム商品券につきましては、商品券を使用することにより、日常の消費である部分以外の財やサービスを購入する新たな消費を生み出し、市内商業の活性化に資することを期待し、市内での消費の喚起や地元での買い物を促進することにより、小売店等への消費誘導を図るもので、市内経済の活性化に対し一定の成果を果たしたものと考えているところであります。市としましては、単独事業として実施することは、現在の財政状況から厳しいわけですが、今般、国の交付金を財源として、商工会議所、商店街振興組合などが実行委員会を組織し、現在4回目のプレミアム商品券事業を実施する準備を進めているところであります。

次に、2点目の他自治体で行っている各種地域通貨事業に類した事業の実例と、3点目の各種地域通貨事業の継続的な取り組みに向けた調査、研究の考えにつきましては、関連がありますのであわせてお答えをいたします。地域通貨につきましては、その発行目的によりまして、ボランティア等の無償の分野において地域通貨を活用することで、社会貢献活動の掘り起こしを促進するためのコミュニティ活動の活性化を目的とするものと、住民相互間、商店街、事業者、公共施設等を循環することにより、商店街の活性化など地域での経済、資源循環の促進などにつなげ、地域経済の振興を図るものと、大別しますと2種類あると言われております。その一例としましては、高田馬場や早稲田周辺の商店街限定で使用することができる地域通貨、アトム通貨が全国的な広がりを見せていると聞いておりますし、大阪府の寝屋川市では地域通貨「げんき」が、また兵庫県たつの市では、住民基本台帳カードを利用した地域

通貨モデルシステム「とんぼ」の流通実験が行われたと伺っております。このような事業の継続的な実施につきましては、各地域で実施されている地域通貨の取り組みにおいて、課題なども多くあるようですし、また既に深川商工会議所や深川商店街が発行しております商品券やさまざまなギフト券が流通しておりますことから、今後の調査研究課題とさせていただきますと考えております。

○議長（北本清美君） 宮田議員。

○1番（宮田剛暁君） 次の項目に移ります。

項目4、市道への認定、昇格等について。

私はこれまで、私道の市道への昇格に関する相談を何度か受けたことがあります。どれも本市が定める基準に適合しないものばかりであり、実現可能なものはありませんでした。私道を市へ寄付する場合及び市道の売り払いを受ける場合には、市が定める基準に適合することが必要であり、また一般交通の用に供する必要がなくなった道路については路線の廃止を行うことがあり得るとの認識をしております。なお、既に認定されている道路の拡幅等により変更が生じた場合には、区域変更を行っているものと思います。これらの行為は、道路法第8条、路線の認定、同法第10条、路線の廃止及び同法第18条、区域の決定変更など、いずれも道路法の定めによるもので議会の議決が必要となります。このように、市道の認定や廃止については、一連の事務処理のもとで行われているものと思いますが、ただ、市道の認定、昇格等については、やはり各自治体により異なる市独自の基準というものが最大のポイントであり、また最も注目されるべきものであると感じております。

以下質問に入ります。

1点目、本市の市道認定、廃止、区域変更等の基準。

2点目、市道認定、廃止、区域変更等に関する住民要望の状況と市の対応や計画。

以上について伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） 市道への認定、昇格等について、お答えいたします。

まず1点目の本市の市道認定、廃止、区域変更等の基準についてであります。初めに、市道の認定につきましては、道路法第8条第2項により、議会の議

決を賜る必要がございますが、道路管理者として適切な認定となるよう、市道認定事務取扱要領を定めておまして、その要領に基づき認定を行っているところでございます。次に、市道の廃止につきましては、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合において廃止を行っており、具体的には、路線の起点、終点が変更となった場合や区画整理事業などで地権者や沿線の方などから廃止の同意を得た場合などでございまして、道路法第10条第3項により、議会の議決を賜り廃止を行っております。次に、市道の区域変更等につきましては、道路整備や歩道整備などを実施するに当たり、現在の市道の区域を広げて整備する場合等がございまして、道路法第18条により公示し、一般の縦覧に供しているところでございます。

次に、2点目の市道認定等に関する住民要望の状況と市の対応や計画についてであります。住民要望の状況につきましては、土地所有者、私道に面している住民の方、地域の代表者、また行政連絡員会議の要望事項など、さまざまな方面から要望がございまして、市といたしましては、私道を市道にという要望につきましては、その都度、個々の路線の状況などを調査し、市道認定の要件などについて丁寧に説明申し上げているところでございます。次に、今後の計画について、特に市道認定事務取扱要領の見直しにつきましては、経済建設常任委員会において調査を賜っておりますが、不特定多数の車両などの交通量がある私道もございまして、道路敷地の状況、沿線家屋の状況、除排雪の状況などや他市の実態なども考慮しまして、認定手続の明確化や道路幅員緩和などを含めた見直しができないかなど、引き続き検討を行ってまいります。

○議長（北本清美君） 宮田議員。

○1番（宮田剛暁君） 最後の項目に移ります。

項目5、国民健康保険事業とジェネリック医薬品について伺います。

我が国の医療費は、35兆円を超えていると言われておりますが、この医療費のうち、薬剤費用の1兆円程度は、ジェネリック医薬品を使うことにより抑制できると言われております。ジェネリック医薬品とは後発医薬品のことであり、新薬は最初に開発、販売された後の特許期間中は開発メーカーが独占的に製造販売することができますが、その特許が満了した後に厚生労働省の承認のもと、他のメーカーよ

り販売されるコピー商品です。ジェネリック医薬品の価格は、新薬の約2割から7割に設定されているようです。このような安価な医薬品を使うことにより、患者負担が軽減されるばかりではなく、患者が国保加入者であれば医療費抑制にもつながり、国保財政の健全化にもつながると思います。私は以前、NTT健康組合保険に加入しておりましたが、組合から定期的に送られてくる郵送物には、あなたがお使いの薬はジェネリック医薬品にすると現在よりも〇〇〇円安くなりますといった内容のお知らせが同送されておりました。また、広島県呉市でも同様の取り組みが行われており、市民の医療費軽減と国保財政の健全化といった、保険を使う側、使われる側、両者にとってプラスになる努力をしているようです。

以下、本市の取り組みなどについて伺います。

1点目、純正医薬品とジェネリック医薬品との成分や効果の違いや安全性など。

2点目、ジェネリック医薬品に関する国保加入者に対する通知、解説状況。

3点目、ジェネリック医薬品が普及した場合、本市の国保会計に与える影響、効果。

以上について伺います。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） 国民健康保険事業とジェネリック医薬品について、3点の質問がありましたので、順次お答えいたします。

最初に、先発医薬品とジェネリック医薬品との成分や効果の違い、安全性についてであります。ジェネリック医薬品とは、新薬特許終了後に厚生労働省の認可のもとで製造販売された医薬品のことであり、有効成分、用法、用量、効能及び効果が先発医薬品と同じと認められたものであります。ただし、同じ有効成分を使用しているにもかかわらず、メーカーごとに添加剤などの成分が異なることがあり、体質に合わないことや一緒に服用できる薬が変わることがありますが、その安全性については国も認めているところでもあります。

次に、2点目のジェネリック医薬品に関する国保加入者に対する通知、解説状況についてであります。本市国民健康保険におきましては、医療受診者の経済的負担の軽減及び国保財政の改善に資するものと考えられることから、厚生労働省からのジェネリック医薬品の普及促進に係る通知に基づき、平成21年

度より、国保加入世帯に対し、一定の条件に該当した方に対し、ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減の周知、ジェネリック医薬品希望カードの配布など、使用促進の周知に努めているところであります。また、国保加入世帯に送付する国保だよりへの掲載による周知や、後期高齢者医療制度説明会、各老人クラブ、出前講座などの機会を活用して、ジェネリック医薬品とはどのようなものか、希望する場合の方法等について説明を行っているところであります。

次に、3点目のジェネリック医薬品が普及した場合に国保会計に与える影響、効果についてであります。平成23年2月に送付しましたジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減通知に基づき、保険者側の効果額を算出してみたところ、保険者負担軽減額は183万3,640円となっており、これは3カ月分の調剤レセプトの効果額であることから、年間に換算すると約730万円となり、ジェネリック医薬品に切りかえることで、国保会計の歳出削減に効果があると判断しております。一方で、現実問題として、ジェネリック医薬品への切りかえについては、医療現場で従事する側の判断によるところがありますが、今後も保険者の立場で、一層のジェネリック医薬品の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 以上で宮田議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時57分 休憩）

（午後 2時13分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

次に、楠議員。

〔楠議員、質問席へ〕

○6番（楠 理智子君） 通告に従い、一般質問を行います。

まず1点目は、消費者行政についてです。

消費者にかかわる問題はより巧妙になってきており、振り込め詐欺、違法な販売や勧誘など広範多岐にわたっています。また、商品等の欠陥によりリコールなどもあります。それらに関して、消費者からの問い合わせ、相談も多くあり、込み入った内容のものもあるのではないかと思います。国においても

消費者庁が設置されており、自治体においても取り組みの強化が求められているのではと考えますので、お伺いいたします。

1 点目としまして、深川市における消費者の被害等の相談件数、内容についてです。振り込め詐欺、訪問販売、電話による勧誘、携帯、インターネットによる被害など、さまざまな被害がありますが、深川市における、件数、内容等をお伺いいたします。

2 点目は、深川市における欠陥商品のリコールについてです。電気製品、灯油ストーブ、自動車等々、欠陥商品のリコールがさまざまあると聞いています。製造メーカーや販売店などでも新聞に掲載したり、インターネットにも掲載しているようですが、気がつかずにそのまま使用している人もいます。知らずに使用して、事故に遭ったりする例もあります。深川市において把握している状況をお伺いいたします。

3 点目は、消費者センターについてです。前段でも申しましたように、商品を初めとしてさまざまな被害や問題への相談や対応は、重要性を増していると思います。深川市においても、消費者協会に委託して消費者相談を行っておりますが、相談に対する対応の充実が一層求められていると思います。現在の相談時間は月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までですが、それ以外の時間の対応も必要です。そのためにも、相談員の増員、充実などが求められてきております。市の対応、方向性をお伺いいたします。

4 点目としまして、消費者行政の一元化についてです。政府は、消費者庁のもと、国民生活センターをトップに、地方の消費者センターと一元的な相談体制の整備充実を求めており、広域化も目指しているようですが、その状況、深川市の対応をお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 消費者行政について4点の質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、消費者被害等の相談件数についてですが、市消費者センター相談窓口における平成22年度の相談件数は、昨年4月から本年2月末まで107件で、この中には、消費者被害としては分類されない個人間の土地や金銭の貸し借りにかかわるト

ラブル、日常生活にかかわるさまざまな照会、問い合わせなども含まれております。主な相談内容は、携帯電話、パソコンのインターネット契約、サイト利用の請求にかかわるものが28件、金融ローンの返済、生命保険契約などが15件、さらにネット通信販売による家庭電化製品などのふぐあいと解約が13件、配水管やホームタンク洗浄など住宅設備にかかわる業者とのトラブルが10件などとなっております。なお、振り込め詐欺については、窓口への相談実績はありませんでしたが、深川警察署の取り扱いでは、平成22年4月に高齢者の被害が1件発生したと伺っております。また、最近の相談事例では、携帯電話やパソコンのインターネットによる出会い系、アダルトサイトへのアクセスなど、相談者みずからの行為によりトラブルが発生するケースも目立っており、防止のための消費者への啓発に一層努めていく必要があると考えております。

次に、欠陥商品のリコール状況の把握についてですが、消費生活用製品安全法や消費者安全法により、欠陥のある商品、製品などにより消費者の身体、財産に損害、事故などがあった場合は、商品等の製造、輸入販売業者は、経済産業省など関係省庁へ報告することとなっております。消費者庁では、これらの被害調査、原因究明と拡大防止のための措置をとることとなっております。また、これらの情報は、消費者庁から政府広報、報道機関を通じ、直接消費者に公表されるほか、消費者庁、国民生活センターのホームページ、さらに道の機関を経由して、市並びに消費者センターへも情報提供されている状況にあります。

次に、消費者センターにおける相談窓口の対応についてですが、現在、6人の相談員が、平日午前10時から午後3時まで、輪番制で消費生活相談、苦情処理などを実施しています。それ以外の時間外や休日における相談につきましては、平成22年4月からはファクスでの受け付けができる体制をとっており、また23年度には電子メールでの相談受け付けもできるよう、準備を進めているところでありますが、さらに今後、窓口開設時間の延長並びに相談員の増員など、窓口機能の強化に向けまして対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、消費者行政の一元化についてですが、消費者庁が進める一元的な相談窓口の整備におきましては、窓口へのアクセス向上を図るため、消費者



ホットラインを設置し、平成22年1月12日から取り扱いは開始したところであります。また、全国消費生活相談情報ネットワークシステムを全国の消費者センターに導入、相談情報や事故情報などを迅速に収集し、消費者被害の把握と救済、未然防止、拡大防止対策を行う計画であります。消費者庁は、身近な窓口開設を意図しておりますが、相談窓口のない市町村が全国に2割以上あることから、これらの対応に向け、市町村連携による共同処理を推進しようとしております。本市では、昨年10月末、北空知圏振興協議会の部会で、幌加内町を除く管内4町から、単独で相談窓口を設置することが難しいため、深川市消費者センターで広域的に対応していただきたいとの要望がありましたので、相談業務の受託先である深川消費者協会の方々と交え、現在協議を行っているところであります。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 消費者行政につきましては、予算特別委員会でも質疑したいと思っておりますので、次の質問に移らせていただきます。

次は、人口対策についてです。

国勢調査の結果につきましては、市政方針においても、山田議員の質問でも述べられておりましたが、この5年間で北海道では12万人余りの人口減少で減少比率は2.1%ですが、空知総合振興局管内ではさらに落ち込みが激しく7.5%の減少、深川市においてはそれを上回る8.2%の減少率でした。この原因として、木材の自由化以降の林業の崩壊や農業政策の問題による農山村の崩壊が挙げられます。さらに、臨調行革による石炭産業の廃止方策の影響を大きく受けた北海道、とりわけ産炭地を抱えた空知地方の人口の落ち込みが顕著になってあらわれていると思っております。一極集中、中央集権型の政治から、地方重視、地方主権の政策への転換が求められてきておりますが、深川市においても、地域の雇用の拡大を含めた地方活性化の取り組みが行われていると思っておりますので、お伺いいたします。

地域崩壊につながる人口減少についてですが、小泉構造改革による利益優先の政策が、地域崩壊、人口減少に歯どめがかからない情勢をつくり出したのではないかと考えます。深川市の見解を求めるとともに、今後の方策もあわせてお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 人口減少対策についてお答えいたします。

人口減少の原因を示されまして質問いただきましたけれども、人口減少は全国的に進行している状況でございます。日本の人口減少の原因、これは30年以上も前に始まった少子化に起因していると言われておりまして、今後も容易にとまることはないと思われまます。さらに、地方におきましては、少子化など、出生、死亡による自然動態での減少のほか、転入転出による社会動態での人口減少も大きな割合を占めているところでございます。

本市におきましては、古くは電電公社や国鉄の民営化、国などの出先機関の縮小、近年では、企業の倒産などによりまして、地域における働く場がなくなり、若い世代の転出が転入を上回る状況となるなど、人口減少の大きな要因の一つになっているものと思われまます。この人口減少傾向に今から少しでも歯どめをかけていくことが、本市の将来にとって重要な課題であると認識しているところでございまして、新年度におきましては、より一層安心して子供を産みやすく、育てられる環境づくりを進めるための保育所保育料の軽減対策の拡充や乳幼児医療に対する支援を拡充するなど、子育て支援対策の充実を図るほか、就労の場の確保、拡充のための各種産業振興施策、中心市街地の活性化対策や移住定住対策のさらなる推進など、あらゆる施策を横断的に組み合わせる一体的に進めていく総合的な人口経済対策、これを講じていく考えでございまして。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 人口対策につきましては、過去の状況なども把握しながら、将来に向けてどういう対策がいいのかということとをぜひ強力に進めていっていただきたいということとを求めまして、次の雇用情勢にもかかわりますので、次の質問に移らせていただきます。

雇用情勢についてです。

最近の報道では、経済が上向いているということも言われていますが、その実感はありません。就職氷河期と言われ、大学生も厳しい状況に置かれております。12月末現在の統計ですが、大学生の就職内定率は68.8%、高校生では77.9%、北海道は63.1%で、沖縄に次いで全国で下から2番目という報道がされておりました。深川市においてはさらに厳しい状況にあるのではないのでしょうか。さらに、有効求

人倍率も低く、仕事を探していてもなかなか就職できない状況もあると思います。全国での状況ですが、1年間を通して失業状態にある人が121万人もいると報道されていました。さらに、働いても賃金が上がらない、労働条件も厳しい状況が、深川市においても続いているのではないかと思いますので、お伺いいたします。

1点目としまして、深川市の雇用状況についてです。北海道の有効求人倍率が、平成22年12月の統計で0.44倍、完全失業率が5.1%とありました。深川市においての大きな企業の倒産、撤退の後は新しい企業が起こされた、誘致をしたということも聞かない中では、雇用情勢も大変厳しいのではないかと思います。市の雇用状況をお伺いします。なお、新卒者につきましては、さきの市政方針で触れられておりますので、割愛させていただきます。

2番目として、市の賃金、労働条件についてです。平成21年度の労働基本調査の報告では初任給の学歴別賃金が載っておりましたが、実際には現在、深川市において臨時、パートの人が40%を占めており、現状でも、臨時、パートの占める割合は減少していないのではないかと思います。そのような中で、時給は幾らなのかも重要になってきます。平成19年度の調査の中では、業種別に掲載されており、最低賃金レベルの業種が多く見られる状況がありました。現状はどうなっているのかお伺いいたします。また、週休2日制は定着しているようですが、時間外労働の状況はどのようになっているのでしょうか。サービス残業の状況などはないのかをお伺いしたいと思います。

3点目といたしまして、働き続けるための条件整備についてです。勤続年数を見ますと、男性と女性ではかなりの差があるようです。女性は、子供がいて働き続けるのはなかなか大変な状況が続いている証拠ではないかと思います。少子高齢化の中では、女性も重要な働き手ですし、男女共同参画、協働の社会では、女性も男性と同等に働ける条件整備も必要です。育児休業、介護休業制度は男性も取得しやすい条件づくりも必要ですし、その意識を持つための啓発や整備もしていくべきです。企業に対しての取り組みや行政側からの補助も必要と考えます。市の考えをお伺いいたします。

4点目といたしまして、不況の中からもなかなか脱することができない状況では、企業誘致も難しい状

況にあると思います。地元から企業を起こしていくことが大切になってくると思われまます。雇用創出のために交付金を活用した短期的な事業は行われていますが、それをさらに継続的につなげていくことも重要だと思えます。さらに、高齢化社会の中で介護事業だけでなく、高齢者をターゲットにした購買力の掘り起こしや開発を考えていく。高齢者が集える場所を考えていくのも雇用対策につながるのではないかと考えますので、お伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの雇用情勢についての4点のお尋ねに、順次お答え申し上げたいと思います。

1点目の深川市の雇用状況についてのお尋ねであります。これは本市だけの調査数値といったものは残念ながらございませんので、申し上げられるのは、総務省が公表しております労働力調査の中の北海道分ということになります。北海道における平成22年度平均の完全失業者数は14万人でございます。1年前に比べて1万人減少しております。完全失業率は、これは議員のご指摘がありました5.1%で、これは前年と比較しますと0.4ポイントの改善ということでございます。道内の雇用情勢は、依然として厳しい状況にはあるものの、持ち直しの動きが見られると言われているところでございます。もう一つ、雇用状況を示すデータとしての有効求人倍率については、これはハローワーク滝川深川分室管内のデータというのがございまして、この深川分室管内の取り扱い状況では、本市における有効求人倍率、これは平成22年1月の数字が0.28倍と大変低い数字でございましたが、去年1月からだんだん上向きまして、去年の6月には一時0.59倍にまで上がったわけでございます。しかし、残念ながらその後、じりじりと下降しておりまして、ことしの1月時点では0.37倍と示されております。この0.37倍というのは、全国の有効求人倍率が0.59倍、全道が0.42倍ということと比較しますと低い数値で、残念ではありますが、1年前と比べますとわずかではありますその数値に改善が見られるといったところでございます。いずれにしても、本市の雇用状況は厳しい状況にあると認識せざるを得ないと思っております。

2点目に、深川市の賃金、それから雇用条件についてのお尋ねでございます。初めに、臨時それから

パート職員の賃金につきまして、平成21年10月1日時点で行いました労働基本調査の結果によれば、臨時職員の最低時間給は事務職が780円、それから技術職と労務職が667円、またパート職員の最低時間給というのは、事務職と技術職が667円、そして労務職が650円ということになっておりました。当該時点での北海道全体の最低賃金が667円でありますので、おおむね最低賃金は守られていると判断できるわけですが、一部、最低賃金を下回っていると思われる事例も見受けられましたことから、当該報告書の調査結果を関係事業所や関係機関に送付をいたしまして、その改善を促したところでございます。次に、時間外勤務の状況について申し上げたいと思いますが、昨年、本市が市内の従業員を対象に行いました労働者就労・生活実態調査によりますと、約半数の従業員が残業があるという回答をしております。月平均の残業時間数は約18時間、そして時間外手当の支給があるかないかということにつきましては、全額支給されていると回答された方が47.4%、支給額に上限が設けられているといった回答が21.6%、支給はないと回答された人は16.2%、そして自主的なサービス残業と答えた方が14.8%となっております。就労の実態として賃金の支払われていない残業が一部に見受けられる調査結果になっております。このような調査結果を踏まえまして、市としましては、平成23年度、この労働基本調査を行う年度となっておりますので、賃金労働条件の実態をさらに的確に把握し、その是正や指導の権限を有する労働基準監督署などと十分連携を図り、労働関係法令が遵守されるように、法令の周知徹底の取り組みを強めてまいりたいと考えているところであります。

3点目に、働き続けるための条件整備ということについてお尋ねがございましたが、市では、これまでも国あるいは北海道で実施されております育児休業や介護休業制度などの各種支援制度について、その制度の中身をホームページや広報紙に掲載して紹介するということなどをいたしておりまして、その啓発に努めてきたところであります。今後は、さらに本市において出産、育児を経て、その後職場に復帰される人、つまり仕事と家庭の両立をより一層支援していくために、育児休業取得といった育児休業制度の取得を促進する事業者に対して、助成金を支給する育児休業取得支援事業といったものを市の独

自事業として平成23年度に新設して、働き続けるための環境の充実の一環にしていきたいと思いますところであります。

最後の4点目に、雇用の確保についてお話がございました。全国的に少子高齢化が進行する中で、高齢者の増加を視野に入れて、地域の産業や社会をとらえ直す必要性が高まってきているというのはご指摘のとおりかと思えます。本市においても、高齢者を対象とした事業として、もちろん介護の分野をやるのは当然のこととしまして、それ以外の分野におきましても、そういった需要拡大が見込まれ、また雇用効果も期待できるのではなからうかと思っております。例えば今後、高齢者が快適に生活を続けていくための必要な製品でありますとか、サービスに対する潜在需要というのは非常に高いということが言われております。この分野の産業振興というものがもし進められれば、これはやはり地域経済への大きな波及効果をもたらすことが期待できると考えておりますことから、これらの分野への進出を目指す事業者に対し、行政としてできる限りの支援を進めていくということで、今後、支援の中身などについて十分研究をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 楠議員。

○6番（楠 理智子君） 今、伺いますと、労働者、働いている人方の状況が大変厳しい状況ではないかと思えます。その中で、現在は時給691円となっておりますが、それでも生活していくのは大変だと思うのです。それより下回っているのではないかというようなことも報告されておりましたので、市としてもぜひ行政勧告するだとか、きちんと指導していただきたいと思います。次の質問に移らせていただきます。

最後の質問になりますが、メンタルヘルスについてです。

さまざまなストレス、それに伴って精神疾患の発症が、自治体に働く労働者、民間で働く労働者にかかわらず見られます。成果がすぐ求められ、効率優先の職場の中では、仕事や人間関係などで悩みを抱えている状況も要因としてあるのではないのでしょうか。さらに、就職をしようとしてもなかなか就職先がない。非正規雇用で将来の不安、生活の不安があり、精神的に落ち込んでしまったり、不登校や就職をしたが仕事に悩みやめてしまったなどでひきこも

りにつながってしまい、その中にはうつ病などなどの精神疾患を発症している人もいると聞いています。また、このことによる影響もあると思いますが、自殺者が3万人を超える状況も続いています。これらを含めての対応ですが、メンタル面での対策も求められていると思いますので、お伺いいたします。

1点目としまして、ひきこもり対策についてです。全国でのひきこもりの状況は、少し古いデータのようにですが、NHK福祉ネットワークによりますと、ひきこもり状態の人が160万人以上、また、たまに外出する人も入ると300万人以上いるとも言われています。ひきこもりは若い人の問題と思われがちですが、そのうちの2割が40歳を超えているとも言われています。そのような状況にある人は、仕事はしていませんので、親の収入、年金が頼りで、親の高齢化により親も悩んでいるということも言われていました。深川市においてこのような状況はあるのでしょうか。また、対策はどのようになっているかお伺いいたします。

2点目は、自殺者対策についてです。全国で自殺者が、13年間で3万人を超えているという異常な状況が続いておりまして、交通事故死の6倍以上と聞いています。年齢的には中高年が多く、原因として健康問題、経済問題、家庭問題、仕事の問題等が挙げられているようです。その中で一番の問題点は健康面だと言われています。その中では、メンタル面での対策も必要と感じました。3月3日の道新の夕刊によりますと、昨年より総数は減少しておりますが、就職の失敗で、若い年齢での自殺者が19.8%も増とありました。

深川市においても予防のための取り組みをしていますが、深川市における状況と取り組みをお伺いいたします。

3点目といたしまして、メンタルヘルス対策についてです。深川市においては、心の相談、職場のメンタルヘルス講習会などのメンタルヘルスの取り組みをしているようですが、その取り組み状況をお伺いいたします。また、メンタル的な問題は、生活苦、多重債務問題や失業などの問題にもかかわっていることが多くあると思います。どこへ相談すればいいかわからないこともありますので、例えば市民課の窓口で相談すれば、メンタル面だけでなく生活の相談、就職の相談などもできるような一元的な取り組みの必要もあります。そのための連携強化も求めら

れていると思いますので、市の取り組みをお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通 義美君） メンタルヘルスについて、3点の質問にお答えさせていただきます。

初めに、1点目のひきこもり対策についてですが、厚生労働省によれば、ひきこもりとは、学校によるいじめ、リストラ等による失業、あるいはうつなどの精神的疾患等の健康問題など、さまざまな要因の結果として、就学や就労などの社会参加を回避し、原則的に6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態と定義されております。この定義に基づいたひきこもりに関する実態調査は、全国的に行われていないため、本市のひきこもりの実態についても把握できておりません。ひきこもり対策については、厚生労働省が平成21年度から、ひきこもり対策推進事業を創設し、ひきこもり状態にある本人、家族が地域の中で、最初にどこに相談したらよいかをわかるようにすることで、より支援に結びつきやすくするように、都道府県にひきこもり地域支援センターを整備しております。この方針を受け、北海道においても、各保健所にひきこもりの相談窓口を設置し、関係者や市民理解を深めるための、ひきこもり講演会の定期的な開催、ひきこもり状態にある青年期の子を持つ親の会の定期開催等の取り組みを進めております。このような対応が整備されたことから、市としては、健康相談等を通じて、ひきこもりの実態等が把握できた場合や相談を受けた場合には、保健所が実施しているこれらの事業の市民周知や当事者への事業紹介を行うとともに、ひきこもりの背景には、精神科領域の診断が必要な場合や経済問題などが起因していることもあることから、必要に応じて、医療、福祉等関係機関へのつなぎなど、専門機関とも連携しながら対応しているところであります。

次に、2点目の自殺者対策についてですが、深川市の自殺者数の状況は、空知地域保健情報年報によりますと、平成19年6人、20年10人、21年7人と推移している状況にあります。このような実態を踏まえ、市といたしましては、平成21年度から、北海道地域自殺対策緊急強化基金を活用して、精神保健福祉士の資格を有する保健師による相談支援体制の整備、職場の管理職や人事労務担当者などを対象

とした人材養成講習会の開催、自殺原因の対策を主とする一般市民を対象にした講演会の開催や、きらり通信の発行による普及啓発などに努めているところであります。

次に、3点目のメンタルヘルス対策の一元的な取り組みのための連携についてであります。メンタルに支障を来す原因には、経済問題、職場環境、失業、人間関係、健康問題などさまざまであり幅広い分野での対応が必要となります。このようなことから、相談を受けた窓口で対応できることは限られておりますことから、市関係各課はもとより、深川保健所が主管する深川地域自殺対策連絡会議の構成機関である警察、消防、商工会議所、医療機関、ハローワークなどの外部機関とも十分に情報交換を図りつつ、市民の悩みや相談の解決に努力しているところであります。自殺対策を含めたメンタルヘルス対策については、市民の健康づくり計画である健康ふかがわ21の後期計画、これは計画期間が平成23年度から27年度までであります。この中でも心の健康を重点分野として取り上げており、今後も関係団体等と連携を図りながら、相談体制の充実を主とする環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 以上で楠議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北本清美君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本日は延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、あすは午前10時から開議します。

（午後 2時54分 延会）



平成23年第1回定例会

平成23年3月9日（水曜日）

平成23年 第1回

深川市議会定例会会議録 (第5号)

平成23年3月9日(水曜日)

午前10時00分 開議

午後 1時55分 散会

---

○議事日程(第5号)

日程第 1 一般質問

(午前10時00分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局長(山岸弘明君) 第1回定例会5日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) 日程第1 一般質問を行います。

初めに、田中裕章議員。

〔田中裕章議員、質問席へ〕

○15番(田中裕章君) 通告に従いまして一般質問をいたします。

日本経済を見ますとその厳しい状況は変わらず、2000年から2010年の実質成長率は、平均約1%で、G7諸国で最低であります。政府債務は、GDPの約2倍で、同じく最悪であります。昨年を振り返ってみても、日本が長期低迷を脱却できない理由を考えてみますと、一昨年の総選挙で民主党が政権をとったとき、小泉政権の構造改革で日本経済がだめになったと自民党を攻撃いたしました。小泉政権がよかったかは別な話ですが、民主党政権でさらに経済は悪くなり、2001年から2006年の小泉政権の時期は経済が持ち直し、いざなぎ景気を超える長期の景気回復が実現しました。それが失速したのは、その後の政権で改革が後退し、ばらまき財政に戻ったからではないでしょうか。私が思う日本経済の停滞を脱却するために必要なのは、グリーンとかエコも必要ですが、そういった成長戦略ではなく、高度成長期に適用した雇用の慣行や企業組織を見直し、人口減少期にふさわしいシステムに変えることではないでしょうか。民主党政権のやろうとしている派遣労働や契約社員の規制強化は、労働市場をますます硬直化して不況を長期化させるものと危惧をいたしております。日本経済は、停滞の時期を過ぎて衰退の時期に入りました。労働市場の問題には民主党も自民党も消極的であります。このまま問題を先送りしていると財政破綻もあり得ます。ことしこそは問題を直視していただきたいと思っております。

そんな厳しい経済状況の中、山下市長が昨年末に2期目の当選を果たし、最初の定例会となりました。

金と政治、ねじれを払拭できない現政権で、先の見えない国会運営が続く中、山下市長の市政のかじ取りは一段と厳しさが増すことと思いますが、定例会2日目に市長の市政執行方針が示されましたので、それを受けて市政方針について大きく6点順次お伺いいたします。

初めに、市長の市政方針を受けてその基本姿勢について。

1番目、平成23年度に向けて山下市長の基本姿勢と新年度予算の特徴と姿勢についてお伺いいたします。本年度の市政全般、とりわけ予算案の考え方についてでありますけれども、平成23年度予算は、山下市長の2期目の最初の予算編成であります。当市には、さまざまな政策課題、懸案となる事項があります。多くの議員からいろいろな角度から取り上げられ、市長の市政についての思いを伺っておりますが、私も角度を変えて市長の基本姿勢についてお伺いいたします。山下市長の行政手法は、これまでの4年間を顧みますと幾つかの特徴があります。まず、非常に手がたいことです。これまでの政策課題の多くは、前市長時代の懸案を解決するという形で展開してきましたが、特に官製談合や財政危機などはその典型でありまして、山下市長がこうしたことに手腕を発揮したことはだれもが認めると思うのであります。いわば、負の遺産を解消するところから手をつけ、着実に成果を上げてきました。次に、このことと表裏をなすわけではありますが、思い切った政策展開が思いどおりにはできないことがあり、そのために市長の個性ある政策を発揮することが幾分薄められているものと感じるものであります。そのことが時として、積極的な事業展開に踏み込まないという印象を市民に与えてきたかもしれません。最後に、市長が基礎的自治体である市の行政について深く熟慮し、問題点や課題について年を追うごとに精通し、把握してきていて、極めて失政の少ない行政運営をしていることが挙げられます。このような観点から何点かお伺いいたします。

まずは、これからの市政運営の基本姿勢についての考え方をお聞きいたします。

次に、4年間の行政運営の経験によって精通してきている中で、市長はこれまで以上に効果的に政策を立案、実施することが求められております。その場合、他の自治体において既に行われているような事業だけではなく、先進的な取り組みや先導的な事



業に取り組むことも必要ではないかと考えます。有利な財源を効果的に使って、機会を失することなく時には思い切った財政出動をすることも必要なことと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

最後に、既に情報発信については別の議員からも質問がありましたので、角度を変えまして質問いたします。広く市民の意見を聞く機会を設けることについては、必要であり大切なことだと考えます。意思決定には、多くの市民の意見を聞いた上で行うことが誤りのない判断につながると思います。例えば、網走市長が行っているような市民とのアポなしの市長室の開放、もう一つは、昨年第1回定例会で質問させていただいた予算編成過程での市民参加についての所見をお伺いします。

次に、2番目の地域主権の今後についてお伺いいたします。以前は、地方分権という言葉が主流でありましたが、政権交代により地域主権にかわり舞台も大きく変わりました。地域分権改革推進委員会や地方制度調査会にかわり登場したのが、地域主権戦略会議や地方財政検討会議であり、国と地方の協議の場であります。年末に閣議決定された2011年度政府予算での地方財政計画で地方交付税が5,000億円増額され、さらには地域活性化雇用対策費も継続になり、地方6団体の主張していたことの多くを取り入れた地方財政予算になったと思うものであります。しかし、2010年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定されましたが、現実には思うように進まず、昨年末に国の出先機関の原則廃止というアクションプランを決めました。このアクションプランには、人の移管や退職金の負担など実務的なところも検討しておりますが、さまざまな抵抗に遭いなかなか進んでいかないと考えます。地域主権の一番の目的は地方の自由度を高め、行政サービスの向上へとつなげることであり、このまま地域主権が進まず中央集権的な体制を続けていくと、地方側で提供しなければいけないサービスの質やサービスのコストを考えたとき、日本の国家は立ち行かなくなるのではと考えます。その地域ごとに問題、課題に違いがあり、その地域に合ったサービスが本当によいサービスではないかと思うものであります。このような観点で何点かお伺いいたします。

継続審査でなかなか進展がない状況で見通しが立たない地域主権の行方ではありますが、地方にとっては、地域主権の進展こそ行政サービスを高める絶好

の機会であると思うものであります。山下市長の地域主権の考え方と地域主権の行方、そして山下市長が地域主権に求めることは何かお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの1番目の質問、大きく分けて市政の基本方針でありますとか来年度予算にかかわる質問と地域主権の今後についてということで、大きく二つに分かれているかと思いますが、私からはその最初のほうについてお答えをさせていただきたいと思っております。

新年度の市政運営につきましては、先般の市政方針の中でその全体像をお示ししたつもりでございますが、基本的な姿勢としまして、先般来申し上げておりますが、大変厳しい国勢調査の結果が出ましたり、また市内の雇用情勢といったものも大変厳しい状況が続いている中で、やはりこれらに対する人口対策あるいは経済対策ということが本市にとって大変重要な課題であるということから、実は昨年相当早い段階から人口減少の深刻な状況あるいは地域経済の低迷といったことに対して、役所の中のそれぞれの部署で人口減少に対する歯どめ策、あるいは経済振興、経済の活性化、振興のための新たな施策について、それぞれ1提案考えるようにといった指示を出して、その段階から準備をいろいろと進めてきた経過がございます。それで、人口・経済対策ということは、これは決して言い訳ではありませんが、やはり国政、道政に負うところが相当大きいと。本市だけで解決ができる問題の範囲というのは限られているということが言えるかと思っております。しかし無論、だからといっていただいたずらに手をこまねいているということは当然許されないわけでございますので、こうした課題解決に向けてできる限りの努力を行う。このことは、どうしても本市にとって必要であり重要であると考えているところであります。

それで、施策の具体的な立案、検討ということにつきましては、その関係部署において、まずはそれぞれの問題に係る地域の状況、実情、実態をきちんと把握をするということから始まるわけでございます。そうした問題把握、そしてその解決に向けた具体的な手法、制度設計、それから財源対策、さらにはそれと関連しますけれども、国や道の施策の動向あるいはほかの自治体がどのような対策を講じているのかといった、他の自治体の動きなどについて

幅広く情報収集を行いまして、いろいろ検討を重ねた上で有効な施策として組み立てることが可能だと判断できた場合は、相当大胆にといいたししょうか、所要の予算をつけてきちんと実行するという考え方で予算化をするのだという姿勢を持っているところでございます。こうしたやり方というのは特別なものではないと思いますけれども、現状をきちんと把握して、どういう手立てがあるか、ほかの動きはどうなっているかといったことについて、地道な作業、議論を積み重ねまして、よりよく本市にとって問題解決につながる道を探り施策を組み立てていく。何回も同じことを言いますが、これが私たちの行政の基本姿勢であるということでございます。そうした作業というか、その結果を受けまして、例えば来年度におきましては保育所保育料の軽減、乳幼児医療に対する支援の大幅な拡充、育児休業取得支援事業の新設、それからものづくり産業振興事業の新設など、実はそういった施策に反映しているわけでございます。特に、保育所保育料について、第2子の保育料を原則無料化するというのは、いろいろ調べておりますが、全道でも多分最初の取り組みだろうと思っております、ここは我々としては相当思い切った手を打ったと自負もいたしているところでございます。このような、先進的な取り組みに対して思い切った財政出動ということは、これは議員のご指摘にもありましたが、全く同じような思いを持っておりまして、ただ一方で財政の健全運営といいたししょうか健全な財政基盤の確立といいたしことも、忘れてはならない大事な課題でございます。いずれにしてもそうしたもろもろのことを踏まえながら、ただ今まではそれぞれ所管だけで問題を考えるという傾向があり、なかなか周りのことが見えなくなる。例えば、その部署だけでそのような情報が整理をされてそこで判断して、全庁的に広がらないといった懸念も多少ありますものですから、幅広く横断的にいろいろな情報を共有し合って、その中で施策の可能性を探っていく。全庁的に一つのことを考えていこうという行政運営は、実はこれまでも意を用いてきているところでございまして、財政事情のもとで大胆に施策を組み立てるといったことについては全く異論がなく、これからも可能であればそうした取り組みをしていきたいと、本当にそのように思っているところでございます。

それから、最後に議員がご指摘になりました、幅

広く情報発信の関連ということで、市民の意見を聞く取り組みをというお話の中で網走市の例などをお引きになりましたが、実は現にこれまでの4年間も、深川市の場合はどうかということになりますと、例えばアポなしで来られて、私がたまたま用務がなくあいているといったときは、結構多くの方に市長室に入らせていただきまして、実際にいろいろご意見を伺うように努めているというかやってきておりますので、そうしたことの重要性はよくわかっているつもりでございます。これからも幅広く市民の皆様方のご意見を聞く、いろいろな考えをお伺いするといった機会は大事なことだと思っておりますので、今、提案があったようにアポなし訪問デーだとか、そういった具体的な形式になるかどうかはともかく、いずれにしても弾力的にそうした機会をふやすような努力に意を用いてまいりたいと思っております。

それから、最後に予算編成について、その段階から意見を聞くというようなシステムについてのご提案もございましたが、こちらのほうはなかなか時間的な制約など難しい問題もあるというのが現状でございますので、今後いろいろな角度から研究をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 2番目の地域主権の今後についてお答えをいたします。

政府は、平成21年9月の政権交代を経まして、地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権を早期に確立するため、同年11月に地域主権戦略会議の設置、12月には地方分権改革推進計画をそれぞれ閣議決定いたしまして、地域主権改革の取り組みを推進することとしたところでございます。地方分権改革推進計画に基づきまして、政府は、平成22年の第174通常国会に、地域主権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案と、国と地方の協議の場に関する法律案を提出したところでございますが、これら2法案は、国会提出後およそ1年となっておりますけれども、衆議院総務委員会において、地方自治法の一部改正法案とともに、地域主権関連3法案として継続審査となっているという現状でございます。そこで、地域主権の考え方と行方、さらに地域主権に求めることということの質問をいただきましたが、地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることで、活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指し、そのため

には、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へ転換するとともに、中央集権体質から脱却し、新しい国づくりを進めるとされております。このため特に国と地方の協議の場の法制化につきましては、国・地方双方から成る検討チームによって検討を進めたものが法律案となって提出されているものでございますので、国会の動向に注目していくことが大変重要だと考えております。このように地域主権改革につきましては、国と地方の協議が非常に大事なものであると考えております。今後とも国の動向を確実に把握しながら、いち早い情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） それでは、次に入りたいと思います。2点目の市民との協働でつくる特色のあるまちづくりについてお伺いいたします。

山下市長が取り組んでいる健全な財政基盤の確立において、財政収支改善計画に取り組み、平成21年度決算でその効果があらわれてまいりました。当然、国の動向により当市の財政に影響が及ぶおそれもあることと考えます。でありますから、しばらくは山下市長の取り組んでいる財政収支改善計画に沿って財政運営を進めていくことは当然のことと考えます。しかし、この改善案が提出されたときさまざまな意見があり、ビジョンが見えないという意見もありましたし、私は、改善案自体は致し方ないが、例えば高齢者に優しいまち、子育てに優しいまちというような、福祉には手をつけず特色を持った改善計画にすべきだと申し上げました。前段も申し上げましたが、平成21年度決算でよいほうに効果があらわれてきましたが、しばらくの間は計画どおりに進める、これはわかりました。行財政改革において一定の成果を上げて、それだけではなく山下市長の個性的なまちづくりの手法を見せる時期に来ているのではないのでしょうか。

何点かお伺いいたします。まずは、山下市長が思う協働して進めるまちづくりで、どのような形で、どの時点で次のビジョンをつくり上げていくのか。また、どのような特色を持った魅力ある深川市のビジョンを創造し、それにふさわしいのはどのような形とされているのかお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 市民と協働して進

めるまちづくり対策についてお答えをいたします。

全国的な情勢と同じく、本市におきましても地域経済の低迷や雇用の停滞、さらには中心市街地の空洞化などのさまざまな問題に直面をいたしております。このような状況を改善していくため、市政の方針で市長から申し上げておりますように、深川市が元気で活力あるまちとして発展できるよう、福祉面から産業面までの人口・経済対策を総合的に進めるとともに、さまざまな課題を解決するために、引き続き市民との協働のまちづくりをより強力に推進し、着実にまちづくりの歩を進めてまいるといった考え方を示させていただいております。

特に、新年度におきまして、子育て支援の充実の観点から、保育所保育料や乳幼児医療に対する支援措置の大幅な拡充を図るなどして、子育て世代など若い人たちが将来に夢と希望を持って暮らすことのできる活力あるまちづくりを進めること。また、高齢者を初めすべての市民が生き生きと心豊かに安心して暮らせるまちづくりを進めるために、あらゆる政策手段を組み合わせこれら特色を持って対策を講じていくこととしているところでございます。

今後とも、市民との協働につきましては、第3次となりますが、協働のまちづくり推進市民協議会を初めとしますさまざまな協議会、委員会などのご意見を伺うなどしまして、引き続き確実に協働のまちづくりを進めてまいりる考えでございます。今後、本市の特色あるまちづくりのビジョンということにつきましては、現在、深川市新しいまちづくり市民協議会を設置いたしまして、本市のまちづくりの基本となる次期総合計画の策定に取り組んでいるところでございますので、この市民協議会の委員の皆さんの意見を伺うなどしまして、十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） 1点だけ再質問させていただきます。

新年度で、子育ての支援や高齢者福祉の対策などさまざまな対策を講じているようであります。ここは山下市長がしっかりと取り組んでいただいていると思っております。しかし、深川市民だけではなく市外に対してアピールをし、この後、移住定住についても質問いたしますけれども、例えば子育てを都会ではなく環境のよいところで育ててみたいと考えている人もいるかもしれません。でありますから、

子育てに優しいまち宣言といったふうに、そういう位置づけをしっかりと特色を出すという考えについてお伺いをいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 再質問にお答えをいたします。

特色のあるまちづくりといったことについて、市内外に広く周知すべしというご提言をいただきましたが、そのとおりと思いますので、必要に応じましてその都度検討してまいりたいと思います。先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、総合計画の策定の作業中でありまして、この総合計画は深川市のまちづくりの指針となるものでありますので、策定後については市内外に広く情報公開、情報提供していくことが非常に大事なことだと考えております。今後さまざまな取り組みにつきましては、必要に応じまして十分に検討し対応してまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） それでは次に移ります。人に優しい健康福祉のまちづくり対策の1番目、深川市立病院の今後についてお伺いをいたします。

先月の2月27日に深川医師会と深川市の共催による北空知地域医療フォーラムが開催されました。当日はおおよそ160の方が参加し、パネリストとして深川市立病院の新居先生を初め津田先生、代田先生、北竜診療所の浦本先生が、医師の立場から講演をされ、深川市立病院の救急で起こっている課題や医師の過酷な勤務の実態など、改めて認識することができ、大変ためになったと感じております。私もパネリストとして、先生方に何点か質問をさせていただきました。そこで、医師の立場から、医師の目から見た答えが返ってまいりました。今回のこの質問は、行政の立場で市立病院の置かれている環境を少しでも改善できるよう、フォーラムで上がった課題とパネリストとなった先生方との懇談の中から出た課題を中心に質問をさせていただきます。

初めに、医師確保についてお伺いをいたします。フォーラムの中では、市独自の助成制度よりも、医師が魅力ある環境整備をと強く主張されておりました。行政が考える医師が魅力のある環境とは何か。また今後、医師確保対策として、環境整備をどのようにされていくのかお伺いをいたします。

次に、急病テレホンセンターについてお伺いをいたします。コンビニ受診を防ぐための手段の一つとして、急病テレホンセンターがあります。講演を聞きますと、余り機能していないとのことでありまして。コールが入ったときに、病院の案内だけでは機能しているとは言えないと考えます。やはり適切にアドバイスし、救急で受診をしなくてもいいケースは控えていただく。ここまで行って初めてコンビニ受診が防げるのではないのでしょうか。急病テレホンセンターの改善についての所見をお聞かせください。

次に、仮称でございますけれども、深川市立病院を守る会の発足についての考え方をお伺いします。この北空知のセンター病院である深川市立病院を守るためには、医師の過酷な勤務状況を市民に知っていただいて、市民の間から病院を守ろうという機運が高まり、こういった会ができれば理想ではないかと考えます。フォーラムで私も話をさせていただきましたが、まずは行政が深川市立病院の医師の過酷な勤務状況を市民の皆様にご覧いただく機会を何度もつくり、市民から自分たちの手で病院を守ろうという機運をつくる必要があると考えますが、所見をお聞かせください。

次に、北空知との連携についてお伺いをいたします。私は常々、深川市立病院は北空知のセンター病院でありますので、深川市だけではなく北空知全体で守っていくべきだと提言をさせていただいております。フォーラムでは、北竜診療所の浦本院長からも地域全体で守っていくべきであるとの講演がありました。今私が知っている限りでは、先ほどの浦本先生が日曜当番医制度で診療に当たっていただいて、人的支援を抱いております。さらに、北竜町では、健診先に深川市立病院を指定いただいている。それ以外の協力は聞いたことがありません。将来的には近隣町から負担金をいただき、北空知全体で深川市立病院を守っていくことが望ましいと考えますが、まずは人的支援の協力、その後に財政的支援をお願いしていくことが必要ではないかと考えます。所見をお聞かせください。

また、北空知以外の病院、例えば近隣市の公立病院との連携であります。今は深川市立病院の医師に余裕がありませんが、科によっては医師数が充足、不足といったぐあいに変動があると考えます。そこで、総合的な医師の派遣というような連携も進めていくべきではないかと考えますが、所見をお聞かせ

ください。

次に、2番目の介護支援ボランティア制度についてお伺いいたします。この介護支援ボランティアとは、3年前に東京の稲城市が構造改革特区の申請を行いスタートさせたものであり、現在は地域支援事業交付金によって運営をされていると聞いております。2012年度に団塊の世代が65歳以上になり、保険料の高騰は避けられないと考えますし、予防の観点から見れば、社会参加の機会を設けながら、要介護者の出現を少しでも抑えることができることで、全国から注目されております。この稲城市のケースでは、評価ポイントによってお金に換算する有償ボランティアでありますので、登録者数が右肩上がりだと仄聞をいたしております。

ここで何点かお伺いいたします。初めに、行政としての介護支援ボランティアの認識をお伺いいたします。

次に、市内の介護保険施設のボランティアの状況をお聞かせください。

次に、介護支援ボランティア制度によって団塊の世代の介護予防の効果があつたとお聞きをいたしておりますが、当市の団塊世代の介護予防対策についての所見をお聞かせください。

次に、登録制度でいえば、災害時の要援護者や学校ボランティア、それに介護支援ボランティアとさまざまな登録制度があります。1カ所で制度の管理ができ、窓口がわかりやすければ、市民の中にもボランティアをやりたいと考える人もふえるのではないかと思います。所見をお聞かせください。

また、今後の介護支援ボランティア制度の導入の考え方についてもお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 私からは、深川市立病院の今後についてのうち、急病テレホンセンターを除く4点についてお答え申し上げます。

初めに、医師確保についてであります。医師確保の取り組みに当たりましては、積極的な要請や募集活動、情報収集などを行うとともに、医師が働きたいと思える環境づくりも大切なことと考えております。医師がモチベーションを維持しながら、気持ちよく働くことができる環境のうち、どれを重要視するのかは医師個々により異なるものと思われませんが、一般的には、勤務する病院の施設設備や勤務条

件、待遇等のほか、生活する上での環境面などになるうかと考えます。これまでも、これらの環境整備に努めてきたところではあります。医師の確保が大変難しい現状にあって、なお一層魅力ある環境づくりに向けた努力も必要であると認識しておりますので、今後取り組むべき改善事項などの把握もしながら、環境整備に向けた対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、深川市立病院を守る会の発足についての考え方ですが、先日開催されました北空知地域医療フォーラムが、北空知の救急医療体制や、その中核を担う市立病院の現状や課題などを多くの皆さんに知っていただき、また考えていただく貴重な機会となりました。開催に当たってご協力いただきました関係者の皆さんに心より感謝申し上げます。今後とも関係部局と連携しながら、いろいろな機会を通じ、さらに多くの皆さんに市立病院の現状や課題を知っていただく取り組みに意を用いてまいりたいと存じます。その中で、市民の皆さんが主体となって市立病院を支援していただく、また守っていただく形づくりにつながっていただければと考えているところであります。

次に、北空知との連携についてであります。市立病院と北空知各町との連携協力としましては、健診事業における市立病院利用の協力を初め、在宅医療や介護保険等にかかわる業務が主なものとなっております。そのことが徐々に拡大しております。また、各町が開催するリハビリ教室や母親学級に、毎年市立病院の職員を派遣しているところでもあります。さらに、深川医師会からの派遣となりますが、北竜町のご理解もいただき、北竜診療所の浦本先生には昨年10月から日曜休日等の当番医として、市立病院において診療に当たっていただいているところであります。将来とも北空知地域の医療の中核を担う市立病院をどのように守っていくのか、このことは特に北空知地域の救急医療体制の確保と密接な関係があるものと考えており、今回のフォーラムにおいても市立病院に対する北空知各町からの支援も課題として挙げられたところであります。人的支援、また財政的支援のいずれが先とは一概には言えない面もあるうかと思いますが、現在、北空知圏振興協議会の民生部会において、救急医療体制の確保などについて協議されておりますので、これら協議の中で、より一層の連携が深まっていくものと考えていると

ころであります。

次に、北空知以外の病院との連携についてであります。現在、北空知以外の病院からの要請を受け、市立病院の医師が出向いて手術の応援、協力を行うことや、逆の形で応援、協力をいただくなど、その時々協力、連携は行っておりますが、定期的に外来の診療のため、相互に医師を派遣するなどといった協力、連携までには至っていないのが現状であります。今後、医師不足の現状を少しでも緩和していくためには、医師派遣が可能な病院から医師を派遣してもらい、あるいは相互に派遣し合うといった協力、連携も必要であると考えますが、一方、相手のあることでもありますので、このことを十分踏まえながら取り進めてまいりたいと考えているところであります。なお、現時点における本年4月からの市立病院の医師の体制としましては、各大学の講座の異動に伴い、外科、小児科、皮膚科において医師がかわるほか、放射線科医師の退職、脳神経外科医師の増員により、常勤医師数は現状と同じ19人となる予定であります。

○議長（北本清美君） 通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通義美君） 私からは、急病テレホンセンターについてと介護支援ボランティア制度についてお答えを申し上げます。

初めに、急病テレホンセンターについてであります。夜間急病テレホンセンターは、昭和49年10月から深川消防署内に設置しており、夜間及び深夜に救急車を利用するほどの症状ではないが、急病により心配で受診したい方のために診療をしてもらえ病院や医院の紹介を行っているものであります。このテレホンセンターは、深川市を初め北空知管内の4町と幌加内町及び雨竜町の住民が利用しており、昭和58年の709件の利用を境に利用者が年々減少し、平成22年は121件の利用件数でありました。この減少の要因としては、人口減少や少子化もありますが、市立病院が二次救急医療機関として24時間体制をとっておりますことから、夜間に直接行っても診療してもらえることが受診される方に浸透したため、テレホンセンターを利用する方が減少したのではないかと考えておまして、テレホンセンターの機能が十分果たされていないところがありました。また近年、市立病院で夜間受診される方やコンビニ受診される方も多くなり、救急医療体制の確保に支障が生じることが心配されましたことから、深川医師会の

要請を受け、所管において昨年9月に新聞折り込みのチラシの配布や市の広報の特集などを通じて、コンビニ受診の抑制やテレホンセンターの利用促進について市民周知を図ったところであります。今後もテレホンセンターが本来の目的に沿って機能するよう、関係する町や深川医師会と連携を図りながら地域住民に対する啓発に鋭意取り組むとともに、ご提言のありましたテレホンセンターの機能として、診療病院や医院の紹介だけではなく受診に対する適切なアドバイスをすることにより、コンビニ受診を防げるケースもあると考えますので、改善に向けた検討をしてみたいと考えております。

次に、介護支援ボランティア制度について5点の質問がありましたので、順次お答えいたします。最初に、1点目の介護支援ボランティアの認識についてであります。介護支援ボランティア制度は、高齢化が進行する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動などを通じて社会参加や地域貢献を行うとともに、自身の健康増進も図ることを支援するものであり、市町村の裁量により地域支援事業交付金を活用して、ボランティア登録をされた高齢者が介護施設などにおいてボランティア活動を行った場合に実績を評価した上でポイントを交付し、その蓄積したポイントを利用して介護保険料を納付することも可能となる制度でございます。高齢化が進行している本市において、このような取り組みを考えていかなければならないと認識しているところであります。

次に、2点目の市内の介護保険施設にかかわるボランティアの状況であります。市内の介護保険施設である老人福祉施設、老人保健施設、療養型医療施設の4施設に確認したところ、59団体と4個人の方が舞踊や演奏等の披露、裁縫、庭木の剪定、加湿器や車いすの清掃、洗髪後のドライヤーかけ、お化粧、セラピードッグ、動物園見学の付き添いなど、さまざまなボランティア活動を実践しているとお聞きしております。また、活動する際は、深川市社会福祉協議会内にあります深川市ボランティアセンターを通して行う場合と施設に直接来られて活動する場合があります。年齢層も幼稚園児から70歳代と幅広く、その中でも60歳代から70歳代が半数を占めていると伺っております。

次に、3点目の団塊世代の介護予防対策であります。2012年に団塊世代が65歳を迎えますが、その介護予防対策にボランティア活動は効果的であると

考えております。本市で現在活動しているボランティアの方は、団塊世代を含む60歳以上が過半数を占めているところから、引き続きボランティア活動がしやすくなるよう社会福祉協議会のボランティアセンターや、その受け皿である市内の介護保険施設とも連携をとりながら、団塊の世代の介護予防対策に資するボランティア活動の促進に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、4点目の1カ所の窓口での管理についてであります。現在は深川市社会福祉協議会の事業として、深川市ボランティアセンターが設置され、現時点で22団体639人の方が登録されており、活動分野も福祉活動を初め防災、美化、スキーパトロールなど多岐にわたり、会員も年々増加しております。また、個人登録も随時受け付ける中で、どのような活動を希望されているのかを聞きながら本人の特技等を生かす形で市内各福祉施設等と調整し、無理なくできることから始めるようボランティアコーディネーターによる支援を行っているところであります。このようなことから、深川市ボランティアセンターが中心となった今の形が市民にとってわかりやすいと思っておりますので、引き続きボランティアセンターが窓口となる形がよいのではないかと考えております。

最後に、5点目のこの制度の導入の考えについてであります。介護支援ボランティア制度は、現在全国で45自治体の実施しており、道内ではまだ実施しているところはございませんが、この制度の活用について今後所管として研究してまいりたいと考えているところであります。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） それでは次に入りたいと思いますが、4点目の給食センターでの衛生管理とノロウイルス等による食中毒対策については、山田議員の質問に対する答弁で考え方が示されましたので、割愛をさせていただきたいと思っております。

次に、5点目の安全・安心で快適な生活づくり対策、まちなか居住とコンパクトシティについてお伺いいたします。

これは、昨年年第1回定例会でもお伺いいたしました。昨年は、住宅リフォーム制度を中心にまちなか居住とコンパクトシティの整合性についてお聞きをいたしました。私自身もコンパクトシティは進めていくべきと考えておりますが、さまざまな問

題点があることと思っております。そもそも地方都市は、80年代半ばから郊外での大規模店の進出が相次ぎ、中心商店街の空洞化が目立ってきました。1998年の中心市街地活性化法が制定され、その後、改正がされましたが、さまざまな施策がとられるようになったものと認識をいたしております。当市においても、公共施設は拡散化され、もともと中心地に居住をしていた市民も、少しでも広く安い土地、固定資産税も低い土地を求め、郊外に家を求めた方もいると思っております。人口減少時代に入り、超高齢化時代に入りました現在、まちなか居住を推進し、交通弱者の解消や、まち中に人のにぎわいを取り戻し、中心市街地に人の流れをつくる方向性は重要なことと思っております。

ここで何点か質問をさせていただきます。まちなか居住地区以外に住む市民にはどのように理解を求めるのかお聞かせください。

次に、まちなか居住を推進する上で、その区域のバランスも重要になってくると考えます。きめの細かい土地利用の戦略が必要と思っておりますが、所見をお聞かせください。

最後に、今後の展開で山下市長が考えるまちなか居住の最終地点をどこに求め、理想とするのかお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

松浦建設水道部長。

○建設水道部長（松浦龍行君） まちなか居住とコンパクトシティについてお答え申し上げます。

まず、1点目のまちなか居住推進エリア以外に住む市民にはどのように理解を求めるかについてでございますが、まちなか居住につきましても、市内各団体の代表者の方々にも参加をいただき、まちなか居住等推進協議会で議論を賜ったところでございまして、個人住宅に対する助成制度や市営住宅の新たな建設などについて、コンパクトなまちづくりに向けてのその一部ではあります。取り組みを進めているところでございます。高齢者などの交通弱者が徒歩で手軽に買い物に行けるなどの地域的な利点も考慮し、住民にとって住みやすいコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進めることは極めて重要なことと考え、取り組みを進めさせていただいております。その中で、住宅助成制度を実施させていただいておりますが、助成制度については、市民の皆さんに深川市に長く住んでいただけるよう市内全域

としており、そのうちまちなか推進エリアについては、より推進すべき地域と位置づけて加算額を設けているものでございます。このことにつきましては、議会のご賛同をいただく中で市民の方にも必要性をご理解いただけるものと考えているものでございます。

次に、2点目のきめ細かい土地利用の戦略についてでございますが、まちなか居住推進エリア内の都市計画法で定められております用途地域は、商業地域、近隣商業地域など六つの用途地域にまたがっており、それぞれの地域に合った用途が定められ、その用地に沿った建築がされているものであり、その中で住宅についてはどの地域でも建設が可能となっております。中心部の商業地域で言いますと、今まで商店街だったところに住宅が混在するようなケースも想定されますが、空洞化したシャッター街を少しでもにぎわいのある町並みに戻すための施策と考えており、特別に規制をかける計画は現在のところ考えておりません。しかしながら、深川市の顔となる中心部のエリアなど町並みへの配慮が求められることも考えられますので、今後のまちなか居住への動きを見きわめながら対応を研究してまいりたいと考えております。

次に、3点目のまちなか居住の理想についてでございますが、まちなか居住は中心市街地活性化の一環として、まち中のにぎわい創出のための重要な施策と期待しているものでありまして、まち中の豊かで快適な空間づくりと一体となった住宅供給の推進が必要と考えております。まちなか居住の理想ということでございますが、市民が安心して暮らせる住宅の供給や子供を安心して生み育てられる住宅や住環境の形成、にぎわいや安心のある地域環境への再生などが重要なことと考えておりまして、特に具体的には高齢者のまち中への居住希望にかなうよう、すべての人に優しいユニバーサルデザインに配慮した民間賃貸住宅や公営住宅、あるいは高齢者居住施設などの整備及び1戸建て住宅の建設、バリアフリー化や耐震化改修の促進を行い、資産価値の高い既存住宅のストック形成に努め、加えて住宅供給にとどまらず住民同士が支え合う良好なコミュニティに寄与する住まいづくりが行われることなどを目標に今後取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） それでは次に入りたいと思

います。6点目、豊かな産業づくり対策についての1番目の当市の観光の今後についてお伺いいたします。

当市の観光行政において、一番の集客率があるのは道の駅であります。その道の駅も高速道路無料化の影響を受け、入場者数が2割の減少になっており、厳しい状況が続いております。以前、一般質問で、まだ道の駅の入場者数が右肩上がりするとき、いずれ衰退する日が来る。その前に計画的に次の展開を考えるべきだと申し上げさせていただいた経緯があります。答弁は積極的な前向きなものではなかったと記憶をいたしております。国の政策での影響というのは承知しておりますが、行政としてその影響を最小限にとどめられるような展開を出せなかったのは問題ではないでしょうか。市政の方針で、山下市長は当市の観光の核を道の駅にと考えているようですが、期間限定のイベントだけではなく、市内にもまだまだ魅力のあるスポットがあると考えますし、総合的に見て観光行政を進めていただきたいと思うものであります。

何点かお伺いいたします。初めに、道の駅の集客率アップの今後の展開についてお伺いいたします。

次に、道の駅のコンシェルジュの配置による市内への誘導の効果と影響について。

次に、山下市長の当市の観光行政推進についての考え方についてであります。道の駅以外の観光についてもお聞かせいただきたいと思ます。

次に、地域活性化総合特区、北海道インバウンド特区に対する考え方をお伺いいたします。昨年6月に閣議決定された新成長戦略において、観光立国の推進を位置づけ、訪日外国人3,000万人プログラムが掲げられました。そこで、北海道観光振興機構が提案書を作成し、その中で特に北海道に観光客として訪れる数の高い中国人に対して、さまざまな障壁を緩和するため提案をされ、国に提出しております。一つ一つ挙げれば切りがないので今回はその中でも1点だけ、中国人観光客の運転免許証許可に対する特別措置の適用についてであります。提案理由として、中国はジュネーブ条約に加盟してはいないが、日本と同等の免許の水準にあると認められる都市からの渡航者に限った免許証の許可が求められるとあります。以前に、後志管内の喜茂別町で香港在住の方が死亡事故を起こしたことがあります。事故当時の路面は圧雪アイスバーン状態であったとお聞きし



ておりますが、もし北海道が観光特区になって、中国人が道内での車の運転を許可するという事態になったら、こういう外国人による交通事故は間違いなくたくさん起こることが予想されます。近年、道内どこを見ても、本当にアジアからの観光客が多くなったと感じております。駅や景勝地では、外国人観光客の旅行団体でごった返しております。ニュース報道を見ていると、一部の中国人の遵法意識の貧しいところが報道されておりますが、この提案は、事故や犯罪をふやし、日本人の生活の安全を脅かすものとはならないでしょうか。利益のみを追求し、危機意識が欠如しているのではと考えるものであります。山下市長のインバウンド特区についての考え方を伺いいたします。

次に、平成23年度の市内の雇用状況と対策について伺いいたします。昨日、楠議員から市内の雇用状況についての質問がありましたので、それ以外の部分で伺いいたします。地域の雇用失業情勢が厳しい中、つなぎ雇用機会を創出するために、都道府県に対し緊急雇用創出事業臨時交付金を交付しております。成長分野として期待されている介護、医療、農林、環境分野での地域ニーズに応じた人材を育成し、最終的に雇用につなげることがこの事業の目的であると認識をいたしております。そこで、この事業の概要と本市での状況、この事業終了時の最終的な雇用をどこまで結びつけられるか。行政の考え方と、この事業を終えても雇用につなげられなかった対象者のフォローはどのように考えているか伺いしたいと思います。

次に、3番目の移住定住対策の今後について伺いいたします。移住定住については何度も一般質問等で質疑をさせていただいておりますが、このたびの地域活性化交付金において移住体験事業を推進しており、移住推進会議の移る夢深川と連携をとりながら移住定住を促進しております。平成19年から移住推進会議が始まり今までに24回の会議を重ね、交流会を交え、深川市に移住し定住していただいた方の声を聞きながら、希望者に必要な情報発信をしていると認識をいたしております。そんな中、隣町の秩父別町は旧秩父別小学校跡地に造成する宅地分譲地の購入申し込みの受け付けを始めました。1平方メートル1円という破格値で販売しております。人口減が進む中、移住や定住の促進を推進しているところであります。

ここで何点か伺いいたします。まずは当市の移住定住の状況についてお知らせください。

次に、移る夢深川との連携の状況と会議の内容をお伺いいたします。

最後に、隣町の秩父別町のようにお金を使えというのではなく、思い切った奇抜な政策も時には必要かと考えます。見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 豊かな産業づくり対策についての1点目、当市の観光の今後についてお答えいたします。

初めに、道の駅の集客率アップの今後の展開についてであります。本市の道の駅リスランドふかがわは、開館以来、毎年100万人を超える来館者を記録し、旅行雑誌が行うアンケート調査の結果においても常にランキングの上位に入っております。この間、市及び指定管理者である深川振興公社並びにテナント事業者で組織する道の駅連絡会では、イベントの開催方法や内容を見直しし、営業時間や商品展示のあり方などさまざまなアイデアを出し合って検討を加え、新しい取り組みを行うことによって来館者を維持してきたところであります。しかしながら、高速道路無料化社会実験の実施以降は、議員ご指摘のとおり来館者が減少している厳しい状況にありますので、新年度におきましても引き続き指定管理者やテナント事業者などと連携を図り、さらなる取り組みを検討しながら集客率の向上につなげていきたいと考えております。

次に、道の駅のコンシェルジュ配置による市内への誘導の効果と影響についてですが、道の駅コンシェルジュにつきましては、平成19年度から夏期間のみ配置してきたものを、22年度は緊急雇用創出事業における地域資源を活用した観光プログラム開発事業の取り組みの一環として通年配置を図り、道の駅に訪れていただいた方々のお問い合わせに対し親切丁寧にお答えするとともに、できるだけ多くの方を市内の個店や施設へ案内するよう工夫も行っていただいているところであります。市内誘導の効果や影響につきましては、数字などで示せるものではありませんが、担当職員は北海道観光マスターや北海道学検定などの資格を取得され、その的確な対応やきめ細やかな情報提供は利用者大変好評をいただいで

いるところであり、道の駅利用者の市内誘導に結びついているものと考えております。

次に、本市の観光行政推進の考え方と道内の道の駅以外の観光の考え方についてであります。本市には飛び抜けて知名度のある名所、旧跡というものはありませんが、桜山、丸山などの自然公園や国見峠、戸外炉峠などの展望場所、さらには史跡、美術館などがあり、地域の皆さんがそれぞれの施設を愛着を持って大切に維持管理していただいているところであります。そうした貴重な観光資源、観光スポットが連携し合いながら、フルーツ狩りなどの豊富な農産物を活用した食の魅力もあわせて情報提供することで、一日深川市内を見て歩き、地元のおいしいものを食べていただくような観光の普及を図るとともに、アグリ工房まあぶで実施しております農産加工実習体験や元気村・夢の農村塾との連携による農業体験なども含めた、いわゆる体験・滞在型と言われる観光のPRを積極的に行い、市内を訪れていただける方がさらにふえるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、地域活性化総合特区北海道インバウンド特区に対する考え方についてであります。北海道の観光産業は、基幹産業である農業と肩を並べる規模となっておりますことから、観光総消費額では、入り込み客全体の13%にすぎない道外客の消費が全体の4割を占めているとの調査結果もあり、また国内観光客が低迷する中で外国人来道者数は、この10年間で3倍強に達していることなどから、外国人観光客を積極的に招致しようとする観光インバウンド特区は有効な提案であると考えております。しかしながら、議員のご指摘のように外国人観光客に対する著しい規制緩和や特例措置の適用は、交通事故の心配や国民性やマナーの違いなどによるトラブルなど、一般市民の生活が脅かされるようなケースも想定されますので、現在の提案書の内容には何らかの対策が必要な部分もあろうかと考えております。総合特区の指定までには、国のワーキンググループによる検討なども加えられるようであり、それらの状況も見きわめながら、本市としての対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の平成23年度の市内の雇用状況と対策についてお答えいたします。初めに、緊急雇用創出推進事業の概要についてであります。本事業は、雇用情勢が厳しい中、離職を余儀なくされた方へ一

時的なつなぎの雇用の場を創出するため、平成21年度から始まった事業であり、質問の後段にありました介護、医療、農林、環境など成長が期待される分野に新たな雇用機会を創設する事業は、重点分野雇用創出事業として、緊急雇用創出推進事業の基金事業の積み増しにより、23年度から一般分野事業とは別枠で新たに創出されたものであります。重点分野事業は、緊急雇用創出推進事業の一般分野と同じ考え方ですが、一般分野事業は原則雇用期間6カ月以内、一時的なつなぎの雇用であるのに対し、重点分野は雇用期間が1年であること、また原則委託して実施する事業などが異なるところであります。次に、本市における平成23年度の事業につきましては、一般分野事業として5事業、加えて重点分野事業として道が追加設定しました健康、国際、福祉、子育てなどの事業区分を含めた産業分野の中で、医療や観光分野の5事業を実施することにより、新規雇用19人、延べ3,168日の雇用を予定しているところであります。次に、事業終了時の最終的な雇用をどこまで結びつけられるか、また雇用に結びつかなかった方へのフォローをどのように考えるかとの質問についてであります。本事業による雇用の創出の考え方は、失業中の方への一時的なつなぎの雇用機会の創出、また成長分野として期待される分野における新たな雇用機会を創出し、地域ニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつけようとするものであります。重点分野の委託事業としては、必ずしも継続雇用することを事業要件としていませんし、雇用の期間も最大1年が限界でありますので、その後の雇用の有無につきましては、委託先企業などの判断によるものであります。委託先における事業の新たな展開や経営の安定につながるきっかけが生まれ、引き続き雇用の継続を期待するものであります。また、事業終了後の雇用に結びつかなかった方には、引き続きハローワークでの求職活動をしていただき、本人の希望、雇用条件に合う適職を見つけていただくことになるものであります。今回の緊急雇用創出推進事業に従事された経験とノウハウなどを生かした新たな就業への可能性が高まったものと考えております。今後とも市といたしましては、地域の活性化と地域雇用の安定、確保に向けまして、国の経済、景気対策等の各種交付金制度を最大限、活用しながら雇用対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の移住定住対策の現状と今後についてお答えいたします。初めに、移住定住の状況ですが、本市では平成17年度にワンストップ窓口を開設してから移住体験事業や情報発信に力を入れ、深川への移住定住を促進してきているところであります。このうち、移住体験事業につきましては、滞在日程のご希望におこたえできるよう日帰りから最長3カ月間まで4種類のメニューを用意しており、平成19年度に事業を開始してから、これまでに59件、131人の方にご利用をいただいております。また、これらの移住体験事業のほか、首都圏等で開催されている移住定住に関する各種フェアへの参加や各種メディアを利用した情報発信に努めた結果、移住実績は、平成17年度からの累計で33件、78人の方に移り住んでいただいているところです。

次に、<sup>いるむ</sup>移る夢深川との連携の状況と会議の内容ですが、<sup>いるむ</sup>移る夢深川は、ふかがわ元気会議移住定住促進部会として平成19年度に設立され、情報の発信や相談対応など、市と連携しながら移住定住を推進していただいたところであります。この団体は、平成21年度で3年間の活動を終了しましたが、現在は、移住していただいた方にも参加いただく中で、移住促進会議<sup>いるむ</sup>移る夢深川を設立し活動しているところです。主な活動内容としては、ホームページの開設や深川へ移住された方たちとの交流会を開催したほか、移住された方たちが実際に暮らしてみた感想や本市を選んだ理由などをまとめた移住者の声という冊子を作成するなど、会員みずからがアイデアを出しながら移住希望者や移住された方が必要とする情報発信を行っております。会議の内容につきましては、深川市の移住定住促進施策に対するご意見やまちづくり全般についても活発な議論をいただき、自分たちの活動を通じて深川市の活性化につなげていきたいとの思いを聞かせていただいております。

次に、思い切った施策も必要とのご提言ですが、本市の豊かな自然環境や交通の便など、深川のよさを実感していただくことがより大きな効果を生むものと考えており、移住体験事業の環境整備を行うとともに移住者向けの情報誌やホームページなどを利用した情報発信に努め、移住希望のニーズに応じたきめ細かい対応をしていくことが今後も重要なことと考えております。

○議長（北本清美君） 田中裕章議員。

○15番（田中裕章君） それでは、2点再質問させ

ていただきます。

まず、当市の観光の今後についての北海道インバウンド特区について再質問をさせていただきます。外国人に免許を持たせるということは、車で自由どこでも行けるということであります。この提案は、外国人の事故や犯罪をふやし、北海道民、そして深川市民の安全を脅かすものと考えます。外国人の観光客に依存するのはある程度いたし方ないと考えますけれども、道民、市民の安全確保のため、山下乡長みずから声を上げていく考えはありませんか。再度お伺いいたします。

次に、雇用についてでありますけれども、雇用に結びつかなかつたらハローワークに行けと、非常に冷たいような答弁でありました。もう少し一歩踏み込んだ取り組み、対策はないのかお伺いいたします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 再質問にお答えいたします。

最初に、観光の今後についてですが、北海道インバウンド特区についてですが、国が実施しようとする総合特区制度の制度設計のため、昨年の7月に新たな提案の募集が行われまして、北海道観光振興機構が提案書を提出したものであります。この総合特別区域法案につきましては2月15日付で閣議決定されておりますが、現在は全国から提出されました358件に及ぶ提案書について、提案されたプロジェクトの細部調査が行われているところでありますので、その調査結果が公表された後に、議員ご指摘の観点にも十分留意しながら市としての対応について見きわめていきたいと考えております。

次に、雇用に結びつかなかつた方への対応についてでありますけれども、市といたしましては、北海道市長会を通じまして、緊急雇用創出事業の継続など積極的かつ強力に雇用経済対策を講じていただくよう国に要請しておりますし、国では早期の就職を支援するための措置などを主な内容としました求職者支援制度の創出を図ることとされておりますことから、これらの支援制度の周知徹底と有効活用を努め、雇用に結びつけてまいりたいと考えております。

○議長（北本清美君） 以上で田中裕章議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時18分 休憩）

(午前11時28分 再開)

○議長(北本清美君) 休憩前に引き続き開議します。

一般質問を続けます。

次に、北名議員。

〔北名議員、質問席へ〕

○16番(北名照美君) 毎日のニュースで一番気になるのは、北アフリカ、リビアの情勢です。チュニジアでジャスミン革命が起こり、エジプトで民主革命が起こりました。民衆の蜂起、独裁政権打倒の動きは燎原の火のごとくアフリカ大陸を席卷しています。2011年は間違いなく歴史に記される年になります。国内に目を転じると、民主党政権の混迷が目を覆うばかりの状況であります。国民生活を守るべき政治が機能していない、機能できない状況に陥っています。政治と金の問題、普天間米軍基地移設問題、そしてTPP問題、こうした肝心かなめの問題での裏切りは、国民の中に閉塞感となって広がっています。毎年3万人を超える自殺者という異常さ、頻発するコンビニ強盗など社会が病んでいる、壊れていると感じます。これを打破して、希望ある社会を取り戻さなければなりません。安定した暮らしと社会をつくるため、私たち日本共産党、そして私はこれからも努力をしていきます。

質問に入る前に、答弁について一言注文しておきます。再質問、再々質問に対して、1回目と同じ答弁を繰り返す愚はやめていただきたい。私も、そして行政の皆さん方も市や市民のためという共通の土俵で議論しているわけですから、ものによってはガチンコがあって当然であります。おのずから理事者答弁があってしかるべしと、そのことを申して質問に入ります。

最初の質問は、学校給食についてであります。この2月、岩見沢市の給食センターでつくった給食を食べた1,500人を超える児童生徒が食中毒になるという重大な出来事が起きました。原因は、共同調理場にあったことが明らかになっています。子供たちが楽しみにしている学校給食、一番の基本は安全です。その信頼が失われる出来事であります。深川市は大丈夫かとだれもが不安を持って見ていると思います。

3点聞きます。1、深川の給食センターにおける衛生管理について、現状はどのようになっているか。

2、保健所の立入検査について、これまでの状況、そしてその指摘や指導が文書または口頭であったとすればご報告いただきたい。

3、主食の御飯、パンは市内業者がつくって直接学校に納入をしています。この二つの工場の衛生管理状況はどうなっているか。また、そのことについて、市教委、給食センターはどのようにかかわっているかお尋ねします。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長(一原慶逸君) 学校給食について数点にわたり質問をいただきましたので、お答えをいたします。

初めに、当センターにおける衛生管理につきましては、文部科学省の学校衛生管理基準や学校給食調理場における手洗いマニュアル、学校給食におけるノロウイルスによる食中毒及び感染性疾患防止のための留意事項、さらに北海道教育委員会が作成しました学校給食衛生管理マニュアルなどに基きまして、常日ごろから衛生管理の徹底及び食中毒の発生防止に努めております。今後におきましても職員に対し、衛生管理の重要性と遵守の徹底を図りながら、適正な管理に努めてまいります。

次に、深川市学校給食センターに対し、これまで保健所からの指導があったかについてであります。深川保健所による衛生管理点検が年2回実施されており、直近では昨年11月12日に施設設備、従事者等、原材料の取り扱い、調理器具、容器及び調理などの54項目について点検が行われました。点検表の中で、点検結果について3点の指示事項があり、一つは、揚げ物などの食品について、調理終了から喫食、実際に食べるまでの時間が2時間を超過するものがあること。二つ目には、配送に30分程度の時間を要する学校があること。三つ目は、配送過程における温度管理を十分に行うことであります。点検表以外に、改めて文書あるいは口頭による直接の指導は受けておりませんが、今回の点検結果につきまして、いろいろな工夫をしながら改善するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、納入業者の衛生管理、特に主食の関係でございますが、給食センターとどのようにかかわっているかについてであります。主食用の米飯及びパンの購入につきましては、当センターと財団法人北海道学校給食会とで売買契約を締結しておりますが、

各学校への納入については、同学校給食会から委託を受けている納入業者により行われております。質問の納入業者の衛生管理につきましては、当給食センターが納入業者に対して指導指揮権はございませんが、学校給食会との契約書の中には、学校給食会からの委任により当給食センターが当該加工場に立入調査、報告を求められることができるという規定がございます。この委任に基づきまして行う調査ではございませんが、これまでも衛生管理面での改善が必要な場合には、その都度改善を求めているところでございます。また、納入業者の衛生管理の状況と学校給食センターの認識についてでございますけれども、納入業者の衛生管理につきましては、当センターが使用しております学校給食管理マニュアルなどを参考にして、従業員に対し衛生管理の徹底を図ると聞いておりますし、保健所の営業許可業者であることから、当センターといたしましても、それに基づく衛生管理がなされているものと認識しております。今後も適正な管理に努めていただくよう、改善が必要な場合には必要な措置を講じるよう求めてまいります。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 3点目の納入業者の関係で、今いろいろ聞いてわかったことがあります。

それで、教育長それから今答えた教育部長は、納入業者の工場、パン工場と御飯工場、二つあるのですけれども、そこを視察したことがあるかどうか一つ聞きたい。

それから、委任を受けて立入調査することができると。立入調査をしたかどうかは今答えなかったけれども、都度改善を求めていると。管理マニュアルを参考に徹底しているということですが、例えば消毒だとか洗浄だとか、給食センターの管理マニュアルにはいろいろとあると思うのですけれども、それを準用しているというか、そういう徹底をされているのでしょうか。

それから、納入業者の二つの工場については、今の答弁ではそういう点を徹底していきますということとはわかるけれども、徹底してきたと押さえているのでしょうか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） パン工場及び米飯工場につきまして、私が視察したことはございません。

視察につきましては、給食センター所長、副所長、さらには栄養教諭が視察をしていると聞いてございます。

徹底管理につきましては、厚生労働省で大量調理施設衛生管理マニュアルというものが作成されてございますので、これに基づいて適正に実施されるよう、先ほど若干申し上げましたけれども、保健所において衛生管理の点検が行われてございますので、適正に管理されているものという考えでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） この点については、保健所において衛生管理マニュアルでやられていると思うということを言われましたけれども、多分1,700人分の御飯とパンです。それから、プラス妹背牛町分も入ってくると思います。そういう状況なので、きょうこの場では行っていないということを言われているけれども、すごく大事なことだと思うのです。

きょうの道新にも岩見沢市のことが出ていましたけれども、しっかり大丈夫だと言える状況に向けてやっていただきたいということをまず尋ねておきます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 視察につきましては、私が実際に行った経過はございませんけれども、先ほど申しましたように、給食センターの所長、副所長、栄養教諭が行っているものでございます。

今後につきましては、徹底した管理ということも含めながら、考えていく方向にはございますけれども、基本的には給食センターの所長が権限を持っておりますので、そのような取り扱いで進めていきたいと考えてございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 次に移る前に一言言っておくけれども、そういう姿勢がだめなのです。けさの道新を見ましたか。岩見沢市長が学校を回って謝罪すると言ったけれども、1校だけだとか、いろいろな意見が吹き出ているでしょう。こうやって学校給食が重大な問題になっているときに、そんな答弁ではだめです。そのことをしっかり言っておく。

次の質問に入ります。学校の黒板について、このことは12月議会で質問したのです。答弁に問題があると、見過ごすことができないということで、再度質問します。この前の質問で私は、黒板の検査については学校保健安全法、それからその施行規則で毎

学年定期に基準に基づき検査を行わなければならないとなっていることを示しました。答弁で部長は、規則にのっとった検査を全くやってこなかったと言いました。教育長は何と言ったかと。検査していないが違法にならないと思うと、費用もかかるので、直ちに全部検査するとはこの場で言えないと。こういう言い方でした。この答えは、平たく言えば大した問題ではないと、ぼちぼちやるかどうかも含めて検討すると、調査検討と言ったはずだと。私は教育長がこういう認識だということに実は耳を疑ったのです。東高の生徒たちがドキュメントのあの作品で訴えた、そしてそれを議会で私が指摘をした、そのことに対する受けとめとしては、余りに的を射ていない。その姿勢に私は、悲しくなる思いであります。

そこで聞きたいのですが、1点目、正規の検査はだれがどうやってするのか。

2点目、検査にどのくらいの費用、期間がかかるのか。

3点目、毎学年定期に行わなくても、大した問題でないのか。お尋ねします。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 学校教育の法律、規定に基づいた毎年の黒板検査の実施について答弁をいたします。

学校保健安全法第6条において規定されております学校環境衛生基準についてであります。その項目について若干要点を申し上げますと、第1項において、文部科学大臣は児童生徒及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとし、第2項において、学校の設置者は、この基準に照らし学校の適切な環境の維持に努めなければならない。第3項において、校長は、この基準に照らし学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なくその改善のために必要な措置を講じ、また当該措置を講ずることができないうときは、当該学校の設置者に対しその旨を申し出るものとするとしております。さらに、教育長の答弁に触れてございましたけれども、確かに基準の第3については現在実施されておりましたが、黒板に関する他の項目に関する部分、本市の状況といたしましては、学校環境衛生基準第1に定められている照度、まぶしさの検査は学校薬剤師会に依頼し、

また第5に定められている明るさとまぶしさの点検につきましては、教職員による日常的な目視での確認を行っております。その上で、学校からの点検要望や点検依頼の状況を確認した上で、必要な黒板については張りかえなどの対応を実施しているものでございます。学校衛生基準につきましては、維持されることが望ましい基準と認識をしてございますので、違法、適法の判断よりも、色彩の検査を含めての今後の対応を研究、検討してまいりたいと考えてございます。

期間、費用について質問がございましたけれども、この実施に当たっては委託方式にするのか、または学校が行うのかなど、実施する場合にそれぞれ違いが出てきますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） どうもわからない。私は、色票を用いて検査するのだと、そしてあなたは望ましいと。やるのが望ましいと書いてあるのではないのです、望ましい基準を設けているということでしょう。だから、ここに書いてある検査は、毎学年1回定期に行うという、なぜこれをやろうとしないのですか。不思議でたまらないのです。ごたごたごたごた言っているけれども。黒板が大事だということは前回も言ってきたわけだけれども、1枚検査するのにどのくらいの時間がかかると思われますか。わかりますか。そうやって言うから、私は言うのです。そうでなかったら、言わないでもいいことだったけれども、この前の議会で色票ということを使ったでしょう。きちんと黒板検査するには色票があるのだと、それがどこにあるのかわかりますか。色票に基づいて検査するのはだれがやってもいいのですか。だれがやるかも検討してと。全然私はわかっていないという気がするのです。なぜまじめにやろうとしないのですか。時間がかかるとか、金がかかるのというのであればほんの少し譲ることはできないわけではないけれども、時間もかからない、費用もかからないではないですか。そして、それはやらなければいけないということになっているのではないですか。それが脱法だとか違法だとか適法だとか議論したくて言っているのではなく、あなたが言ったから私はきょうここで言ったけれども、やるべきことではないのですか。やりますということはいえないのか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 再質問をいただきました。時間がどれくらいかかるかということにつきましては、私は承知をしてございません。それから色票の関係については、現在、学校薬剤師会が持っている聞いてございます。色票の関係についてそれ以外は、承知してございません。それで、先ほど私が申し上げました年1回の定期検査の実施につきましては、学校薬剤師、検査機関、それから保健主事、または養護教員等がこれを実施することになってございますので、どの実施機関またはどの者が実施することが適正であるのかということも含めて、お時間をいただきたいとお答えしたつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（北本清美君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） お尋ねがありましたので、一つ、違法、脱法については今回、直接的に深く触れないとおっしゃいましたので、そこところは入りませんが、ただご理解いただきたいのは、この色票に基づいて検査をするというのは全体の一つということでありまして、先ほど、部長が申し上げましたように、この検査につきましては、照度ですとか、あるいは日常的に行っている明るさ、まぶしさ、これらの検査は教員なり学校関係者が日常行っております。さらに、学校薬剤師会で照度等の検査も行っております。いわゆる色票、色彩に関する検査が漏れていたのは事実であります。なぜ色彩に関する検査がこれまで実施されなくて、かつ東高さんのビデオでもはっきりやっていないとおっしゃいました。道立校あるいは市町村立校を通してこの色彩の検査をなぜやっていないのかについて少し検証したいと思えますので、これはやらないということではなくて、それらのことを少し調査、研究して対処させていただきたいという立場でございます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 田中昌幸議員。

○5番（田中昌幸君） 今の答弁、教育長の答弁で大分進んでいるのですけれども、私は知りませんという答弁というのは、せめて通告をしていますし、前回の質問でもあるのですから、今、教育長はわかっている答弁なのか、同じところで教育長と教育部長の答弁が全く相反する形と思うのですが、その辺の精査をお願いしたいと思います。

○議長（北本清美君） 暫時休憩します。

（午前11時54分 休憩）

（午後 1時12分 再開）

○議長（北本清美君） 休憩前に引き続き開議します。

ただいま、一原教育部長から先ほどの答弁を補足したい旨の申し出がありますのでこれを許可します。

一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 貴重な時間をいただきましたことにおわびを申し上げます。再質問の答弁におきまして、承知していないと申し上げました2点について補足答弁を申し上げます。

時間がどれくらいかかるのかということにつきましては、本市として実績がなく、また校長、教頭にお聞きしたところによりますと、前任地を含めてこれまで実施した経緯がないということであり、把握していないものであります。

色票の関係につきましては、学校薬剤師会が持っているものと承知していますが、専用の器具でございますので、その他どのようなところで保有されているかについて、承知していないものでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） この件については再々質問をいたします。

教育長は先ほど検査が漏れていたということを認めて、なぜこのほかの学校でしていないかというのを検証したいと言いましたけれども、検証するに及ばず、時間もお金も大層なものではないというのは私が承知しております。そうであるならば、やるという方向での答弁をいただきたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木英利君） 先ほども現時点での私どもの考え方について申し上げましたが、今後、調査研究をして対処してまいりたいと考えています。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 教育に携わる者は、もっと素直と言ったら言葉は易くなるけれども、そういうやりとりをしたかったと思います。

次に移ります。3番目、市立病院について。先日行われた北空知地域医療フォーラムは、大変いい会合でありました。主催した皆さんに、そしてまた、議員では田中裕章議員に拍手を送りたいと思ってお

ります。そういうことで、お医者さんたちがいろいろ言ったことは心に響きました。仕事が好きだと、患者さんに喜んでもらうことが自分もうれしいと、評価されるとモチベーションが上がると。こういう率直な声を聞いたのは非常によかったと思います。

2点聞きます。夜間急病テレホンセンターについては、答えが出ましたけれども、その次の段階で少し聞きます。人的な配置、医療スタッフがどうしても必要だとあそこでも言われておりました。場所の問題はどうなのか。急病テレホンセンターなのだけでも、これをできるだけ急いでやりたいという点では、タイムスケジュールというのはどうなのか聞きます。

それからもう1点は、医師の確保について。前議会で部長は、一部の診療科を除き医局との関係があるから、市民の皆さんにご協力いただくということにはならないというような意味を言いました。この一部の診療科というのは、どうも整形外科と内科のようであると思います。であるならば、とりわけ整形外科については、焦眉の急となっている事で、市民の協力を得るといことは非常に有効なことだと思います。わからないようなさらとした言い方ではなくて、はっきりと一部の診療科がどこどこで、どういう協力を市民に求めることができるのだということを教えていただきたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通義美君） 私から夜間急病テレホンセンターの充実についてお答えを申し上げます。テレホンセンターの充実、まさに北空知地域の医療や市立病院を守る上で大変重要なことと受けとめているところであります。質問にありました、現行体制を変えて、テレホンセンターに受診に際し相談があった場合など、適切なアドバイスができる職員の配置ですとか、それから、ただいま質問にもありました、テレホンセンターの設置場所、現行は深川消防署内で対応してございますけれども、これらの問題、そしてまたタイムスケジュールについてもお尋ねがあったところでございますけれども、これらの方を見直すということは、大変大きな内容変更になっていくと思います。今後の課題として、どのような改善や取り組みができるのか検討してまいりたいと考えております。そしてまずは現行のテレホンセンターが本来の目的に沿って機能するよう、受

診される方の意識啓発が図られるような周知に努めてまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 川端市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（川端政幸君） 医師確保について、私から答弁をさせていただきます。市立病院にありましては、診療科ごとに道内の3医育大学、すなわち北大の医学部、札幌医科大学、旭川医科大学でありますけれども、それらの大学講座より医師の派遣をいただいておりますことから、その結びつきを基本に医師派遣に向けた要請を行っているところであります。しかし、各大学の講座自体も医師が減少している現状にあることから、講座を維持していくため地方の病院に派遣していた医師を講座に引き上げざるを得ない状況となっております。これらことから、特に内科、整形外科にあつては、各講座の理解や申し出もあり、従来の講座にとらわれず幅広く医師確保に向けた取り組みに努めているところであります。このような状況の変化もありますことから、内科、整形外科を主体に、市民の皆様から医師確保につながる有益な情報をいただくことも必要なことと考えますので、そのことに向けた具体的な取り組みを検討してまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 最初のは答えていないけれどもいいです。やむを得ないでしょう。

次に、除排雪についてお尋ねをいたします。豪雪地帯の私たちにとって、雪の問題というのは大変ありがたいという一面もありますし、何とかしなければいけないという一面もあります。それで、この除排雪にかかわる、とりわけ現場の作業の皆さんには、朝早くから一所懸命やられているという姿に接しながら心から感謝もしたいと思っております。同時に、この除排雪の制度といいますか、深川市のやり方も、長い目で見てくれば随分前進したと思っております。しかし、このところは少し足踏みしているという率直な思いもいたします。

それで、もう一步その足踏みを前へ進めるということが必要だという思いで質問するわけですが、特に除排雪の車が玄関口に置いていく重い雪は、お年寄りや女性の家庭だとかにはとりわけ大変であります。このことについては何とか踏み込んで、大変だという思いが解消されるような方向にぜひ踏み込んでいく必要があると思っておりますので、その点についての考えを1点聞きたい。



2点目は、除排雪については、特に市民との意思交流というか、そういうことを抜きには進まないものでもあります。懇談会をすとか、あるいはニュースをつくって配布をすとか、そういうことをやっている自治体もありますし、ぜひその辺の考えを聞きたい。

3点目、ロードヒーティングと融雪槽の関係であります。一つは、今、融資制度なのですけれども、以前は助成制度だったわけです。市民にとってみれば助成のほうがはるかにいいという点では、何とかそういう方向にならないのかということと、融雪槽は地下水のタイプを除くとなっているのです。これを何とかなくしていくことを提言したいわけですが、その辺がいかかかと。

もう一点は、このJR深川駅前から旧拓銀までの道道の歩道除雪であります。ことしもいろいろあって、土現さんの協力といいますが、土現さんの対応で非常にきれいになっております。この点については、来年度以降もあそこがきれいな状況になるためにどうするのかという考えを聞きたいです。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

山下市長。

○市長（山下貴史君） ただいまの除排雪に関して、市の除排雪作業についての一層の改善といったことについて、何点かご指摘、質問がございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

まず初めに、少し一般論でございますが、今シーズンの降雪量についてでございます。2月末現在で申し上げますと、累計の降雪量は577センチメートルで、昨年と比較しますと実は70センチメートルほどの減少ということになっております。また、積雪深といいましょうか、降り積もった雪の量ということでございますが、2月末現在では89センチメートルということで、これも昨年と比較しますと実は16センチメートルの減少ということに相なっております。ただ、1月に大変たくさんの雪が降りました。1月13日から18日の6日間で、累計降雪量は101センチメートル、1メートルぐらい降ったと。また、積雪深では12日の50センチメートル、そして18日の101センチメートルということで、短期間にかなりの降雪があったということで、深川市のみならず岩見沢市など他の市町でも大変な豪雪災害ということで報じられたりした状況になったわけでございます。その折に、深川市におきましても、一部、除排雪作

業が間に合わないなどの支障が出たということではございましたが、昼夜を分かつため除排雪作業などによりまして、市民の皆様様の安全な交通を確保するという面では十分使命を果たせたのではないかと考えているところでございます。

そこで、お尋ねの門口除雪についての対応ということでございますが、市民の皆様から寄せられる除排雪に関する苦情で一番多いのが、実は門口除雪でございます。こうした苦情をいただきますたびに担当の者が極力現地に赴きまして、事情をご説明した上でご理解いただくよう対応に努めているところでございますが、今後より一層丁寧な対応に心がけるということにいたしまして、市民の皆様に対する市の除排雪作業の内容などについての広報でありますとか、あるいはホームページを通じた周知の方法などについてさらなる充実を図るといったことで調査研究を進めてまいりたいと考えております。

それから、融雪施設設置資金融資制度については、議員がおっしゃるように、当初、融雪施設設置に係る工事費の一部を上限10万円として助成することで平成9年度に制度化されまして、15年度まで実施をまいりましたが、16年度からは現行の無利子による融資制度に変更したという経過があるわけでございます。こういう経緯がございますので、これを受けとめて考えていかなければなりません。先ほど申し上げた平成9年度に助成事業を制度化したその当初から地下水を利用した融雪施設については補助の対象外としてきたものでございまして、その理由としては、当時、やはり地下水のくみ上げということによる環境への影響を懸念したということだろうと理解をいたしておりますが、ただその当時から今日まで既に相当の期間が経過しておりますので、今後におきましては、今現在の市内におけるそうした地下水利用施設の設置状況がどの程度普及しているのか、どの程度あるのかといったことや、また今後そうした地下水を利用した融雪施設の設置需要はどの程度あるのか、見込めるのかなどについて調査をいたしまして、所要の対応をこれは真剣に検討をまいりたいと考えているところでございます。

それから最後に、JR深川駅前からプラザ深川間の歩道除雪についてお尋ねがございまして、これは道道深川停車場線、いわゆる駅前通りの歩道除雪についてでございますが、この駅とプラザ深川間の歩道除雪については、ご承知のようにロードヒーティ

ングによって除雪を実施しておりますが、このロードヒーティングの一部が故障して通電していない部分があるという状況でございます。このため、通電していない箇所ときちんと電気を通っている箇所で積雪に差が当然出てまいりますので段差が生じる。非常に歩行しづらいといった状況が実は毎年生じているわけでございます。こうした状況からことしは、先月、段差解消のため、この道道の管理者であります北海道の出張所に雪割り作業を実施していただいたところではありますが、やはり抜本的な解決のためには、このロードヒーティングの故障箇所を修繕するといった対策が必要になってこようかと思っております。しかしながらその場合、ロードヒーティングを整備いたしましたときに、地元の商店街であります共栄商店街振興組合と、また本市の間で、このロードヒーティングに関する維持管理協定というものを締結いたしております、この協定に基づきまして、今現在もこの組合に維持管理費用を負担していただいているということでございますので、この協定を受けまして、改修ということになりますと、どうしてもこの共栄商店街振興組合の皆さん方にも新たな負担をお願いせざるを得ない状況になってくるということも考えられるわけでございます。そういった状況をもろもろ踏まえまして、今後この道路管理者であります北海道土現の出張所、それから本市、そして共栄商店街振興組合の関係三者で十分協議をしながら、具体的に根本的な解決の方法、ということが考えられるのか、これについて真剣に検討してまいりまして、できることなら次の冬が来るまでの間に結論を導ければと考えているところでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 次の質問に行きます。障がい者福祉について。

きのう太田議員がバリアフリーについて質問しました。大変いい質問だったと思います。ただ、答えはよくなかったと思います。口では反論しないけれども、心は欠けているというのが率直な感想です。心がないと工夫ができないというか、工夫にもつながっていかないようです。リバーサイドパークゴルフ場のトイレ、この前、1月末の臨時会で言いましたけれども、初めにつくったときには今後このトイレ増設の際には身障者対応が可能な内容で検討することになっているわけです。けれども、すっば

り忘れていたというか、一顧だにできなかったという経過があります。私は、やはり理事者がその点、下から上がってきたのがそれが欠けていたらチェックするというか、あるいは上からきっちりこういう考えで行きなさいというか、そこに弱点があるのではないかと最近いろいろ考えた末に到達したのはそこでした。どうですか。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 障がい者福祉の観点から車いすトイレの設置について、質問をいただきましたので答えを申し上げます。

庁舎を管理する立場ということとあわせて、公共施設全般にわたる基本的な認識ということについても申し上げたいと思っております。今日、ノーマライゼーションあるいはバリアフリーといった理念のもとで、近年整備されます公共施設等においては、適切な対応がなされているところですが、既存施設、特に古い既存施設においては、なかなか今日の水準、求められる水準に達していない施設が相当数あるものと受けとめております。そういった施設にありましても、さまざま利用される方々にとって使いやすい施設であるということが非常に大切なことだと思っておりますので、そのような形になるように努めているところでございます。具体的なことを申し上げますと、例えば市本庁舎を例に挙げますと、建設後相当の年数を経過しているということもありまして、当初はかなり市内でも際立った建物であるということでもございましたけれども、施設の構造において今日の水準に欠けているということも事実でございます。そういったことで、昨日、太田議員の一般質問においても同様の趣旨でさまざま質問いただきましたけれども、庁舎の構造上の問題でありますとか、財政的な観点もありまして、ただちに今対応するということは難しいという状況にありますので、当分の間は併設をいたしておりますデ・アイの多目的トイレをご利用いただくということでご了解いただきまして、その多目的トイレの案内表示でありますとか、関係者の方々に周知をさせていただくなどの対応を図っているところでございます。

○議長（北本清美君） 一原教育部長。

○教育部長（一原慶逸君） 私からは、教育委員会が所管しておりますスポーツ施設の車いす等の使用が可能なトイレについてお答えを申し上げます。

市内のスポーツ施設においては、総合体育館を初め、市民球場、陸上競技場、総合運動公園、桜山公園、入志別さわやか広場に車いすで使用可能なトイレを設置しております。今日の福祉社会の中において、障がいを持つ人や車いすで使用できる車いす対応トイレ等の設置につきまして、十分に配慮すべきものと認識をしております。企画総務部長も答弁しましたけれども、今後、公共施設には車いす等で使用できるトイレを設置するという基本的な考え方を持っておりますが、施設の状況、市民要望、予算等を勘案しながら順次進めていく考えであります。スポーツ施設やリバーサイドパークゴルフ場におきましても、車いす等トイレの設置につきましては、今後も研究、検討してまいりたいと存じます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 次の質問に行きます。商工振興について。

先日、商工会議所と市議会議員が懇談する場がありました。会議所のある役員の方が、アメリカの圧力で大店法が改正され、大型店が野放しになって、それが大きな原因で小売店がつぶされたと言いました。私の記憶では、国会で大店法改正が出されたときに、共産党だけが反対したという認識をしております。遅まきであっても、こうした形で合意ができるような認識になってきていると。一緒になって、小売店を盛り上げるための運動ができるというような率直な思いがいたしました。

3点聞きます。1点目、緊急保証制度について、その内容は簡潔に、実際の様子はどうなっているか聞きます。

2点目、プレミアム商品券であります。私は、この議論をしたこの場でも、小売店にしっかりとシフトしたものにしたいと言いました。そうっていないような感じもしますけれども、どうなっているか聞きます。

3点目、市職員のボーナス時に商品券の協力依頼をするべきということを言いましたが頓挫しております。この点について、その後の推移なり考え方を聞きます。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

沢田経済・地域振興部長。

○経済・地域振興部長（沢田敏幸君） 商工振興についての緊急保証制度とプレミアム商品券についてお答えいたします。

初めに、国の緊急保証制度についてであります。国の中小企業の資金繰り対策として、昨年2月15日から始まりました景気対応緊急保証制度は、以前からありました保証制度を、一部業種を除く原則全業種の方々が利用できるよう、対象業種の指定基準、利用企業の認定基準を改め、使い勝手のよいものにした制度であります。この制度の概要につきましては、平成23年3月までの保証制度であり、指定された業種に属し、売上等の減少について、市町村長の認定を受けた中小企業が対象で、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で8,000万円が無担保で、普通保証では2億円まで100%信用保証協会の保証を受けることができるものであります。また、保証期間は10年以内でそのうち据置期間は2年以内で、保証料率は0.8%以下となっております。お尋ねのありました、本市でのこの緊急保証制度の対応状況であります。保証制度が開始された昨年2月15日から本年2月末までの認定件数は、建設業が14件、製造業が4件、輸送業が6件、卸及び小売業が23件、不動産、料飲店、宿泊業及びサービス業が21件の合計68件となっており、いずれも申請に対し速やかに認定をしているところであります。次に、国の緊急保証制度の今後についてであります。現行の保証制度は今月末で期限切れとなりますが、国では引き続き資金繰りの支援に万全を期することが必要であることから、業種を問わず売上高の減少などの影響を受けている小規模企業を対象とした小口保証制度や、特に業況の悪化している業種に属し、かつ売上額が減少している中小企業を対象にしたセーフティーネット保証制度を現行の景気対応緊急保証制度の認定基準をさらに緩和して適用し、現行の景気対応緊急保証制度と同じ保証割合及び限度額とするほか、融資額の8割程度を保証する一般保証の利用も可能となる中小企業金融支援策を本年4月以降も行うこととしております。本市といたしましては、依然として厳しい経済状況下にある市内中小企業等がこれら支援制度を有効活用できるよう商工会議所や金融機関等と連携を図り、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、プレミアム商品券の内容についてであります。今回のプレミアム商品券事業につきましては、深川市商店街振興組合連合会を中心に、各商店街振興組合及び深川商工会議所などによる深川プレミアム商品券事業実行委員会が2月24日に組織され、今

まで実施してきましたプレミアム商品券事業における諸課題の解決なども含めまして、実施要領などの詳細について検討をいただいたところであります。商品券の名称につきましては、深川とくたくとく2.0商品券とし、1人1セット限定で3,000セットを販売することとし、1セットの内訳としましては、全加盟店で使用できる共通券1,000円券10枚と大型チェーン店では使用できない専用券500円券4枚を1セットとした額面総額1万2,000円分の商品券を1万円で販売するものであります。商品券の発売日は、新年度へ向けて需要が多くなる時期に間に合うよう3月13日曜日とし、使用期限は5月31日までとなっております。事務経費につきましては、きめ細やかな交付金を活用した市からの交付金のほか、実行委員会、構成団体及び加盟店舗からの負担金で賄われるものであり、現在は3月13日の発売開始へ向け、非常に限られた期間、時間の中で精力的に準備が進められているところであります。

○議長（北本清美君） 坂本企画総務部長。

○企画総務部長（坂本光央君） 3点目のボーナス時における市職員の商品券協力についてお答えをいたします。本件につきましては、これまで市議会定例会におきまして質問をいただきまして、その際、群馬県桐生市における取り組み事例を紹介いたしまして、経済団体としての主体的な取り組みのもとの対応が適当であると答弁させていただいたところでございます。その後、新たな展開等のお話は伺っておりませんが、質問いただきましたので、改めまして関係団体の検討状況等をお聞きし、その上で市としてどのようなことが可能なのか検討してまいりたいと考えます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 最後の質問は、国民健康保険についてであります。

この制度は、命と健康を守る大事な役割を持った制度であります。であるにもかかわらず、保険税が非常に高く納めるのが大変だと。あるいは納められない。また、そういうことによって保険証の引き上げという言葉を使いますが、資格証明書になるという事例も生まれています。

簡潔に3点聞きます。深川の国保税について、どのような認識を持っているか。高いという認識を持つとするならば、それに対する手立てはどうか。

2点目、申請減免について、実態と制度の周知に

ついてはどうなっているか。

3点目、資格証明書であります。先ほど言いましたように、これは問題があるというような私たちの位置づけですけれども、その状況と市の対応。

4点目、制度の広域化の問題です。山上市長は常々、広域化を是とすることを表明しているように見受けられますが、そのメリット、デメリットはどう押さえているのか、私たち日本共産党は広域化に反対であるという立場でありますけれども、まずはお知らせをいただきたい。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通義美君） 4点の質問をいただきましたので順次お答えを申し上げます。

まず、国保税が本市の場合、高いのか、その引き下げの手立てはという1点目の質問でございましたけれども、まず国民健康保険制度そのものが、これは本年、半世紀を迎えまして、国民皆保険の中核的な役割を果たしてきております。国保に内在する構造的な問題については、無職者、高齢者の方、低所得の方が加入をされていると。今日的な社会経済の大きな変化によりまして、市町村国保の財政運営は、非常に困難な状況があると言われております。そこで、本市の国保税が高いのかという認識ですけれども、私個人としまして、やはりこの国保税の税負担は大きなものがあると。低所得の方が納付をするというのは本当に大変なご苦労があると思っております。また、その国保税を下げる手立てということですが、市といたしましては保険者の立場で、国に対してこれまでも低所得者層に対する国保税の軽減措置の現行緩和、これは現在7割、5割、2割の軽減ですが、これを例えば9割ですとか8.5割ですとか、新たなそういう軽減措置の拡大を求めたいと。また、地方単独事業の実施によりまして、国庫補助金の削減がされます。独自の取り組みをするとその分は財政的に豊かなのだということで削減されることがございますので、これの廃止。それから、課税限度額の引き上げの凍結などの要望を行い、少しでも税負担が軽減となるよう努力をしておりますが、今後においても国に対しまして、負担金補助金、いわゆる国の公費負担の増額を要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の国保税の申請減免の周知と状況についてでございますけれども、申請減免の区分には、

生保受給、特別の事由、生活困窮、災害、身体障がい者などがありまして、生活困窮については、平成22年度より、失業、休業及び廃業等による所得減少要件を緩和したところでございますが、その実績について現年分で申し上げますと、20年度は生保受給27件、特別の事由42件、21年度は生保受給16件、特別の事由49件、災害1件、22年度は本年1月末現在の数値となりますが、生保受給20件、特別の事由50件となっているところでございます。この国保税の減免の周知につきましては、納税通知書を送付する際に、その中の文書で条例減免の該当事例を掲載して個々に周知をしているところであります。

次に、3点目の資格証明書の対応と交付実績についてでございますが、資格証明書の交付につきましては、きちんと国保税を納めていただいている被保険者との公平性を維持する点からも、特別の事情がないにもかかわらず1年以上の長期間にわたりまして滞納している被保険者に対し、平成20年度から資格証明書を交付しているところでございます。次に、資格証明書の交付件数についてでございますが、平成22年度で申し上げますと、8月末現在の交付者が31世帯ありましたが、その後、納付相談等によりまして10世帯が短期被保険者証の該当になるなど、21世帯に減少しておりましたが、本年2月24日現在で、新たに11世帯が追加されたことから、現時点で32世帯に資格証明書を交付しているところでございます。

次に、4点目の国保の広域化についてのメリット及びデメリットについてであります。国保の広域化のメリットとしては、市町村国保には小規模保険者、いわゆる小規模な自治体による保険者が多く、財政が不安定であることから、より多くの市町村が集まり、事業を運営することで財政基盤の強化を図ることができ、このことで国民皆保険の中核である国民健康保険制度の維持につなげていくことができることが最大のメリットだと考えております。一方で、都道府県単位で広域化することにより、同一県内で、本市は北海道ということになります。保険料が統一されますので、保険料が上がる市町村と下がる市町村が出てまいります。また、医療費や所得水準の市町村格差による利害等が発生するなど、デメリットというより乗り越えるべき大きな課題があることも認識しているところでございます。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 今、通部長の答えを聞いて、

最初に低所得者やそういう人たちの立場で、個人的に思うけれども重いと言ったことをすごくいい言葉だったと聞きました。そういう受けとめをした上で、いろいろな制約があるからうまくいかないことはあると思う。私はきょうこれが最後の質問になったけれども、さっきから教育委員会と話したりしていても、こういうことが感じられなかったのです。悪いけれども、企画総務部長の障がい者の問題もそうだった。そういう意味では、まずやはり市民の認識というか、気持ち、そこがわかる職員になってほしいし、最後に通部長がそれを言ってくれたので、私は少し救われると言ったら変だけれども、よかったです。

それで、一つだけ聞きたい。個々に周知したと言っていました。これはこれでいいと思うけれども、やはり制度というのは個々にすると同時に広くしてもらわなければならないというか、結構知らない人が多いのです。その点について。

○議長（北本清美君） 答弁願います。

通市民福祉部長。

○市民福祉部長（通義美君） 減免制度の周知のお尋ねでございますけれども、全被保険者に国保だよりというものを発行してございます。これについて、今、議員がおっしゃられた内容について掲載をして、広く周知をしていきたいと思っております。

○議長（北本清美君） 北名議員。

○16番（北名照美君） 少し言いたいことがあるけれども、終わります。

○議長（北本清美君） 北名議員の一般質問を終わります。

---

○議長（北本清美君） お諮りします。常任委員会開催等のため、3月10日、11日、14日から18日、22日の8日間休会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、その8日間休会することに決定しました。

---

○議長（北本清美君） 以上で、本日の日程はすべて終了しましたので、本日はこれで散会します。

なお、3月23日は午前10時から開議します。

（午後 1時55分 散会）





平成23年第1回定例会

平成23年3月23日（水曜日）

深川市議会定例会会議録 (第6号)

平成23年 3月23日(水曜日)

午前10時28分 開議

午後 1時29分 閉会

○議事日程(第6号)

- 日程第 1 委員会報告第 1号  
議案第16号 深川市職員給与条例の一部を改正する条例について  
議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第18号 深川市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 委員会報告第 2号  
議案第20号 深川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
議案第21号 深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 委員会報告第 3号  
議案第22号 市道の路線廃止について  
議案第23号 市道の路線認定について  
議案第24号 深川市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 委員会報告第 4号  
議案第 4号 平成23年度深川市一般会計予算  
議案第 5号 平成23年度深川市介護保険特別会計予算  
議案第 6号 平成23年度深川市国民健康保険特別会計予算  
議案第 7号 平成23年度深川市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 8号 平成23年度深川市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第 9号 平成23年度深川市地方卸売市場特別会計予算  
議案第10号 平成23年度深川市

- 下水道事業特別会計予算  
議案第11号 平成23年度深川市土地区画整理事業特別会計予算  
議案第12号 平成23年度深川市駐車場事業特別会計予算  
議案第13号 平成23年度深川市水道事業会計予算  
議案第14号 平成23年度深川市病院事業会計予算
- 日程第 5 議案第39号 平成22年度深川市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 6 議案第40号 深川市監査委員の選任について
- 日程第 7 意見案第 1号 東北地方太平洋沖地震の救援に関する意見書  
意見案第 2号 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書
- 日程第 8 閉会中の継続審査について
- 日程第 9 閉会中の所管事務調査について



(午前10時28分 開 議)

○議長(北本清美君) これより本日の会議を開きます。

○議長(北本清美君) 事務局次長から諸般の報告を申し上げます。

○議会事務局次長(渡辺加代子君) 初めに、総務文教常任委員長から議案3件、社会民生常任委員長から議案2件、経済建設常任委員長から議案3件、予算審査特別委員長から議案11件の審査結果の報告がありました。

次に、川中議員外から意見案2件、市長から議案2件の提出がありました。

次に、市長から深川市土地開発公社の平成23年度事業計画に関する書類及び株式会社深川振興公社の第48事業年度の事業計画に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、第1回定例会6日目の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長(北本清美君) ここで3月11日発生の東北地方太平洋沖地震による犠牲者の皆様に深川市議会、深川市長より哀悼の言葉と黙禱をささげたいと思います。

このたびの東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という例を見ない規模の巨大地震であり、多数の死傷者、行方不明者を出すなど、国内観測史上最大の人的、物的被害をもたらす未曾有の大災害となり、地震や津波による被災地の悲惨な状況の映像、報道には衝撃を受けました。また、現在、原子力発電所の状況は予断を許さないものでありますが、関係者のご尽力により事態の終息、改善を願う次第であります。

この大震災においてお亡くなりになられた方々にまずご冥福を申し上げ、行方不明者のご無事を願う次第であります。また、被災された数多くの皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、本市議会も今回の災害で被害を受けた方々のために物心両面のあらゆる支援を全市民に呼びかけ、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

次に、山下市長からお願いします。

○市長(山下貴史君)〔登壇〕 私からも一言申し上げます。

さきの予算審査特別委員会の冒頭でも申し上げさせていただきましたが、このたびの未曾有の大震災において、お亡くなりになられた多くの方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

今回のこの事態は、我が国の経済社会全体をも揺るがす、まさに国家的危機であり、今私たちは一人一人がこの状況をみずからのことと受けとめ、何ができるのか、何をすべきなのかを考え、被災者を思いやり、そしてお互いに支え合うことが求められております。そうした中で本市といたしましては、被災地の一日も早い復興と被災者の平穏な生活への復帰を心から願うものであり、さきにも述べておりますが、本市としてでき得る限りの支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

市議会議員の皆様を初め市民の皆様には、今後被災地域やその方々の復興支援に向け、さまざまなご協力をお願いすることもあるかと存じますが、何とぞ深いご理解を賜りますよう切にお願いを申し上げます。今次の大震災に対する深川市長としての発言とさせていただきます。

○議会事務局次長(渡辺加代子君) ここで犠牲者の方に黙禱をささげたいと存じますので、皆様ご起立をお願いいたします。

黙禱を始めます。

〔黙禱〕

○議会事務局次長(渡辺加代子君) 黙禱を終わります。

皆様ご着席をお願いいたします。

○議長(北本清美君) それでは議事を進めます。

○議長(北本清美君) 日程第1 委員会報告第1号議案第16号深川市職員給与条例の一部を改正する条例についてないし議案第18号深川市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての3件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

渡辺総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(渡辺英雄君)〔登壇〕 ただいま議題となりました議案第16号深川市職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第17号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第18号深川市教育委員会教育長

の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての3件について、総務文教常任委員会で審査しました概要と結果について、ご報告申し上げます。

本議案3件は、今定例会において当委員会に付託され、3月10日に委員会を開催し、所管の部課長等の出席を求め、一括して審査を行いましたので、質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、一般職給料の削減は、市立病院の経営健全化計画の中で、病院支援ありきで行われていると認識しているが、今回の改正で給料削減の期間、率が変わっているが、その考え方を伺う。

答え、給料の削減は、平成20年7月からの病院経営改善方策に始まり23年6月末までを期間としていたものですが、財政健全化法の完全実施に伴い昨年3月に病院の経営健全化計画が策定され、当初の計画では本年で一たん終了という前提でありましたが、病院の経営を取り巻く問題など非常に不透明な厳しい状況の中で、引き続き一定の給料削減措置が必要と判断したところであります。このため、今日的財政状況、対象となる職員等の理解や協力などを総合的に勘案し、削減率を緩和して新たな取り組みという趣旨で平成24年3月まで延長するものです。

問い、一般職給料の削減を緩和し継続するが、その理由と根拠は。

答え、一般職給料の削減率は、今回の改正により現行の率から1%を引いた率に緩和しています。この見直しは昨年10月から検討を始め、当該年度の決算見込みや平成23年度の予算編成など多面的に検討し、最終的に新年度の予算編成方針の収支均衡という大きな方針のもと、総合的判断により職員組合と交渉を行う中で一定率の削減を継続することとしています。

問い、平成23年6月で一般職の給料の削減が解除されると理解していたが、9カ月延長に係る職員組合との協議内容は。

答え、当初は3年限りとしていたものですが、昨年3月の市立病院経営健全化計画策定時点において、市の財政状況や病院の経営状況の見直し、また経営健全化計画が平成27年までであることなど、現行の平均5%削減をベースとした計画とならざるを得ないことを説明しています。交渉では職員組合から3年限りという指摘もありましたが、財政状況などさまざまな事情を説明し、本年2月に合意しています。

問い、特別職の給料削減は政策的な理事者の判断が必要であり、市民の皆さんの財政収支改善に対する協力を考えれば、単純に職員と同じ率での削減緩和でいいかと思うがその考えは。

答え、特別職の給料削減率は条例附則の中で期間がダブっており、本則をベースにした金額の読みかえ規定を設けているため、非常にあいまいになっています。このため病院支援の積算に当たっては、特別職及び教育長の給料20%の削減分を病院に入れる計画で積算をしている経過もあり、今回20%をベースにして4%を緩和する改正としています。なお、特別職の給与体系は、現状の給与本則が平成16年4月1日からの施行であり、特別職報酬等審議会が平成15年以降開催されていないこと、また昨年来から特別職の期末手当の規定についてご指摘を受けており、23年度に審議会を開催したいと考えています。

問い、給料削減の延長であるが、率の削減緩和であると感じており、財政収支改善により市民も大きな痛みを背負い、また市の財政が一息つけるような状況でないかと判断している。市民に対する緩和措置の考えは。

答え、平成23年度は市の財政にとって非常に大事な年度であると考えており、国の地方財政対策の推移、さらに市立病院の経営状況や他の行政需要を見比べる中で、今の赤字体質を脱却して、予算編成が基金の繰り入れなしで24年度以降も続けられる状況となれば、市民の皆さんに対する財政収支改善の内容の見直しを検討したいと考えています。

問い、期末勤勉手当の役職加算が1年延長されるが、その凍結額は幾らか。

答え、市役所と病院を合わせた職員分の凍結額は4,428万7,000円であり、一部事務組合等も合わせると4,875万3,000円です。

問い、市立病院の当番医業務手当の改正により、新たに休日分がふえているがその金額は。また、当番医業務の職員の体制を伺う。

答え、現行より年間で37万8,000円がふえます。看護師の配置は、休日の日勤帯は当番医にかかわりなく交代勤務で行っており、1日勤務者が2人、半日勤務者1人の3人体制です。また、検査技師は午前中に1人を配置し、午後から1人を待機として、放射線技師は休日、当番日にかかわらず1人を配置しています。

問い、今回の削減緩和の改正により病院職員の人

件費がアップするが、それに対する市の追加支援の考えは。

答え、従前より、市立病院に対し年間約1億4,500万円を3年間にわたり特別支援しており、この改正に伴い市立病院の人件費がふえますので、一般会計のやりくりの中で人件費の増加分を上乗せして支援を行います。

質疑終結後、採決に入り、議案第16号ないし議案第18号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。  
○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第16号ないし議案第18号を一括して採決します。

本件に対する委員長長の報告は可決であります。

本件は委員長長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第16号ないし議案第18号は委員長長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第2 委員会報告第2号議案第20号深川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び議案第21号深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての2件を議題とします。

本件について委員長長の報告を求めます。

田中社会民生常任委員長。

○社会民生常任委員長（田中裕章君）〔登壇〕 ただいま議題となりました議案第20号深川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び議案第21号深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての2件について、社会民生常任委員会で審査しました概要と結果について、ご報告申し上げます。

本議案2件は、今定例会において当委員会に付託され、3月10日に委員会を開催し、所管の部課長等の出席を求め、審査を行いました。

初めに、議案第20号深川市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑の中から主なもの

を申し上げます。

問い、平成23年度の出産育児一時金の対象件数の見込みは。

答え、対象件数は、20件を見込んでおります。

問い、本市における過去5年間の出生数の推移は。

答え、本市における出生数は、平成17年度132人、18年度129人、19年度135人、20年度119人、21年度119人という状況です。なお、平成22年度におきましては、2月末現在の実績ですが、122人が生まれしており、若干ふえたという状況です。

問い、深川市立病院での出産件数は。また、そのうち国保対象者は。

答え、深川市立病院での出産件数は、平成17年度134件、18年度131件、19年度151件、20年度95件、21年度65件という状況です。また、そのうち国保対象者の出産件数は、平成21年度10月以降の実績で申し上げますと、21年度4件、22年度は見込みですが6件の予定です。

問い、国保財政が大変厳しい中、さらに出産育児一時金の国の財源措置も削減されるようだが、今回の増額に対する市の考え方は。

答え、国保財政は大変厳しい状況ですが、国保世帯の所得額も減少しており、非常に厳しい生活実態にあります。市として、国保の基本である相互扶助の考え方に基づき、出産にかかわる費用について幾分かでも経済的負担の軽減を図りたいという考え方から、国保運営協議会に出産育児一時金の増額について諮問したところ、国保世帯の経済的負担の軽減に効果があること、安心して妊娠、出産できるといった環境整備にもつながること、また少子化対策にもつながるということで可とする答申をいただきました。このことから、今回増額の提案となったところです。

問い、出産にかかわる費用の全国平均は幾らくらいか。

答え、厚生労働省の資料によりますと出産にかかわる費用の全国平均は、47万3,626円となっております。なお、参考までであります。深川市立病院において普通分娩で7日間入院した場合の出産費用の総額は、若干の個人差はあるようですが42万7,629円となっていると聞いております。

問い、本条例改正において、附則に施行期日が明示されていないのはなぜか。

答え、国は、今国会で審議されている予算案との

絡みで施行日を明示していなかったため、本市としては附則の中で具体的な施行日を決めず、別に規則で定めるという措置をとりました。しかし、施行日を定めた健康保険法施行令が、3月25日閣議決定を経て3月30日に公布予定ということがわかりましたので、法令が公布されましたら滞りなく規則に施行期日を盛り込み、事務に支障がないように取り進めたいと考えています。

質疑終結後、採決に入り、議案第20号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号深川市健康づくり及び医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、市独自の医療費助成事業の実施により国庫負担金、国庫補助金の削減が行われていると思うが、金額はどれくらいか。

答え、それぞれの市町村では独自に医療費助成事業を行っていますが、それらの地方単独事業に対し国は保険者や負担している医療費の一部に一定の率等を掛けて削減するという、いわゆる地単カットというものをしています。この金額については非常に複雑な計算によって算出されており、具体的な金額を申し上げることは困難ですが本市においてもカットをされております。

問い、所得制限についてはこれまでどおり残すのか。また、残すとすればその理由は。

答え、今回の医療費の助成拡大措置については、子育て家庭への経済的な負担の軽減を図ることが目的であり、それによって、より子供を生き育てやすい環境の整備をしていくことから、高額な所得の世帯については助成対象としないことで考えています。

問い、北空知4町の乳幼児医療費の助成状況は。

答え、秩父別町は、小学校6年生まで入院、通院ともに無料です。妹背牛町は、就学前乳幼児まで入院、通院ともに無料ですが、平成23年度から小学生まで無料にする方向で検討を進めていると聞いています。北竜町は、就学前乳幼児は入院、通院ともに無料であり、小学生は入院のみ無料となっています。これは、今回、本市が提案させていただいている中身と同じですが、北竜町は平成23年度から中学生まで無料化することを検討していると聞いております。沼田町は、平成22年度から中学生までの医療費の入院、通院について全額無料を実施してい

ます。

問い、今回の助成拡大に際し、無料のための申請等の手続は必要なのか。また、医療機関の窓口で支払う必要はあるのか。

答え、今回の助成拡大の対応については、一度、医療機関の窓口で自己負担分を支払っていただき、領収書と必要な書類を持って市民課に申請いただくことによって、かかった医療費を払い戻す償還払いを予定しております。当初は窓口負担なしという形を考えていたのですが、その場合、対象者に対して受給者証を交付するための事前申請、審査等の手続が必要となります。しかし、この短期間では事務的作業が進んでいかないという問題がありますので、今回償還払いでの対応とさせていただきますが、できるだけ早い時期に窓口負担なしという形での検討をしていきたいと考えています。

問い、今回の助成拡大について、病院等での対応を初め市民周知を丁寧に行わなければならないと思うが、その方法は。

答え、現在、広報ふかがわ4月号への掲載、ホームページへの登載、毎年度発行している健康カレンダー、深川子育てナビへの記載等の準備を行っており、議決いただきましたら直ちに市民周知を行っていきたく思っております。あわせて、まだ市立病院と協議していませんが、できれば市立病院にも掲示し周知を行いたいと考えています。

質疑終結後、採決に入り、議案第21号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で社会民生常任委員会の報告を終わります。  
○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより採決に入ります。

初めに、議案第20号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(北本清美君) 日程第3 委員会報告第3号議案第22号市道の路線廃止についてないし議案第24号深川市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての3件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

北畑経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長(北畑 透君)[登壇] ただいま議題となりました議案第22号市道の路線廃止について、議案第23号市道の路線認定について及び議案第24号深川市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての3件につきまして、経済建設常任委員会で審査をいたしました概要と結果について、ご報告申し上げます。

本議案3件は、今定例会において当委員会に付託され、3月10日に委員会を開催し、所管の部課長等の出席を求め、審査を行いました。

初めに、議案第22号市道の路線廃止について及び議案第23号市道の路線認定について一括して審査を行いましたので、質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、廃止となる北光町東3条線の43.88メートルの部分は、今後どのような管理になりますか。

答え、廃止により不用となる約320平方メートルの用地は、平成18年に土地所有者から寄附を受けて市道用地としたものです。寄附を受けてから20年を経過していないことから、深川市財産条例第6条により、寄附いただいた土地所有者に無償での譲渡を考えています。

問い、廃止となる路線部分の用地返却について、元の土地所有者と協議していますか。

答え、この議案を提案する前段で土地所有者であった方と協議をしており、無償譲渡することで理解を得ております。

問い、譲渡する用地は道路と間違わないよう一定の方策が必要と考えますが、どのような対応を行いますか。

答え、現在この用地には雪が堆積していますが、用地は舗装されており、雪が解けると車が通行でき

る状況になります。雪解け後、再度現場を確認し、どのような対策が必要か土地所有者となる方と協議する考えです。

問い、二十四孝花園通線の新たに認定となる55メートルの箇所の現況はどのようになっていますか。

答え、この箇所は平成12年に大正緑道公園として整備していますが、その際にボックス化して道路交通に耐えうる構造で施工をしております。

問い、認定となる道路は、いつごろどのように整備されますか。

答え、4月以降に測量設計を発注し、降雪前に、6.5メートルの車道に両歩道の道路を整備する計画です。

問い、認定後の地権者はどのようになりますか。

答え、地権者は深川土地改良区と深川市となり、深川土地改良区には市に無償で貸し付けていただきます。

問い、新たに認定する道路に道路標識は設置しますか。

答え、大正緑道公園を利用する方は認定する道路を横断することになりますので、歩行者の導線を考え、道路設計ができた段階で公安委員会と道路標識などの設置について協議をします。

質疑終了後、採決に入り、議案第22号及び議案第23号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号深川市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑の中から主なものを申し上げます。

問い、道の権限移譲により行う業務のようですが、どのような体制で審査を行いますか。

答え、これまでも開発行為を行う場合、受付後、深川市の基準に基づいて道路や公園、水道、下水道等の整備を行うため、開発行為者と深川市の協議が整い審査した段階で、許可権者の空知総合振興局に進達を行っていました。権限移譲により、今後は深川市が許可権者となりますので、都市建設課計画係を窓口で審査を行っていきます。

問い、どのぐらいの申請件数を見込んでいますか。

答え、平成22年度の申請件数は0件で、過去5年にさかのぼっても申請1件、それに伴う変更申請が1件の計2件となっております。今後の申請件数の想定はできない状況で、平成23年度の手数料収入は見込んではいません。

問い、手数料はどのように算定しましたか。また、北海道の手数料と差はありますか。

答え、手数料の算定方法は道も深川市も同じで、職員給与の1時間単価に業務にかかわる時間数を掛け消耗品費を加算しておりますが、道職員のほうが給与単価が高いため手数料に差があります。例えば、一般的な販売目的で2ヘクタールの宅地造成を行う場合の手数料は、道が42万9,200円、深川市が40万3,000円となり、市に申請するほうが手数料は2万6,200円安くなるものです。

質疑終了後、採決に入り、議案第24号は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で経済建設常任委員会の報告を終わります。  
○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより採決に入ります。

初めに、議案第22号及び議案第23号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第22号及び議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（北本清美君） 日程第4 委員会報告第4号議案第4号平成23年度深川市一般会計予算ないし議案第14号平成23年度深川市病院事業会計予算の11件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

渡辺予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（渡辺英雄君）〔登壇〕 ただいま議題となりました議案第4号平成23年度深川市一般会計予算ないし議案第14号平成23年度深川市

病院事業会計予算の11件について、予算審査特別委員会で審査しました概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、今定例会、3月4日の会議において設置され、同日に正副委員長の互選を行い、引き続き予算の説明を担当課長から受けたところであります。その後、委員会を3月16日、17日及び18日の3日間開催し、審査を行いました。

審査結果につきましては、議案第4号、議案第6号及び議案第7号の3件については賛成多数をもって、議案第5号、議案第8号ないし議案第14号の8件については全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これで予算審査特別委員会の報告を終わります。  
○議長（北本清美君） これより一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

本件は討論の通告がありませんので、これより採決に入ります。

初めに、議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北本清美君） 起立多数。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(北本清美君) 起立多数。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号ないし議案第14号の7件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって、議案第8号ないし議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(北本清美君) 日程第5 議案第39号平成22年度深川市一般会計補正予算を議題とします。

提出者の説明を求めます。

平山財政課長。

○財政課長(平山泰樹君)[登壇] 議案第39号平成22年度深川市一般会計補正予算(第8号)についてご説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出にそれぞれ2,000万円を追加し、予算の総額を160億2,220万円とするものであり、第2条で繰越明許費の設定を行うものであります。

このたびの補正予算は、去る3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震の被災地及び被災者に対する支援対策を内容とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明を申し上げます。10ページをごらんください。2款総務費、1項1目一般管理費2,000万円の増額は、東北地方大平沖地震被災地への見舞金450万円と被災者受け入れに要する経費及び被災地で今後必要になる物資を購入するための経費など1,550万円からなるものであります。

戻りまして、4ページをお開きください。第2表、繰越明許費は、被災地への見舞金等の受け入れ先の状況を見きわめるとともに、支援物資及び被災者受け入れの適切な時期の執行のために、今年度及び新

年度いずれにおいても対応できるよう、あらかじめ繰り越しを行うものであります。

次に、8ページをお開きください。歳入予算につきましては、財政調整基金からの所要額を繰り入れて充当しようとするものであります。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げましたが、原案に賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(北本清美君) これより質疑に入ります。

初めに、歳出、2款総務費。

渡辺議員。

○9番(渡辺英雄君) 2款総務費でお伺いいたします。

.....

何点が申し上げたいと思いますが、大変な未曾有の国の危機を迎えたと言わざるを得ないし、135カ国からの支援をいただいているということも承知をいたしております。3月15日、本市でも自主的に対策本部会議をつくったと聞いておりますけれども、本格的な長丁場になるだろうと考えます。そういうことを考えますと対策本部を設置するべきではないかと考えますし、それに伴う3月16日の予算審査特別委員会前に市長から申し出のありました4点、1点目は災害地における救援活動、2点目は住宅をなくされた被害者の方々の住宅確保、3点目には災害地に対する見舞金の送金、これは説明がありましたように450万円と承りました。そして4点目には職員を配置して協力をする、あるいは義援金の受け付けもすると言われていたところでありまして、こちらの方針について伺っておきたいと存じます。

さらに、ことしは議員の改選期に当たるわけでありまして、公職選挙法に基づくところの公費負担についての節約というのか、あるいは節減ということ考えた場合に、これは違法になるのかどうか。この金額を自主的に支援策に充てるということは、私は違法でないと考えておりますけれども、その点について伺っておきたい。

さらに、音江の広里雇用促進住宅は全部空いているのですけれども、これについてはどのような方法が考えられるのか。あるいは対応する必要性があるのか。市の所管ではないかもしれませんが、そういう点についてどのように考えているか。

さらに、深川市の産米は在庫があるのかどうか

かりませんけれども、米の支援ができるのかどうか。そういうようなことの実態も伺っておきたいと思えます。

次に、きのうか、おとといたったと思えますけれども、政府で岡田幹事長が言われておりましたが、支援対策に取り組んだ市町村については、何らかの支援措置をすると、こう言われているわけでありまして、そのような通知があったのかどうか伺っておきたい。

私も保育園という立場で、道から金銭的な要請と保母職を現地に1,500人くらい出してほしいという要請があります。そのことよりも、少子高齢化時代ということで、二百数十人の孤児がいると承知をいたしておりますので、孤児を引き受けるという発信もいたしたところであります。

いろいろなことが長丁場に出てくると思えます。これらを含めて、できる範疇で私たちがやれるところは頑張っていかなければならない。生きている人の宿命というか、あるいは自助努力をしていかなければならない。そういうことをお互いに認めあったり、許しあったりして協力をしていく、こういうことになるのではないかと思います。

数点申し上げましたけれども、市長の考え方をまず伺っておきたいと存じます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 東出議員。

○13番(東出治通君) 日本の状況が被災地を含めて大変な状況の中ですけれども、こういう中身の審議のときに、議事進行というような形で議事をとめるのは甚だ忍びないのですが、今の渡辺議員の質疑の冒頭で、発言を議会の中でだれかが妨げたような発言があったので、このところだけは私は整理していただく必要があるのではないかと思いますので、議長の取り計らいをお願い申し上げたいと思えます。

○議長(北本清美君) 暫時休憩します。

(午前 11時17分 休憩)

(午後 1時07分 再開)

○議長(北本清美君) 休憩前に引き続き開議します。

ただいま渡辺議員から、先ほどの会議における発言の「まずは」から「存じます」までの部分について、会議規則第64条の規定によって取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

先ほどの会議の「まずは」から「存じます」までの発言の取り消しを許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって発言の取り消しは許可することに決定しました。

議事を続けます。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 松沢議員。

○8番(松沢一昭君) それでは関連質疑をいたします。

一つは今度の地震に当たったの対策本部のあり方ですけれども、この辺をしっかりとっておく必要があると思えますが、考えをお聞かせください。

もう一つは実務的な受付の窓口ですが、いろいろな所管を横断しながらの仕事になっていくと思えます。一般的に考えると総務課がその窓口になると思えますけれども、ここは別個に独自の窓口をつくっていくべきではないかと思えますが、この辺の考えについてもお聞かせください。

○議長(北本清美君) 答弁願います。

坂本企画総務部長。

○企画総務部長(坂本光央君) まず、渡辺議員から6点の質疑をいただきましたので、順次お答えをいたします。

質疑の1点目、本部を設置すべきと、あわせて松沢議員より関連質疑としまして、対策本部のあり方というご指摘もいただきました。私どもの対応としまして、防災の関係で通常よく言われます災害対策本部につきましては、災害対策基本法に基づき、本市において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合について、この災害対策本部を設置し対応するという状況になります。そこで、今回これだけの未曾有の大災害でございますので、本市といたしましても、できる限りのことをやりたいという考え方のもとで、地震発生直後それぞれ所管でさまざまな対応も行ってきておりますが、そこを1カ所できちんと集約をすべきだという考え方のもとで、3月15日ですけれども、市の最高意思決定機関であります庁議をベースにしながら対応を考えたということでございます。庁議ということではなく、東北地方太平洋沖地震の災害に対する対応という意味での被災地支援対策会議という名称をもちまして、3



月15日に1回目を開催し、その後、昨日22日に開催し、さらに今月末の30日に開催予定でございます。その内容につきましては、3月16日の予算審査特別委員会開会前に市長から申し上げております市の対応として4点申し上げましたけれども、これについて、さまざまなことを検討するといった会議でございます。

そこで質疑の2点目ですが、この4点についての具体的な対応策ということでございます。まず第1に被災地における救援活動のための職員派遣ということでございますけれども、今後は幅が広がっていくと思っておりますが、きのう、消防職員3人が石巻市のほうに行くと。これは小樽市が北海道の中心的な役割を果たして派遣の窓口になっているようでございますので、そこで一定の人数を集めて支援隊を設けてということでございます。現地は非常に混乱をしているということで食料もすべて持ち込んで自己完結をするといった対応でございますので、当面、消防職員ということで22日から28日までの予定で行動いただいております。今後いろいろな形で物事の整理がついてまいりましたら一般職員の派遣もありますので、これについては適切に対応していきたいと考えております。次に、第2として、住宅をなくされた被災者の方の本市への受け入れということでございます。これについても、この支援対策会議の中でいろいろ協議しておりまして、市の公営住宅でありますとか移住体験住宅だとか学校共済住宅だとかということで、現状は30戸程度と考えておりますけれども、これについては要請に応じて対応するというところで進んでおります。なお建築住宅室が窓口になっておりますけれども、当然この所管だけではなく物事が進まないと考えております。所管では関係すると思われる課を集めていろいろな意見交換をし、円滑に進むように対応をしているとの報告もありまして、全庁的には理解を深めたというところでございます。第3に被災地に対する見舞金の送金ということで、補正予算の中にございますように450万円と、これは特に被害の大きかった岩手県、宮城県、福島県、それぞれの県に義援金の受付の窓口、口座ができておりますので、それぞれ150万円ずつ対応することで考えていきたいと思っております。第4に職員を初め市民の皆さんからの義援金の受付ということで、これについては企画課が中心になりまして、市内公共施設9カ所でこの義援金に対

する対応を進めておりまして、日赤などを通じて適切に対応できるように考えていきたいと思っております。

次に、質疑の3点目の節約によって一定の不用が生じた場合に、これを支援に振り向けたらどうかという質疑でございます。一般論といたしまして、予算執行に当たりましてさまざまな合意形成に基づいて不用額が発生した場合、これを支援に振り向けるということは当然違法なことではないと考えております。

次に、質疑の4点目、雇用促進住宅の件で質疑をいただきました。この雇用促進住宅については、雇用能力開発機構が所有をしているところでございます。雇用振興協会札幌支所でそれぞれ管理をされており、いろいろな話をお聞きいたしますと3月16日付で厚生労働省から北海道労働局へ、受け入れなどさまざまなことに対応をすべきだという通知がされているようでございます。所管である商工労働観光課から確認をとりましたら、広里にあります雇用促進住宅は76戸ということでさまざまな調査もしているようでございますが、場合によっては北海道から市町村へ申し込みの窓口などもといったお話もあるようでございます。これは、今申し上げましたような管理するところと十分に連携を強化する中で、必要であれば対応していくということになるかと思っております。

次に、質疑の5点目にございました深川産米の支援ということでございます。もちろん米どころ深川でございますので、今後支援物資については被災地がどのようなものを求めるのかということが、きっと整理されると思いますし、受け口で整理されるような対応ができなければなかなか難しい問題がございますので、食糧として米も必要であるということであれば大いに深川産米を支援する、最大の努力をするということで考えているところでございます。

次に、質疑の6点目の支援対策を講じた市町村に対する措置ということで、通知があるのかどうかということでございます。これについては未曾有の大災害でございますので、政府においても地震が起こった次の日の段階で激甚災害に指定をする閣議決定も行い、さまざまな取り扱いをしているところでございます。3月18日に、総務省自治財政局長名で各都道府県知事あてに被災者の受け入れに対応した自治体に対して、阪神淡路大震災のときの措置を踏まえ

て特別交付税措置を講ずることと、あわせて被災地応援に要する経費に対する特別交付税措置を講じる。前段申し上げましたように、被災地への消防職員派遣の関係ですとか、今後想定されるような一般職員の派遣に対応した自治体に対し、所要の特別交付税措置を講ずることということでの通知が参っておりまして、都道府県から各市町村に対しても連絡をするようにというような文書の内容になっております。

それと松沢議員から実務窓口を統一すべきではないかということでございます。まさしくそのとおりでございます。私どももこのような形で被災地の支援対策会議を開催している主な理由といたしますのは、横の連携をきっちりしよう、情報はきちんと持つてということでございます。その中では総務課が全体の統一した窓口になるということですが、この種のことについてはいろいろな利害が絡むことございまして、かなり専門的な業務も中にはございます。そうなりますとすべてを1カ所ということとは非常に難しいですが、ここで大事なものは、さまざまな被災者からの相談だとか要請に対して適切かつ迅速に係る所管につなぐということ、その業務の内容も統一した窓口の中では理解をしていること、職員全体が共通理解をしているということが非常に大事だろうと思っております。これについても昨日の会議の中で出まして、それに対する一定の統一様式のようなものをつくって、みんなが相互理解できるようにしよう、そんなところが論議した経過でございます。

○議長（北本清美君） 終わります。

次に、歳入及び繰越明許費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 終わります。

質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第39号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（北本清美君） 日程第6 議案第40号深川市監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下貴史君）〔登壇〕 議案第40号深川市監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

監査委員のうち識見を有する者から選任いたしております大内俊さんから、本年3月31日をもって退職したい旨の申し出があり、これを承認することといたしましたので、その後任の委員として太田春夫さんを選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものであります。

太田春夫さんの生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。同氏は昭和47年から平成22年までの38年間、一貫して本市の消防行政に携わり、また消防長として手腕も発揮され、市民の安全・安心にもご貢献をいただいていたところであります。

さらに、市行政に精通し、人格が高潔で識見豊かでありますことから、監査委員として選任することに適任であると考えますので、よろしくご同意くださいようお願いを申し上げます。

○議長（北本清美君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより議案第40号を採決します。

本件はこれに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北本清美君） 異議なしと認め、よって議案第40号は同意されました。

○議長（北本清美君） 日程第7 意見案第1号東北地方太平洋沖地震の救援に関する意見書及び意見

案第2号住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書の2件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

長野議員。

○4番(長野 勉君)〔登壇〕 ただいま議題となりました意見案第1号東北地方太平洋沖地震の救援に関する意見書及び意見案第2号住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

初めに、意見案第1号につきましては、お手元の意見案を関係機関に提出するもので、読み上げて提案理由といたします。

意見案第1号東北地方太平洋沖地震の救援に関する意見書。

去る3月11日にマグニチュード9.0という世界最大級の東北地方太平洋沖地震が発生した。巨大地震とそれに伴う最大10メートルを超える津波は、東北地方を初めとする東日本の広い範囲に激甚な被害をもたらした。多数のとうとい人命と住宅などの貴重な財産が失われ、交通・通信網などのライフラインも崩壊した。いまだ多数の住民が孤立し救助を求めており、安否が不明の住民は数万人に達するなど、日を追って判明する被害の状況は拡大している。

また、福島県の原子力発電所においても、その施設が甚大な被害を受け、住民の被曝も確認されており、広範囲にわたり周辺住民は避難を余儀なくされている。現在も、今回の地震による被害の全容は明らかになっておらず、まさに未曾有の大災害である。

多くの地域が壊滅的な被害を受ける中、避難生活を強いられている住民は30万人以上にも上っている。家族を初め、家・財産のすべてを失うなど、被害に遭った住民の不安と悲しみは極限にまで達しており、早急な被災者救済及び被災地復旧のための支援が強く求められている。

ここに深川市議会は、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、被災者に心よりお見舞い申し上げるとともに、被災者及び被災地への支援に全力で取り組み、関係方面からの広範な支援を願うものである。また、政府に対し、人命救助に全力を挙げつつ、被災者救済及び被災地復旧に特別立法での対応も含め、早急かつ積極的な措置をとるとともに、原子力発電所の事故による被害・飛散の拡大防止に努め、正確な情報の把握と開示を行い、既に被曝された方々に

は除染などの万全の体制を整えるなど迅速な対応を行い、国民の不安を早急に解消するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

次に、意見案第2号につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するもので、内容の説明は省略いたしますが、以上、2意見案について、議決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(北本清美君) これより一括質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって本件は委員会付託を省略することに決定しました。

本件は討論の通告がありませんので、これより意見案第1号及び意見案第2号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって意見案第1号及び意見案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(北本清美君) 日程第8 閉会中の継続審査についてを議題とします。

本件は、総務文教常任委員長及び社会民生常任委員長から別紙ご配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

○議長(北本清美君) 日程第9 閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

本件は、経済建設常任委員長から別紙ご配付のと

おり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北本清美君) 異議なしと認め、よって申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

---

○議長(北本清美君) これで本定例会に付議されました事件の審議はすべて終了しましたので、平成23年第1回深川市議会定例会を閉会します。

(午後 1時29分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、

ここに署名する。

議 長 北 本 清 美

署 名 議 員 ( 6 番 ) 楠 理 智 子

署 名 議 員 ( 1 3 番 ) 東 出 治 通